

しものせき

市政の概要

〔 令和5年2月 議会資料特集 〕

下関市議会事務局

は し が き

この市政の概要は、下関市の市政全般にわたる事務事業について、常任委員会所管の課所室、部局若しくは総合支所ごとに編さんしたもので、平成17年の広域合併後、4回目の発刊となります。

下関市の現況と市政の大要をご理解いただく上で、本書が多少なりともお役にたてば幸いと存じます。

なお、編さんにあたり、お忙しい中、貴重な資料の提供等ご協力をいただきました関係各位に対し厚く御礼申し上げます。

令和5年2月

下関市議会事務局

市 章（平成17年10月1日制定）



〔これは、「し」と「も」を魚型に図案化したものである。〕

下関市民憲章（平成19年2月13日制定）

わたしたちは、美しい自然と古い歴史に恵まれたふるさと下関市を愛します。

わたしたちは、下関市民であることに誇りと責任をもって、互いに心を寄せあい、新しい理想のまちづくりをめざしてこの憲章をかかげます。

わたしたちは、自然の恵みを大切にします。

わたしたちは、燃え立つ心を大切にします。

わたしたちは、伸びゆく力を大切にします。

わたしたちは、先人の訓えを大切にします。

わたしたちは、協働の営みを大切にします。

『下関市の慣行』

青い空、緑、花に囲まれたまちづくりのため制定された、
自然を愛する市民の心のシンボルです。



市の花木「サクラ」



市の鳥「ペンギン」(H26.12 追加)



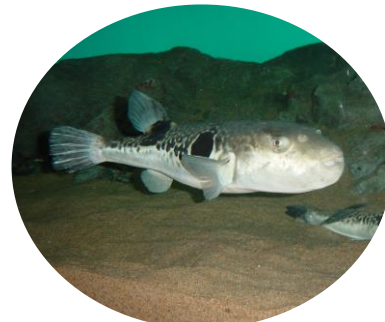
市の花木「ツツジ」



市の虫「ホタル」



市の動物「クジラ」(H23.9 追加)



市の魚「フク」



市の花「ハマユウ」



市の木「クスノキ」

※イラストは「らーじくん」

目 次

総括編	1～
市勢の沿革、地勢、略年表、平成の大合併、人口、財政状況	
総務編	19～
議会、総合政策部、総務部、財政部、市民部、出納室、監査委員、 選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会	
経済編	91～
環境部、産業振興部、農林水産振興部、観光スポーツ文化部 ボートレース企業局、農業委員会	
文教厚生編	175～
福祉部、こども未来部、保健部、教育委員会	
建設消防編	291～
建設部、都市整備部、港湾局、上下水道局、消防局	
総合支所編	377～
菊川総合支所、豊田総合支所、豊浦総合支所、豊北総合支所	
参考編	
主な市出資法人の状況	413～
一部事務組合及び広域連合の状況	424～

総 括 編

市勢の沿革	1
地勢	3
略年表	6
平成の大合併	9
人口	10
財政状況	13

市 勢 の 沿 革

本州の最西端に位置する下関は山陽道の起終点であり、関門海峡を挟んで九州と対峙していることから、早くから西日本の政治経済の交流点として、また大陸にも近いことから外来文化流入の門戸として栄えた。

原始時代では、全国的にも有名な綾羅木郷遺跡、土井ヶ浜遺跡などに代表されるように、響灘沿岸一帯にまず文化の灯がともった。

有史時代に入ってから穴門（あなと）とも呼ばれたが、長門の国府や豊浦軍団が設置されるなど地理的な重要性は高まり、さらに我が国の歴史上の一大悲歌ともいわれる平家滅亡の舞台ともなった。

藩政時代に入ると、毛利氏の治政下において萩本藩、長府、清末の各支藩に分割統治されたが、出船千艘・入船千艘といわれた海運の盛況に見られるように経済的な発展はすばらしく、東北、北陸、九州、四国などの諸国物産が下関に集散され“西の浪華”といわれた。

幕末、外国艦への砲撃に始まり、高杉晋作の回天義挙、倒幕、明治維新へと続く大きな流れは下関から始まったといってもよく、維新志士たちの活躍の場ともなった。また、明治28年には春帆楼において日清講和が行われるなど、豊かな歴史的色彩を持つとともに“港”を中心として躍進を続けてきた。

明治22年に我が国において市制がしかれた際、山口県内では唯一“赤間関市（あかまがせきし）”が誕生し、同35年に下関市と改称したが、以来、市勢は上昇の一途をたどり、大正期及び昭和期には周辺地区と数次にわたる合併を行うことで市域が成長した。

戦前・戦中は水産面、貿易面に、また関釜連絡船などによる大陸への玄関口として繁栄を続けたものの、昭和17年の関門鉄道トンネル開通により、下関の地理的性格も大きな転機を迎えることとなった。

昭和20年、6月と7月の2度にわたる空襲により市の中心街は焦土と化す悲運にみまわれたが、戦後の新しい都市づくりの推進により近代的都市として復活し、水産面でも遠洋漁業の基地として再び東洋一の漁港設備を誇るまでになった。

昭和33年には“青い国道”と称された関門国道トンネルが開通し、北九州経済圏との結びつきが強化されたことに続き、昭和45年に下関～韓国釜山間に関釜フェリーが就航、昭和48年の関門橋の開通や翌昭和49年の中国縦貫自動車道の完成、さらに昭和50年

(市勢の沿革)

には山陽新幹線が乗り入れるなど、わが国の主要な陸上交通の幹線が集中し、陸海交通の結節点として、また我が国屈指の港湾水産都市として発展を続けてきた。

こうした社会基盤の整備を進めながら、サントス市（ブラジル連邦共和国・S46年）、イスタンブール市（トルコ共和国・S47年）、釜山直轄市（現釜山広域市/大韓民国・S51年）との姉妹都市提携、青島市（中華人民共和国・S54年）との友好都市提携締結に続き、平成10年12月にはアメリカ合衆国カリフォルニア州ピッツバーグ市との姉妹都市提携を締結するなど、国際社会に開かれた都市づくりを目指して活発な交流を行っているところであり、平成14年度には、下関市において第54回国際捕鯨委員会（IWC）年次会議が開催され、国際都市・下関に対する市民意識の高揚が図られるところとなった。

平成14年4月1日の特例市指定を経て、平成17年2月13日、旧下関市と旧豊浦郡4町（菊川町・豊田町・豊浦町・豊北町）との新設合併により「新・下関市」が誕生、高度な都市機能を有する市街地と良質な温泉や豊かな自然を併せ持つこととなり、また同年10月1日に山口県で初の中核市移行を果たした。

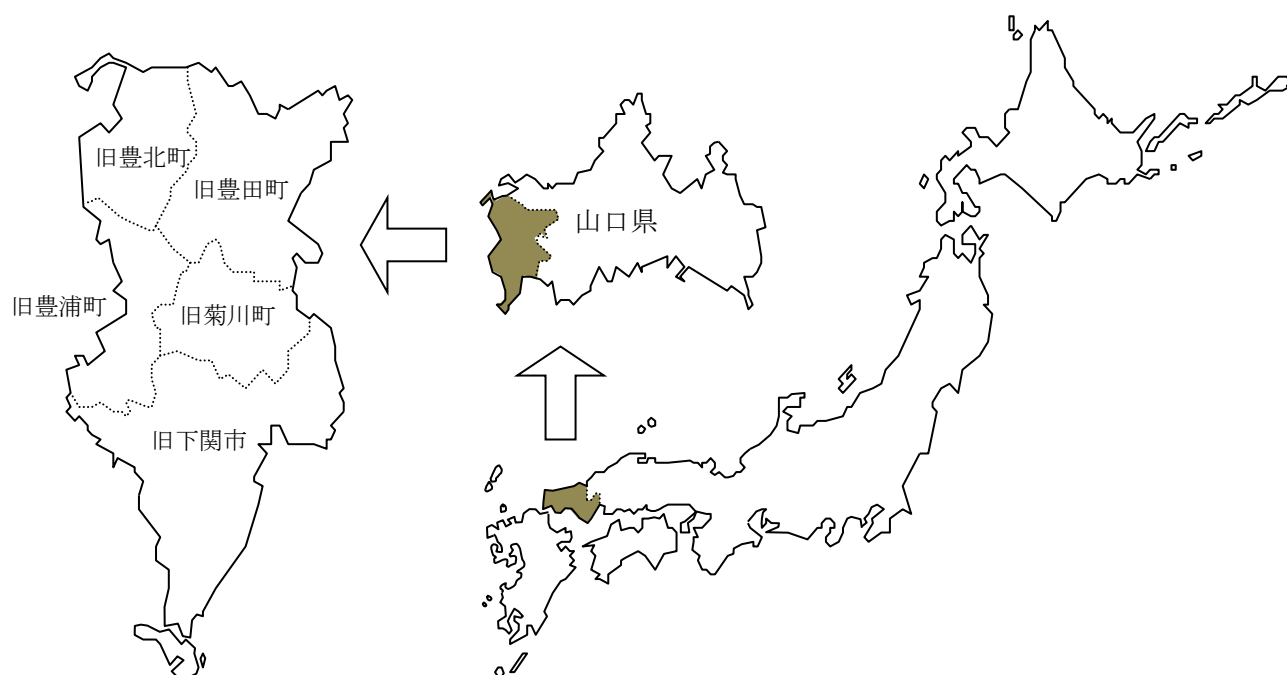
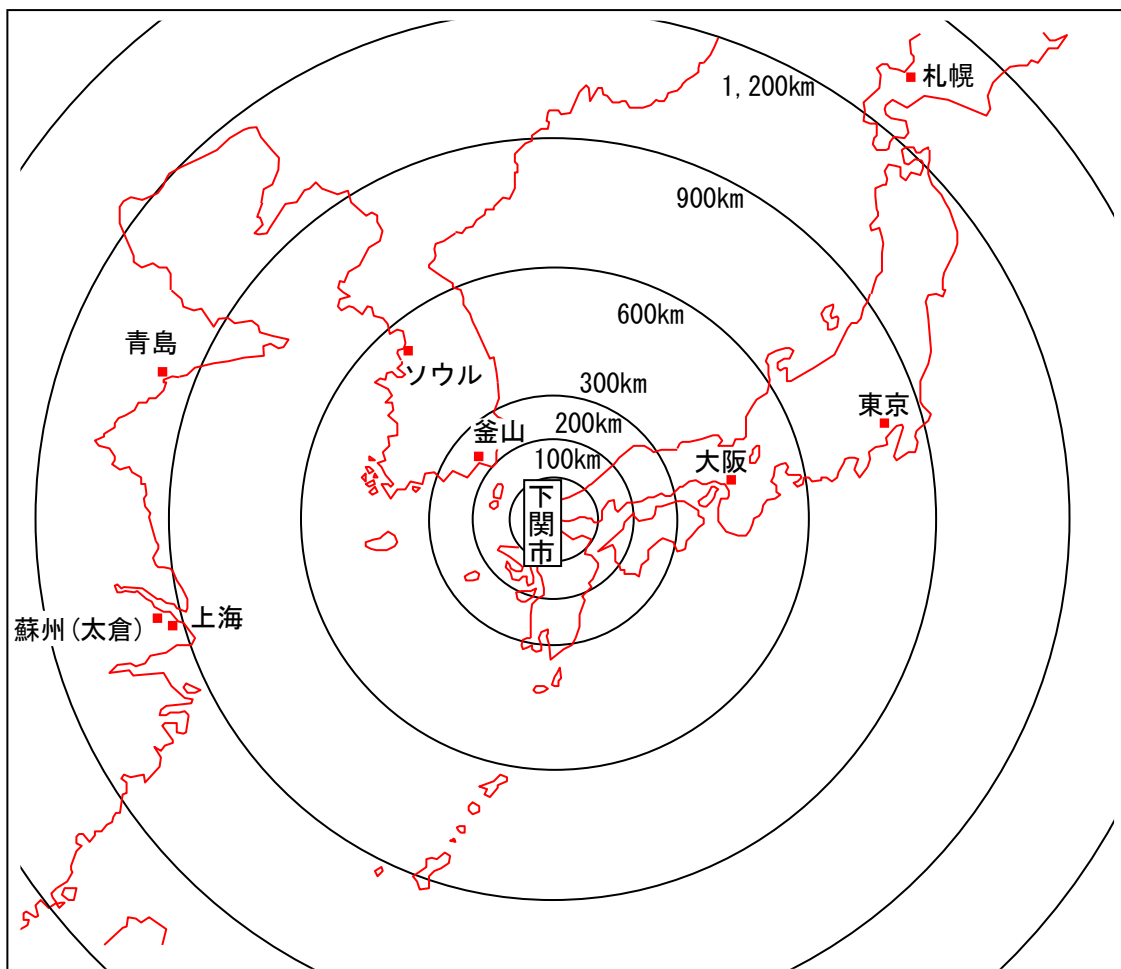
平成27年度に合併10年を迎えるとともに、新たな行政経営の基礎となる「第2次下関市総合計画」が策定され、まちづくりの基本理念が「まちの誇りと自然の恵みを未来へつなぐ 輝き海峡都市・しものせき」と定められたところである。

一方、平成27年10月の国勢調査では、初めて日本の人口が減少に転じ、近年、女性や子ども・子育てへの支援、働き方改革、地方創生の取り組みが加速するなど社会情勢が絶えず変化している中、さらに地震や豪雨といった大規模な自然災害や新型コロナウイルス感染症の大流行など予期せぬ事態も多発しており、住民の安全な暮らしを守り、地域を支える地方公共団体の役割は、ますます大きくなっている。

このような中、本市においては、コロナ禍によって生じた意識や行動の変化を新しい時代の契機と捉え、本市のポテンシャルを最大限に活かし、活力あるまちづくりを推進するための諸施策が着実に進められている。

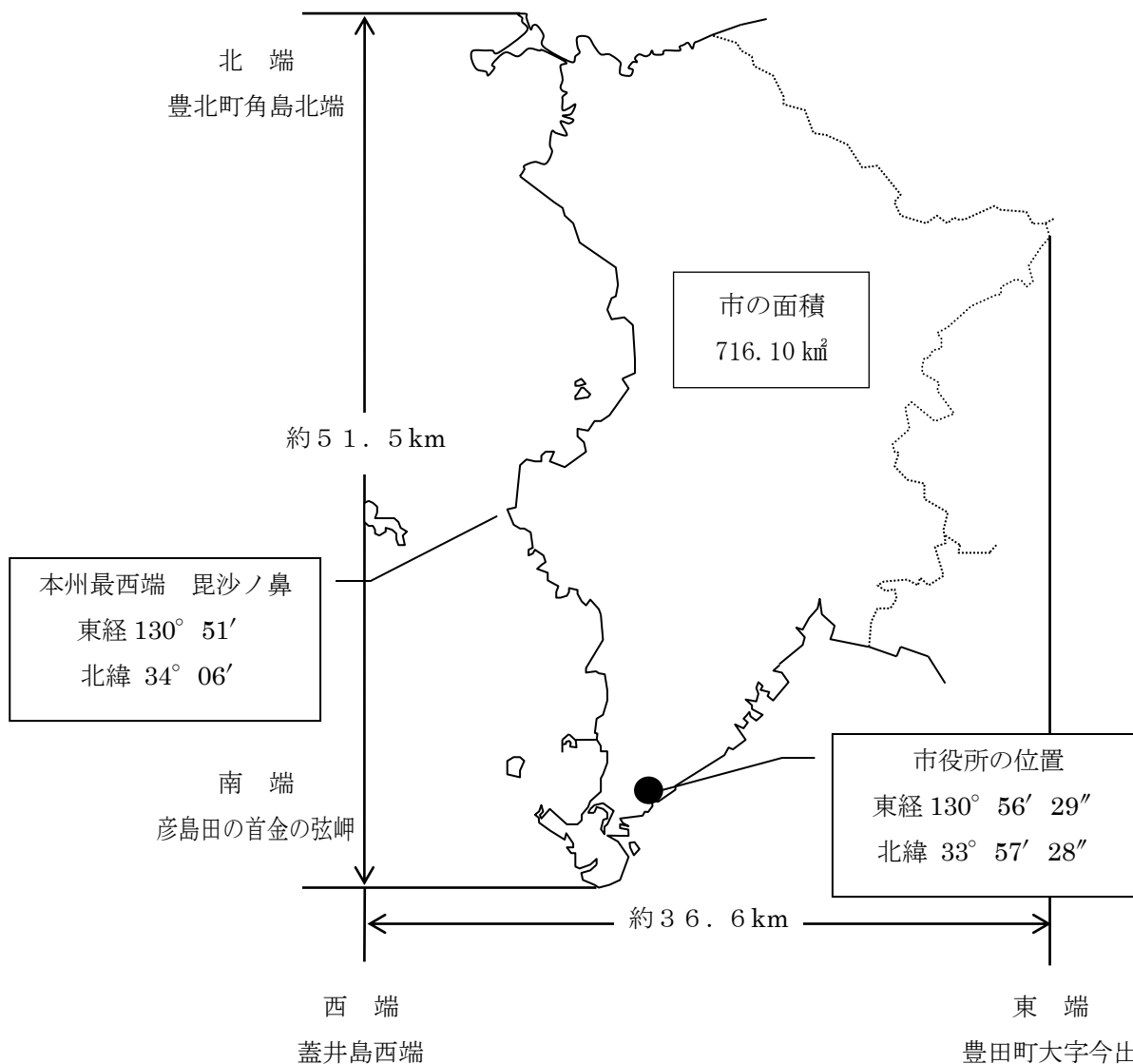
地 勢

1. 市の位置



(地勢)

2. 市の範囲



※ 資料源 (数値のみ) : 『電子国土 web』 電子国土事務局 (市の面積は R3 「全国都道府県市区町村別面積調」 より)

3. 主な島

名称	面積
彦島	10.58 km ²
角島	3.84 km ²
蓋井島	2.32 km ²
六連島	0.69 km ²
竹ノ子島	0.18 km ²
船島(巖流島)	0.1 km ²
厚島男島	0.003 km ²

※ 資料源 : R3 「山口県統計年鑑」

4. 主な山

名称	標高
華山	713m
天井ヶ岳	691m
一位ヶ岳	672m
京ヶ嶽	668m
白滝山	668m
鬼ヶ城	620m
狗留孫山(御岳)	616m
竜王山	614m

5. 主な川

名称	流路延長
木屋川 ※市域外含む数値	43.7km
栗野川	29.8km
綾羅木川	9.5km
川棚川	8.6km

〈参考〉 下関市役所本庁、各総合支所及び支所 位置図



(略年表)

略年表

年 月	事 項	年 月	事 項
明治 22. 4	市制施行、赤間関市となる	昭和 54. 12	豊浦・豊北清掃センター完成
28. 4	春帆楼で日清講和条約(下関条約)締結	55. 4	彦島終末処理場供用開始
34. 5	山陽線 京都-赤間関間全線開通		深坂自然の森開設
9	英国領事館開設	9	環境センター奥山工場運転開始
35. 6	市名を下関市に改称	56. 3	豊浦大津環境衛生センター完成
38. 9	関釜連絡船就航	9	勤労福祉会館・勤労者体育センター開館
39. 1	上水道給水開始	57. 4	身体障害者福祉センター開館
昭和 8. 2	山陰線全線開通	10	長府扇町・運動広場が完成
17. 11	関門鉄道トンネル開通、下関駅新駅舎に移転	58. 11	市立美術館オープン
26. 1	関門港が重要港湾に指定	60. 5	下関第二球場開設(北運動公園内)
29. 10	下関競艇場開場	6	下関フィッシングパークオープン
	豊田町発足(殿居村、豊田中村、西市町、豊田下村の一部が合併)	9	住民票オンラインシステムを開設
30. 2	旧市庁舎開庁	61. 7	下関商工会館オープン
4	菊川町発足(豊東村、菊川村、内日村の一部が合併)	11	唐戸再開発ビル「カラトピア」オープン
	豊浦町発足(豊西村、黒井村、川棚村、宇賀村が合併)	63. 3	新市立中央病院完成
	豊北町発足(神玉村、角島村、神田村、阿川村、栗野村、滝部村、田耕村および宇賀村の一部が合併)		下関港国際ターミナル完成
31. 5	火の山などが瀬戸内海国立公園に編入	7	新下関球場完成
31. 11	旧下関水族館オープン	9	北消防署開設
33. 3	関門国道トンネル開通	12	豊田ふるさとセンターオープン
	火の山ロープウェイ開業	平成 元. 10	海峡ゆめ広場オープン
36. 7	『安全都市宣言』	2. 3	土井ヶ浜遺跡ドーム完成
37. 4	下関市立大学開学	4	公共下水道・山陰終末処理場供用開始
38. 10	第18回山口国体開催	5	園芸センター観賞用大温室オープン
40. 5	『衛生都市宣言』	7	彦島図書館開館
41.	下関漁港水揚げ高日本一になる	9	水道局新庁舎供用開始
45. 6	下関-大韓民国・釜山間に「フェリー関釜」就航	11	日韓高速船株式会社設立
46. 8	下関地区広域行政事務組合発足		内日ダム完成
10	ブラジル連邦共和国・サントス市と姉妹都市盟約調印	3. 2	新湯の原ダム完成
47. 5	トルコ共和国・イスタンブール市と姉妹都市盟約調印	4	本州最西端の碑建立(吉母・御崎)
10	火の山パークウェイ開通	4. 4	川中公民館完成
48. 3	火の山展望台完成	6	唐戸再開発ビル「カラトコア」オープン
11	関門橋開通	11	下関勤労者総合福祉センター「下関アクティブセンター」完成
49. 11	南風泊市場開場		岬之町コンテナターミナル完成
50. 3	山陽新幹線開通、新下関駅開業	5. 4	長府庭園オープン
51. 6	下関市地方卸売市場勝山市場オープン	5	土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム開館
7	市民プールオープン	6. 1	下関駅構内「サテライトオフィス」オープン
9	グリーンモール完工	3	赤間町駐車場完成
10	大韓民国・釜山直轄市と姉妹都市盟約調印	4	市民センターオープン
52. 5	下関市民会館完成		「ヘルシーランド下関」オープン
10	「シーモール下関」オープン		角島灯台公園オープン
12	豊浦中央公民館完成	6	人工地盤完成
54. 9	豊田町町民センター完成	10	きくがわ温泉華陽竣工
10	中華人民共和国・青島市と友好都市提携	7. 3	ヴィラむろつ完成
			細江町駐車場完成
		4	山陽終末処理場供用開始
			「こども発達センター」オープン
			豊田湖畔公園オープン
		5	市立考古博物館オープン
		10	リフレッシュパーク豊浦オープン

年 月	事 項	年 月	事 項
平成8. 7	山口県国際総合センター「海峡メッセ下関」オープン	平成19. 8	中国・蘇州への旅客輸送サービス開始
9. 2	大韓民国総領事館、広島へ移転	20. 3	市外局番が「083」に統一
4	道の駅「きくがわ」オープン	11	第1回下関海響マラソン開催
	「サテライトオフィス山の田」オープン	21. 3	下関港新港地区「長州出島」一部供用開始
5	長府東公民館オープン	4	下関市動物愛護管理センター「動物ふれあいランド下関」開館
6	新ごみ収集体制がスタート		幼保一体化施設「豊北こども園」「西市こども園」開園
7	大韓民国名誉総領事館オープン		ごみ処理体制統一
11	「シーモール下関」リニューアルオープン(人工地盤と連結)	5	彦島公民館竣工(新築)
10. 1	下関-中華人民共和国・青島間に定期航路開設	22. 1	川棚温泉交流センター「川棚の杜」オープン
4	「長府毛利邸」オープン	2	下関市立近代先人顕彰館「田中絹代ぶんか館」オープン
9	菊川ふれあい会館「アブニール」オープン	3	海響館に「ペンギン村」オープン
12	アメリカ合衆国・ピッツバーグ市と姉妹都市提携		社会教育複合施設(生涯学習プラザ、中央図書館)「DREAM SHIP」オープン
11. 7	「サテライトオフィスゆめタウン」開設		中央図書館を含む全館を指定管理化
10	火の山公園新立体駐車場完成	4	川中中学校開校(教科センター方式)
12. 4	小月公民館竣工(改築)	6	「東行記念館」オープン
	下関市立大学大学院開設	23. 1	下関-大韓民国・光陽間に定期航路開設(24. 2 から運休中)
10	病院情報システム本格稼働	3	山陽・九州新幹線「さくら」新下関駅に停車
11	角島大橋開通	7	山口県立下関武道館オープン
13. 4	市立しものせき水族館「海響館」オープン	9	市の動物に「クジラ」を制定
	「唐戸市場」リニューアルオープン	10	おいでませ！山口国体・山口大会開催
9	農業公園「みのりの丘」オープン		「ミニボートピア山口あじす」オープン
14. 4	特例市に移行	11	市立大学新校舎・管理研究棟完成
	「カモンワーフ」オープン		市立豊北歴史民俗資料館(愛称：太翔館)リニューアル開館
	「海峡ビューしものせき」オープン	24. 2	満珠荘リニューアルオープン
	国際捕鯨委員会(IWC)第54回年次会議開幕(5月24日まで)	3	道の駅「北浦街道 豊北」オープン
6	下関フィルムコミッション発会	4	下関市議会基本条例、下関市議員政治倫理条例施行
8	電子入札システム運用開始		下関市立中央病院 地方独立行政法人化(市立市民病院に名称変更)
15. 3	彦島保健センター竣工	6	菊川温泉プールリニューアルオープン
	下関市・豊浦郡4町合併協議会設置	10	ボートレース下関外向発売所「ふく〜る下関」オープン
4	つのしま自然館オープン	25. 4	「みのりの丘ジビエセンター」オープン
5	下関市栽培漁業センター竣工	10	新消防庁舎完成
6	新ごみ収集体制スタート(10分別、有料ゴミ袋導入)		消防防災学習館「火消鯨」オープン
	しものせき環境みらい館オープン	11	中核市サミット2013in下関開催
16. 6	豊田ホテルの里ミュージアムオープン	26. 2	本庁舎新館一部供用開始(議会機能移転)
11	市役所1階に総合窓口がオープン		新豊北総合支所庁舎完成
12	道の駅「蛸街道西ノ市」オープン	3	JR下関駅、新駅舎・駅ビル完成
17. 2	新「下関市」誕生(下関市・菊川町、豊田町、豊浦町、豊北町が合併)	4	「ふくふくこども館」オープン
6	上海航路に定期フェリー就航		「サテライトオフィス下関駅前」移転(ふくふくこども館内)
10	中核市へ移行	7	旧下関英国領事館リニューアルオープン
18. 1	JR下関旧駅舎ほぼ全焼	8	場外舟券発売場「オラレ下関」オープン
10	「日本女性会議2006しものせき」開催		「全国コミュニティ・スクール研究大会in下関」開催
	「下関ナンバー」導入	12	市の鳥に「ペンギン」を制定
11	「国民文化祭・やまぐち2006」開催		
19. 2	「エンジン01文化戦略会議」開催		
4	公立大学法人「下関市立大学」誕生		
5	「しものせき市民活動センター」オープン		
7	山陰観光列車「みすゞ潮彩」運行開始		

(略年表)

年 月	事 項	年 月	事 項
平成 27.	3 下関北バイパス全線開通	令和 3.	4 下関市手話言語条例施行
	4 中央図書館を指定管理から直営化		下関市立大学に「特別支援教育特別専攻科」開設、大学院に「教育経済学領域」開設
	5 1万人規模の大型コンベンション（第58回日本糖尿病学会年次学術集会）誘致・開催	5	乃木浜総合公園グラウンド・ゴルフ場供用開始
	8 本庁舎新館グランドオープン		新型コロナウイルスワクチンの高齢者向け優先接種開始
	10 豊田総合支所新庁舎完成	5	ゼロカーボンシティしものせきを宣言
	本庁舎立体駐車場供用開始	8	道の駅「北浦街道 豊北」来駅者500万人達成
	ねんりんピックおいでませ！山口2015開催	11	新・夜間急病診療所完成、運用開始
28.	3 下関-中華人民共和国・青島間の定期航路休止		観光情報発信ターミナル開設（関門トンネル人道入口）
	教育センター供用開始	令和 4.	1 全国将棋サミット2021開催
	火の山ユースホステル「海峡の風」リニューアルオープン	4	市内初の小中一貫教育校「名陵学園」開校
	山口県済生会へ市立豊浦病院を譲渡	10	日本遺産フェスティバル in 関門開催
	5 第10回記念大会 with ながと ツール・ド・しものせき2016開催		
	8 ふくふくこども館来館者50万人突破		
	10 市民サービス課に「パスポートセンター」オープン		
	11 市立歴史博物館オープン		
	12 火の山展望台建て替えによる一時閉館		
29.	4 ポートレース下関ナイターレース愛称「海響ドリムナイター」開始		
	小月バイパス全線開通		
	「関門ノスタルジック海峡」日本遺産認定		
	6 日本初の恐竜卵化石発見		
	JR西日本「TWILIGHT EXPRESS 瑞風」運行開始		
	8 山陰新観光列車「〇〇のはなし」運行開始		
	10 朝鮮通信使ユネスコ「世界の記憶」登録決定		
	11 第10回記念大会下関海響マラソン2017開催		
30.	4 下関市立中央こども園開園		
	「菊川ベルちゃん体育館」供用開始		
	5 菊川総合支所新庁舎供用開始		
31.	4 山陰終末処理場消化ガス発電施設オープン		
	「BOAT KIDS PARK Mooovi 下関」オープン		
令和 元.	6 市立小・中学校の全普通教室にエアコンを設置、運転開始		
	7 下関陸上競技場リニューアルオープン		
	商業捕鯨再開 捕鯨船団下関出港		
2.	2 本庁舎東棟供用開始、子育て支援フロア（親子ふれあい広場）オープン		
	3 新型コロナウイルス感染症に伴う市立学校の臨時休業（国からの要請に基づくもの）（下関商業高等学校3/2～、小中学校3/3～）		
	4 他市議会の視察受入中止（4/2～）		
	全国に緊急事態宣言発令（4/16～）		
	5 山口県を含む39県の緊急事態宣言解除（5/14）		
	市立学校の学校再開（5/14）		
	全国の緊急事態宣言解除（5/25）		
	10 本庁舎市民広場供用開始		
	「しもまちアプリ」配信開始		
	11 「Mooovi 下関」屋内新エリアオープン		
	全国鯨フォーラム2020in 下関開催		

平成の大合併

1. 新市の基礎情報

合併の期日	平成17年2月13日
合併市町	下関市、菊川町、豊田町、豊浦町、豊北町
合併の方式	新設合併
人口	301,097人 (H12 国勢調査)
面積	715.79 km ² (H12 国勢調査)
議員数	106人 (在任特例)・・・法定上限46人
財政力指数	0.551 (2004年度決算統計)
経常収支比率	90.1% (2004年度決算統計)



2. 合併市町の基礎情報

関係市町	人口	高齢化率	面積	議員数	財政力指数	経常収支比率
	人	%	km ²	人		%
旧下関市	252,389	21.3	224.09	36	0.63	83.1
旧菊川町	8,203	23.2	83.78	16	0.33	86.6
旧豊田町	6,882	30.8	163.47	15	0.24	83.3
旧豊浦町	20,499	24.3	75.84	21	0.38	85.4
旧豊北町	13,124	33.4	168.61	18	0.26	85.3

人口及び面積:H12 国調、議員数:合併直前の定数、財政指数:2002 年度

3. 合併までの経緯

H13. 10	下関市・豊浦郡 4 町広域合併調査研究会を設置
H14. 3	「合併シミュレーション調査事業報告」公表
H15. 2	各市町で法定協議会の設置議案が可決
H15. 3	下関市・豊浦郡 4 町合併協議会が発足
H15. 4	第 1 回合併協議会を開催
H15. 6	第 2 回合併協議会で合併の方式を「新設合併」とすることを確認
H15. 秋	新市の名称公募が行われ、すべての市町で「下関市」が多くの支持
H15. 9	住民説明会(7 会場)
H16. 3	住民説明会(9 会場)
H16. 7	各市町長により合併協定書に署名・調印 各議会が合併関連議案可決
H16. 9	県議会が下関市・豊浦郡 4 町の合併議案を可決
H16. 10	県知事による合併決定 県が総務省に提出
H16. 10	合併に関する総務大臣告示(26 日)
H17. 2	新しい「下関市」発足(13 日)

(人 口)

人 口

1. 人口等の推移（国勢調査）

（調査時点：各 10 月 1 日、単位：人）

【旧市町】	下関市	菊川町	豊田町	豊浦町	豊北町	合 計
昭和 3 0 年	233,436	10,708	13,968	22,539	28,148	308,799
昭和 3 5 年	246,941	9,827	12,461	22,132	25,668	317,029
昭和 4 0 年	254,376	8,551	10,484	21,146	22,589	317,146
昭和 4 5 年	258,425	7,814	9,297	20,005	20,062	315,603
昭和 5 0 年	266,593	7,807	8,696	20,361	18,843	322,300
昭和 5 5 年	268,957	8,015	8,602	21,866	18,038	325,478
昭和 6 0 年	269,169	8,151	8,232	22,130	16,903	324,585
平成 2 年	262,635	7,927	7,656	21,701	15,724	315,643
平成 7 年	259,795	7,944	7,349	21,288	14,341	310,717
平成 1 2 年	252,389	8,203	6,882	20,499	13,124	301,097
【新市】	(旧下関市)	各総合支所管内				合 計
		菊 川	豊 田	豊 浦	豊 北	
平成 1 7 年	244,197	8,312	6,435	19,753	11,996	290,693
平成 2 2 年	237,607	7,978	5,987	18,754	10,621	280,947
平成 2 7 年	228,638	7,735	5,341	17,641	9,262	268,617
令和 2 年	219,078	7,231	4,620	16,232	7,890	255,051
令和 4 年	216,357	7,355	4,671	16,064	7,966	252,413

※ 昭和 50 年までは、国勢調査（10 月 1 日現在）の市町村別人口を昭和 55 年 10 月 1 日現在の行政区画により組み替えたもの。

※ 令和 4 年は、3 月末現在の住民基本台帳から。

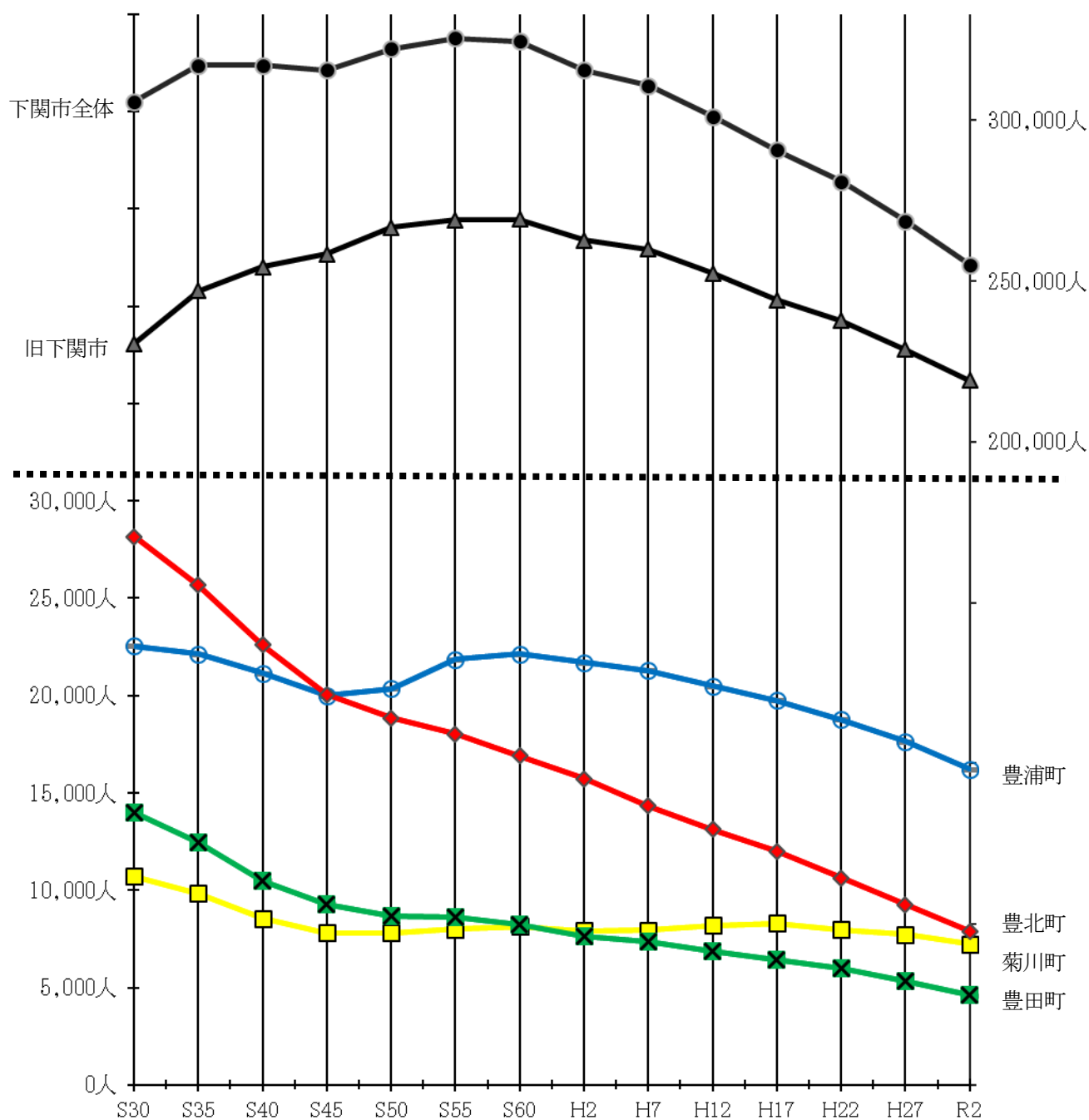
2. 産業別人口（国勢調査）

単位 人口：人、率：%

国勢調査	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	人口	率	人口	率	人口	率	人口	率	人口	率
第 1 次産業	9,049	6.3	7,819	5.7	6,415	5.0	5,584	4.5	5,030	4.0
第 2 次産業	40,124	27.8	34,256	25.0	30,764	24.0	28,991	23.5	30,234	24.0
第 3 次産業	94,197	65.4	92,831	67.6	88,270	68.8	86,318	70.0	90,498	72.0
分類不能	762	0.5	2,294	1.7	2,774	2.2	2,499	2.0	-	-
合 計	144,132	100.0	137,200	100.0	128,223	100.0	123,392	100.0	125,762	100.0

※ 平成 12 年の人口は合併前の旧 1 市 4 町の人口を合計したもの。

3. グラフ1：人口の推移（国勢調査）



4. 年齢別人口（国勢調査）

単位 人口:人、率:%

国勢調査	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	人口	率	人口	率	人口	率	人口	率	人口	率
若年人口(0~14)	40,440	13.4	36,583	12.6	33,744	12.0	31,116	11.6	28,194	11.0
労働人口(15~64)	193,482	64.3	178,637	61.4	165,406	58.9	147,954	55.1	135,647	53.2
高齢人口(65以上)	67,137	22.3	73,990	25.5	80,199	28.5	88,073	32.8	91,210	35.8
年齢不祥	38	0.0	1,483	0.5	1,598	0.6	1,374	0.5	-	-
合計	301,097	100.0	290,693	100.0	280,947	100.0	268,517	100.0	255,051	100.0

※ 平成12年の人口は合併前の旧1市4町の人口を合計したもの。

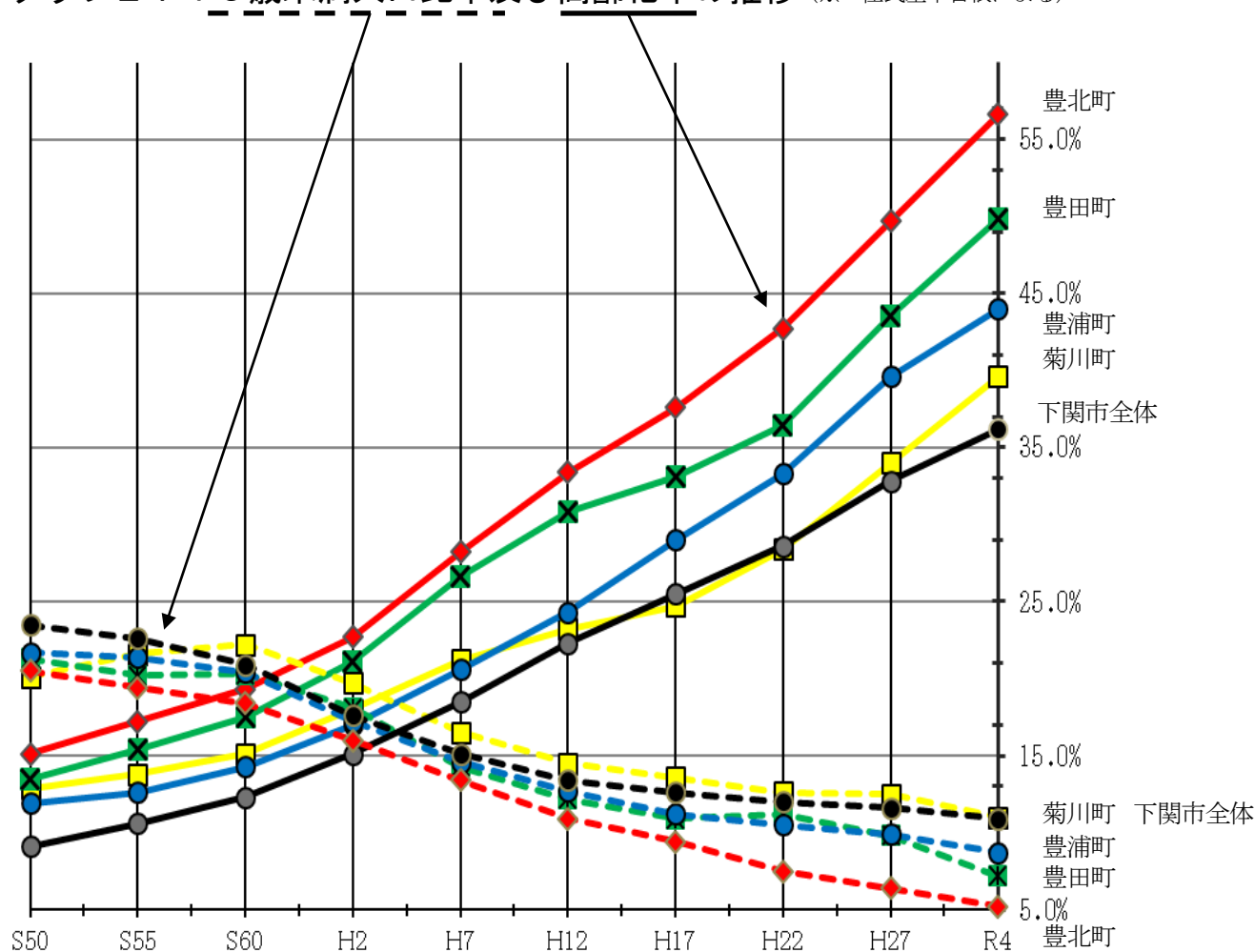
(人口)

5. 地区別高齢化率及び面積

人口・世帯数：令和4年3月末現在（住民基本台帳） 面積：令和3年10月1日現在

地区別	総数（人）	0～14歳	15～64歳	65歳～	高齢化率	世帯数	面積（km ² ）
下関市	252,413	27,632	133,465	91,316	36.2%	128,907	716.10
本庁	61,636	5,790	32,356	23,490	38.1%	34,484	17.09
彦島	23,612	2,229	11,862	9,521	40.3%	12,196	11.26
長府	27,661	3,089	14,707	9,865	35.7%	13,841	17.62
王司	7,731	1,121	4,255	2,355	30.5%	3,618	14.65
清末	6,698	1,106	3,895	1,697	25.3%	2,929	19.30
小月	6,541	726	3,613	2,202	33.7%	3,237	8.09
王喜	3,270	383	1,813	1,074	32.8%	1,658	11.70
吉田	1,297	91	607	599	46.2%	652	19.61
勝山	25,091	3,212	15,029	6,850	27.3%	12,566	21.28
内日	1,071	75	453	543	50.7%	527	29.63
川中	32,223	4,548	18,524	9,151	28.4%	15,513	11.43
安岡	14,293	1,894	7,673	4,726	33.1%	6,991	16.39
吉見	5,233	400	2,413	2,420	46.2%	2,913	26.49
菊川	7,355	808	3,637	2,910	39.6%	3,378	83.75
豊田	4,671	337	2,008	2,326	49.8%	2,305	163.41
豊浦	16,064	1,405	7,583	7,076	44.0%	7,923	75.83
豊北	7,966	418	3,037	4,511	56.6%	4,176	168.57

6. グラフ2：15歳未満人口比率及び高齢化率の推移（※ 住民基本台帳による）



財 政 状 況

1. 一般会計前年度対比表 (当初予算・歳入)

(単位 千円)

	令和4年度		令和3年度		比較		
	予算額 (A)	構成比 %	予算額 (B)	構成比 %	差引増減額 (A)-(B)	増減率 %	
市 税	32,818,757	27.7	32,527,421	29.4	291,336	0.9	
内	市民税	14,409,784	12.1	14,106,410	12.7	303,374	2.2
訳	固定資産税	14,414,851	12.1	14,414,004	13.0	847	0.0
地 方 譲 与 税	888,448	0.7	776,730	0.7	111,718	14.4	
利 子 割 交 付 金	37,942	0.0	42,632	0.0	△ 4,690	△ 11.0	
配 当 割 交 付 金	143,174	0.1	121,285	0.1	21,889	18.0	
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	187,400	0.2	72,448	0.1	114,952	158.7	
法 人 事 業 税 交 付 金	474,345	0.4	317,073	0.3	157,272	49.6	
地 方 消 費 税 交 付 金	6,096,141	5.1	5,652,951	5.1	443,190	7.8	
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	47,824	0.0	36,977	0.0	10,847	29.3	
環 境 性 能 割 交 付 金	121,299	0.1	63,201	0.1	58,098	91.9	
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 助 成 交 付 金	72,319	0.1	73,951	0.1	△ 1,632	△ 2.2	
地 方 特 例 交 付 金	116,657	0.1	271,204	0.2	△ 154,547	△ 57.0	
地 方 交 付 税	26,179,094	22.0	23,435,636	21.2	2,743,458	11.7	
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	41,300	0.0	46,884	0.0	△ 5,584	△ 11.9	
分 担 金 及 び 負 担 金	501,002	0.4	570,345	0.5	△ 69,343	△ 12.2	
使 用 料 及 び 手 数 料	3,579,017	3.0	3,624,321	3.3	△ 45,304	△ 1.2	
国 庫 支 出 金	20,197,146	17.0	16,813,475	15.2	3,383,671	20.1	
県 支 出 金	9,724,708	8.2	8,057,034	7.3	1,667,674	20.7	
財 産 収 入	257,779	0.2	214,515	0.2	43,264	20.2	
寄 附 金	625,444	0.5	627,655	0.6	△ 2,211	△ 0.4	
繰 入 金	3,711,806	3.1	1,594,607	1.4	2,117,199	132.8	
繰 越 金	600,000	0.5	600,000	0.5	0	0.0	
諸 収 入	5,801,595	4.9	5,415,393	4.8	386,202	7.1	
市 債	6,816,804	5.7	9,844,262	8.9	△ 3,027,458	△ 30.8	
再	自 主 財 源	47,895,400	40.2	45,174,257	44.9	2,721,143	6.0
掲	依 存 財 源	71,144,600	59.8	65,625,743	55.1	5,518,857	8.4
合 計	119,040,000	100.0	110,800,000	100.0	8,240,001	7.4	

(財政状況)

2. 一般会計前年度対比表 (当初予算・歳出)

(単位 千円)

	令和4年度		令和3年度		比較	
	予算額 (A)	構成比 %	予算額 (B)	構成比 %	差引増減額 (A)-(B)	増減率 %
議会費	575,860	0.5	575,291	0.5	569	0.1
総務費	10,809,844	9.1	9,362,575	8.4	1,447,269	15.5
民生費	46,624,348	39.1	46,145,678	41.6	478,670	1.0
衛生費	13,259,616	11.1	9,180,993	8.3	4,078,623	44.4
労働費	197,829	0.2	184,731	0.2	13,098	7.1
農林水産業費	3,988,470	3.4	3,541,688	3.2	446,782	12.6
商工費	5,939,632	5.0	4,836,233	4.4	1,103,399	22.8
土木費	12,523,711	10.5	11,801,133	10.7	722,578	6.1
消防費	3,398,837	2.9	3,257,323	2.9	141,514	4.3
教育費	8,473,616	7.1	7,858,870	7.1	614,746	7.8
災害復旧費	55,000	0.0	50,000	0.0	5,000	10.0
公債費	13,093,237	11.0	13,905,485	12.6	△ 812,248	△ 5.8
予備費	100,000	0.1	100,000	0.1	0	0.0
合計	119,040,000	100.0	110,800,000	100.0	8,240,000	7.4

3. 一般会計・性質別経費前年度対比表 (当初予算)

(単位 千円)

区 分		令和4年度		令和3年度		比 較		
		予 算 額 (A)	構成比 %	予 算 額 (B)	構成比 %	差引増減額 (A)-(B)	増減率 %	
人	件	費	21,156,424	17.8	21,154,848	19.1	1,576	0.0
扶	助	費	27,708,606	23.3	28,023,225	25.3	△ 314,619	△ 1.1
公	債	費	13,092,937	11.0	13,905,185	12.5	△ 812,248	△ 5.8
小 計			61,957,967	52.0	63,083,258	56.9	△ 1,125,291	△ 1.8
物	件	費	17,840,866	15.0	14,576,488	13.2	3,264,378	22.4
維	持	補 修 費	1,668,006	1.4	1,584,720	1.4	83,286	5.3
補	助	費 等	8,302,115	7.0	7,200,916	6.5	1,101,199	15.3
建 設 事 業 費	普通建設事業費		9,278,344	7.8	5,372,992	4.8	3,905,352	72.7
		補 助	5,070,650	4.3	3,068,276	2.8	2,002,374	65.3
		単 独	4,207,694	3.5	2,304,716	2.1	1,902,978	82.6
	災害復旧費		55,000	0.0	50,000	0.0	5,000	10.0
		補 助	0	0.0	0	0.0	0	0.0
		単 独	55,000	0.0	50,000	0.0	5,000	10.0
	失業対策事業費							
		補 助						
		単 独						
	計			9,333,344	7.8	5,422,992	4.9	3,910,352
積	立	金	1,654,481	1.4	395,222	0.4	1,259,259	318.6
投	資	及 び 出 資 金	205,684	0.2	229,657	0.2	△ 23,973	△ 10.4
貸	付	金	2,537,244	2.1	2,770,598	2.5	△ 233,354	△ 8.4
繰	出	金	15,440,293	13.0	15,436,149	13.9	4,144	0.0
前年度繰上充用金								
予	備	費	100,000	0.1	100,000	0.1	0	0.0
再 掲	義務的経費		61,957,967	52.0	63,083,258	56.9	△ 1,125,291	△ 1.8
	投資的経費		9,333,344	7.8	5,422,992	4.9	3,910,352	72.1
	その他		47,748,689	40.1	42,293,750	38.2	5,454,939	12.9
歳 出 合 計			119,040,000	100.0	110,800,000	100.0	8,240,000	7.4

4. 特別会計・企業会計前年度対比表（当初予算）

(単位 千円)

会 計		令 和 4 年 度		令 和 3 年 度		比 較	
		予 算 額 (A)	構成比 %	予 算 額 (B)	構成比 %	差引増減額 (A)-(B)	増減率 %
特 別 会 計	港 湾 会 計	6,468,675	8.4	6,251,071	8.2	217,604	3.5
	臨海土地造成事業会計	647,231	0.8	366,088	0.5	281,143	76.8
	渡 船 会 計	247,453	0.3	163,363	0.2	84,090	51.5
	市 場 会 計	739,172	1.0	733,092	1.0	6,080	0.8
	国民健康保険会計	31,633,403	41.2	31,940,652	42.1	△ 307,249	△ 1.0
	土 地 取 得 会 計	217,427	0.3	353,315	0.5	△ 135,888	△ 38.5
	観 光 施 設 事 業 会 計	143,023	0.2	167,921	0.2	△ 24,898	△ 14.8
	漁業集落環境整備事業会計	22,080	0.0	10,332	0.0	11,748	113.7
	介護保険会計（介護保険事業勘定）	29,544,328	38.5	29,289,781	38.6	254,547	0.9
	介護保険会計（介護サービス事業勘定）	9,181	0.0	9,586	0.0	△ 405	△ 4.2
	農業集落排水事業会計	384,754	0.5	346,118	0.5	38,636	11.2
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	19,321	0.0	28,123	0.0	△ 8,802	△ 31.3
	後期高齢者医療会計	5,549,364	7.2	5,026,070	6.6	523,294	10.4
	市立市民病院債管理会計	1,063,605	1.4	1,172,232	1.5	△ 108,627	△ 9.3
特 別 会 計 合 計		76,689,017	100.0	75,857,744	100.0	831,273	1.1
	（ 公 債 管 理 会 計 ）	17,576,402		17,421,497		154,905	0.9
企 業 会 計	水 道 事 業 会 計	9,798,137	5.8	9,762,097	6.7	36,040	0.4
	工 業 用 水 道 事 業 会 計	338,887	0.2	415,435	0.3	△ 76,548	△ 18.4
	公 共 下 水 道 事 業 会 計	14,265,067	8.4	13,681,243	9.3	583,824	4.3
	病 院 事 業 会 計	1,364,740	0.8	1,364,265	0.9	475	0.0
	ボ ー ト レ ー ス 事 業 会 計	143,882,492	84.8	121,508,229	82.8	22,374,263	18.4
企 業 会 計 合 計		169,649,323	100.0	146,731,269	100.0	22,918,054	15.6
一 般 会 計 合 計		119,040,000	100.0	119,140,000	100.0	△ 100,000	△ 0.1
総計（一般・特別・企業会計合計）		365,378,340	100.0	341,729,013	100.0	23,649,327	6.9

※ボートレース事業会計は平成24年4月から地方公営企業法の財務規定等を一部適用するため企業会計に移行し、平成26年4月からは全部適用した。さらに平成27年4月から、会計名を競艇事業から、現在のボートレース事業へ変更した。

※中央病院会計は平成24年4月から地方独立行政法人化に伴い廃止されるとともに、当該会計の債務を引き継ぐために市立市民病院債管理会計が新たに設置されている。

※公債管理会計は市債の償還と借換えを一元管理するために、平成26年4月に新たに設置されている。他会計（一部を除く）の公債費と重複するため、総計額には含んでいない。

5. 令和3年度決算状況表

市町村類型	中核市	指定団体等の状況	離島 山振 特定農山村 過疎
元年度交付税種地区区分	I 5	事務の共同処理の状況	災害基金 自治会館管理 後期高齢者医療

人 口		人口集中 地区人口	高齢者人口 (65歳以上)	産 業 構 造				
				区 分	第1次	第2次	第3次	
国勢 調査	R2年	255,051 人	167,629 人	就業 人口	R2年 国調	人	人	人
	H27年	268,517 人	176,520 人			5,030	30,234	90,498
	増加率(R2年)	△ 5.0 %	面 積			4.0%	24.0%	72.0%
	増加率(H27年)	△ 4.4 %	(R3.10.1)			人口密度 (R2年国調)		
住基 台帳	R4.1.1	253,996 人	716.10 ㎥	H27年 国調	人	人	人	
	R3.1.1	257,553 人			5,584	28,991	86,318	
					4.6%	24.0%	71.4%	

区 分		令和2年度 千円	令和3年度 千円
歳入総額	A	150,570,737	134,443,855
歳出総額	B	147,487,605	129,605,584
歳入歳出差引額 (A-B)	C	3,083,132	4,838,271
翌年度へ 繰り越すべき財源	D	547,082	443,932
実質収支 (C-D)	E	2,536,050	4,394,339
単年度収支	F	170,958	1,858,289
積立金	G	1,364,309	1,331,899
繰上償還金	H		
積立金とりくずし額	I	1,600,000	500,000
実質単年度収支 (F+G+H-I)	J	△ 64,733	2,690,188

区 分	指 数 等 千円, %	
基準財政需要額	55,980,486	
基準財政収入額	29,384,614	
標準財政規模	68,232,034	
財政力指数	0.543	
実質収支比率	6.4	
(減収補填債・臨時財政対策債除く) 経常収支比率	(99.8) 93.5	
自主財源比率	35.6	
地方債現在高	136,333,437	
積立金現在高	14,662,184	
収益事業収入	1,000,000	
債務負担行為額	23,343,646	
可処分資産額	797,453	
健比 全率 化判 断	実質赤字比率	—
	連結実質赤字比率	—
	実質公債費比率	10.1
	将来負担比率	64.3

公 営 企 業 の 状 況	事 業 名	法適用 の有無	職 員 数	形式収支額 千円	普通会計繰入金 千円
	上水道(簡水)	有	162	766,647	100,297
	工業用水道	有	4	26,986	
	病 院	有	118	△ 61,444	322,853
	交通 (船舶)	無	12	10,332	17,811
	下水道	有	77	653,976	2,333,703
	下水道 (農集・漁集)	無	2	2,990	250,700
	港湾整備	無	18	△ 267,455	277,071
	市 場	無	11	130,988	252,471
	観光施設	無	2	4,966	146,500
	宅地造成	無	2	△ 2,468,572	
	ポートレース	有	20	13,475,736	

区 分	職員数	平均年齢 (歳・月)	1人当り 平均 給料月額
一般職員	1,815	42 1	321,179 円
教育公務員	68	45 9	348,044 円
技能労務職員	202	54 11	337,371 円
合 計	2,085	43 6	323,624 円

※ 普通会計決算カードより抜粋

6. 市財政（一般会計）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額			歳入決算中の市税決算額		
		歳入	歳出	差引過不足額	収入済額	収納率%	構成比%
平成16	(旧下関市) 98,368,210	71,866,039	69,258,330	2,607,709	24,138,517	72.5	33.6
16	(旧菊川町) 4,581,919	3,218,606	3,432,162	△213,556	641,399	78.9	19.9
16	(旧豊田町) 6,676,682	4,948,731	4,791,938	156,793	484,880	82.1	9.8
16	(旧豊浦町) 9,581,164	5,954,885	7,019,391	△1,064,506	1,229,372	78.8	20.6
16	(旧豊北町) 8,721,409	5,099,276	4,966,652	132,624	763,451	88.4	15.0
16	(新下関市) 40,977,507	36,981,651	33,273,093	3,708,558	5,914,434	56.6	16.0
17	116,005,342	114,362,046	110,523,886	3,838,160	33,790,911	88.4	29.5
18	118,326,967	115,019,242	111,569,217	3,450,025	34,159,533	89.5	29.7
19	115,759,740	111,366,160	108,301,344	3,064,816	36,494,356	90.7	32.8
20	129,366,761	113,738,762	110,533,188	3,205,574	36,990,033	91.8	32.5
21	135,047,267	127,594,172	123,712,018	3,882,154	35,102,796	92.4	27.5
22	125,068,430	118,376,686	114,148,131	4,228,555	34,183,610	93.2	28.9
23	131,855,288	125,306,782	121,392,332	3,914,450	34,293,076	93.9	27.4
24	130,446,580	121,635,587	117,798,811	3,836,776	33,892,543	94.6	27.9
25	139,759,687	129,227,199	125,614,774	3,612,425	33,705,172	95.4	26.1
26	133,093,711	123,395,163	120,187,386	3,207,777	33,862,842	95.8	27.4
27	136,548,362	125,709,160	122,753,846	2,955,314	33,286,393	96.2	26.5
28	126,027,049	118,228,833	115,774,974	2,453,859	33,439,177	97.5	28.3
29	125,335,467	120,634,017	118,126,041	2,507,976	33,211,472	98.0	27.5
30	121,673,698	115,127,801	111,407,310	3,720,491	33,085,350	97.6	28.7
31	124,472,457	117,847,193	115,419,445	2,427,748	33,373,174	97.6	28.3
令和 2	155,795,885	146,559,788	143,559,609	3,000,179	32,488,143	96.6	22.2
令和 3	138,694,221	130,181,639	125,452,494	4,729,145	32,425,366	97.7	24.9
令和 4	119,040,000						

総 務 編

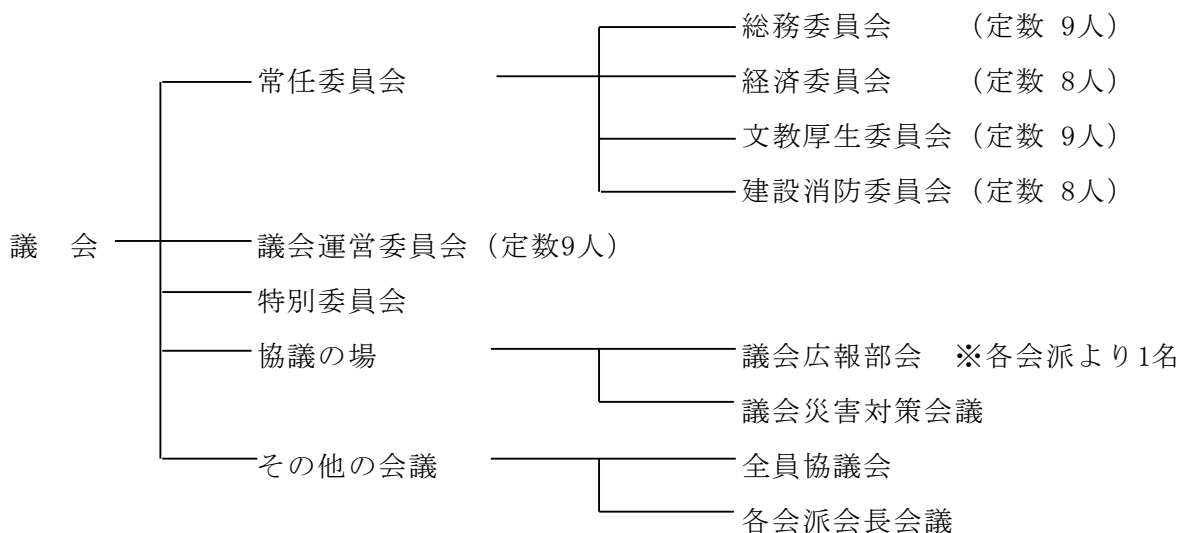
議	<ul style="list-style-type: none"> 会 1 9 <ul style="list-style-type: none"> 議会事務局 <ul style="list-style-type: none"> 庶務課 議事課 	
総 合 政 策 部	<ul style="list-style-type: none"> <ul style="list-style-type: none"> 企画課 3 5 秘書課 3 7 広報戦略課 3 8 国際課 4 0 情報政策課 4 2 エリアビジョン推進室 ... 4 3 東京事務所 4 4 	
総 務 部	<ul style="list-style-type: none"> <ul style="list-style-type: none"> 総務課 4 5 防災危機管理課 5 0 職員課 5 2 資産経営課 5 4 契約課 5 7 	
財 政 部	<ul style="list-style-type: none"> <ul style="list-style-type: none"> 財政課 6 0 納税課 6 1 市民税課 6 2 資産税課 6 4 	
市 民 部	<ul style="list-style-type: none"> <ul style="list-style-type: none"> まちづくり政策課 6 8 市民サービス課 7 1 生活安全課 7 2 人権・男女共同参画課 ... 7 6 支所（1 2） 7 7 	

出 納 室	7 8
監 査 委 員	7 9
└── 監査委員事務局	
選挙管理委員会	8 1
└── 選挙管理委員会事務局	
公平委員会	8 8
固定資産評価審査委員会	8 9

議 会

1. 議会の構成等

(1) 議会構成



(2) 議員定数

条例定数34人（平成22年3月29日改正、平成23年の一般選挙から適用。）

(3) 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の状況（地方自治法第109条関係）

1) 常任委員会及び議会運営委員会

委員会名	定数	所管事項
総務	9	総合政策部、総務部、財政部、市民部、出納室、監査委員及び選挙管理委員会の所管に属する事項並びに他の委員会の所管に属さない事項
経済	8	環境部、観光スポーツ文化部、産業振興部、農林水産振興部、ボートレース企業局及び農業委員会の所管に属する事項
文教厚生	9	福祉部、こども未来部、保健部及び教育委員会の所管に属する事項
建設消防	8	建設部、都市整備部、港湾局、上下水道局及び消防局の所管に属する事項
議会運営	9	議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項及び議長の諮問に関する事項の調査、並びに議案、陳情等の審査

※ 任期はいずれも1年

(議会)

2) 特別委員会（令和4年における設置状況）

特別委員会名	定数	所管事項(設置目的)
議員定数等調査	10	人口減少の進行や、これまで議会改革に不断に取り組んできた現状を踏まえ、議員定数の適正化と議会運営等の検証・調査を行い、もって本市議会のさらなる活性化、開かれた議会に資することを目的とする。

※ 設置期間 令和3年6月30日～令和4年3月28日

特別委員会名	定数	所管事項(設置目的)
市出資法人調査	9	地方自治法第221条第3項に規定する法人の経営状況の調査を行い、もって当該法人の設立目的に沿った運営の確立に資することを目的とする。(平成13年以降、平成30年と令和3年を除き毎年設置されている。)

※ 設置期間 令和4年6月23日～令和4年12月2日

特別委員会名	定数	所管事項(設置目的)
一般・特別会計 決算審査	9	地方自治法第96条第1項第3号に規定する決算の認定に関し、一般・特別会計の決算審査を行うことを目的とする。(企業会計決算は所管の常任委員会での審査)

※ 設置期間 令和4年8月29日～令和4年9月22日

(4) 協議又は調整を行うための場（地方自治法第100条第12項関係）

1) 議会広報部会

組織	所管事項
各会派より1名	議会の広報紙の編集及び発行、議会のホームページ、議員研修、その他議会広報に関する事項

※ 任期は1年

2) 議会災害対策会議

組織	所管事項
議長、副議長、議会運営 委員会委員長及び各会派 において選出した議員	(1) 議員の安否、居所、連絡手段等の掌握に関すること。 (2) 議員の招集に関すること。 (3) 下関市災害対策本部（以下「市本部」という。）からの情報の収集及び議員への情報の提供に関すること。 (4) 議員等からの情報の収集及び整理並びに市本部への情報の提供に関すること。 (5) 国、県その他の関係機関に対する要望等に関すること。 (6) 市本部からの依頼事項の実行に関すること。 (7) その他議長が必要と認める事項

※ 下関市議会業務継続計画（BCP）の発動要件に該当する災害が発生した場合に設置

2. 議会運営

(1) 定例会の招集回数及び時期

定例会は、毎年4回とし、原則として3月、6月、9月及び12月に招集される。

(2) 予算の審査方法

一般会計の歳入は総務委員会に付託、一般会計の歳出は所管の常任委員会に分割付託、他会計(特別会計・企業会計)は所管の常任委員会に付託を行い審査している。なお、一般会計の補正において、当該歳出予算の内容が一常任委員会に属するものみの場合においては、歳入予算についても当該常任委員会に付託を行い審査している。

(3) 決算の審査方法

一般・特別会計は特別委員会を設置し付託、企業会計は所管の常任委員会に付託を行い審査している。なお、一般・特別会計決算審査特別委員会の構成については、各会派に対し、按分により委員数を割り当て、選出している。

(4) 一般質問及び代表質問について

一般質問は個人質問制で代表質問制はとっていない。ただし、3月定例会においては新年度の市長施政方針に対する会派代表制による代表質問と、新年度予算案に対する個人質問を行っている。

一般質問及び個人質問は一問一答方式で、質問者は質問席で、すべての質問を行っている。

代表質問では、初回は演壇にて一括質問・一括答弁、2回目以降は質問席にて一問一答方式で行っている。

一般質問の持ち時間は答弁を含め1人50分以内、個人質問の持ち時間は答弁を含め1人40分以内としている。

代表質問の持ち時間は答弁を含め20分×会派人数(ただし6人目からは1人10分)としている。なお、割り当てられた時間の範囲内で関連質問(人数制限なし、一問一答方式)を行うことができることとしている。

(5) 質疑について

発言通告制はとっておらず、発言順位は挙手の順としている。また、質疑時間の制限は行わず、回数は3回までとし、すべて自席で行っている。

(議会)

3. 議会の活動状況 (令和4年)

(1) 本会議開催日程

第1回定例会	3月 2日～ 3月 28日	第1回臨時会	1月 24日～ 1月 25日
第2回定例会	6月 7日～ 6月 23日	第2回臨時会	5月 11日～ 5月 13日
第3回定例会	8月 29日～ 9月 22日	第3回臨時会	7月 12日～ 7月 14日
第4回定例会	12月 2日～12月 19日	第4回臨時会	11月 2日

(2) 本会議及び常任・特別委員会日程 (定例会・臨時会) ※閉会中を除く

◇ 第1回臨時会

1月	24月	本会議	・提案説明/質疑 ・委員会付託
		常任委員会	・総務委員会 ・文教厚生委員会
	25火	本会議	・各常任委員長審査結果報告

※議案配付 1月17日 ※議会運営委員会 1月19日

◇ 第2回臨時会

5月	11水	本会議	・提案説明/質疑 ・委員会付託
		常任委員会	・総務委員会 ・建設消防委員会
	12木	常任委員会	・経済委員会
	13金	本会議	・各常任委員長審査結果報告

※議案配付 5月2日 ※議会運営委員会 5月6日

○ 第1回定例会

3月	2水	本会議	[補正予算・一般議案] ・提案説明/質疑/委員会付託 [新年度予算] ・市長施政方針/提案説明	
		常任・議運・広報	・正副委員長(部会長)の互選	
	3木 4金 5土 6日	休 会	・自宅審査	
	7月	本 会 議	・代表質問 1.創世下関 2.みらい下関	
			・代表質問 3.志誠会 4.公明党市議団 5.日本共産党下関市議団	
	8火	本 会 議	・個人質問	
	9水	本 会 議	(中学校卒業式)	
	10木	休 会		
	11金	本 会 議	・個人質問	
	12土	休 会		
	13日	休 会		
	14月	本 会 議	・個人質問	
	15火	常任委員会	・総務委員会 ・文教厚生委員会	
			・経済委員会 ・建設消防委員会	
	16水	常任委員会	・総務委員会 ・文教厚生委員会	
			(小学校卒業式)	
	17木	常任委員会		
	18金	休 会		
	19土	休 会		
	20日	休 会		
	21月	休 会	(春分の日)	
	22火	常任委員会	・経済委員会 ・建設消防委員会	
			・文教厚生委員会	
	23水	常任委員会	(委員会開催なし)	
	24木	常任委員会		
25金	休 会	・整理日		
26土	休 会			
27日	休 会			
28月	本 会 議	・各常任委員長審査結果報告 ・議員定数等調査特別委員会調査結果報告		

※議案配布 2月22日 ※議会運営委員会 2月25日

○ 第2回定例会

6月	7火	本 会 議	・提案説明/質疑/委員会付託	
	8水	常任委員会	・総務委員会 ・文教厚生委員会	
			・経済委員会 ・建設消防委員会	
	9木	常任委員会	・文教厚生委員会	
	10金	常任委員会	・経済委員会	
	11土	休 会		
	12日	休 会		
	13月	常任委員会	・経済委員会 ・建設消防委員会	
			・整理日	
	14火	休 会		
	15水	本 会 議	・一般質問	
			・一般質問	
	16木	本 会 議	・一般質問	
	17金 18土 19日	休 会		
	20月	本 会 議	・一般質問	
	21火	本 会 議	・一般質問	
	22水	本 会 議	・一般質問	
23木	本 会 議	・各常任委員長審査結果報告 ・市出資法人調査特別委員会 設置		
		特別委員会	・市出資法人調査特別委員会 正副委員長の互選	

※議案配付 5月31日 ※議会運営委員会 6月3日

◇ 第3回臨時会

7月	12火	本 会 議	・提案説明/質疑 ・委員会付託	
		常任委員会	・文教厚生委員会 ・建設消防委員会	
	13水	常任委員会	・総務委員会 ・経済委員会	
			・各常任委員長審査結果報告	
14水	本 会 議	・各常任委員長審査結果報告		

※議案配付 7月5日 ※議会運営委員会 7月8日

○ 第3回定例会

8月	29月	本会議	・提案説明/質疑/委員会付託 ・一般・特別会計決算審査特別委員会設置
		特別委員会	・一般・特別会計決算審査特別委員会正副委員長の互選
	30火	常任委員会	・総務委員会 ・文教厚生委員会(企業会計決算審査)
31水	常任委員会	・経済委員会(企業会計決算審査) ・建設消防委員会	
9月	1木	常任委員会	・文教厚生委員会
	2金	常任委員会	・建設消防委員会(企業会計決算審査)
	3土	休会	
	4日		
	5月	特別委員会	・一般・特別会計決算審査
	6火	休会	
	7水	特別委員会	・一般・特別会計決算審査
	8木	特別委員会	・一般・特別会計決算審査
	9金	休会	・整理日
	10土	休会	
	11日		
	12月	特別委員会	・一般・特別会計決算審査
	13火	休会	・整理日
	14水	本会議	・一般質問
15木	本会議	・一般質問	
16金	本会議	・一般質問	
17土	休会		
18日			
19月	休会	(敬老の日)	
20火	本会議	・一般質問	
21水	本会議	・一般質問	
22木	本会議	・各常任委員長審査結果報告 ・一般・特別会計決算審査特別委員会調査結果報告	

※議案配付 8月22日 ※議会運営委員会 8月25日

◇ 第4回臨時会

11月	2水	本会議	・提案説明/質疑/表決
-----	----	-----	-------------

※議会運営委員会 11月2日

○ 第4回定例会

12月	2金	本会議	・提案説明/質疑/委員会付託 ・市出資法人調査特別委員会調査結果報告	
	3土	休会		
	4日			
	5月	常任委員会	・総務委員会 ・文教厚生委員会	
	6火	常任委員会	・経済委員会 ・建設消防委員会	
	7水	常任委員会	・文教厚生委員会	
	8木	常任委員会	・経済委員会 ・建設消防委員会	
	9金	休会	・整理日	
	10土	休会		
	11日			
	12月		本会議	・一般質問
			常任委員会	・総務委員会 ・文教厚生委員会
	13火	本会議	・一般質問	
	14水	本会議	・一般質問	
	15木	本会議	・一般質問	
	16金	休会		
	17土			
	18日			
	19月	本会議	・各常任委員長審査結果報告	

※議案配付 11月25日 ※議会運営委員会 11月28日

(議会)

(3) 議決事件数 (議案・諮問・請願等)

	条 例	予 算	決 算	96条第1項 4号～14号	専決処分	その他	請 願	計
可 決	79 (3)	46		18		24 (2)		167 (5)
否 決								-
認 定			21					21
承 認					3			3
同 意						8		8
容認妥当						1		1
採 択							1	1
不採択							1	1
継続審査								-
取り下げ								-
審議未了								-
撤 回								-
棄却が妥当								-
計	79 (3)	46	21	18	3	33 (2)	2	202 (5)

1) 意見書・決議

決 議	第 1 号	ロシアのウクライナ侵略に抗議する決議	(第1回定例会)R4. 3. 2可決
意見書	第 1 号	シルバー人材センターに対する支援を求める意見書	(第1回定例会)R4. 3. 28可決
意見書	第 2 号	国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書	(第1回定例会)R4. 3. 28可決
意見書	第 3 号	オンライン本会議の実現に必要な地方自治法改正を求める意見書	(第3回定例会)R4. 9. 22可決
意見書	第 4 号	不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書	(第4回定例会)R4. 12. 19可決

2) 議員及び委員会提出議案

区 分	件 名	議決年月日	結 果
第 2 回臨時会	下関市議会議員定数条例の一部を改正する条例	令和4年5月13日	否 決
第 2 回定例会	市出資法人調査特別委員会の設置について	令和4年6月23日	可 決
第 4 回定例会	下関市議会の個人情報保護に関する条例	令和4年12月19日	可 決

(4) 委員会開催状況

委 員 会 名		委 員 会 開 催 回 数		
		会期中	閉会中	計
常任委員会	総 務	10	0	10
	経 済	11	1	12
	文 教 厚 生	13	0	13
	建 設 消 防	12	0	12
	小 計	46	1	47
議 会 運 営 委 員 会		14	8	22
特別委員会	議員定数等調査	6	0	6
	市出資法人調査	1	7	8
	一般・特別会計決算審査	6	0	6
	小 計	13	7	20
協議の場	議 会 広 報	6	11	17
合 計		79	27	106

※ 管外行政視察日数は除く

(5) 参考人招致の事例

委員会名	件 名	年月日	人数
市出資法人 調査特別	法人の経営状況を説明する書類の調査について	R4. 7. 22	8
市出資法人 調査特別	法人の経営状況を説明する書類の調査について	R4. 7. 29	6
市出資法人 調査特別	法人の経営状況を説明する書類の調査について	R4. 8. 2	17
市出資法人 調査特別	法人の経営状況を説明する書類の調査について	R4. 9. 28	3
市出資法人 調査特別	法人の経営状況を説明する書類の調査について	R4. 10. 17	7

4. 条例で定める議決事件等、専決処分事項の指定

(1) 地方自治法第96条第1項第5号及び第8号関係

1) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (抜粋)

- ① 予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負。
- ② 予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払い。

(2) 地方自治法第96条第2項関係

1) 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例 (抜粋)

- ① 市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本的な構想と基本計画とで構成される計画の策定、変更又は廃止に関すること。
- ② 市民憲章の制定、変更又は廃止に関すること。
- ③ 姉妹都市又は友好都市の提携に関すること。
- ④ 定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知)に基づく定住自立圏形成方針の策定、変更又は廃止に関すること。
- ⑤ 連携中枢都市圏構想推進要綱(平成26年8月25日付け総行市第200号総務省自治行政局長通知)に基づく連携中枢都市圏形成方針の策定、変更又は廃止に関すること。

※この他にも、議会の議決すべき事件については、「下関市名誉市民条例」の第2条において「名誉市民は、市長が市議会の同意を得て選定する。」と規定されている。

(3) 地方自治法第180条第1項関係

1) 市長の専決処分事項に関する条例 (抜粋)

- ① 1件100万円(交通事故に係るものにあつては、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)の規定の適用を受ける保険金額の最高額)以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること。
- ② 家賃滞納者に対する市営住宅(改良住宅、特定公共賃貸住宅及び高齢者向け公共賃貸住宅を含む)の明渡し及び滞納家賃等の支払いの請求並びに不法占拠者に対する市営住宅の明渡し及び損害金の支払いの請求に係る訴えの提起、和解及び調停に関すること。
- ③ その目的の価額が1件100万円以下の訴え(財産権上の請求でない請求に係る訴え及び財産権上の請求に係る訴えで訴訟の目的の価額を算定することが極めて困難なもの並びに前号に定める訴えを除く。)の提起に関すること。
- ④ その目的の価額が1件100万円以下の和解及び調停(費用負担を伴わない和解及び調停を含み、市が提起した訴え(前号に定める訴えを除く。))についてする訴訟上の和解並びに第2号に定める和解及び調停を除く。)に関すること。
- ⑤ 議会の議決を経て締結した工事又は製造の請負契約について、議決を経た契約金額の10分の1の額(その額が1,500万円を超えるときは、1,500万円)以内の金額に係る変更契約(契約金額以外の議決項目をあわせて変更する契約を除く)の締結をすること。

5. 下関市議会基本条例

本市議会が取り組んできた議会改革をさらに進化させ、住民自治の時代にふさわしい地方議会のあり方を探り、市民に開かれた議会、市民とともに歩む議会を確立するため、議会基本条例の立案を目指すことを目的に「議会基本条例立案に関する調査特別委員会」を平成23年3月28日に設置した。

同年6月から、ほぼ委員のみで毎月委員会を開催して協議を重ね、条例素案を基にパブリックコメントや市民説明会での意見を取り入れ、平成24年第1回定例会（3月5日）において賛成多数で可決、4月1日から施行した。

本条例の制定に伴い、平成24年4月から以下のことを実施することとした。

(1) 委員会の原則公開

市民に開かれた議会運営を行うため、地方自治法で公開が定められた本会議に加え、平成24年4月より、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会も原則として公開することとした。

具体的には、以下のとおり。

- ・委員会室での直接傍聴を可能とする（※各委員会室で8名まで）
- ・委員会のインターネットによるライブ、録画中継配信を開始。

※本会議については、平成13年6月定例会の一般質問を試験的にライブ中継し、同年9月定例会から本会議のライブ中継及び録画中継を実施している。

- ・本会議及び委員会に係るインターネット中継のアクセス状況

	ライブ中継	録画中継
令和4年	38,499件	15,070件

(2) 議会広報の充実

市報「しものせき」に掲載している「議会からのお知らせ」に加え、議員自らが執筆し、議会広報部会の編集により、一般質問や代表質問などの記事を掲載した「しものせき議会だより」を市報に挟み込む形で6月・9月・12月・3月の年4回発行している。

(議会)

(3) 市民と議会のつどいの実施

市政のいろいろな課題に柔軟に対応するため、市政全般にわたって、議員と市民が情報や意見を交換できるよう市民と議会のつどいを平成24年から行っている。

平成30年は従来の方法から、試行的に、各常任委員会で開催する方法に変更するとともに、開催内容を「委員会の活動方針」に即した各種団体との意見交換とすることとした。

また、令和4年度は、議会運営委員会が選挙啓発サポーターを中心とした市内大学生と、ワークショップ形式で開催した。

※令和2、3年は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催を見送った

(令和4年)

委員会名	開催日時・場所	相手方	テーマ	参加人数
議会運営委員会	令和4年8月10日 13時30分～16時30分 市議会本会議場、 第1・第2委員会室、 執行部控室	下関市立大学生(選挙啓発サポーター)、 東亜大学生	①10代、20代の若年層に対し、選挙の投票率を向上させる取組 ②若者層に対する人口増加及び定住を促進させる取組 ③下関市を活性化する取組	10人

(令和元年)

委員会名	開催日時・場所	相手方	テーマ	参加人数
総務	令和元年10月28日 14時00分～15時50分 市議会全員協議会室	17地区のまちづくり協議会	まちづくり交付金の使い方	18人
経済	令和元年10月28日 18時00分～19時40分 下関商工会議所3階会議室	(一)下関観光コンベンション協会、長府観光協会、吉田観光協会、下関商店街連合会、サンデン交通株式会社、下関タクシー協会、下関個人タクシー協同組合	交流人口の拡大及び商店街の活性化に向けた取り組みについて	12人
文教厚生	令和元年10月29日 10時00分～12時00分 市議会全員協議会室	「子どもの居場所」に係る関係10団体(10名)	「子どもの居場所についてー今、子どもにとって何が必要なのか、何が求められているのか。」	9人
建設消防	令和元年7月29日 18時30分～20時00分 市議会全員協議会室	(公社)山口県不動産鑑定士協会、(一)山口県宅建協会下関支部、(一)山口県建築士協会下関支部、山口県司法書士下関支部、(一)空地・空家ゼロネットワーク、下関市連合自治会	中心市街地の住環境整備について	12人

(平成30年)

委員会名	開催日時・場所	相手方	テーマ	参加人数
総務	平成30年8月20日 13時00分～14時30分 市議会全員協議会室	17地区のまちづくり協議会	住民自治によるまちづくりの仕組み	33人
経済	平成30年10月15日 18時00分～19時50分 下関商工会議所3階会議室	(一)下関観光コンベンション協会、長府観光協会、吉田観光協会、下関商店街連合会、下関タクシー協会	・交流人口の拡大及び商工業の振興 ・下関おもてなしタクシー認定制度の利活用及び商店街の活性化に向けた取り組み	9人
文教厚生	平成30年7月20日 19時00分～20時30分 市議会全員協議会室	地域包括ケア関係12団体	地域包括ケア	20人
建設消防	平成30年6月28日 18時30分～20時10分 市議会全員協議会室	下関青年会議所、下関商工会議所青年部	下関港ウォーターフロント開発及び新港地区整備	20人

(平成29年以前)

開催年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
開催日	3日	3日	3日	4日	3日	3日
会場	4会場	3会場	5会場	4会場	3会場	4会場
参加人数	約320人	116人	176人	163人	146人	130人

※広く市民の参加を募り、議員が一堂に会して市政全般について意見交換

このほか、平成28年7月13日に市立下関商業高等学校にて「下関市議会 in 下商」を開催した。対象は3年生全員で198人が参加した。

(議会)

(4) 委員会の活動方針 (取り組むべき課題)

常任委員会と議会運営委員会では、その担当する事務について積極的に調査研究等を行うため、平成24年4月1日に施行された「議会基本条例」の規定に基づき、年度初めにその所管する事務について、重要と考えるテーマを決定し、積極的に調査研究などを行う活動方針を定め、十分な検討を行なうこととしている。

	総務委員会	経済委員会	文教厚生委員会	建設消防委員会	議会運営委員会
平成31年 ／令和元年	①財政健全化・行財政改革 ②住民自治によるまちづくり ③下関市まち・ひと・しごと創生総合戦略 ④入札・契約制度改革 ⑤防災・減災対策	①交流人口の拡大 ②地域産業の振興 ③ポートレース事業の推進	①発達障害 ②こどもの貧困 ③地域医療構想 ④学校の情報化戦略(学校のICT化、情報教育)	①住環境の整備 ②下関市総合交通戦略 ③下関港ウォーターフロント開発及び新港地区整備 ④新総合体育館整備事業 ⑤救急消防業務の高度化の推進 ⑥上下水道施設の改修更新	①議会運営に関連する調査・研究 ②情報端末の執行部との連携を含めた活用の充実 ③市民と議会のつどいの更なる充実 ④大規模災害発生時の下関市議会業務継続計画(BCP)に基づく議会の活動の検証
令和2年	①財政健全化・行財政改革 ②住民自治によるまちづくり ③下関市まち・ひと・しごと創生総合戦略 ④入札・契約制度改革 ⑤防災・減災対策	①交流人口の拡大 ②地域産業の振興 ③くじらの街 日本一の推進	①「子ども」 ②地域医療	①地域公共交通再編 ②新総合体育館整備 ③あるかぼーと地区開発及び新港地区整備 ④住環境の整備 ⑤救急消防業務の高度化の推進 ⑥上下水道施設の改修更新	①議会運営に関連する調査・研究 ②情報端末活用の更なる充実 ③市民と議会のつどいの更なる充実 ④大規模災害発生時の下関市議会業務継続計画(BCP)に基づく議会の活動の検証
令和3年	①財政健全化・行財政改革 ②住民自治によるまちづくり ③下関市まち・ひと・しごと創生総合戦略 ④入札・契約制度改革 ⑤防災・減災対策 ⑥公立大学法人管理運営業務	①交流人口の拡大 ②地域産業の振興 ③くじらの街 日本一の推進	①認知症施策 ②子育て支援 ③学校のICT化	①住環境の整備 ②都市計画マスタープランの改訂 ③安岡地区複合施設整備 ④下関港ウォーターフロント開発及び新港地区の整備と利用促進 ⑤救急消防業務の高度化の推進及び消防団の充実強化等 ⑥上下水道施設の改修更新	①議会運営に関連する調査・研究 ②情報端末活用の更なる充実 ③市民と議会のつどいの更なる充実 ④大規模災害発生時の下関市議会業務継続計画(BCP)に基づく議会の活動の検証
令和4年	①財政健全化・行財政改革 ②マイナンバーカードの普及及び利活用 ③デジタル社会の構築 ④防災・減災対策 ⑤下関市立大学総合大学化推進業務 ⑥選挙啓発業務	①交流人口の拡大 ②地域産業の振興	①介護・フレイル予防 ②介護人材の確保 ③待機児童対策・保育士等の処遇改善 ④学校のICT化	①住環境の整備 ②市街地の整備 ③安岡地区複合施設整備 ④新総合体育館整備事業 ⑤下関港ウォーターフロント開発及び新港地区の整備と利用促進 ⑥救急消防業務の高度化の推進及び消防団の充実強化等 ⑦上下水道施設の改修更新	①議会運営に関連する調査・研究 ②情報端末の活用の更なる充実 ③市民と議会のつどいの更なる充実 ④大規模災害発生時の下関市議会業務継続計画(BCP)に基づく議会の活動の検証

(5) 議員研修会の開催

議員の政策立案能力などの資質向上のため、年1回以上の議員研修会を実施することとした。

開催日	講師	演題
平成24年7月24日	日本銀行下関支店長 水野 正幸氏	経済、金融政策の現状と展望
平成25年8月8日	下関商工会議所会頭 川上 康男氏	「役に立つ商工会議所」を目指して
平成26年7月22日	(公財)下関海洋科学アカデミー 鯨類研究室長 石川 創氏	下関と鯨の歴史 ～最近の話題を中心に～
平成27年7月24日	東京大学 教授 アジア生物資源環境研究センター長 堀 繁氏	人が訪れたいくなる商店街 ～商店街活性化プランの勘どころ～
平成28年8月8日	関西学院大学大学院 経営戦略研究科教授 石原 俊彦氏	新地方公会計の導入と下関市議会の役割 -会計情報を市政のガバナンスに活かす-
平成29年8月2日	早稲田大学スポーツ科学学術院 教授 原田 宗彦氏	まちづくり手法としての スポーツ都市戦略
平成30年7月26日	跡見学園女子大学教授 鍵屋 一氏	自治体の防災対策と災害時における 議会、議員の役割
令和元年8月2日	①(株)ザメディアジョン・リージョナル 代表取締役 北尾 洋二 氏 ②(株)レストレーション 代表取締役 森脇 暉 氏	①「商店街はオワコン」なのか?～下関にお ける商店街の現状とこれからの在り方 ②パッションとクラウドファンディングで まちづくり
令和2年10月26日	(株)Blanket 代表 秋本 可愛氏	介護人材の現状と行政に求める対応 ※Zoom (オンライン) を利用した講演形式 で実施
令和3年10月25日	北海道大学大学院 農学研究院教授 野口 伸氏	下関市におけるスマート農業の役割
令和4年8月12日	岡山大学教育推進機構 准教授 中山 芳一氏	「非認知能力～ 未来を生き抜く力～」

(6) 下関市議会業務継続計画(BCP)の策定

平成30年6月定例会最終日において、大規模災害等の緊急の事態が発生した際の、市議会の対応について必要な事項等の調査を行い、もって被害の拡大防止及び議会機能の早期回復を図ることを目的に、下関市議会業務継続計画(BCP)調査特別委員会を設置した。

本特別委員会では、議員研修会(演題:「自治体の防災対策と災害時における議会、議員の役割」、講師:跡見学園女子大学 鍵屋一教授)や、既に議会BCPを策定している7自治体の計画を研究し、うち2自治体に視察を行い、調査内容を踏まえて計画の素案を作成した。

平成30年12月定例会の初日に委員長から調査結果報告を行い、その後、議長決裁により下関市議会業務継続計画(BCP)を策定した。

(議会)

※業務継続計画（BCP）

災害時には、人、物、情報などが平常時と異なり、利用できる資源に制約が生じた状況下で、優先的に実施すべき業務を特定し、業務の執行体制や対応手順、業務継続に必要な資源の調達方法などをあらかじめ定めておくことによって、大規模災害などの緊急事態に遭遇した場合においても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画のこと。

6. 下関市議員政治倫理条例

下関市議会基本条例の制定に合わせて、同条例第19条第2項の規定に基づき、議員の政治倫理の確立を図り、市民に信頼される公正で開かれた民主的な市政の運営に貢献することを目的として、議員が果たさなければならない最低限の責務について規定している。また、議員が遵守事項に違反している疑いがあると認められる場合、市民や他の議員が調査を請求できる手続きも規定している。（平成24年第1回定例会において3月5日可決、同年4月1日施行。）

また、平成27年には、市との契約に関して制限を受ける親族等の範囲を拡げるとともに、その制限を自粛から辞退にと、より厳しい内容に変更することとした。（平成31年改選から）

7. 下関市スポーツ振興のまちづくり基本条例

同条例は、スポーツ振興による健康で活力あるまちづくりについて、基本理念を定めるとともに、市の責務並びに市民及びスポーツ活動を行うものの役割を明らかにし、もって本市の健全な発展及び豊かで安心できる市民生活の実現に寄与することを目的としている。（平成22年第1回定例会において3月26日可決、同年4月1日施行。）

※会派を超えた有志議員7名から成る「まちづくり議員フォーラム」のメンバーにより、当該条例に関する調査、研究がなされ、議員提案によって制定された条例である。

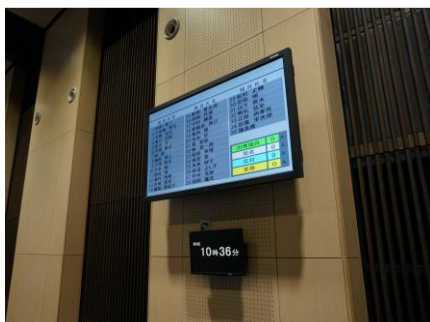
8. 議会運営の効率化に向けた取り組み

(1) 電子表決システム

議会の本庁舎新館移転（平成26年2月）に伴い電子表決システムを導入し、平成26年第1回定例会から使用開始した。（従前の起立表決に代わるものとしての位置付け）

これに伴い、会議録にも、議案等に対する各議員の賛否等の状況を掲載することとした。

<議場壁面ディスプレイ>



<表決ボタン>



(2) タブレット端末

1) タブレット端末等の持ち込み及び使用に係る試行の開始

平成29年6月に、タブレット端末導入検討プロジェクトチームを設置し、議会活動の充実とともに、議員から市民への情報提供や災害時の迅速な連携など、さらなる「議会の活性化」を目的に導入の検討を開始した。

平成29年12月定例会より、タブレット端末等（タブレット端末、ノートパソコン及びこれらに代替する機能を有するスマートフォン等の携帯端末）の本会議及び委員会等への持ち込み及び使用に係る試行を開始することとした。

なお、議員のタブレット端末の調達に係る経費については政務活動費の使用も可とした。

また、全ての委員会において、委員会資料を電子化した。（冊子等を除く）

2) タブレット端末等の正式運用の開始

平成30年9月定例会より、各議員が準備したタブレット端末等（タブレット端末、ノートパソコン及びこれらに代替する機能を有するスマートフォン等の携帯端末）の本会議及び委員会等への持ち込み及び使用を開始するとともに、会議資料等の電子データを各議員及び議会事務局で共有するため、公費にて有料の会議用システム（SideBooks）の利用を開始。

なお、利用開始に先立ち、9月定例会初日（8月28日）に、下関市議会会議用システム及び端末機使用基準を定め、同日施行した。

3) タブレット端末を利用した一般質問の本格運用を開始

平成30年9月定例会より、会議用システム（SideBooks）に格納した電子データを議場内ディスプレイに表示させて質問を行うため、質問席でのタブレット端末の使用を試行的に行ってきたが、本格運用するにあたり「一般質問等におけるタブレット端末使用に係る取扱要綱」を制定した。（施行は令和3年1月1日）

なお、使用するデータは議場壁面にある65インチのディスプレイ（出入口側、奥側の2カ所）に表示している。

9. 議員報酬、費用弁償及び政務活動費

(1) 議員報酬変遷一覧表

適用年月日	区分	議員報酬	議長の報酬	副議長の報酬	委員長の報酬 (常任・議運)	副委員長の報酬 (常任・議運)
平成17. 2. 13 (在任特例期間)	旧下関市 議会議員	565,000円	675,000円	610,000円	592,000円	578,000円
	旧菊川町 議会議員	200,000円	310,000円	245,000円	227,000円	213,000円
	旧豊田町 議会議員	190,000円	300,000円	235,000円	217,000円	203,000円
	旧豊浦町 議会議員	208,000円	318,000円	253,000円	235,000円	221,000円
	旧豊北町 議会議員	190,000円	300,000円	235,000円	217,000円	203,000円
平成19. 2. 13		565,000円	675,000円	610,000円	592,000円	578,000円
平成25. 4. 1		545,000円	655,000円	590,000円	572,000円	558,000円

(議会)

(2) 議員の期末手当 (令和2年4月1日施行)

6月 120.0/100 12月 120.0/100

※ 金額決定の根拠、基準

〈下関市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第6条〉

「議員には、下関市一般職の職員の給与に関する条例の規定の例により期末手当を支給する。ただし、期末手当基礎額は、議員報酬の月額と当該月額に100分の45を乗じて得た額との合計額とする。」

(3) 費用弁償

- ・一般調査視察旅費 (1人当たり) 150,000円/年
- ・常任・議会運営・特別委員会視察旅費 (1人当たり) 122,000円/年
- ・会議出席費用弁償の額

支給額=20円×自宅からの往復距離 (1Km未満端数切り捨て)

※ 公用車など、市においてその費用を負担する手段を利用して本会議等の会議に出席した場合、その利用が全行程の一部であるときは、算出した額の2分の1に相当する額 (当該額に1円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。) の費用弁償を随時支給する。(当該手段の利用が全行程にわたる時は費用弁償を支給しない。)

※ 支給対象：本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び議会広報部会

(4) 政務活動費

1) 交付額及び交付方法

交付額は1人当たり月額5万円 (年額60万円) で、会派の所属議員数に応じ算定した額を、4月と10月の年2回、会派に対し半期ごとに交付する (会派の所属議員が1人の場合を含む)。

また、政務活動費を充てることのできる経費の範囲等について記載した「政務活動費の手引き」を作成し、議員に配付している。

2) ホームページへの公表

ア. 政務活動費収支報告書及び「政務活動費の手引き」のホームページへの公表

平成25年において、平成24年度の収支報告書 (領収書を除く) を市議会ホームページで確認できるようにした。

また、政務活動費の使用に関し、必要な事項を定めた「政務活動費の手引き」を市議会ホームページでも公開することとした。

イ. 領収書を含めた政務活動費収支報告書のホームページへの公表

平成29年において、平成28年度分の政務活動費から、領収書等を含めた収支報告書を市議会ホームページで確認できるようにした。

企 画 課

1. 企画課の概要

基本構想・基本計画その他基本的施策の企画立案に関すること、重要施策の調査及び研究に関すること、市行政の総合調整に関すること、主要事業の進行管理、国・県に対する重要事項の促進、民間協力団体との連絡調整、広域行政、地方分権、中山間地域づくりに関すること、その他特命事項に関することを所掌している。

2. 所管する主な計画・プラン

(1) 第2次下関市総合計画

市の行政運営の基礎となる計画であり、市が目指す市民生活や地域社会の姿をわかりやすく示し、その実現にあたって必要な施策を定めた下関市の最上位計画。まちづくりの基本理念と将来像の実現を図るための施策の体系を示す「基本構想」と、各行政分野の具体的な施策を示す「基本計画」から構成される。

(2) 下関市まち・ひと・しごと創生総合戦略

第2次下関市総合計画に掲げた取組のうち、人口減少・少子高齢化対策及びまち・ひと・しごと創生に資する施策を重点的に絞り込み、人口減少下にあっても地域の活力を失わないまちづくりを進めるための実践的な計画。「地域産業の強化、しごとの確保を促進する」、「下関に集う人、下関で暮らす人を増やす」、「いのちを大切にし、子どもを産み育てやすい環境を整える」、「地域の力を活かし、持続可能な地域社会をつくる」の4つの基本目標と10の目標指標で構成される。

(3) 下関市連携中枢都市圏ビジョン

地域を活性化し経済を持続可能なものとし、安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするため、地域において、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により「経済成長のけん引」、「高次の都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢化社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する国の政策である『連携中都市圏構想』に基づき策定した計画。本市は、特例措置により「合併1市圏域」型として1市のみで連携中枢都市圏を形成している。

(4) 下関市過疎地域持続的発展計画

過疎地域の持続的発展を図るため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、令和3年に策定した計画（計画期間：令和3年度～令和12年度）であり、本市においては、合併前の豊田地域、豊浦地域、豊北地域が対象となっている。

(5) スマートシティ基本設計

データやデジタル技術の利活用により、本市が抱える様々な課題解決を図り、市民の生活機能の向上を図るなど魅力的なまちづくりを目指すために、令和3年に策定した計画であり、市民中心のスマートシティを推進し、誰もが幸福を感じ、持続的に成長する街の実現に向けて取り組んでいる。

3. 所管する主な業務

(1) 一般企画・調整業務

基本的施策の企画立案、総合計画・地方創生・連携中枢都市圏構想・スマートシティの推進、主要事業の進行管理等とともに、市行政の総合調整及び国・県などの関係機関との連絡調整を図っている。また、国内他都市との交流・連携を進めるとともに、他の中核市と連携し、中核市業務の円滑な運営を図る。

(2) 広域行政業務

関係・近隣自治体との交流の促進と一体的な発展を図るため、北九州市、長門市をはじめ、地域振興及び行政サービスの向上に向けた連携事業を実施している。

(3) 中山間地域づくり業務

中山間地域をはじめ、離島（蓋井島、六連島）、過疎（豊田、豊浦、豊北地域）、辺地の活性化を図るための総合的な振興策の調整を行っている。

(4) その他の主な業務

これらの他、「ふるさとしものせき応援寄附金」のPRや受付・発送事務、吉母御崎地区の飲用水供給施設の管理運営業務等を行っている。

秘 書 課

1. 秘書課の概要

儀式及び交際に関すること、市長会に関すること、東京事務所との連絡に関すること、秘書に関すること、報道関係機関との連絡・調整に関すること、広聴活動の企画及び調整に関する事務を所掌している。

2. 所管する主な業務

(1) 市長および副市長の秘書に関する業務

市長および副市長のスケジュール管理や来客の応対などを行う。

(2) 市長会に関する業務

全国市長会と山口県市長会に属しており、各市相互の連絡調整を図ると共に、都市に関する諸般の事項を審議するための補助業務を行う。

(3) 報道広聴に関する業務

市政記者クラブ及びその他報道機関への資料提供や記者会見の実施など報道対応に関すること、市長へのはがき・Eメールや要望・陳情など広聴に関する業務を行う。

(4) その他の主な業務

下関市の後援等及び下関市長賞に関する事務取扱要綱に基づき、下関市の名義後援等の可否や市長賞の交付を決定している。

広 報 戦 略 課

1. 広報戦略課の概要

広報活動の総合的企画、調整及び推進に関すること、広報刊行物の編集及び発行に関すること、シティプロモーションの推進に関すること、移住・定住を促進するための情報発信及び支援に関すること、市史、市役所吹奏楽団に関する事務を所掌している。

2. 所管する主な業務

(1) 広報紙発行等

1) 「市報」の発行

市政の動き、事業、行事等を直接各世帯に伝達するため、月1回(毎月1日)「市報しものせき」を発行する。併せて本市のホームページにも掲載する。文字だけでなく写真やイラストを多く使用するなど、市民にとって読みやすく親しまれる市報を目指している。

2) 「点字市報」の発行

目の不自由な方を対象に、市政の動き、事業、行事等を伝達するため、年13回(毎月1日、1回はごみ特集)発行する。

3) 「声の市報」の発行

目が不自由で点字の読めない方を対象に、市政の動きなどを伝達するため、年13回(毎月1日、1回はごみ特集)テープによる「声の市報」(60分)を発行する。

4) 市公式ホームページの保守業務

市公式ホームページを作成・提供するサーバーの保守及びトップページの注目情報などの管理業務を行う。

5) SNS(フェイスブック、ツイッター、インスタグラム)の投稿

最新の市政情報、週末イベント情報など旬な話題を概ね平日1日1件投稿する。

6) 「市勢要覧」の発行

下関市の姿を写真と資料を使って紹介し、市勢紹介のPR誌として発行する。

(2) 市政ニュース放送

1) テレビ広報「下関市政だより」(KRY・TYS・YAB)

テレビにより市政及び各種行事等を市民に紹介する。市政だより「しものせき21」においては手話通訳を挿入する。

2) ラジオ広報 (コミュニティエフエム下関)

ラジオにより市政及び各種行事等を市民に紹介する。

(3) 市役所吹奏楽団

市の主催、共催する行事を中心に出演し、音楽を通じて市民と市政の連帯感を強める。

(4) シティプロモーションの推進

都市のブランド化に向け、専用のウェブサイトやSNS等による情報発信のほか、市民参加型の動画作成やイベントなどの実施により、市民のシビックプライドの醸成を図っている。

(5) 移住・定住促進のための情報発信

U J I ターン希望者を含め、市内外に向けて移住・定住に関する情報発信を行っている。

(6) 人口定住業務

人口定住を促進するため、移住者等への各種助成やU J I ターン希望者への情報提供、人口定住促進住宅「豊北ハイツ」の管理運営及び空き家情報の提供を行っている。

(7) その他の広報活動

新聞広告の掲載などによる広報業務を実施する。

国 際 課

1. 国際課の概要

本市と姉妹友好都市の関係にある都市との交流促進及びその他の国との親善友好交流業務を行うとともに、国際化推進に係る総合的な企画及び調整に関する事務等を所掌している。

○現在の姉妹友好都市	<姉妹友好都市盟約締結日>
・サントス市（ブラジル連邦共和国）	1971. 10. 6（昭46）
・イスタンブール市（トルコ共和国）	1972. 5. 16（昭47）
・釜山広域市（大韓民国）	1976. 10. 11（昭51）
・青島市（中華人民共和国）	1979. 10. 3（昭54）
・ピッツバーグ市（アメリカ合衆国）	1998. 12. 18（平10）

2. 所管する主な計画・プラン等

(1) 下関市多文化共生・国際交流推進計画

国際交流などの施策に加え、外国人住民が安全で安心して暮らせる地域づくりや、地域の住民と外国人住民が、共に地域社会を構成する一員として多様性を活かした豊かな地域づくりを推進していく「多文化共生社会」の実現を目指す、市が取り組むべき方向性を定めた計画（計画期間：令和3年度から令和12年度）。「多文化共生が拓く下関市の未来」を基本理念として定め、「国際化に対応した人材育成」「国際交流の促進」「多文化共生のまちづくり」の3つの基本目標を掲げ、目標達成に向けて施策の展開を図る。

3. 所管する主な業務

(1) 国際親善交流業務

訪日団受入れ、職員の海外派遣、東アジア経済交流推進機構関係業務、韓国釜山広域市交換職員派遣、中国青島市国際交流研修員派遣、国際交流事業推進事業費補助金、多文化共生のまちづくりに関する事業等に関する事務を行う。

(2) 青少年国際交流推進業務

小中学生海外派遣研修事業（中国、韓国、米国）に関する事務を行う。

(3) 国際交流員招致業務

中国からの国際交流員の受入れに関する事務を行う。

(4) その他の主な業務

その他、国際化推進に係る総合的な企画及び調整に関する事務等を行っている。

情報政策課

1. 情報政策課の概要

情報政策課内には、情報システム管理係が置かれており、システム共通基盤、内部情報系における各種システム及び庁内ネットワークの運用管理を所掌している。また、課内室として、DX（デジタル・トランスフォーメーション）推進室が置かれており、行政DXに関する施策の推進を所掌している。

2. 所管する主な業務

(1) システムの運用管理

システム共通基盤、内部情報システム（サブシステム、グループウェア、ファイルサーバ等）及び庁内ネットワーク（庁舎内LAN、出先事務所接続回線等）の運用管理を行う。

(2) インターネットサービスの運用

公共施設予約サービス、電子申請サービス及びしものせき情報マップ等インターネットサービスの運用を行う。

(3) 高度情報化の推進

本市の情報通信基盤（携帯電話、インターネット等）の地域間格差を是正するための事業や、携帯電話不感対策として設置した移動通信用鉄塔施設の維持管理を行う。

(4) セキュリティ対策

下関市行政情報セキュリティポリシーに基づいたセキュリティ対策を行う。また、山口県及び県内市町共同利用のセキュリティクラウドによるセキュリティ確保を図る。

(5) 行政DXの推進

国が定める「自治体DX推進計画」に基づき、行政事務におけるデジタル技術を用いた業務改善を行う。

エリアビジョン推進室

1. エリアビジョン推進室の概要

海峡エリアビジョンの推進に関すること、重要施策の調査及び研究に関することを所掌している。

2. 所管する主な計画・プラン

(1) 下関海峡エリアビジョン

JR下関駅から火の山までの関門海峡を望むエリア一帯の目指すべき将来像やまちづくりの方向性を示すもので、「市民」、「事業者」、「行政」などがその将来像と方向性を共有するための羅針盤として位置付けたものである。

これに基づき、海峡エリアに想いを持った市民や事業者と行政が連携したまちづくりを推進し、魅力あふれるまちになることを目指す。

3. 所管する主な業務

(1) 海峡エリアビジョンの推進

周遊型・滞在型観光地への転換、持続可能な賑わいづくりの創出を目的に、資源を活かした魅力あるエリアの構築及び周辺地区への相乗効果の形成を図るため、計画を策定し推進体制の構築を目指す。

また、リノベーションまちづくりの推進により、空き家、空き店舗や公共空間等を活用した魅力ある賑わいスポットを構築し、新たな人通りの創出を目指す。

東京事務所

1. 東京事務所の概要

中央官庁及び諸機関との連絡を緊密にし、事務処理の円滑化を図るとともに、市政に関連ある情報資料の収集及び調査にかかる事務全般を所掌している。

2. 所管する主な業務

(1) 市政関連情報の収集提供及び調査業務

中央官庁及び諸機関による各種施策や予算関連情報等を収集し関係部局へ提供するとともに特命事項に関する調査を行い関係部局に報告している。

下関市東京事務所のネットワーク並びに東京事務所設置自治体が加盟する「全国厚生労働省担当者連絡協議会」、「全国都道府県・政令指定都市国土交通省担当者連絡協議会」、「東京事務所環境省担当者連絡会」、「都市東京事務所長会」及び「中核市東京事務所長会」等を通じて中央官庁関係情報等を収集し関係部局へ提供している。

(2) 要望活動等業務

政府、国会議員、中央官庁、諸機関等への要望活動の際の面会予約の調整及び随行を行う。

(3) 下関市東京観光物産・ふるさと移住情報提供業務

下関市東京観光物産・ふるさと移住情報等の提供を遂行している。

- ・東京における下関市の観光資源の紹介や交通アクセスなどの観光相談、観光情報等の提供及びPR
- ・首都圏に在住する郷土出身者へのふるさと関連情報の提供など
- ・下関市への移住を希望する者へのふるさと関連情報の提供など

総 務 課

1. 総務課の概要

表彰、文書、訴訟、公文書公開及び個人情報保護、統計、町及び字の整理、包括外部監査、公立大学法人下関市立大学に関する事務など、本市の事務のうちいわゆる総務的事務を分掌している。

2. 所管する主な業務

(1) 市の行政区域

地方自治法第9条の5に係る新たに生じた土地の確認及び同法第260条に係る町又は字の区域及び名称の変更等の事務に関して、令和3年度における取扱状況は、次のとおりである。

新たに生じた土地の確認	5件
町又は字の区域及び名称の変更等	5件

(2) 表彰

本市表彰条例に基づき、功労表彰及び善行表彰を行っている。

令和3年度 表彰件数

功 労 表 彰						善行表彰
自 治	教育文化	産 業	厚 生	社会事業	計	3 (28)
2 (70)	1 (31)	4 (40)	11 (181)	14 (270)	32 (592)	

() 内は令和3年度までの総表彰件数(合併以降)

(3) 文書の収受・発送

- ・郵便物等の文書を収受し、各課所室に配布している。
- ・各課所室の発送文書を取りまとめ、郵送手続を行っている。

(4) 議案の提出

令和3年中の市長の提案に係る議案の提出状況は、次のとおりである。

- ・予算関係 78件(決算を含む。)
- ・条例関係 82件
- ・その他 55件

(5) 条例、規則等の制定、改廃

令和3年中の条例、規則及び訓令の制定、改廃状況（行政委員会等によるものを除く。）は、次のとおりである。

	制 定	廃 止	改 正	合 計
条 例	3	3	79	85
規 則	6	7	90	103
訓 令	1	0	12	13
計	10	10	181	201

注：条例の廃止には廃止する等の条例を含み、規則の制定には整備に関する規則を含む。

(6) 法律相談、訴訟事務

- ・顧問弁護士（2人）を委嘱し、本市行政の執行に係る紛争問題の法律的解決の相談を行っている。
 - ・本市が関係している訴訟事件について連絡調整を行うとともにその解決に努めている。
- なお、係属中の訴訟事件は、7件（令和3年度末。上下水道局を除く。）となっている。

(7) 公文書公開・個人情報保護

1) 令和3年度の公文書の公開の状況

ア. 公文書の公開の実施状況について

区 分	公開の請求		公開の申出	
	閲 覧	写しの交付	閲 覧	写しの交付
公開請求・申出件数	13件	584件	0件	28件
取 下 げ 件 数	0件	10件	0件	1件
公 開 件 数 (うち部分公開件数)	12件 (1件)	541件 (150件)	0件 (0件)	19件 (8件)
非 公 開 件 数	1件	3件	0件	0件
却 下 件 数	0件	36件	0件	8件
処 理 中 件 数	0件	5件	0件	1件
写 し 交 付 枚 数		21,722枚		79枚

注：「公開の請求」には、合併後及び合併前の市町の条例の規定により請求の対象となる公文書について、「公開の申出」には、請求の対象とはならないものの任意に対応した公文書について記入してある。

イ. 審査請求の状況について

令和3年度 請求件数	令和2年度 審査未了件数	審査請求に対する決定			取下げ	審査中
		認容	棄却	却下		
2件	0件	0件	1件	0件	0件	1件

2) 令和3年度の個人情報の開示等の状況

ア. 個人情報の開示の実施状況について

区 分	開示の請求	
	閲 覧	写 しの 交 付
開 示 請 求 件 数	27件	90件
取 下 げ 件 数	0件	1件
開 示 件 数 (うち部分開示件数)	26件 (1件)	77件 (15件)
不 開 示 件 数	0件	0件
却 下 件 数	1件	10件
処 理 中 件 数	0件	3件
写 し 交 付 枚 数		13,897枚

イ. 審査請求の状況について

令和3年度 請求件数	令和2年度 審査未了件数	審査請求に対する決定			取下げ	審査中
		認容	棄却	却下		
1件	0件	0件	1件	0件	0件	0件

(8) 統計

統計法の法令に基づく各種の基幹統計調査、ホームページでの統計資料の公表及び統計調査員の確保などが主要業務である。

1) 基幹統計調査（平成30年度から令和4年度までに実施のもの）

調査名	所管省庁名	調査の目的など	調査月日
学校基本調査	文部科学省	学校教育行政に必要な基礎資料を得るため、小・中学校などの児童・生徒の在籍状況や出欠席状況等の調査を行う。	5月1日 (毎年)
工業統計調査	経済産業省	製造業の実態を把握し、生産活動に関する基礎資料を得るため事業内容、従業員数、出荷額、原材料使用額等の調査を行う。	6月1日 (「経済センサス-活動調査」実施年度を除く毎年)
国勢調査	総務省	日本の各種行政施策の基礎資料とするため、日本国内に居住するすべての人・世帯の実態に関する調査を行う。 (令和2年度実施)	10月1日 (5年ごと)

国勢調査 調査区設定	総務省	令和2年度実施の国勢調査の基本となる調査区の設定を行う。 (令和元年度実施)	10月1日 (5年ごと)
就業構造基本調査	総務省	国民の就業及び不就業の実態を明らかにし、全国及び地域別の就業構造に関する基礎資料を得る。(令和4年度実施)	10月1日 (5年ごと)
経済センサス - 基礎調査	総務省・ 経済産業省	我が国の全産業分野における事業所の活動状態等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査の母集団情報を整備する。 (令和元年度実施)	甲調査 6月～3月 乙調査 6月1日 (5年ごと)
経済センサス 調査区管理	総務省	平成21年経済センサス-基礎調査において設定した調査区を今後の経済センサス調査区として管理し、毎年、必要な修正を行う。	年度により 異なる (毎年)
経済センサス - 活動調査	総務省・ 経済産業省	全産業分野の売上(収入)金額等の経理項目を調査し、事業所及び企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにする。 (令和3年度実施)	6月1日 (5年ごと)
住宅・土地 統計調査	総務省	我が国の住宅及び土地の保有状況、居住している世帯の実態を調査し、住宅・土地関連施策の基礎資料を得るため、建物の構造、世帯構成等を調査する。 (平成30年度実施)	10月1日 (5年ごと)
住宅・土地 統計調査 単位区設定	総務省	令和5年住宅・土地統計調査の実施に先立って、調査区域を明確にし、調査の円滑な実施と結果制度の向上を図る。 (令和4年度実施)	2月1日 (5年ごと)
農林業センサス	農林水産省	農林業の基本構造の現状と動向を明らかにし、農林業行政諸施策及び農林業に関して行う諸統計調査に必要な基礎資料を整備するため、労働状況や販売額等を調査する。(令和元年度実施)	2月1日 (5年ごと)
全国家計構造調査	総務省	世帯の所得分布及び消費の水準、構造等を全国的及び地域別に明らかにするため、家計における消費、所得、資産及び負債の実態を総合的に調査する。 (令和元年度実施)	10月～11月 (5年ごと)
漁業センサス	農林水産省	漁業の基本構造の現状と動向を明らかにし、水産行政諸施策及び水産業に関して行う諸統計調査に必要な基礎資料を整備するため、漁業の種類や経営状況を調査する。(平成30年度実施)	11月1日 (5年ごと)

※工業統計調査は、「公的統計の整備に関する基本的な計画（令和2年6月2日閣議決定）」における経済統計の体系的整備に関する要請に基づき、令和4年以降は、経済構造実態調査に包摂され、製造業事業所調査として実施されることとなった。

2) 統計資料の公表

人口、産業、物価、保健衛生、教育など各種の統計資料を下関市ホームページに掲載している。

(9) 包括外部監査

平成17年10月1日付けの中核市の指定に伴い、地方自治法第252条の36第1項の規定により包括外部監査の実施が義務付けられた。

包括外部監査を円滑かつ効果的に実施するため、下記の事務を行っている。

- ・ 包括外部監査契約の締結
- ・ 包括外部監査報告書の提出受付
- ・ 包括外部監査人の選定に係る事務

※包括外部監査の結果の公表、包括外部監査の結果に関する措置の公表、下関市監査委員との連携などの事務は下関市監査委員事務局にて対応している。

<包括外部監査のテーマ>

平成30年度 「道路、港湾の整備事業に係る事務の執行について」

令和元年度 「公共下水道事業に関する事務の執行について」

令和2年度 「外部委託に関する事務の執行について」

令和3年度 「人件費に関する事務の執行について」

令和4年度 「遊休不動産の管理・処分等に係る財務事務の執行について」

(10) 公立大学法人管理・運営業務

平成19年度から公立大学法人となった下関市立大学に対し、大学運営や大学改革に必要な経費として交付する運営費交付金や施設整備等を通じて、大学の教育・研究機能の質の向上を支援し、地域に貢献する大学となるよう促している。

なお、下関市立大学総合大学化に向けて、新学部の設置（データサイエンス学部（仮称）：令和6年4月開講、看護学部（仮称）：令和7年4月開講）に取り組んでいる。

また、「下関市公立大学法人評価委員会」を開催し、法人業務の実績に関する評価を行うことにより、法人業務の公共性や透明性の確保に努めている。

防災危機管理課

1. 防災危機管理課の概要

防災危機管理課は、気象情報の伝達に関する事、防災に関する事、災害救助に関する事、国民保護の総合調整に関する事、罹災証明に関する事、水難救護並びに漂流物及び沈没品に関する事、消防機関との連絡に関する事、日本赤十字社に関する事などを所掌している。

2. 所管する主な計画

(1) 下関市地域防災計画

災害対策基本法第42条の規定に基づき、下関市防災会議が市の地域並びに市民の生命・身体及び財産を災害から保護するため、災害の予防・災害応急対策及び災害復旧対策について必要な事項を定め、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者（企業等）、住民が、防災活動を総合的かつ効果的に実施することにより、社会秩序の維持及び公共の福祉を確保し、災害が本市の発展を阻害しないよう防災の万全を期する計画である。

(2) 下関市国民保護計画

この計画は「武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律」に基づき、我が国が外部から武力攻撃を受けた場合や平時に大規模なテロ等が発生した場合に、市内に居住又は滞在している人の生命、身体及び財産を保護するため、住民の避難や救援及び武力攻撃災害への対処に関する措置等、国民保護のための措置等を定めた計画である。

(3) 下関市国土強靱化地域計画

災害の発生により甚大な被害を受けた後で長期間をかけて復旧・復興を図るといった「事後対策」の繰り返しを避け、どのような災害が起ころうとも、最悪の事態に陥ることが避けられるような強靱な行政機能や地域の社会経済、そして地域コミュニティを事前に作り上げていくことを目的に策定した計画である。

3. 所管する主な業務

(1) 災害対策業務

大雨、洪水、台風等の風水害や火災並びに交通事故等による油漏れ等に対し、迅速に情報収集を行い、適切な防災体制整備の下、災害応急復旧措置を行っている。

実績

- ・令和2年度…警戒本部体制3回、第2警戒体制18回、第1警戒体制29回
- ・令和3年度…警戒本部体制1回、第2警戒体制8回、第1警戒体制25回

(2) 高潮ハザードマップ作成業務

平成27年の水防法改正に伴い、令和4年度に瀬戸内海側沿岸（王喜～吉母地区）を対象に、山口県が新たに指定する高潮浸水想定区域を反映した高潮ハザードマップを作成し、地域住民等へ周知のうえ、防災意識の高揚等を図り、速やかな災害時の避難を促すもの。

(3) 国民保護法業務

武力攻撃事態等において市民の生命、身体及び財産を守るため、市民及び関係機関の協力の下、的確かつ迅速な措置を講じるとともに、平常時における計画の見直しや訓練、普及啓発活動を行っている。

(4) その他の主な業務

これらの他に災害応急復旧業務、地域防災計画の改訂業務、気象情報伝達業務などの業務がある。

4. その他

日本赤十字社山口県支部下関市地区の活動

日本赤十字社は、国外ではロシア連邦によるウクライナへの軍事侵攻に対する人道支援等、また、国内では災害救助事業、血液事業をはじめとした広範囲にわたる事業を展開しており、日本赤十字社の活動に対する期待と要請はますます高まっている。これらに応えていくためにも、日本赤十字社の各種事業について一段と充実強化を図ることが必要となっている。

日本赤十字社山口県支部下関市地区の事務局として、その使命を遂行するために赤十字会員増強運動を積極的に展開し、基盤強化に努めている。

職 員 課

1. 職員課の概要

職員課には人事研修係、職員厚生係の2係のほか、課内室として行政管理室が置かれている。

2. 担当業務の概要

(1) 人事研修係

職員の定数、配置、任免、服務、分限及び懲戒に関する業務、職員の給与計算に関する業務、職員の試験及び選考に関する業務、人事評価、職員研修に関する業務等を担当している。

(2) 職員厚生係

職員の給与(給与計算を除く。)、勤務時間その他の勤務条件、公務災害補償等に関する業務、職員団体に関する業務、職員の保健衛生及び福利厚生に関する業務等を担当している。

(3) 行政管理室

行政改革に関する業務、職務権限、事務分掌その他の行政組織に関する業務、事務改善その他の行政能率向上に関する業務を担当している。

3. 職員数の状況

(単位：人)

任 命 権 者	H30. 4. 1	H31. 4. 1	R2. 4. 1	R3. 4. 1	R4. 4. 1
市長の事務部局	1,770 (41)	1,777 (40)	1,747 (64)	1,699 (70)	1,680 (72)
うち豊田中央病院の職員	58	57	55 (2)	54 (2)	54 (2)
上下水道局	232 (6)	232 (7)	229 (7)	222 (8)	216 (7)
ボートレース企業局	19	20	19 (1)	19 (1)	18 (1)
議会の事務局	15	15	15	14	15
選挙管理委員会の事務局	7	7	8	6	5
監査委員の事務局	9	8	8	8	8
公平委員会の事務局					
農業委員会の事務局	9 (1)	9	9	9	8
教育委員会の事務局	319 (8)	310 (7)	301 (7)	286 (6)	272 (4)
うち指導主事	20	20	20	20	20
うち教員	79	76	72	69	66
消防局	318 (8)	318 (9)	316 (13)	317 (10)	315 (6)
計	2,698 (64)	2,696 (64)	2,652 (92)	2,580 (95)	2,537 (90)

※数値は各年4月1日の一般職の常勤職員数を計上。()内数値は再任用短時間勤務の職員数で外数。

4. 職員給与の状況

(単位：円)

年	平均給与月額	内訳	
		給料月額	扶養手当
H29. 4. 1	343,000	322,500	20,500
H30. 4. 1	342,600	321,300	21,300
H31. 4. 1	341,100	319,500	21,600
R2. 4. 1	342,400	320,900	21,500
R3. 4. 1	342,900	321,700	21,200

※各年4月1日現在 地方公務員給与実態調査より集計した。

5. 職員研修の実施状況

(単位：人)

年度	受講者数	主な内容
H29 年度	2,912	階層別研修（課長級、課長補佐級、係長級、中堅職員研修等） 特別研修（法制執務、コンプライアンス、クレーム対応、 危機管理、接遇マナー、公会計基礎研修等） 派遣研修（市町村アカデミー、セミナーパーク等）
H30 年度	1,969	階層別研修（課長級、課長補佐級、係長級、中堅職員研修等） 特別研修（法制執務、コンプライアンス・メンタルヘルス、 クレーム対応、危機管理、接遇マナー等） 派遣研修（市町村アカデミー、セミナーパーク等）
H31 年度	1,996	階層別研修（課長級、課長補佐級、係長級、中堅職員研修等） 特別研修（法制執務、クレーム対応、危機管理、接遇マナー、 プレゼンテーション研修等） 派遣研修（市町村アカデミー、セミナーパーク等）
R2 年度	541	階層別研修（中堅職員研修等） 特別研修（法制執務、メンタルマネジメント、接遇マナー、 電話対応、プレゼンテーション研修等） 派遣研修（市町村アカデミー、セミナーパーク等）
R3 年度	741	階層別研修（係長級、中堅職員研修等） 特別研修（法制執務、メンタルマネジメント、クレーム対応 研修等） 派遣研修（市町村アカデミー、セミナーパーク等）

※各年度における受講者延人数。

資産経営課

1. 資産経営課の概要

庁舎及び来庁者駐車場の管理及び取締りに関すること、庁用自動車の管理及び配車に関する
こと、公共施設マネジメントの推進に関すること、財産の取得及び処分の総括に関することな
どを所掌している。

2. 所管する主な計画

(1) 下関市公共施設等総合管理計画（平成28年2月策定）

平成27年3月に策定した「下関市公共施設マネジメント基本方針」における3つの基本方
針（方針1：施設の適正配置と施設総量の縮減 方針2：施設の予防保全による長寿命化 方
針3：施設の効率的かつ効果的な運営）を軸に、また、道路・橋梁等の土木インフラ施設、上
下水道等の企業会計施設を含めて、今後の施設のあり方について、総合的かつ計画的に管理を
行い、「新しいまちづくり」に取り組むために策定したもの。

基本理念

次の世代に負担をかけない安全・安心な施設を引き継ぎ、魅力ある「新しいまちづくり」
を推進していきます

(2) 公共施設の適正配置に関する方向性（平成30年12月策定）

個別施設計画や各施設のマネジメントの指針とするため、公共施設のこれまでの整備状況を
整理し、今後の方向性をまとめたもの。前期（2015年度～2022年度）について、縮減
目標の達成を見据え、個別施設の存廃、複合化や集約化、譲渡などの方向性を示し、中期（
2023年度～2028年度）及び後期（2029年度～2034年度）については、概ねの方
向性を示している。

(3) 未利用財産の処分及び利活用に関する基本方針（令和2年4月策定）

公共施設マネジメントの取り組みを進めていく過程で、今後、未利用の建物や土地が増加す
ることが見込まれているが、用途を廃止した建物を解体して土地を競争入札で売却する財産処
分方法のみでは、企業や団体等のニーズに合致しない場合もあることから、効果的・効率的な
未利用財産の処分を図る上での基本的な考え方を示し、具体的な取り組みに繋げていくために
策定したもの。

3. 所管する主な業務

(1) 庁舎管理業務

公務の適正かつ円滑な執行を確保するため、庁舎における秩序の維持、災害の防止、美観の保持などを行っている。

(2) 庁用自動車管理業務

特別職の車両や共用車等の効率的な配車・運行を行っている。

(3) 公共施設マネジメント推進業務

公共施設マネジメントの推進に関する業務を行っている。

「公共施設マネジメント」とは、地方公共団体が保有する庁舎、公民館、学校及び市営住宅等の公共施設について、人口動態や財政状況、市民ニーズ等を踏まえて施設の老朽度や利用状況を把握し、維持管理及び更新等のあり方について検討し、効率的かつ効果的に管理運営を行う仕組みのこと。

【本市の公共施設の現況】 (令和3年度末現在)

施設数	1,047 施設
総延床面積	1,520,174.28 m ²
市民一人当たりの延床面積	6.02 m ² /人

(4) 財産管理業務

公有財産の適切な保全管理を行うとともに、不用財産の売払い処分や貸付けを行い、効率的な運用を行っている。

【公有財産の状況】 (令和3年度末現在)

区分	土地(地積)	建物(延面積)
行政財産	46,016,926 m ²	1,488,499 m ²
普通財産	23,134,607 m ²	31,675 m ²
合計	69,151,533 m ²	1,520,174 m ²

(5) 土地先行取得業務

土地開発基金からの貸付金を主な原資として、公用または公共用に供する土地の先行取得を行う。また、取得した土地の所管換えが実施されるまでの間、適切な保全管理を行っている。

(6) その他の主な業務

保険事務（建物総合損害共済、自動車損害共済、全国市長会市民総合賠償補償保険、道路賠償責任保険）、庁用自動車交通事故対策関係業務などの業務を行っている。

4. 所管する施設

(1) 下関市役所本庁舎

施設の名称	延床面積	構造	建築日
庁舎（東棟）	5,362.73 m ²	鉄筋コンクリート造（地上5階）	R2.1.31
庁舎（西棟）	18,154.78 m ²	鉄骨造（地上10階）	H27.7.3
立体駐車場	12,168.43 m ²	鉄骨造（地上6階）	H27.10.13
計	35,685.94 m ²		

(2) その他庁舎等

施設の名称	延床面積	構造	建築日
第2別館	1,579.86 m ²	鉄筋コンクリート造（地上4階）	S33.2.23
田中町庁舎	437.24 m ²	鉄骨造（地上2階）	H12.3.14
カラトピア4階	1,064.31 m ²	鉄骨鉄筋コンクリート造	S61.11.1
カラトピア5階	1,387.93 m ²	（地上13階地下1階）※区分所有	
向洋町倉庫	1,162.66 m ²	鉄筋コンクリート造（地上2階）	S37.7.31
棕野町倉庫	242.06 m ²	軽量鉄骨造（地上2階）	H18.11.30

※公共施設の適正配置に関する方向性については、「公共施設の適正配置に関する方向性」2018年12月を参照。

契 約 課

1. 契約課の概要

平成25年4月1日付けの機構改革により、契約室に契約課が設けられ、管理係、工事契約係及び物品契約係と課に属する出先機関として検査技術監理室が置かれた。その後、平成28年4月1日付けの機構改革により契約室が契約部となり、平成30年4月1日付けの機構改革により、契約課は総務部に属することとなり、物品契約係は物品役務契約係となった。また、検査技術監理室は建設部道路河川管理課に設置された。

附属機関として、市が発注した建設工事のうち一般競争入札に係る入札参加資格の設定の理由及び経緯、指名競争入札に係る指名の理由及び経緯並びに随意契約とした理由等について審議することなどを担任事務とする下関市入札監視委員会を設置している。

2. 所管する主な業務

(1) 工事並びに工事に関する設計、測量及び地質調査の入札契約事務

建設業法（昭和24年法律第100号）等関係法令に基づき、本市が発注する建設工事及び工事に関する設計委託等の適正な執行を確保するため、入札契約事務について一括管理している。

【建設工事入札及び建設工事に係る設計委託契約件数並びに金額】

区分 年度	契約件数（件）		契約金額（千円）	
		うち条件付き 一般競争入札		うち条件付き 一般競争入札
平成29年度	507	184	7,949,618	7,024,911
平成30年度	476	230	8,610,554	7,444,959
令和元年度	477	292	6,377,582	5,877,047
令和2年度	464	270	5,339,421	4,917,516
令和3年度	461	320	7,878,666	7,615,852

(2) 物品の購入及び修繕の入札契約業務

庁用物品の購入等に当たり、条件付き一般競争入札、公開見積合せ及び単価契約等の実施により、適正かつ効率的な調達を行っている。

【物品購入（修繕）契約件数及び金額】

区分 年度	契約件数（件）		契約金額（千円）	
		うち条件付き 一般競争入札		うち条件付き 一般競争入札
平成29年度	1,179	73	624,452	443,038
平成30年度	1,066	61	526,249	368,505
令和元年度	994	71	589,002	431,162
令和2年度	1,071	99	967,718	798,010
令和3年度	978	69	456,309	306,647

(3) 役務（委託及び賃貸借（リース））の入札契約業務

平成31年1月から、一部の役務（委託及び賃貸借（リース））について、条件付き一般競争入札の実施により、適正かつ効率的な発注を行っている。

【役務（委託及び賃貸借（リース））契約件数及び金額】

区分 年度	契約件数（件）		契約金額（千円）	
		うち条件付き 一般競争入札		うち条件付き 一般競争入札
平成30年度	6	6	6,338	6,338
令和元年度	111	111	427,294	427,294
令和2年度	112	112	342,908	342,908
令和3年度	116	116	318,085	318,085

(4) 競争入札参加者の資格登録業務

本市が発注する建設工事等及び物品・役務の各競争入札に参加を希望する業者から、競争入札参加資格審査の申請を受け、入札参加資格を審査し資格の登録及び管理を行っている。

【登録業者数】

区分 年度	建設工事等（者）		物品・役務（者）	
	地元企業	市外企業	地元企業	市外企業
平成29年度	359	855	727	770
平成30年度	356	845	788	853
令和元年度	345	837	736	752
令和2年度	347	818	786	873
令和3年度	339	808	759	898

(5) その他の主な業務

これらの他に、やっぱり地元・大好き！下関運動 in 市役所の趣旨に基づき、地元企業優先発注等に係る実施方針を定め、適正な競争原理のもと公平性を確保した上で、地元企業への優先発注及び市内産品の優先活用を推進し、公共調達全分野で地元企業への件数ベースで発注率90%を目指した取組を行っている。

財 政 課

1. 財政課の概要

市の一般会計及び特別会計に係る予算編成、予算執行管理、決算分析等を行う。

2. 所管する主な計画・プラン

(1) 財政健全化プロジェクト(Ⅲ期計画)〈R2～R6〉

歳入・歳出両面から財源確保の取組を推進し、財源不足に対応するとともに、財政規模の適正化を図るための対策を実施するもので、「人件費総額の縮減」、「公共施設マネジメント」、「歳入増加対策」、「歳出削減対策」、「行財政運営の効率化・最適化」を5つの柱として財政健全化に取り組んでいる。

3. 所管する主な業務

(1) 予算の編成、流用及び配当

・一般会計当初予算額(令和4年度)：119,040,000千円

(2) 地方交付税の算定及び収納

・地方交付税決算額(令和3年度)：28,320,906千円

(3) 地方財政状況調査(決算統計)並びに財政健全化指標の算定及び公表

・実質公債費比率(令和3年度)：10.1%、将来負担比率(令和3年度)：64.1%

(4) 市債の借入れ及び償還

・一般会計の市債残高(令和3年度末)：118,749,736千円

(5) 財政調整基金、減債基金、土地開発基金、公共施設整備基金、合併振興基金及びポータル未来基金の管理

・財政調整基金残高(令和3年度末)：6,775,873千円

(6) 行財政改革推進会議の庶務

・深刻な財源不足を克服し、中長期的に持続可能な財政基盤の構築を図るために設置された行財政改革推進会議の庶務を実施。

納 税 課

1. 納税課の概要

税の予算・決算、統計・広報、企画・調査及び総合調整、税制、国有資産等所在市町村交付金、地方譲与税・税交付金、収納整理、滞納整理、債権の回収に係る指導、助言、研修及び総括管理のほか下関市債権管理委員会に関する事務を分掌している。

2. 所管する主な計画・プラン

(1) 市税収納率向上アクションプラン “公平公正な税の徴収！”

1) 趣旨

「市税の確保」と「税負担の公平性の実現」を図るため、平成22年度に策定したアクション・プランを改訂し、令和2年度から令和6年度までの新たな目標を定めたプランにより、さらなる収納率の向上、滞納額の削減に取り組む。

2) 設定目標

全体の収納率を令和6年度末までに97.8%に向上させる。

3) アクションプラン

ア. 現年分収納率の向上

市税コールセンターの活用や財産調査の早期着手

イ. 累積滞納額の削減

徹底した財産調査及び滞納整理の実施

ウ. 納税意識の啓発

市民への広報・納税教室への講師の派遣

エ. その他

コンビニ収納及びスマートフォン決済アプリの導入による収納環境の向上

4) 市税収納率の推移

(単位%)

年度	H29	H30	R1	R2	R3
収納率	97.7	97.6	97.6	96.6	97.7

市 民 税 課

1. 市民税課の概要

市民税、市たばこ税及び入湯税の賦課や、各種税務証明書に関する事務を分掌している。

担当事務関係諸表 (市税一覧表)

税目 区分	市 民 税																																																								
納 税 義 務 者	1. 市内に住所を有する個人 2. 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者 3. 市内に事務所又は事業所を有する法人 4. 市内に寮・宿泊所・クラブその他これらに類する施設を有する法人で、市内に事務所又は事業所を有しないもの及び市内に事務所、事業所又は寮などを有する法人でない社団または財団で代表者又は管理人の定めのあるもの																																																								
課税標準及び税率	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">(個人)</td> <td style="width: 30%;">所得割</td> <td style="width: 20%;">6 / 100</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割</td> <td>3,500円 (平成26年度から)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>(法人)</td> <td>法人税割</td> <td>8.4 / 100</td> <td colspan="2" rowspan="2" style="vertical-align: middle; font-size: 1.2em;">〔令和元年9月30日までに開始した事業年度分は12.1 / 100〕</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>資本金等</td> <td></td> <td style="text-align: center;">従業者</td> <td style="text-align: center;">50人超 50人以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50億円超</td> <td></td> <td style="text-align: center;">300万円</td> <td style="text-align: center;">41万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10億円超50億円以下</td> <td></td> <td style="text-align: center;">175万円</td> <td style="text-align: center;">41万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1億円超10億円以下</td> <td></td> <td style="text-align: center;">40万円</td> <td style="text-align: center;">16万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1千万円超1億円以下</td> <td></td> <td style="text-align: center;">15万円</td> <td style="text-align: center;">13万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1千万円以下</td> <td></td> <td style="text-align: center;">12万円</td> <td style="text-align: center;">5万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">5万円</td> </tr> </table>				(個人)	所得割	6 / 100				均等割	3,500円 (平成26年度から)			(法人)	法人税割	8.4 / 100	〔令和元年9月30日までに開始した事業年度分は12.1 / 100〕			均等割			資本金等		従業者	50人超 50人以下		50億円超		300万円	41万円		10億円超50億円以下		175万円	41万円		1億円超10億円以下		40万円	16万円		1千万円超1億円以下		15万円	13万円		1千万円以下		12万円	5万円		上記以外の法人等		5万円	
(個人)	所得割	6 / 100																																																							
	均等割	3,500円 (平成26年度から)																																																							
(法人)	法人税割	8.4 / 100	〔令和元年9月30日までに開始した事業年度分は12.1 / 100〕																																																						
	均等割																																																								
	資本金等		従業者	50人超 50人以下																																																					
	50億円超		300万円	41万円																																																					
	10億円超50億円以下		175万円	41万円																																																					
	1億円超10億円以下		40万円	16万円																																																					
	1千万円超1億円以下		15万円	13万円																																																					
	1千万円以下		12万円	5万円																																																					
	上記以外の法人等		5万円																																																						
申 告 期 限	<table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">(個人)</td> <td style="width: 30%;">個人申告書</td> <td style="width: 20%;">3月15日</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>給与支払報告書</td> <td>1月31日</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>(法人)</td> <td>法人税申告期限</td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>				(個人)	個人申告書	3月15日				給与支払報告書	1月31日			(法人)	法人税申告期限																																									
(個人)	個人申告書	3月15日																																																							
	給与支払報告書	1月31日																																																							
(法人)	法人税申告期限																																																								
賦 課 期 日	(個人) 1月1日																																																								
徴 収 方 法	<table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">(個人)</td> <td style="width: 30%;">普通徴収</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>特別徴収</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>(法人)</td> <td>申告納付</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>				(個人)	普通徴収					特別徴収				(法人)	申告納付																																									
(個人)	普通徴収																																																								
	特別徴収																																																								
(法人)	申告納付																																																								
納 期	<table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">(個人)</td> <td style="width: 30%;">普通徴収</td> <td style="width: 20%;">第1期</td> <td colspan="2">6月1日～6月30日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>第2期</td> <td colspan="2">8月1日～8月31日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>第3期</td> <td colspan="2">10月1日～10月31日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>第4期</td> <td colspan="2">1月1日～1月31日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>特別徴収</td> <td>毎月</td> <td colspan="2">(6月～翌年5月、12ヶ月)</td> </tr> <tr> <td>(法人)</td> <td>申告期限と同じ</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>				(個人)	普通徴収	第1期	6月1日～6月30日				第2期	8月1日～8月31日				第3期	10月1日～10月31日				第4期	1月1日～1月31日			特別徴収	毎月	(6月～翌年5月、12ヶ月)		(法人)	申告期限と同じ																										
(個人)	普通徴収	第1期	6月1日～6月30日																																																						
		第2期	8月1日～8月31日																																																						
		第3期	10月1日～10月31日																																																						
		第4期	1月1日～1月31日																																																						
	特別徴収	毎月	(6月～翌年5月、12ヶ月)																																																						
(法人)	申告期限と同じ																																																								

税目 区分	市 た ば こ 税	
納 税 義 務 者	製造たばこの製造者・特定販売業者・卸売販売業者	
課税標準及び税率	従量割 1,000本につき	
	令和2年10月1日以降	6,122円
	令和3年10月1日以降	6,552円
申 告 期 限	翌月末日	
徴 収 方 法	申告納付	
納 期	翌月末日まで	

税目 区分	入 湯 税	
納 税 義 務 者	鉱泉浴場における入湯客	
課税標準及び税率	入湯日数 宿泊する者	1人1泊 150円
	宿泊しない者	1人1日 50円
申 告 期 限	翌月15日	
徴 収 方 法	特別徴収	
納 期	翌月15日まで	

資 産 税 課

1. 資産税課の概要

固定資産税、都市計画税、軽自動車税の賦課に関する事務を分掌している。

税目 区分	固 定 資 産 税
納 税 義 務 者	土地・家屋・償却資産の所有者
課 税 標 準 額	固定資産課税台帳に登録された課税標準額
免 税 点	<p>土地・家屋・償却資産において、課税標準額の合計がそれぞれ下記の金額に満たない場合は課税されない。</p> <p>土 地 ・ ・ ・ 30 万円 家 屋 ・ ・ ・ 20 万円 償却資産 ・ ・ ・ 150 万円</p>
税 率	1.4%
申 告 期 限	1 月 末 日 (※償却資産のみ)
賦 課 期 日	1 月 1 日
徴 収 方 法	普通徴収
納 期	<p>第 1 期 4 月 1 日 ~ 4 月 3 0 日 第 2 期 7 月 1 日 ~ 7 月 3 1 日 第 3 期 1 2 月 1 日 ~ 1 2 月 2 6 日 第 4 期 翌年 2 月 1 日 ~ 2 月 末 日</p>
減 免	<p>下記の(1)から(4)に該当する固定資産のうち、必要があると認められるものについては、固定資産税が減免される。</p> <p>(1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産 (2) 公益のために直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く。） (3) 市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産 (4) 前各号に掲げるもののほか、特別の事由がある固定資産</p> <p>減免の申請については、納期限前 7 日までとし、申請日以降に到来する納期の税額が減免の対象となる。前納された固定資産税は対象外となる。</p>

税目 区分	都 市 計 画 税
納 税 義 務 者	固定資産税の納税義務者で市街化区域内に所在する土地、家屋の所有者
課 税 標 準 額	固定資産課税台帳に登録された課税標準額
免 税 点	免税点未満のため固定資産税が課税されなかった資産には、都市計画税も課税されない。
税 率	0.2%
賦 課 期 日	固定資産税と同じ
徴 収 方 法	固定資産税と同じ
納 期	固定資産税と同じ
減 免	固定資産税と同じ

税目 区分	軽 自 動 車 税 (種別割)		
納 税 義 務 者	原動機付自転車、軽自動車四輪、軽自動車二輪、二輪の小型自動車等の所有者		
税 率 (税 額)	— 車種 (排気量) —		
	原動機付自転車 (～50cc)	税 額	
	原動機付自転車 (～90cc)	2,000 円	
	原動機付自転車 (～125cc)	2,400 円	
	小型特殊自動車 (農耕用作業車)	2,400 円	
	小型特殊自動車 (リフト等)	5,900 円	
	ミニカー	3,700 円	
	軽自動車二輪 (～250cc、側車付のものを含む。)	3,600 円	
	平成 27 年 3 月 31 日以前に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車	三 輪	3,100 円
		四 輪	乗用営業用 5,500 円
		以	〃 自家用 7,200 円
		上	貨物営業用 3,000 円 〃 自家用 4,000 円
	平成 27 年 4 月 1 日以降に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車	三 輪	3,900 円
		四 輪	乗用営業用 6,900 円
		以	〃 自家用 10,800 円
		上	貨物営業用 3,800 円 〃 自家用 5,000 円
最初の新規検査から 13 年を経過した三輪以上の軽自動車	三 輪	4,600 円	
	四 輪	乗用営業用 8,200 円	
	以	〃 自家用 12,900 円	
	上	貨物営業用 4,500 円 〃 自家用 6,000 円	

	電気自動車もしくは天然ガス自動車 (H30年排出ガス規制に適合するもの、又はH21年排出ガス規制に適合しかつH21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの)に該当するもので、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車 (令和4年度に限る)	三輪	1,000円	
		四輪以上	乗用営業用	1,800円
			〃 自家用	2,700円
			貨物営業用	1,000円
			〃 自家用	1,300円
	平成30年排出ガス規制に適合しかつH30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの、又はH17年排出ガス規制に適合しかつH17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物の排出量が少ないもので、かつ、R12年度燃費基準に対する達成の程度が90%以上でありかつR2年度燃費基準を達成しているもので、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車 (令和4年度に限る)	三輪 (乗用営業用)	2,000円	
		四輪以上	乗用営業用	3,500円
			〃 自家用	—
			貨物営業用	
			〃 自家用	
〃 自家用				
平成30年排出ガス規制に適合しかつH30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの、又はH17年排出ガス規制に適合しかつH17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物の排出量が少ないもので、かつ、R12年度燃費基準に対する達成の程度が70%以上でありかつR2年度燃費基準を達成しているもので、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車 (令和4年度に限る)	三輪 (乗用営業用)	3,000円		
	四輪以上	乗用営業用	5,200円	
		〃 自家用	—	
		貨物営業用		
		〃 自家用		
〃 自家用				
	二輪小型自動車 (250cc 超)	6,000円		
申告期限	取得後 15日以内、廃車後 30日以内、変更後 15日以内			

賦課期日	4月1日
徴収方法	普通徴収
納期	5月1日 ～ 5月31日
減免	身体障害者等又は身体障害者等と生計同一の者が所有する軽自動車等について、一定の要件に該当すれば、1台のみ全額減免となる。 なお、自動車税の減免を受けている場合は、軽自動車税の減免は受けることができない。

区分	税目 軽自動車税（環境性能割）
納税義務者	三輪以上の軽自動車の取得者（新車・中古車を問わず）
納付方法	当分の間山口県が賦課徴収を行う。 軽自動車を取得した人が、軽自動車検査協会に新規登録などの申請の際、山口県税事務所自動車税課に申告し納付する。
課税標準	軽自動車の通常の取得価格
免税点	50万円
税率	本則0～3% ただし当分の間0～2% 1) 電気軽自動車…非課税 2) 天然ガス軽自動車（平成30年排出ガス保安基準適合または窒素酸化物排出量が平成21年天然ガス車基準10%低減達成）…非課税 3) ガソリン 自家用乗用、自家用貨物、営業用の各区分ごとに排出ガス基準及び燃費基準の達成度に基づいて0～2%の税率を設定
減免	身体障害者等身体や精神に障害のある人が取得・使用する自動車、構造上障害のある方の利用に専ら供するためのものと認められる自動車について、一定の要件に該当すれば申請により減免となる。 当分の間、山口県が減免事務を行う。

まちづくり政策課

1. まちづくり政策課の概要

まちづくり政策課は、平成30年4月に市民部に新設され、市民活動係、まちづくり支援係、課内室として地域サポート室、課の出先機関として市民活動センター、市民センターが置かれている。

(1) 市民活動係

市民活動係は、自治会に関すること、コミュニティづくりに関すること、その他市民活動の促進及び支援に関すること、地縁による団体の認可に関すること、市民活動センターに関すること、市民センターに関すること、所属部及び所属課の庶務並びに所属部内の連絡調整に関すること、所属部内他課並びに所属課の課内室及び他係の所管に属しないことの事務を行う。

(2) まちづくり支援係

まちづくり支援係は、地域内分権に関すること、総合支所との連絡調整に関すること、支所（総合支所の所管区域に存する支所を除く。）に関することの事務を行う。

2. 所管する主な計画

(1) 下関市市民活動促進基本計画(第4次：令和3年2月策定)

平成17年2月13日に公布・施行された下関市市民協働参画条例に基づき、平成18年3月に策定したもの。

この計画は、5年ごとに見直しを行い、市民活動の主体となる市民及び市民活動団体の自主的・主体的な市民活動促進のための環境づくり及び市民と市民のパートナーシップの確立に向けた施策展開の方向を示したものである。(第4次計画期間：令和3年度～令和7年度)

(2) 下関市住民自治によるまちづくり推進計画(第2次：令和2年2月策定)

人と人、人と自然、人と歴史のつながりを大切にし、多様性に富んだ下関市の個性を活かし、魅力ある「元気な下関」の実現を目指すため、市民と行政がお互いの立場を認め合い、様々な場面で協働する仕組みづくりや、特色ある地域づくりのために、市民が自主的に活動するまちづくり協議会を積極的に支援し、地域の特性に応じた市民主体のまちづくりの構築を目指すことを基本理念とした計画(第2次計画期間：令和2年度～令和6年度)を策定している。

3. 所管する主な業務

(1) 市民活動係

1) コミュニティづくり推進業務

市民の自主的・主体的なコミュニティづくりの推進を図ることを目的に、自治会に関する業務、コミュニティ活動費補助金、町民館整備事業補助金、掲示板設置事業補助金等の支出及び地縁による団体の認可事務を行う。

○自治会について

自治会とは、地域住民が運営する自治組織。様々な活動を通じて、住みよいまちづくりを行っている。市内には、約818の自治会が活動を行っており、うち799自治会(令和4年4月1日現在)の会長により「下関市連合自治会」が組織されている。

・下関市連合自治会

[組織体制]

(単位：人)

	本庁	菊川	豊田	豊浦	豊北	計
会長	1					1
副会長	5					5
運営委員	11	1	1	1	1	15
理事(自治連合会長)	48	3	5	5	7	68
単位自治会長	533	42	35	90	99	799

2) 下関パートナーシップ推進業務

下関市市民協働参画審議会を設置し、年次報告作成による市民と行政・市民と市民のパートナーシップの進捗度チェックや市民活動促進基本計画の推進・進捗の状況の把握、さらには市民活動支援補助金の交付により市民協働参画の推進を図るとともに市民協働参画に関する職員研修を行う。

3) ボランティア・NPO活動推進業務

ボランティア・NPO活動など市民活動に関する情報提供、ネットワークづくり、交流や研修の場の提供をはじめとした市民活動センターの管理運営、市民活動における事故などに備える保険への加入等、市民活動を促進するための環境整備を行う。

4) その他の業務

市民センター管理運営業務などの業務を行う。

(2) まちづくり支援係

1) 地域内分権推進業務

地域との密接な連携により、特色ある元気な地域づくりを推進するため、総合支所との連絡調整等を行う。また、住民自治によるまちづくりを推進し、地域の特性に応じた市民主体のまちづくりの構築を図る。

2) その他の業務

支所維持管理業務を行う。

4. 所管する施設

(1) 市民活動係

1) 下関市民センター

開設年月日	平成6年4月26日
所在地	下関市東神田町9番1号
建築面積	会館：鉄筋コンクリート造2階建 延べ面積 1,319.76㎡ (1階658.49㎡、2階661.27㎡) 屋内運動場：鉄筋コンクリート一部鉄骨造2階建 延べ面積 1,061.59㎡ (1階540.59㎡ (駐車場28台)、2階521㎡ (フロア432㎡)) その他：多目的広場3,240㎡、いこいの広場1,770㎡
休館日	月曜日及び年末年始(12月29日～1月3日)

2) しものせき市民活動センター

沿革	下関市市民協働参画条例に基づき市民活動を促進するため、下関市民センターに「市民活動支援コーナー」を設けていたが、支援機能の拡充が必要となり、下関駅前の細江地区12街区第一種市街地再開発事業における公益施設として、平成19年5月に「しものせき市民活動センター」を開設した。
所在地	下関市竹崎町四丁目4番2号
建築面積	1,005.15㎡
指定管理者	ふるさと下関活性化企業体(公募、R4.4.1～R9.3.31まで)
附帯設備	受付カウンター、常設展示・情報コーナー、ロッカー・メールボックス、パソコンコーナー、多目的交流ホール、キッズコーナー、作業室、大会議室、中会議室、小会議室、授乳室
休館日	年末年始(12月29日～1月3日)

※公共施設の適正配置に関する方向性については、「公共施設の適正配置に関する方向性」

2018年12月を参照。

市民サービス課

1. 市民サービス課の概要

市民サービス課には、庶務係、市民係、記録係、課内室としてパスポートセンター及び出先機関としてマイナンバーカードセンター、サテライトオフィスが置かれている。戸籍法、住民基本台帳法、印鑑の登録及び証明に関する条例等に係る事務全般を所掌している。

2. 所管する主な業務

(1) 住民基本台帳管理業務

戸籍法、住民基本台帳法及び印鑑の登録及び証明に関する条例に基づいて、人の身分関係、居住関係及び印鑑の適正な登録と公正な公証事務並びに自動車の臨時運行許可業務等を行う。

各種証明等交付状況一覧表 (単位:通数)

	戸籍関係	住民票関係	印鑑登録関係	諸証明	総計
平成29年度	106,888	169,625	84,891	3,650	365,054
平成30年度	108,544	164,882	81,794	3,413	358,633
令和元年度	109,082	153,241	77,333	3,423	343,079
令和2年度	111,348	152,275	73,528	3,174	340,325
令和3年度	105,354	145,953	66,758	3,552	321,617

(2) マイナンバーカードセンター業務

マイナンバーカードの交付に関する事務（交付前設定、交付、再交付、更新、廃棄等）及びマイナンバーカードに搭載される電子証明書に関する事務（発行、再発行、更新、暗証番号の設定及び再設定等）を行う。

(3) サテライトオフィス業務

市内2か所に設置したサテライトオフィスにおいて、住民票、印鑑登録証明等の公証事務を行う。

(4) 中長期在留者住居地届出事務

外国人住民の中長期在留者等住居地届出、特別永住者証明書交付関連事務及び特別永住許可に係る事務を行う。

(5) 旅券発給事務

パスポートセンターにおいて、一般旅券の発給の申請受理及び交付を行う。

(6) 住居表示管理業務

住居表示実施済地区の管理業務を行う。

生活安全課

1. 生活安全課の概要

生活安全課には、くらし安全係、施設管理係、課内室として市民相談所、消費生活センター及び課の出先機関として大谷斎場が置かれている。

2. 所管する主な計画・プラン等

(1) 主な計画・プラン

1) 下関市交通安全計画

交通安全対策基本法に基づき、誰もが安全で安心して暮らすことのできる社会を実現するため、関係機関・団体が連携し、本市における陸上交通の安全に関する施策の大綱を定めるもの。令和3年度から令和7年度の5年間を期間とする、第11次下関市交通安全計画を策定。

3. 所管する主な業務

(1) くらし安全係

1) 交通安全対策業務

市民の交通安全を推進する各種団体の活動を助成するとともに、交通安全対策の推進に向け、家庭・地域・職域に対して、あらゆる機会をとらえ、交通安全意識の高揚のための啓発を行う。また、警察や交通ボランティア団体等と連携し、交通安全イベント等を開催し交通事故防止の啓発を行う。

2) 防犯啓発業務

地域・職域の自主防犯活動の推進母体である防犯対策協議会（市内3団体）の活動を支援するとともに、警察や関係機関と連携し、自主防犯活動の促進や、暴力のない安全で住みよい街づくりのための啓発を行う。

また、防犯対策協議会を通じ、自治会に対して防犯灯の新設等の費用の助成を行う。

令和3年3月末	下関警察署管内	小串警察署管内	長府警察署管内	合計
防犯灯数	14,020 灯	2,887 灯	5,610 灯	22,517 灯

(2) 施設管理係

1) 斎場業務

施設の適正な維持管理を行い、遺体の火葬を行う。

2) 墓園維持管理業務

市営霊園及び市営墓地の維持管理を行う。中央霊園については管理人を配置し、霊園の維持管理を行う。

3) 中央霊園管理基金積立金業務

納められる中央霊園永代管理料を霊園の維持管理のための経費に充てる基金として積立てる。

区 分	前年度末現在高	令和3年度中増減高	令和3年度末現在高
有 価 証 券	0 円	0 円	0 円
現 金	1, 186, 122, 399 円	△13, 960, 000 円	1, 172, 162, 399 円

(3) 市民相談所

1) 市民相談業務

市民相談所は、市民のあらゆる相談に対応する常設の相談所である。

原則、毎週月曜日と木曜日、総合支所においては、4か月毎に1回、第3金曜日の午後、弁護士による無料法律相談を行う。

相談件数	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般相談	1, 649 件	1, 528 件	1, 749 件
特別相談（弁護士）	1, 029 件	1, 000 件	976 件
合計	2, 678 件	2, 528 件	2, 725 件

(4) 消費生活センター

1) 消費生活業務

法令に基づく立入検査、消費生活の安全と安定を図るための啓発を行うほか、消費者トラブル等の相談に対応するため専門相談員を配置している。

相談件数	令和元年度	令和2年度	令和3年度
来訪	311 件	179 件	206 件
電話	1, 273 件	1, 558 件	1, 516 件
文書 ※	3 件	0 件	1 件
合計	1, 587 件	1, 737 件	1, 723 件

※文書は、FAX、電子メールを含む。

4. 所管する施設

(1) 斎場

1) 沿革

大谷斎場	昭和 34 年に国有地を無償で借受け、大谷火葬場として発足。その後、旧斎場隣接地に昭和 59 年度より新斎場建設に取り組み、平成 3 年 3 月完成。平成 3 年 7 月供用開始。
蓋井島火葬場	平成 8 年 4 月供用開始
六連島火葬場	平成 12 年 4 月供用開始
豊田斎場	昭和 43 年 9 月供用開始 平成 26 年 4 月「豊田火葬場」から改称
豊浦斎場	昭和 59 年 5 月供用開始
豊北斎場	平成 8 年 6 月供用開始

2) 施設の概要

大谷斎場	敷地面積：35,146 m ² 本館（火葬棟、管理棟） ：鉄筋コンクリート造 2 階建：総面積 1,988.34 m ² 待合棟（待合ロビー、待合室） ：鉄筋コンクリート造 2 階建：総面積 1,233.38 m ² 待合室 4 室、告別 2 室、収骨 2 室、霊安 1 室 火葬炉 14 基（標準炉 3 基＋大型炉 9 基＋胞衣炉 1 基＋予備炉 1 基）
蓋井島火葬場	敷地面積：681.00 m ² 、軽量鉄骨造平屋建 60.00 m ² 、火葬炉 1 基
六連島火葬場	敷地面積：488.74 m ² 、鉄骨造平屋建 48.00 m ² 、火葬炉 1 基
豊田斎場	敷地面積：6,819.28 m ² コンクリートブロック造、待合室 1 室、火葬炉 1 基
豊浦斎場	敷地面積：10,281 m ² 待合室 2 室、告別 1 室、収骨 1 室、火葬炉 3 基（胞衣炉 1 基を含む。）
豊北斎場	敷地面積：7,036.57 m ² 待合室 2 室、告別 1 室、収骨 1 室、霊安 1 室、火葬炉 2 基

3) 施設の現況（令和 3 年度実績）

大谷斎場	大人 3,425 体、小人 6 体、死産児 17 体
蓋井島火葬場	無し
六連島火葬場	無し
豊田斎場	大人 31 体
豊浦斎場	大人 279 体、小人 1 体、死産児 1 体
豊北斎場	大人 196 体
合計	3,956 体（大人 3,931 体、小人 7 体、死産児 18 体）

※公共施設の適正配置に関する方向性については、「公共施設の適正配置に関する方向性」

2018 年 12 月を参照。

(2) 墓園**1) 沿革**

- 明治 22 年 6 月 功山寺墓地 (大字豊浦村字功山寺) 設置
- 明治 22 年 6 月 竜王墓地 (長府三島町、長府中土居北町) 設置
- 明治 42 年 5 月 東部墓地 (本町三丁目) 設置
- 明治 42 年 7 月 西部墓地 (西神田町) 設置
- 昭和 2 年 6 月 覚苑寺墓地 (長府安養寺三丁目) 設置
- 昭和 5 年 5 月 関山墓地 (椋野町一丁目) 設置
- 昭和 5 年 5 月 武久墓地 (武久町二丁目) 設置
- 昭和 18 年 彦島墓地 (彦島緑町) 設置
- 昭和 26 年 12 月 清末墓地 (大字清末字椎山) 設置
- 昭和 27 年 6 月 江の浦墓地 (彦島江の浦町八丁目) 設置
- 昭和 46 年 12 月 下関南霊園 (彦島田の首町二丁目) 設置
- 昭和 48 年 9 月 下関中央霊園 (大字井田) 設置
- 平成 14 年 11 月 武久第二墓地 (武久町二丁目) 設置

2) 墓地貸出状況

下関中央霊園	令和 3 年度 : 21 区画 (申込者数 : 68 人)
その他市営墓地	令和 3 年度 : 7 区画 (申込者数 : 10 人 (3 人辞退))

人権・男女共同参画課

1. 人権・男女共同参画課の概要

人権・男女共同参画課には人権啓発係、男女共同参画係が置かれている。

(1) 人権啓発係

人権啓発係は、人権教育・人権啓発に係る施策を調査、企画及び推進し、人権意識の高揚を図る。

(2) 男女共同参画係

男女共同参画係は、「下関市男女共同参画基本計画」に基づき男女共同参画に係る施策を推進し、男女共同参画社会の実現を目指す。

2. 所管する主な計画

(1) 下関市男女共同参画基本計画 (第4次：令和3年2月策定)

この計画は、男女共同参画社会の形成に関する取組を推進するために制定された、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」にあたる。また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）に基づく「市町村基本計画」、及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく「市町村推進計画」を包含している。

なお、この計画は5年ごとに実施している「下関市男女共同参画に関する市民意識調査」の結果を踏まえ策定しており、計画期間は令和3年度から令和7年度までとしている。

3. 所管する主な業務

(1) 人権啓発係

1) 人権教育・啓発業務

人権教育・人権啓発を目的とする各種講座、研修会、フェスティバル等を開催する。

2) 人権啓発活動団体に係る対応業務

人権啓発を推進する関係機関との連携、調整、及び補助金交付等を行う。

(2) 男女共同参画係

1) 意識啓発業務

男女共同参画意識啓発を目的とする各種講座、イベント等を開催する。

2) 調査研究業務

男女共同参画に係る施策の調査、研究を行う。

支 所

1. 支所一覧

支所名	住所
彦島支所	〒750-0075 下関市彦島江の浦町一丁目3番1号
長府支所	〒752-0974 下関市長府土居の内町1番6号
王司支所	〒752-0911 下関市王司神田一丁目9番1号
清末支所	〒750-1152 下関市清末陣屋5番20号
小月支所	〒750-1142 下関市小月本町一丁目7番7号
王喜支所	〒750-1114 下関市王喜本町二丁目15番10号
吉田支所	〒750-1102 下関市大字吉田地方2499番地
勝山支所	〒751-0872 下関市秋根南町二丁目4番33号
内日支所	〒750-0253 下関市大字内日下1146番地5
川中支所	〒751-0849 下関市綾羅木本町三丁目1番20号
安岡支所	〒759-6612 下関市安岡駅前二丁目7番1号
吉見支所	〒759-6523 下関市大字吉見下1533番地

※公共施設の適正配置に関する方向性については、「公共施設の適正配置に関する方向性」
2018年12月を参照。

2. 所管する主な業務

戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関する事務、国民健康保険の諸届等の受付に関する事務、福祉に係る申請書及び諸届等の受付に関する事務等を行う。

出 納 室

1. 担当業務の概要

支出負担行為の確認、支出命令の審査をすることで適正な支払を行うとともに、現金の収納に関する事務を行っている。さらに、有価証券及び物品の出納保管、決算の調製、基金等現金の保管運用に関する事等、会計管理者の権限に属する事務等を行っている。

2. 指定金融機関等の状況（令和4年4月1日現在）

市の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせるため指定金融機関を指定している。また、その収納及び支払の事務の一部を取り扱わせるため指定代理金融機関を、収納の事務の一部を取り扱わせるため収納代理金融機関を指定している。これらの金融機関は次のとおりである。

(1) 指定金融機関

山口銀行

(2) 指定代理金融機関

西中国信用金庫

(3) 収納代理金融機関

みずほ銀行

三井住友銀行

福岡銀行

十八親和銀行

西日本シティ銀行

北九州銀行

もみじ銀行

西京銀行

朝銀西信用組合

信用組合広島商銀

中国労働金庫

山口県農業協同組合

山口県漁業協同組合

ゆうちょ銀行

監 査 委 員

1. 監査委員の概要

監査委員は、地方自治法第195条の規定により普通地方公共団体に必置の独任制の執行機関で、下関市では、識見を有する者から選任された委員（以下「識見選出委員」という。）2名と議員のうちから選任された委員（以下「議会選出委員」という。）2名の計4名で構成されている。監査委員の任期は4年（議会選出委員は議員の任期）である。

なお、識見選出委員のうち、監査委員の庶務事項を処理するため、代表監査委員が置かれている。

(1) 監査委員の役割

監査委員は、市の財務事務等や事務の執行が法令等に従って適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかどうかといった観点から監査を行う。職務権限としては、地方自治法等の規定により、定期的に行うものとして、「定期監査」、「例月現金出納検査」、「決算審査」などがあり、必要があると認めるときに行うものとして、「行政監査」、「随時監査」、「財政援助団体等に対する監査」などがある。また、請求又は要求に基づき行うものとして「住民監査請求に基づく監査」などがある。

(2) 監査委員事務局

下関市では、地方自治法第200条及び下関市監査委員条例の規定に基づき、監査委員の事務を補助する機関として監査委員事務局が置かれており、事務局職員は監査委員の指示を受け、監査業務に必要となる資料の収集や予備監査などの業務を担当している。

【監査委員事務局の職員構成】

(R4.4.1 現在)

区分	事務局長	事務局次長	主幹	主査	主任	計
人数	1	1	1	2	3	8

(監査委員)

2. 所管する主な業務

(1) 定期監査（地方自治法第199条第4項）

市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、予算の執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納保管、財産管理等の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施するもの。

(2) 随時監査（地方自治法第199条第5項）

監査委員が必要があると認めるとき適時に、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について実施するもの。

(3) 行政監査（地方自治法第199条第2項）

監査委員が必要があると認めるとき適時に、市の部課等の組織、職員の配置、事務処理の手続、行政の運営などの一般行政事務そのものについて、その適正及び効率性・能率性の確保等の観点から実施するもの。

(4) 財政援助団体等に関する監査（地方自治法第199条第7項）

監査委員が必要があると認めるとき又は市長からの要求があるときに、補助金や負担金等の財政的援助を与えている団体、出資・支払保証団体、信託の受託者及び公の施設の指定管理者に対し、当該財政援助等に関する出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施するもの。

(5) 決算審査（地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項）

一般会計及び特別会計については、決算書類等が法令に基づいて作成されているか、計数が正確であるか、予算の目的に従って事務事業が効果的かつ経済的に行われたかどうかなどについて審査する。また、企業会計については、これらの点に加え、財務諸表が経営成績及び財務状況を適正に表示しているかについても重点をおいて審査する。

(6) その他の主な業務

これらの他に、基金の運用状況審査（地方自治法第241条第5項）、健全化判断比率及び資金不足比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項）、現金出納検査（地方自治法第235条の2第1項）、住民監査請求に基づく監査（地方自治法第75条）等の業務を行っている。

選挙管理委員会

1. 委員会構成

選挙管理委員会は、地方自治法第181条第1項に基づき設置された行政委員会の1つである。議会で選挙された委員4人から構成されており、任期は4年。公職選挙法に基づき、選挙が公明且つ適正に行われるように選挙に関する事務を管理する機関であり、選挙人名簿の調製、常時啓発事業等を行っている。

また、近年では裁判員候補者予定者名簿の作成、日本国憲法の改正手続に関する法律（国民投票法）に基づく業務も所管している。

(1) 委員・補充員一覧

職名	名前	任期
委員長	大森 宏	令和 3年5月19日～令和7年5月18日
職務代理者	中野 善朗	令和 3年5月19日～令和7年5月18日
委員	河島 信行	令和 3年5月19日～令和7年5月18日
委員	田中 信義	令和 3年5月19日～令和7年5月18日
補充員	十河 静江	令和 3年5月19日～令和7年5月18日
補充員	松本 正子	令和 3年5月19日～令和7年5月18日
補充員	大内 俊二	令和 3年5月19日～令和7年5月18日
補充員	竹田 賢海	令和 3年5月19日～令和7年5月18日

(2) 歴代委員一覧

	委員長	職務代理者	委員	委員
H17. 2. 13～H17. 4. 18	阪本 正樹	水岡 登喜雄	清水 弘彦	木村 将人
H17. 4. 19～H18. 3. 31	阪本 正樹	水岡 登喜雄	清水 弘彦	木村 将人
H18. 4. 1～H18. 4. 2		水岡 登喜雄	清水 弘彦	木村 将人
H18. 4. 3～H21. 4. 18	水岡 登喜雄	清水 弘彦	長田 仁志	木村 将人
H21. 4. 19～H21. 4. 20※	水岡 登喜雄	清水 弘彦	長田 仁志	木村 将人
H21. 4. 21～H25. 4. 18	水岡 登喜雄	清水 弘彦	長田 仁志	木村 将人
H25. 4. 19～H27. 4. 17	水岡 登喜雄	中野 善朗	雲島 悦郎	河島 信行
H27. 4. 18～H27. 4. 30	雲島 悦郎	中野 善朗	水岡 登喜雄	河島 信行
H27. 5. 1～H29. 2. 15	雲島 悦郎	中野 善朗	河島 信行	大森 宏
H29. 2. 15～H29. 4. 18	大森 宏	中野 善朗	河島 信行	田中 信義
H29. 4. 19～H29. 5. 16※	大森 宏	中野 善朗	河島 信行	田中 信義
H29. 5. 17～R 7. 5. 18	大森 宏	中野 善朗	河島 信行	田中 信義

※任期満了に伴い、選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙があったため委員会開催まで4人すべて委員。

(選挙管理委員会)

(3) 委員・補充員地区別構成一覧

R4.10 末現在

	旧下関市	旧菊川町	旧豊田町	旧豊浦町	旧豊北町
委員長				1人	
職務代理者	1人				
委員		1人			1人
補充員	3人		1人		

(4) 委員・補充員年齢別構成一覧

R4.10 末現在

	50歳以下	51～55歳	56～60歳	61～65歳	66～70歳	71～75歳	76歳以上
委員長							1人
職務代理者	1人						
委員						2人	
補充員				2人	1人	1人	

2. 主な委員会業務

(1) 委員会の開催

委員会を開催し、議案の審議をしている。主な議案は選挙人名簿からの抹消、在外選挙人の登録・抹消などである。また、3、6、9、12月には一定の要件を満たした方に対し、選挙人名簿への登録が行われる（定時登録）。さらに、選挙に関連し臨時の委員会を開くことがある。選挙が行われる際には、その都度登録される（選挙時登録）。

令和3年 選挙管理委員会 開催日程		
開催回数	開催日	主な議案等
第1回	R3. 1. 8	・選挙人名簿からの抹消について ・下関市長選挙及び下関市議会議員補欠選挙に係る各決定事項 他
第2回	R3. 2. 5	・選挙人名簿からの抹消について ・下関市長選挙及び下関市議会議員補欠選挙における投票及び開票の順序について 他
第3回	R3. 3. 1	・選挙人名簿への登録について（定時登録） ・下関市長選挙及び下関市議会議員補欠選挙に係る各決定事項 他
第1回臨時	R3. 3. 6	・選挙人名簿への登録について（選挙時登録） ・下関市長選挙及び下関市議会議員補欠選挙に係る各決定事項 他
第2回臨時	R3. 3. 14	・選挙人名簿からの抹消について ・下関市長選挙及び下関市議会議員補欠選挙に係る各決定事項 他
第4回	R3. 4. 2	・選挙人名簿からの抹消について ・在外選挙人名簿からの抹消について 他
第5回	R3. 5. 7	・選挙人名簿からの抹消について ・在外選挙人名簿からの抹消について 他

第 6 回	R3. 6. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙管理委員会の委員長選挙について ・選挙人名簿への登録について（定時登録） ・選挙人名簿からの抹消について 他
第 7 回	R3. 7. 2	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙人名簿からの抹消について 他
第 8 回	R3. 8. 6	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙人名簿からの抹消について 他
第 9 回	R3. 9. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙人名簿への登録について（定時登録） ・選挙人名簿からの抹消について 他
第 10 回	R3. 10. 6	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙人名簿への登録について（選挙時登録） ・選挙人名簿からの抹消について ・参議院山口県選挙区選出議員補欠選挙に係る各決定事項 他
第 3 回臨時	R3. 10. 18	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙人名簿からの抹消について ・第 4 9 回衆議院議員総選挙及び第 2 5 回最高裁判所裁判官国民審査に係る各決定事項 他
第 4 回臨時	R3. 10. 24	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙人名簿からの抹消について ・第 4 9 回衆議院議員総選挙及び第 2 5 回最高裁判所裁判官国民審査に係る各決定事項 他
第 5 回臨時	R3. 10. 31	<ul style="list-style-type: none"> ・第 4 9 回衆議院議員総選挙及び第 2 5 回最高裁判所裁判官国民審査に係る各決定事項
第 11 回	R3. 12. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙人名簿への登録について（定時登録） ・選挙人名簿からの抹消について ・在外選挙人名簿への登録及び抹消について ・山口県知事選挙に係る各決定事項 他

(2) 選挙人名簿の調製

選挙の執行に備えて、名簿の登録・抹消など選挙人名簿の調製を行っている。

1) 登録要件

- ・ 日本国民であること
- ・ 年齢が満 18 歳以上であること
- ・ 引き続き 3 月以上下関市に住所があること
- ・ 公職選挙法第 11 条第 1 項若しくは同法第 25 条又は政治資金規正法第 28 条に該当していないこと

※ 選挙権があっても選挙人名簿に登録されていないと投票はできない。

2) 登録抹消要件

- ・ 死亡
- ・ 日本国籍の喪失
- ・ 下関市外に住所を移して 4 月を経過したとき
- ・ 選挙権がないことが判明したとき

(参考 選挙人名簿登録者数推移、単位：人)

登録年月日	選挙人名簿登録者数			前回比較
	男	女	計	
H17. 2. 13 (引継)	109,609	130,537	240,146	
H28. 6. 2 (定時)	102,566	122,086	224,652	
H28. 9. 2 (定時)	104,683	123,983	228,666	4,014
H28. 12. 2 (定時)	104,488	123,743	228,231	△ 435
H29. 3. 2 (定時)	104,186	123,458	227,644	△ 587
H29. 6. 1 (定時)	103,977	123,233	227,210	△ 434
H29. 9. 1 (定時)	103,637	122,853	226,490	△ 720
H29. 12. 1 (定時)	103,442	122,592	226,034	△ 456
H30. 3. 1 (定時)	103,098	122,179	225,277	△ 757
H30. 6. 1 (定時)	103,025	121,975	225,000	△ 277
H30. 9. 3 (定時)	102,650	121,470	224,120	△ 880
H30. 12. 3 (定時)	102,390	121,172	223,562	△ 558
H31. 3. 1 (定時)	102,179	120,862	223,041	△ 521
R1. 6. 3 (定時)	102,132	120,589	222,721	△ 320
R1. 9. 2 (定時)	101,671	120,157	221,828	△ 893
R1. 12. 1 (定時)	101,476	119,875	221,351	△ 477
R2. 3. 2 (定時)	101,195	119,538	220,733	△ 618
R2. 6. 1 (定時)	101,085	119,313	220,398	△ 335
R2. 9. 1 (定時)	100,700	118,732	219,432	△ 966
R2. 12. 1 (定時)	100,582	118,526	219,108	△ 324
R3. 3. 1 (定時)	100,320	118,237	218,557	△ 551
R3. 6. 1 (定時)	100,089	117,957	218,046	△ 511
R3. 9. 1 (定時)	99,668	117,475	217,143	△ 903
R3. 12. 1 (定時)	99,418	117,187	216,605	△ 538
R4. 3. 1 (定時)	99,191	116,796	215,987	△ 618
R4. 6. 1 (定時)	98,941	116,417	215,358	△ 629
R4. 9. 1 (定時)	98,478	115,986	214,464	△ 894

(3) 選挙の適正な管理執行

公職選挙法の定めにより選挙の適正な管理執行を行っている。

<近年の下関市における主な選挙での投票率>

選挙名	投票日	投票率 (%)		
		男	女	計
第 24 回参議院議員通常選挙 (山口県選挙区)	H28. 7. 10	51.13	52.14	51.68
下関市長選挙	H29. 3. 12	46.08	47.93	47.09
第 48 回衆議院議員総選挙 (山口 4 区)	H29. 10. 22	55.50	57.18	56.41
山口県知事選挙	H30. 2. 4	31.55	32.50	32.07
下関市議会議員一般選挙	H31. 2. 3	42.56	44.52	43.63
山口県議会議員一般選挙	H31. 4. 7	38.01	39.64	38.89
第 25 回参議院議員通常選挙 (山口県選挙区)	R 1. 7. 21	44.70	44.87	44.79
下関市長選挙	R 3. 3. 14	36.65	38.25	37.52
下関市議会議員補欠選挙	R 3. 3. 14	36.62	38.23	37.49
参議院山口県選挙区選出議員補欠選挙	R 3. 10. 24	30.49	29.92	30.18
第 49 回衆議院議員総選挙 (山口 4 区)	R 3. 10. 31	47.37	47.49	47.44
山口県知事選挙	R 4. 2. 6	28.53	29.52	29.07
第 26 回参議院議員通常選挙 (山口県選挙区)	R 4. 7. 10	45.44	46.27	45.89

※ 衆議院議員総選挙、参議院議員通常選挙及び参議院山口県選挙区選出議員補欠選挙の投票率には、在外選挙人の投票率を含まない

(選挙管理委員会)

(4) 選挙常時啓発

下関市明るい選挙推進協議会（以下「明推協」と言う）と共に常時の啓発を行っている。選挙が公明かつ、適正に行われるように、常にあらゆる機会を通じて選挙人の政治常識の向上に努めるとともに、特に選挙に際しては投票の方法、選挙違反その他選挙に関し、必要と認める事項を選挙人に周知している。

令和3年度の主な事業

1) 学校選挙等に対する協力（未来の有権者の育成）

対象者：市内の小学校、中学校及び高等学校の児童並びに生徒

実施時期：令和3年10月～令和3年12月

実績：選挙用具貸出（中学校15校、高等学校1校）

2) 高等学校における主権者教育への協力

対象者：市内の高等学校（定時制高等学校及び総合支援学校含む）の生徒

実施時期：令和3年4月～令和4年3月

実績：高等学校2校（生徒194人）

3) 児童生徒ポスター・習字・標語募集

対象者：市内の小学校、中学校及び高等学校の児童・生徒

実施時期：令和3年6月～9月

実績：応募者2,024人

(5) その他の主な業務

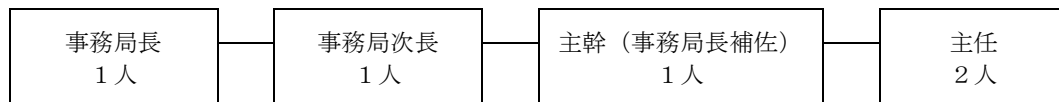
- ・ 選挙又は当選の争訟に関する事務
- ・ 直接請求に関する事務
- ・ 最高裁判所裁判官の国民審査に関する事務
- ・ 在外選挙人名簿登録・抹消事務
- ・ 裁判員候補者予定者選定に関する事務
- ・ 検察審査会候補者予定者選定に関する事務
- ・ 日本国憲法の改正手続に関する法律（国民投票法）に関する業務

3. 委員会事務局

(1) 事務局の概要

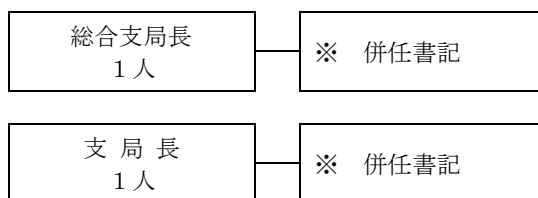
地方自治法第191条にて「都道府県及び市の選挙管理委員会に書記長、書記その他の職員を置き・・・」となっており下関市では委員会の補助機関として事務局を設置して事務局長以下職員が委員長の命を受け、委員会に関する事務を行っている。また、各総合支所及び各支所に選挙管理委員会総合支局、選挙管理委員会支局をそれぞれ置いている。

1) 事務局の構成



(令和4年9月1日現在)

2) 総合支局及び支局の構成



※ 併任書記は総合支局及び支局により人数が異なる。

(2) 所管する主な業務

- ・ 事務局の庶務業務
- ・ 予算及び決算に関する業務
- ・ 議会对応に関する業務
- ・ 各種選挙の管理・執行業務
- ・ 選挙啓発に関する業務
- ・ 選挙人名簿調製業務
- ・ 在外選挙人名簿調製業務
- ・ 裁判員候補者予定者選定業務
- ・ 検察審査員候補者予定者選定業務
- ・ 直接請求に関する業務
- ・ 日本国憲法の改正手続に関する法律（国民投票法）に関する業務
- ・ 選挙争訟に関する業務
- ・ 選挙に関する記録、統計業務
- ・ 総合支局、支局への選挙事務指導業務
- ・ その他選挙に関係ある業務

(公平委員会)

公平委員会

1. 設置

地方公務員法第7条第2項の規定に基づき、下関市公平委員会設置条例により設置

2. 委員会の構成

(1) 委員

定数 3人（委員長は、委員の互選による。）

任期 4年

(2) 職員

事務職員 3人（総務部総務課職員が併任）

3. 委員会の会議

定例会 毎月1回（必要により臨時会を開催）

4. 業務の概要

- 1) 職員の勤務条件に関する措置要求の審査、判定等を行うこと。
- 2) 職員に対する不利益処分についての審査請求に対する裁決等を行うこと。
- 3) 職員の苦情を処理すること。
- 4) 管理職員等の範囲を定めること。
- 5) 職員団体の登録に関すること。

固定資産評価審査委員会

1. 固定資産評価審査委員会の概要

地方税法第432条第1項の規定に基づき申出を受けた固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を、同法第433条第1項の規定に基づき審査決定する。

2. 委員及び合議体

委員の定数は9人、任期は3年である。

委員3人で合議体を構成し、審査の申出を取り扱う。

3. 審査申出件数の推移

年 度		申出件数
平成29年度	土 地	
	家 屋	
	償却資産	
	計	0
平成30年度 (評価替え年度)	土 地	3
	家 屋	3
	償却資産	
	計	6
令和元年度	土 地	1
	家 屋	
	償却資産	
	計	1
令和2年度	土 地	
	家 屋	
	償却資産	
	計	0
令和3年度 (評価替え年度)	土 地	3
	家 屋	
	償却資産	
	計	3

経 済 編

環境部	<ul style="list-style-type: none"> 環境政策課 …………… 9 1 廃棄物対策課 …………… 9 4 クリーン推進課 …………… 9 7 環境施設課 …………… 1 0 5 	<ul style="list-style-type: none"> 9 1 9 4 9 7 1 0 5
産業振興部	<ul style="list-style-type: none"> 産業振興課 …………… 1 0 9 産業立地・就業支援課 …………… 1 1 2 	<ul style="list-style-type: none"> 1 0 9 1 1 2
農林水産振興部	<ul style="list-style-type: none"> 農業振興課 …………… 1 1 7 水産振興課 …………… 1 2 2 農林水産整備課 …………… 1 2 8 市場流通課 …………… 1 4 0 	<ul style="list-style-type: none"> 1 1 7 1 2 2 1 2 8 1 4 0
観光スポーツ文化部	<ul style="list-style-type: none"> 観光政策課 …………… 1 4 5 観光施設課 …………… 1 4 8 スポーツ振興課 …………… 1 5 9 文化振興課 …………… 1 6 3 	<ul style="list-style-type: none"> 1 4 5 1 4 8 1 5 9 1 6 3
ボートレース企業局	……………	1 6 7
農業委員会	……………	1 7 2
	<ul style="list-style-type: none"> 農業委員会事務局 	

環 境 政 策 課

1. 環境政策課の概要

環境行政に係る総合的な企画及び啓発、環境マネジメントシステムの運用、地球温暖化対策、公害の監視・指導・調査及び規制、公害に係る法令等に基づく届出等の処理、苦情処理、新エネルギーに係る総合調整等の業務を担当している。

2. 所管する主な計画・プラン等

(1) 主な計画・プラン

1) 下関市環境基本計画

環境施策の基本的な考え方と長期的な目標を示し、環境保全に関する施策の方向性を定めるなど、本市の望ましい環境像である「地域で育み 未来へつなぐ 自然と歴史が共生する海峡都市 しものせき」の実現を図るため、環境行政の基本計画として平成29年3月に第二次計画を策定した。

2) 下関市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

市の事務・事業の実施に伴い排出される温室効果ガスを計画的に削減することにより、地球温暖化防止に寄与するとともに、計画の実施状況を積極的に公表することで、市民・事業者の地球温暖化対策の取組を促進することを目的とし、現在の計画は平成30年度から実施している。

本計画は地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく計画で、令和12年度（2030年度）における温室効果ガスの総排出量を、平成25年度（2013年度）と比較して40%削減することを目標とする。

3) 下関市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

市域から排出される温室効果ガスの削減に向け、市の現状や地域特性を踏まえ、市民・事業者・行政等の各主体による取組を総合的かつ計画的に推進していくことを目的とする。現在の計画は、2050年脱炭素社会に向けた国の法改正などを踏まえ令和4年5月に改訂した。

本計画は地球温暖化対策推進法第21条第3項に基づく計画で、令和12年度（2030年度）における温室効果ガス排出量を平成25年度（2013年度）と比較して46%削減、2050年度には実質ゼロとすることを目標とする。

(2) 白書

1) 下関市環境白書 (毎年発行)

3. 所管する主な業務

(1) 環境保全一般業務

環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。

- ・「下関市環境白書」を作成し、環境・公害に関する年次報告を行う。

(2) 環境保全対策業務

環境基本法をはじめとする各種法令及び公害防止協定に基づき、規制基準が設定されている環境汚染物質の調査及び発生源の監視・指導による環境汚染の防止を行う。また大気、水質、騒音、悪臭等の公害に係る苦情処理を行う。

【関係法令】

環境基本法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、土壌汚染対策法、ダイオキシン類対策特別措置法、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律、山口県公害防止条例

(3) 環境教育推進業務

持続可能な社会を構築するため、自ら進んで環境の保全に対する取組を行うことのできる人材を育成する。特に、次世代を担う子どもたちを対象として「水辺の教室」等の環境教室を開催するとともに、これらの環境教室で講師として活躍する環境リーダー育成事業を行う。

(4) 地球温暖化対策業務

地球温暖化対策として、温室効果ガス削減のための取組や啓発活動を行う。また、下関市地球温暖化対策実行計画に基づき市域の温室効果ガス削減に向けた施策を展開する。併せて市の事務事業からの温室効果ガスの削減に向け、しものせきエコマネジメントプランを運用・管理することで地球温暖化対策を推進する。

(5) 環境広域・国際連携推進業務

広域的に対策を講ずる必要のある環境問題の解決へ向け、近隣6都市や日中韓11都市間での連携を図り、広域的環境問題の現況調査や共同事業を行う。

- ・山口県西部6市広域連携業務
- ・東アジア経済交流推進機構環境部会

(6) 次世代エネルギー利活用推進業務

下関市域でのCO₂排出量の削減を図るため、地域でのエネルギーを有効活用するとともに、再生可能エネルギーなどの次世代エネルギーの利活用を推進する。

(7) 環境美化推進業務

市民、事業者に対して、環境美化への意識啓発、広報活動、自発的活動の支援などを行う

とともに、指定地区内における路上喫煙を禁止することによって、地域の環境美化の促進及び安全で快適な都市空間の形成を図り、市民の生活環境の向上を目指す。

4. その他

(1) 下関市環境審議会

「下関市環境審議会条例」に基づき、環境審議会を設置している。委員は20人以内とされ、市民、事業者、学識経験者等のうちから市長が任命する。

(2) 環境状況調査（令和3年度実績）

項目	内容	備考
大気汚染	大気汚染常時監視（テレメータ）	24時間自動測定 測定局5局（彦島局、長府局、山の田局、小月局、豊浦局） 測定項目45項目
	燃料中硫黄分調査	10事業場
水質汚濁	環境監視	海域20地点 主要河川17地点 小河川19地点 海水浴場11地点 湖沼10地点 地下水8地点
	排水監視	特定事業場等延べ52事業場 （うち夜間パトロール7事業場）
	COD総量規制基準監視調査	自動測定器調査3事業場 測定結果報告調査50事業場（年2回） 記録状況等立入検査3事業場
	特定事業場実態調査	61事業場
騒音	自動車騒音調査	幹線道路2地点
ダイオキシン類	環境調査	大気2地点 海域1地点 主要河川3地点 湖沼1地点 地下水3地点 土壌7地点
苦情	公害の苦情処理	公害苦情件数123件 （大気汚染7件 騒音25件 振動2件 水質3件 悪臭18件 その他68件）
啓発活動	水辺の教室	中止
	環境教室	実施回数33回

廃棄物対策課

1. 廃棄物対策課の概要

廃棄物対策課には、浄化槽指導係と廃棄物指導係が置かれ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、浄化槽法、関係法令等及び条例、要綱等に基づき、一般廃棄物処理業・産業廃棄物処理業・処理施設の設置・浄化槽清掃業の許可、届出及び業者の指導、廃棄物の不適正処理及び不法投棄の監視指導、リサイクル関係法令に基づく事務、野外焼却等に関する業務を担当している。

2. 所管する主な業務

(1) 廃棄物対策業務

1) 一般廃棄物（ごみ・し尿）処理業・処理施設に係る許可等

家庭及び事業所等において生じる一般廃棄物（ごみ・し尿）に係る収集運搬業及び処分業並びに処理施設の設置に係る許可等を行う。

【許可状況（令和4年8月末現在）】

ごみ	収集運搬業	40
	処分業	1
	処理施設	4
し尿	収集運搬業	6

2) 産業廃棄物処理業・処理施設に係る許可等

事業活動に伴って生じる産業廃棄物に係る収集運搬業及び処分業並びに処理施設の設置に係る許可等を行う。

【許可状況（令和4年8月末現在）】

産業廃棄物	収集運搬業	103
	処分業	55
	処理施設	127
特別管理産業廃棄物	収集運搬業	4
	処分業	5

3) 自動車リサイクル法に基づく登録、許可等

使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）に基づく引取業及びフロン回収業の登録並びに解体業及び破碎業の許可を行う。

【登録・許可状況（令和4年8月末現在）】

登録	引取業	47
	フロン回収業	23
許可	解体業	5
	破砕業	3

4) PCB廃棄物の適正処理の推進

健康被害をもたらすポリ塩化ビフェニル（PCB）を含有する廃棄物（トランス、コンデンサ、安定器等）の把握に努めるとともに、適正な保管と法令で定められた処理期限（2027年3月31日）までの処分完了について、事業者等への周知、指導等を行う。

5) 廃棄物の不適正処理及び不法投棄・野外焼却の監視指導等

- ア. 廃棄物の排出事業者や許可・登録業者、処理施設への立入、指導等を行う。
- イ. 不法投棄等環境保全監視員、職員、委託業者によるパトロールや監視カメラの設置、啓発用看板の配布により、不法投棄の抑止、早期発見に努める。
- ウ. 野外焼却（野焼き）に対する指導等を行う。

6) その他

下関市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）等に基づく事務を行う。

(2) 浄化槽指導業務

1) 浄化槽適正管理に関する指導

- ア. 浄化槽設置届書等各種届出書の受理、審査を行い、浄化槽台帳により管理する。
- イ. 生活環境の保全のため、浄化槽管理者及び保守点検業者等に対し啓発、指導等を行う。
- ウ. 浄化槽法に規定されている浄化槽法定検査を浄化槽管理者に周知し、受検に係る啓発、指導等を行う。

【浄化槽設置基数（令和4年3月末現在）】

単独処理浄化槽	12,191
合併処理浄化槽	7,849
合計	20,040

2) 合併処理浄化槽の普及促進

生活環境の改善や水質汚濁の防止を図るため、下水道等の事業計画区域外を補助対象区域とし、くみ取り便槽またはみなし（単独処理）浄化槽から合併処理浄化槽への転換工事費用の一部を補助する。

3) 一般廃棄物（浄化槽汚泥）処理業及び浄化槽清掃業に係る許可等

家庭及び事業所等において生じる一般廃棄物（浄化槽汚泥）に係る収集運搬業に係る許可等及び浄化槽法に基づく浄化槽清掃業の許可等を行う。

【許可状況（令和4年8月末現在）】

浄化槽汚泥収集運搬業	21
浄化槽清掃業	21

4) 浄化槽保守点検業に係る登録等

下関市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例に基づく浄化槽保守点検業の登録等を行う。

【登録状況（令和4年8月末現在）】

浄化槽保守点検業	28
----------	----

ク リ ー ン 推 進 課

1. クリーン推進課の概要

地方自治法第158条第1項及び下関市事務分掌条例並びに下関市行政組織規則に基づき設置をされ、クリーン推進課内にはごみダイエツト係とクリーン係が置かれている。

ごみダイエツト係では、一般廃棄物の処理計画、ごみの減量及び再資源化に係る企画・調整、普及啓発、廃棄物減量等推進審議会に関することを、クリーン係では、一般廃棄物（ごみ及びし尿）の収集・運搬、街路及び下水路の清掃、クリーンアップ推進員等に関する業務、収集処理証紙の管理を担当している。

2. 所管する主な計画

(1) 下関市一般廃棄物（ごみ、生活排水）処理基本計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により、市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないこととされている。

本計画は、長期的・総合的視点にたつて、計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針となるものであり、ごみの排出抑制及びごみ発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めたものである。

また、生活排水についても上記と同様の視点にたつて、計画的に生活排水処理対策を行うため、計画目標年次における計画処理区域内の生活排水を、どのような方法で、どの程度処理していくかを定めるとともに、生活排水処理を行う過程で発生する汚泥の処理方法等の生活排水処理に係る基本方針を定めたものである。

なお、現在の計画は、平成29年度に策定したもので、平成30年度を初年度とし、令和9年度を目標年度とする10年間の計画である。

(2) 下関市一般廃棄物処理実施計画

本計画は、基本計画に基づき各年度ごとに、一般廃棄物の排出抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分等について定めたもので、それぞれ、ごみに関する部分及び生活排水に関する部分とから構成されている。

(3) 災害廃棄物処理計画

本計画は、近年頻発している風水害や予測外の地震災害に対応するため、国の災害廃棄物対策指針や山口県災害廃棄物処理に関する検討報告書及び山口県災害廃棄物処理計画市町

策定ガイドラインを踏まえ策定したものである。

現在の計画は、平成29年度に策定したもので、今後の改定については被害想定の見直しに変更があった場合や新たに発生した大規模災害における知見等を踏まえて随時改訂を行う。

(4) 下関市分別収集計画

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第8条に基づき、3年ごとに5年を一期として策定するもので、容器包装廃棄物の4Rを推進し、資源の有効利用を図り、循環型社会の実現のために市民・事業者・行政のそれぞれの役割を明確にし、三者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画は、第10期(令和5～9年度)の分別収集計画として、令和4年度に策定したものである。

3. 所管する主な業務

(1) 廃棄物減量等推進業務

一般廃棄物(ごみ)処理基本計画に基づき、ごみ減量など4Rを推進するための啓発や市民自らが取り組む活動に対する支援を行う。

- ・親子リサイクル教室

ごみ減量及びリサイクルの意識向上を図るため、私たちが排出したごみのゆくえについて、ごみ処理施設の見学、収集車へのごみの積込み体験などを通じて親子で学ぶもの。

- ・ごみダイエット・リサイクル推進店

平成10年7月から下関市内でごみ減量やリサイクル活動に取り組む販売店を「下関市ごみダイエットリサイクル推進店」として認定している。【令和3年度末現在 28店舗】

- ・再資源化推進事業

一般廃棄物の再資源化と減量化を図ることを目的に、再資源化推進事業を実施した登録団体に奨励金(4円/kg)を交付している。

○再資源化推進事業

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
奨励金交付額 (実施団体数)	21,692,740円 (304団体)	16,302,025円 (299団体)	15,109,576円 (286団体)
	令和2年度	令和3年度	
奨励金交付額 (実施団体数)	12,340,756円 (276団体)	12,601,220円 (264団体)	

・生ごみ堆肥化容器購入費補助事業

一般家庭から排出される生ごみの減量化及び再資源化を図るため、生ごみ堆肥化容器を設置した住民に1世帯につき2基まで（電気式は1基まで）補助金を交付している。

○土地埋め込み式 購入費の1/2 上限 3,000円

○電気式 購入費の1/2 上限20,000円

○生ごみ堆肥化容器購入費補助事業

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
補助金交付額 (交付基数)	363,498円 (35基)	407,163円 (32基)	350,969円 (40基)
	令和2年度	令和3年度	
補助金交付額 (交付基数)	499,483円 (52基)	597,487円 (62基)	

(2) 環境美化推進業務

地域環境美化活動の推進を図り、市民の環境美化意識の高揚に努めるため、環境美化をPRする「しものせき美化美化（ぴかぴか）キャンペーン」と日常的に行う市民の自主的な清掃活動を支援する「しものせき美化美化（ぴかぴか）大作戦」を実施している。

【令和3年度実績】

- ・しものせき美化美化（ぴかぴか）キャンペーン
新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。
- ・しものせき美化美化（ぴかぴか）大作戦
実施期間：4月～3月
対象団体：自治会、事業所、ボランティア団体、学校など
参加人数：延べ25,433人（登録団体数：193団体）
ごみ収集量：163,917kg

(3) じん芥収集業務

一般家庭から排出されるごみは、合併後、地域により異なっていたが、市民サービスの均衡と処理効率の向上を図るため、平成21年4月から「分別方法」、「収集回数」、「指定ごみ袋（ごみ処理手数料）」など「ごみ処理体制を統一」し、現在は、10区分に分別し排出されたごみを、有料指定ごみ袋制による「ごみステーション方式」と申込みによる「戸別収集方式」（有料）により、「直営」または「委託」で収集・運搬を行っている。

また、ごみの減量と適正処理を目的としてクリーンアップ推進員を委嘱し、地域におけるごみの排出指導やごみステーションの維持管理等に努めている。自治会清掃等ボランティアごみは、自治会等ボランティア団体の依頼に基づき、随時収集・運搬を行っている。

ごみステーションに出せるもの						
燃やせるごみ	資源ごみ			古紙		
	びん・缶	ペットボトル	プラスチック製 容器包装	新聞紙	雑誌類	ダンボール
戸別収集するもの						
有害ごみ	燃やせないごみ	粗大ごみ	特定家庭用機器			
拠点回収するもの						
使用済小型電子機器						

【令和3年度 家庭ごみの収集量】

燃やせるごみ	41,740 t
資源ごみ (プラスチック製容器包装、びん・缶、ペットボトル、古紙)	8,133 t
粗大ごみ等 (粗大ごみ等収集件数：108,101件)	2,736 t

【令和3年度 側溝の清掃及び自治会清掃等】

実施件数	1,140件
収集運搬量	1,312 t

【令和3年度 クリーンアップ推進員】

クリーンアップ推進員数	661人
-------------	------

【ごみ収集の状況】

①燃やせるごみ

家庭から排出される燃やせるごみは、週2回収集を実施し、有料指定ごみ袋制度を導入している。

②資源ごみ

びん・缶、プラスチック製容器包装、古紙（新聞紙、雑誌類、ダンボール）は、週1回収集、ペットボトルは月2回収集を実施し、古紙を除き、有料指定ごみ袋制度を導入している。

③燃やせないごみ、粗大ごみ

電話・インターネットによる事前申込により有料戸別収集を実施している。

④有害ごみ

蛍光管等の水銀使用廃製品や乾電池（ボタン電池等は除く）、ライター、エアゾール製品（令和2年4月から）、小型充電式電池等の水銀使用廃製品以外の物を有害ごみとして、粗大ごみ等と同様に事前申込による有料戸別収集を実施している。

⑤特定家庭用機器

原則として販売店の引き取りとなるが、引越しで遠隔地となった場合等、引き取り義務のある販売店がない場合には、事前申込による有料戸別収集を実施している。

⑥離島（六連島、蓋井島）のごみ

燃やせるごみ及び資源ごみは、自治会の協力により、指定した収集日に連絡船に積み込み収集場所に搬送し、本土と同様に定期収集を行っている。

燃やせないごみ、粗大ごみ及び有害ごみは、船を借り上げて、本土に搬送し適時収集を行っている。

(4) し尿収集業務

し尿くみ取り世帯（5,620世帯：令和3年度末）について、旧下関地区は委託により、菊川・豊田・豊浦・豊北地区は許可業者6者により収集を行っている。

(5) その他の主な業務

これらの他に、一般廃棄物処理の計画に関する業務【ごみダイエット係】、一般廃棄物処理事業統計及び実態調査に関する業務【ごみダイエット係】、下関市廃棄物減量等推進審議会に関する業務【ごみダイエット係】、指定ごみ袋及び粗大ごみ処理手数料納付券の管理に関する業務【クリーン係】などの業務を行っている。

4. その他

(1) 廃棄物減量等推進審議会

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の7及び下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第12条に基づき、平成7年9月から設置されており、一般廃棄物の減量及び処理に関する基本的事項について、市長の諮問に応じ調査審議を行うものである。

委員は、20人以内とされ、市民、事業者、学識経験者等のうちから市長が任命する。また、庶務は、環境部クリーン推進課において処理している。

(2) 廃棄物統計資料等

① ごみ排出量

単位：t

地区	種別	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
旧下関	収集 (直営・委託)	収集量合計	48,424	47,561	46,764	46,790	45,377
		燃やせるごみ(直営)	29,406	27,260	27,348	24,815	23,222
		燃やせるごみ(委託)	8,530	10,231	9,594	12,044	12,661
		粗大ごみ等	2,125	2,196	2,304	2,661	2,481
		資源ごみ(直営)	2,990	2,731	2,508	2,140	2,001
		資源ごみ(委託)	5,374	5,143	5,010	5,129	5,012
	直接搬入	直接搬入量合計	41,496	42,341	43,167	41,441	39,369
		一般廃棄物	36,570	36,817	37,109	35,535	33,792
		産業廃棄物	4,925	5,524	6,058	5,906	5,578
	拠点回収 使用済小型家電		—	9	13	14	13
旧下関地区排出量(一般廃棄物のみ)		84,995	84,386	83,886	82,339	79,182	
旧下関地区排出量(産業廃棄物含む)		89,920	89,911	89,943	88,245	84,759	
菊川	収集(委託)	収集量合計	1,246	1,471	1,485	1,489	1,488
		燃やせるごみ	964	1,198	1,218	1,213	1,212
		粗大ごみ等	65	72	68	75	78
		資源ごみ	217	201	199	201	198
	直接搬入	直接搬入量合計	382	337	557	501	697
		一般廃棄物	249	228	430	308	546
		産業廃棄物	133	109	127	193	150
	菊川地区排出量(一般廃棄物のみ)		1,495	1,698	1,915	1,797	2,034
	菊川地区排出量(産業廃棄物含む)		1,628	1,807	2,042	1,990	2,184
	豊田	収集(委託)	収集量合計	911	1,000	999	956
燃やせるごみ			708	795	797	750	731
粗大ごみ等			37	43	45	52	48
資源ごみ			166	161	157	155	160
直接搬入		直接搬入量合計	337	307	338	514	405
		一般廃棄物	239	183	199	357	223
		産業廃棄物	98	124	139	157	183
豊田地区排出量(一般廃棄物のみ)		1,150	1,183	1,198	1,313	1,161	
豊田地区排出量(産業廃棄物含む)		1,248	1,307	1,337	1,470	1,344	
豊浦		収集(委託)	収集量合計	3,725	3,671	3,588	3,494
	燃やせるごみ		2,951	2,914	2,906	2,828	2,764
	粗大ごみ等		128	127	90	99	85
	資源ごみ		645	631	591	567	547
	直接搬入	直接搬入量合計	2,110	2,173	2,217	2,232	2,295
		一般廃棄物	1,874	1,896	1,881	1,853	2,023
		産業廃棄物	236	277	336	379	272
	拠点回収 使用済小型家電		—	1	1	1	1
	豊浦地区排出量(一般廃棄物のみ)		5,599	5,568	5,470	5,348	5,419
	豊浦地区排出量(産業廃棄物含む)		5,834	5,845	5,806	5,728	5,691
豊北	収集(委託)	収集量合計	1,544	1,535	1,504	1,436	1,410
		燃やせるごみ	1,258	1,250	1,235	1,169	1,150
		粗大ごみ等	43	49	41	47	44
		資源ごみ	242	236	228	220	216
	直接搬入	直接搬入量合計	959	1,002	1,079	1,081	1,066
		一般廃棄物	717	771	829	814	835
		産業廃棄物	242	231	250	267	231
	豊北地区排出量(一般廃棄物のみ)		2,261	2,306	2,332	2,250	2,245
	豊北地区排出量(産業廃棄物含む)		2,503	2,537	2,583	2,517	2,476
	下水路清掃		1,489	1,427	2,454	1,571	1,496
響中継(再掲)		6,603	6,645	6,845	6,567	6,468	
排出量(収集別)	直営収集	収集量合計	34,521	32,187	32,160	29,617	27,704
		燃やせるごみ	29,406	27,260	27,348	24,815	23,222
		粗大ごみ等	2,125	2,196	2,304	2,661	2,481
		資源ごみ	2,990	2,731	2,508	2,140	2,001
	委託収集	収集量合計	21,329	23,050	22,180	24,549	24,904
		燃やせるごみ	14,411	16,388	15,750	18,005	18,517
		粗大ごみ等	274	291	245	273	255
		資源ごみ	6,644	6,371	6,185	6,271	6,132
	民間搬入 (産廃含む)	収集量合計	45,283	46,160	47,358	45,768	43,832
		一般廃棄物	39,650	39,895	40,448	38,866	37,418
産業廃棄物		5,633	6,266	6,910	6,902	6,414	
拠点回収 使用済小型家電		—	10	14	15	14	
総計	一般廃棄物のみ		95,500	95,142	94,801	93,047	90,040
	産業廃棄物含む・下水路清掃除く		101,133	101,407	101,712	99,950	96,454
	産業廃棄物・下水路清掃含む		102,622	102,835	104,165	101,521	97,951
	集団回収量		4,338	3,927	3,777	3,085	3,150
一般廃棄物排出量(集団回収量含む)		99,838	99,069	98,579	96,133	93,191	
人 口 (人)		265,026	262,255	259,346	256,400	252,413	
一人一日あたりの一般廃棄物(ごみ)排出量(g/人・日)		1,032	1,035	1,039	1,027	1,012	

注) 表の数値については、四捨五入により合計が一致しない場合があります。

② ごみ処理量

単位：t

地区	種別	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
処理量	焼却	89,769	90,449	91,638	89,015	86,967
	焼却灰等再資源化(再掲)	10,384	10,674	10,762	10,816	9,990
	再資源化(資源ごみ)	8,697	8,299	7,932	7,872	7,589
	埋立	4,159	4,072	4,430	4,542	3,306
	固形燃料化	0	0	0	0	0
	水分	0	0	0	0	0
	処理量合計	102,625	102,821	104,000	101,429	97,862

③ 再資源化状況

単位：t

	種別	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
施設処理に伴う再資源化量	再資源化量(資源ごみ)	8,697	8,299	7,932	7,872	7,589
	固形燃料	0	0	0	0	0
	焼却灰再資源化物(溶融スラグ+セメント)	10,384	10,674	10,762	10,816	9,990
	再資源化量合計	19,081	18,973	18,694	18,688	17,579
集団回収量	古紙類	4,137	3,743	3,613	2,931	2,994
	古布類	5	6	5	4	5
	金属類	196	178	160	150	152
	集団回収量合計	4,338	3,927	3,777	3,085	3,150
合計(集団回収量含む)		23,419	22,900	22,471	21,774	20,729
一般廃棄物排出量(集団回収量含まない)		95,500	95,142	94,802	93,047	90,040
一般廃棄物排出量(集団回収量含む)		99,838	99,069	98,579	96,133	93,190
再資源化率(%) (集団回収量含まない)		20.0	19.9	19.7	20.1	19.5
再資源化率(%) (集団回収量含む)		23.5	23.1	22.8	22.6	22.2

④ 保有車両

令和3年度末現在

区分	車種	積載量又は容量	台数	定員	備考		
収集用車両	ごみ	パッカー車	4m ²	33	3		
		ダンプ (パワーゲート付深ボディ)	2 t	10	3		
		トラック (1,000cc)	0.7 t	6	3		
		軽トラック	0.35 t	8	2		
	下水路	ダンプ	2 t	3	3		
		バキューム車	3.0kl	1	3		
小計			61				
処理用車両	リサイクルプラザ	中継車	7,700kg・7,600kg	2	2	48, 60	
		大型ダンプ車	10,000kg	1	2	1681	
		ショベルローダー		2	1	SD25-2, SD25-3	
		フォークリフト		2	1	FD25-C3, GENE010	
	奥山	中継車	11,100kg・8,700kg	2	2	33, 277	
		汚泥吸上車	3,250kg	1	3	1048	
		ホイールローダー		2	1	LK230Z-5×2台	
		ショベルローダー		2	1	SD25-2, SD25-6	
		フォークリフト		2	1	FB30-7, FD30T	
	吉母	大型ダンプ車	9,000kg・9,500kg	2	2	1, 134	
		ダンプ車	2,000kg	2	3	350, 405	
		ダンプ車	4,000kg	1	3	1405	
		パワーショベル		4	1	PC450, ZX120, 308CR, PC30	
		ブルドーザー		1	1	D85EX-15	
		ドーザーショベル		1	1	D75S-5	
		パッカー車		2	3	681, 682	
		自走式破砕機		1	1	ZR900TS	
	響	中継車	6,300kg	1	2	160	
		パッカー車	2,500kg	2	3	825, 368	
		ダンプ車	2,000kg	2	3	2400, 4880	
		パワーショベル		3	1	311B, PC75UU-2, ZX75US	
		トラッシュコンパクト		1	1	WF350-1	
		ホイールローダー		1	1	WA100-1	
		フォークリフト		1	1	7FB10	
		自走式破砕機		1	1	ZR900TS	
	彦島	アームロール車		1	3	1562	
	小計			43			
	管理用車両	垢田	普通乗用		1	7	2588
			普通貨物		1	5	6441
			普通乗用		1	5	3238
			小型乗用		1	5	7002
			軽貨物		2	4	7273, 3023
パワーゲート			850kg	1	3	599	
クレーン付トラック			2,000kg	1	3	862	
パトロール車				2	4	3080, 1036	
軽乗用				1	4	4495	
奥山		普通乗用		1	5	1484	
		普通乗用		1	5	3769	
吉母		普通乗用		1	5	3769	
		普通乗合		1	15	ハイエースコミュニーター	
響		軽乗用		1	4	7472	
小計			15				
合計			119				

注) 処理用車両については、重機及びナンバー有車両のみ計上。

環 境 施 設 課

1. 環境施設課の概要

廃棄物の処理にあたりとともに、処理施設（公衆便所を含む）及び清掃用車両等の管理に関する業務を担当している。

2. 所管する主な業務

(1) 廃棄物処理施設の維持管理業務

1) リサイクルプラザ（資源ごみ・粗大ごみの処理及び啓発施設）

資源ごみであるびん・缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装を選別・圧縮・梱包等の中間処理後、アルミ缶とスチール缶のプレス品は売却、その他の資源ごみは、分別基準適合物として、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に引き渡し、それぞれ再資源化を行っている。戸別収集された燃やせないごみや粗大ごみについては、非破碎のまま売却できる再資源物（廃家電、廃棄自転車、鉄くず等、雑線など）の選別や破碎不適物の除去をした後、破碎処理を行い、アルミ、鉄、可燃物及び不燃物に選別しており、アルミ（非鉄金属）、鉄なども再資源物として売却している。

また、蛍光灯、乾電池、ポケットコイルマットレス、エアゾール缶については、再資源化処理を民間事業者へ委託している。

なお、中間処理で発生した可燃物は、奥山工場で焼却処理、再資源化できない不燃物は、吉母管理場で埋立処分している。

2) 奥山工場（焼却施設）

燃やせるごみの焼却（中間）処理を行う上で発生した熱を利用した発電を行い、施設内の電気を賄うだけでなく、余剰電力は売電している。また、焼却残渣（灰）は県内のセメント原料化施設に搬送し再資源化している。

3) クリーンセンター響（ごみ運搬中継施設、不燃物処理・粗大ごみ処理施設・最終処分場）

豊浦・豊北地区等の廃棄物処理や運搬（中継）等を行っている。びん・缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装、蛍光灯、乾電池、エアゾール缶はリサイクルプラザへ、燃やせるごみは奥山工場へ運搬し、古紙は、業者に直接売却している。燃やせないごみや粗大ごみの中から、金属くず類（アルミくず、鉄くず、廃家電、廃棄自転車、アルミホイール、雑線）などを手選別（一部解体）を行うなどして、再資源物として売却している。その他再資源化できない不燃物は、場内最終処分場で埋立処分を行っている。

4) 吉母管理場（不燃物処理・粗大ごみ処理施設・最終処分場）

燃やせないごみを受け入れ、中間処理（選別・解体・破碎）を行い、再資源物は売却し再資源化すると共に、可燃物は奥山工場に送り焼却、再資源化できない不燃物は場内の最終処分場で他の施設で中間処理された同様のものと共に、埋立処分している。

5) 彦島工場、豊北中継貯留槽 (し尿・浄化槽汚泥処理施設)

彦島工場で市内から排出されるし尿、浄化槽汚泥を処理している。処理の過程で発生する残渣の一部は、奥山工場 (焼却施設) の助燃材として利用している。

なお、豊浦・豊北・豊田地区のし尿等は、各地区の中間貯留槽から豊北中継貯留槽を経由、菊川地区は菊川中間貯留槽から直接彦島工場に搬入している。

【し尿・浄化槽汚泥収集量及び処理量】 (k1)

	地区	種別	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
収集量	旧下関	し尿	5,055	5,017	4,922	4,614	4,351
		浄化槽汚泥	37,445	37,211	35,297	35,573	36,722
	菊川	し尿	472	449	474	443	455
		浄化槽汚泥	1,524	1,484	1,530	1,672	1,594
	豊田	し尿	695	594	559	547	549
		浄化槽汚泥	2,272	2,405	2,447	2,560	2,552
	豊浦	し尿	3,167	2,970	2,675	2,846	2,787
		浄化槽汚泥	7,244	6,977	7,558	7,793	7,628
豊北	し尿	2,773	2,666	2,669	2,596	2,348	
	浄化槽汚泥	4,438	4,448	4,346	4,595	5,095	
処理量	旧下関	施設処理	42,500	42,228	40,219	40,187	41,073
	菊川・豊田 豊浦・豊北	施設処理	22,725	21,993	22,258	23,052	23,008

(2) 公衆便所維持管理業務

市内162箇所の公衆便所の清掃維持管理業務を行っている。(令和4年8月末現在)

(3) 清掃車両の整備に関する業務

環境部が行っている廃棄物の収集・運搬・処理に係る車両・重機(市所有)の点検整備を行っている。

(4) その他の業務

しものせき環境みらい館(リサイクルプラザ啓発棟)で、資源ごみの分別・リサイクルなどの啓発業務(施設見学、リサイクル講座等)や研修室などの貸出し業務等を行っている。

3. 今後の課題及び特に力を入れている事項

○廃棄物処理施設の長寿命化

経年年数にともない老朽化する各廃棄物処理施設の基幹的設備の改良(更新等)を行うことにより、性能水準を維持することで長寿命化を図り、ライフサイクルコストの低減等を図る。

4. 所管する施設

(1) 下関市リサイクルプラザ

管理施設等

	処 理 棟	ストックヤード棟	啓 発 棟	管 理 棟
所 在 地	下関市古屋町一丁目 18 番 1 号			
能 力	113t/日 (5h)	-	-	-
主 要 設 備	剪断式破砕機 回転式破砕機 びん類自動色選別機	選別後の資源ごみ のストックヤード	リサイクル工房 リサイクル学習設備	下関市環境部庁舎
工 期	平成 13 年 9 月 17 日 ～ 平成 15 年 6 月 30 日			平成 14 年 6 月 24 日 ～ 平成 15 年 3 月 20 日
工 事 費	5,995,500 千円			725,235 千円
延床面積	9,013 m ²	1,343 m ²	4,412 m ²	2,780 m ²
敷地面積	約 31,000 m ²			

処理棟処理能力詳細

燃やせないごみ・粗大ごみ処理系統	40.75 t/1 日
びん・缶処理系統	26.01 t/1 日
ペットボトル処理系統	0.84 t/1 日
プラスチック製容器包装処理系統	21.54 t/1 日
その他	23.20 t/1 日

(2) 奥山工場

焼却施設

	焼 却 炉	
所 在 地	下関市大字井田字桑木 10378 番地	
能 力	180t/24h×1 基	170t/24h×1 基
炉 形 式	ストーカ式	
排ガス処理設備	バグフィルタ	
発 電 設 備	3,180kW	3,600 kW
工 期	平成12年6月22日～平成14年11月30日	平成25年9月30日～平成28年3月18日
建 設 費	11,168,246 千円	5,303,025 千円
延床面積	11,145 m ²	3,161 m ²
敷地面積	約 55,200 m ²	

(3) クリーンセンター響

ごみ運搬中継、最終処分場施設

	ごみ運搬中継施設	最終処分場
所在地	下関市豊浦町大字宇賀13528番地12	
能力	——	埋立容量 49,500m ³
工期	平成20年9月10日～平成21年3月31日	昭和60年8月12日～昭和61年2月19日
建設費	94,198千円	94,442千円
延床面積	3,082m ³	——
敷地面積	5,176m ³	——
備考	——	浸出液処理能力：70m ³ /日

(4) 吉母管理場

	最終処分場
所在地	下関市大字吉母字舟頭10332番地1 (地先)
能力	海面埋立容量 1,273,200m ³
浸出液 処理能力	410m ³ /日
工期	昭和58年8月8日～昭和61年3月25日
建設費	2,904,000千円

(5) 彦島工場

	し尿・浄化槽汚泥処理施設
所在地	下関市彦島福浦町一丁目28番31号
能力	198k1/日
処理方式	固液分離・希釈放流方式
資源化処理方式	助燃剤方式
工期	平成17年8月5日～平成19年3月23日
建設費	2,814,000千円
敷地面積	14,496m ²

(6) 豊北中継貯留槽

	し尿・浄化槽汚泥中継施設
所在地	下関市豊北町大字神田11636番地
能力	貯留槽：160m ³ ×2槽
敷地面積	3,519m ²
備考	——

産 業 振 興 課

1. 産業振興課の概要

創業支援係、商業係、工業係が置かれており、創業、商業、工業、貿易及び中心市街地活性化に関する事務を所掌している。

2. 所管する主な計画

(1) 下関市中心市街地にぎわいプラン

下関市では、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、平成21年12月から平成26年3月までを計画期間とする下関市中心市街地活性化基本計画を策定し、国の認定を受けた。計画期間は1年の延長が認められ、平成27年3月末をもって同計画は終了した。

同計画が終了した一方、市としては中心市街地のにぎわい創出が喫緊の課題であることから、にぎわいを創出する施策を実行可能なものからスピード感をもって実施していくことが重要との認識のもと、令和元年5月、下関市中心市街地にぎわいプランを策定し、下関市の中心市街地の活性化に係る官民連携会議（通称：下関にぎわい会議）において同プランの進捗状況の確認・協議を行うことで、PDCAサイクルで同プランを毎年度更新している。

(2) 創業支援等事業計画

産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画を策定し、国の認定を受け、市及び創業支援事業者が連携して窓口相談や創業セミナー等を実施し、創業を支援する。

※創業支援事業者：下関商工会議所、下関市商工会、日本政策金融公庫下関支店、山口銀行、西京銀行、西中国信用金庫、下関市

3. 所管する主な業務

(1) 中小企業近代化高度化促進業務

社会・経済情勢の変化に対応し、中小小売業の近代化・高度化を促進するため、商店街等の競争力強化を図るとともに、新規創業を通じた個店の活性化を促進し、商店街等の振興を図る。

1) 商店街等競争力強化事業

商業団体等が実施する小売商業の活性化を図るための事業、及び商店街等の近代化や環境整備を図るための事業を支援することで、市内の小売商業等の活性化及び商店街等の魅力向

上を図る。

2) 商店街等空き物件活用促進事業

小売業、飲食業及びサービス業を行うために空き物件に入居しようとする中小企業者に対して、空き物件の賃料や店舗改装費等の一部を補助することにより、空き物件解消と円滑な事業展開を支援し商業振興を図る。

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
利用件数	1 4	1 7	2 2	1 6	5

3) 創業支援事業

市と創業支援事業者の連携による創業支援を推進することにより、地域の創業を促進し、地域の活性化及び雇用の確保を図る。

(2) 工業振興対策業務

本市の地域資源を活用した新商品について、試作・開発費用、販路開拓を補助制度により支援し、もって下関市の Only One 商品の創出を図る「地域資源活用促進事業」や、優れた技術、商品を有し、販路拡大を目指す市内中小企業を対象に、伴走型の販路開拓支援及び商品開発支援を行う「立地企業成長モデル事業」などを実施し、地場産業の活性化を図る。

(3) 金融対策業務

中小企業の置かれている経済情勢や金融環境を踏まえ、制度融資の内容を充実し、中小企業のセーフティネットとしての役割を担うとともに、経営革新や新規創業の促進を図る。

(4) 中心市街地活性化促進業務

中心市街地活性化を図るため、にぎわい創出に向けた事業を実施する。また、活性化の効果を検証するため歩行者等通行量調査を実施する。

(5) 貿易振興対策業務

海外事業展開を志向する市内中小企業に対し、疑似的な貿易商社「下関地域商社」を構成する市と連携した「産・官・学・金」の各主体がノウハウを持ち寄り、情報収集から貿易実施に至るまでの支援を行う「下関地域商社事業」や、山口県と連携し、友好都市である山東省、青島市の企業と県内企業、市内企業との商談会の実施などを通じ、中小企業の海外への販路開拓を支援する。

(6) その他の主な業務

これらの他に、企画調整業務【創業支援係】、商工業振興センター管理業務【創業支援係】、中小企業等振興対策業務【商業係】、計量器検査業務【工業係】などの業務を行っている。

4. 所管する施設

(1) 下関市商工業振興センター

1) 沿革

社会・経済情勢の変化に対応し、商工業の振興を図るため、地域商工業の中核的施設として、昭和61年7月に設置した。平成18年度より指定管理者制度を導入し、平成26年度に空調設備、平成29年度に高圧受電設備、令和2年度に外壁を大規模改修した。

2) 施設の概要

所在地 下関市南部町21-19 下関商工会館内（1階及び3階）

敷地面積 1,495.73㎡ 建築面積 817.74㎡

建築延面積 4,048.45㎡のうち1,925.05㎡

施設使用料

(単位:円)

使用区分 室名		午前	午後	夜間	昼間	午後及び夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
研修室 (1)	室使用料	1,480	1,910	2,240	3,180	4,050	5,120
	冷暖房使用料	1,130	1,490	1,490	2,990	3,370	4,860
研修室 (2)	室使用料	2,110	2,770	3,080	4,680	5,650	7,360
	冷暖房使用料	1,600	2,130	2,130	4,270	4,810	6,960
研修室 (3)	室使用料	840	1,170	1,270	2,010	2,240	2,870
	冷暖房使用料	550	730	730	1,460	1,650	2,380
会議室	室使用料	1,580	2,240	2,440	3,720	4,580	5,750
	冷暖房使用料	1,260	1,690	1,690	3,380	3,790	5,490

指定管理者名：下関商工会議所（非公募、R8.3.31まで）

※公共施設の適正配置に関する方向性については、「公共施設の適正配置に関する方向性」2018年12月を参照。

3) 施設の現況(平成29年度～令和3年度実績)

実績	利用者数(人)	使用料収入(円)
29年度	16,267	641,920
30年度	18,811	657,200
元年度	18,454	551,190
2年度	16,639	148,050
3年度	12,838	291,610

産業立地・就業支援課

1. 産業立地・就業支援課の概要

産業立地係及び就業支援係が置かれており、企業立地及び就業支援に関する事務を所掌している。

2. 所管する主な計画・プラン

(1) 下関市企業誘致アクションプラン

令和2年度から令和6年度までの5年間を対象として計画的な企業誘致活動を展開するため、本市の企業誘致の5つの方向性（①継続的な製造業等の誘致や立地企業の拡大投資の支援、②オフィス（支店等）の誘致促進、③ICT企業の集積促進、④ICT人材の育成、⑤オフィスの建設促進）を定めた。

(2) 下関市雇用対策協定に基づく事業計画

本市と山口労働局は、密接な連携のもとに雇用・労働環境の改善と就業支援の強化を図るための雇用対策を総合的、効果的かつ一体的に推進することを目的として、平成28年3月24日に下関市雇用対策協定を締結している。これに基づき、若年者、女性、高齢者、障害者、生活保護受給者等の雇用対策及び誘致企業等の人材確保対策を進める。

3. 所管する主な業務

(1) 企業支援業務

下関市企業立地促進条例に基づく企業立地促進奨励金や地域経済牽引事業促進補助金等を交付することで、企業の立地を促進し、もって本市産業の振興と雇用機会の拡大を図る。

(2) 企業誘致業務

展示会への出展や企業訪問、ホームページ等を活用し、本市の優位性や優遇制度をPRすることにより、市外企業の誘致に取り組む。立地企業に対しては、定期的な訪問により、情報の入手やアフターケアに努めるとともに、各種支援制度を情報提供することで拡大投資を促進する。

また、事務系企業、特に情報系企業の立地を促進するため、既存ビルの環境整備やオフィスビル建設費用の一部を補助し、若年層や女性の雇用が期待できる産業分野の企業誘致に取り組む。

(3) 若者の地元就職支援事業

早い時期から職業意識や職業観を高め、若者の社会的・職業的自立や、学校から社会・職業への円滑な移行、そして地元就職までを支援するため、中高生及び新卒者を対象とした職業体験イベントや企業説明会などの地元就職支援事業を実施する。

(4) 就職マッチング支援事業

国・県の職業紹介や雇用対策等を担う機関と連携し、本市の実情や課題に対応するため一体となって取り組む雇用対策事業として、女性や高齢者をはじめ、幅広い世代の求職者を対象とした就職面接会、セミナーや広報活動等を実施する。

(5) その他の主な業務

これらの他に、勤労者金融対策業務、高齢者労働能力活用業務、勤労青少年ホーム管理運営業務、勤労福祉会館管理運営業務、勤労者総合福祉センター管理運営業務などの業務を行っている。[いずれも就業支援係]

4. 所管する施設

※公共施設の適正配置に関する方向性については、「公共施設の適正配置に関する方向性」2018年12月を参照。

※利用実績のうち、令和2年度、3年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための施設休館の影響あり。

(1) 下関市勤労青少年ホーム

1) 沿革

勤労青少年福祉法に基づき、35歳未満の勤労青少年の福祉の増進と健全な育成を図るため、昭和48年開館した。平成18年度より指定管理者制度を導入した。

2) 施設の概要

所在地 下関市彦島老の山公園1-1

敷地面積 1,800 m²

建築面積 466.06 m²

建築延面積 1,012.12 m²

施設使用料

(単位:円)

室名\区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	冷房(1時 間当たり)	暖房(1時 間当たり)
軽運動室	840	1,040	1,270		
音楽室	310	410	520	100	150
第1集会室	840	1,040	1,270	210	310
第2集会室	210	210	310	100	150
料理講習室	630	840	1,040	100	150
和室	410	630	840	210	310

指定管理者名：一般財団法人下関市公営施設管理公社（公募、R8.3.31まで）

3) 施設の現況(平成29年度～令和3年度実績)

実績	利用者数(人)	使用料収入(円)
29年度	21,720	1,093,940
30年度	20,189	956,735
元年度	20,248	738,030
2年度	6,226	631,610
3年度	6,742	607,725

(2) 下関市豊浦勤労青少年ホーム

1) 沿革

勤労青少年福祉法に基づき、35歳未満の勤労青少年の福祉の増進と健全な育成を図るため、昭和58年開館した。直営施設。

2) 施設の概要

所在地 下関市豊浦町大字黒井2351

敷地面積 3,641.44 m²

建築面積 858.89 m²

建築延面積 1,060.07 m²

施設使用料

(単位:円)

室名\区分	午前9時から 正午まで	正午から午後 5時まで	午後5時から 午後10時まで	冷房(1時間 当たり)	暖房(1時間 当たり)
軽運動場	310	310	310		
音楽室	310	310	310	100	150
講習室	310	310	310	210	310
料理講習室	310	310	310	100	150
和室	310	310	310	100	150
新和室	310	310	310	210	310

3) 施設の現況(平成29年度～令和3年度実績)

実績	利用者数(人)	使用料収入(円)
29年度	14,160	576,750
30年度	14,577	554,650
元年度	15,113	491,995
2年度	10,557	414,985
3年度	9,678	376,875

(3) 下関市勤労福祉会館

1) 沿革

勤労者の教養、文化の向上と余暇活動の充実を図り、会館の円滑な運営を行うとともに、勤労者福祉増進対策事業を行うなど、勤労者の福祉の増進を図るため、昭和56年開館した。平成18年度より指定管理者制度を導入した。

2) 施設の概要

(本館)		(体育館)	
所在地	下関市幸町8-16	所在地	下関市幸町8-15
敷地面積	1,746.19㎡	敷地面積	1,620.38㎡
建築面積	806.35㎡	建築面積	994.98㎡
建築延面積	2,923.12㎡	建築延面積	1,887.29㎡

施設使用料

(単位:円)

室名\使用 区分	午前	午後	夜間	昼間	午後・夜間	全日	冷房(1 時間当 たり)	暖房(1 時間当 たり)
	午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 10時まで	午前9時 から午後 5時まで	午後1時 から午後 10時まで	午前9時 から午後 10時まで		
ホール	4,890	5,960	7,030	9,800	12,040	16,320	310	520
第1会議室	1,480	1,800	2,110	2,980	3,830	5,010	210	310
第2会議室	630	740	840	1,270	1,480	2,010	100	150
第3会議室	630	740	840	1,270	1,480	2,010	100	150
第4会議室	1,170	1,370	1,580	2,340	2,650	3,830	210	310
第5会議室	630	740	840	1,270	1,480	2,010	100	150
第6会議室	630	740	840	1,270	1,480	2,010	100	150
研修室	1,170	1,370	1,580	2,340	2,650	3,830	210	310
クラブ室(A)	630	740	840	1,270	1,480	2,010	100	150
クラブ室(B)	630	740	840	1,270	1,480	2,010	100	150
和室(松)	630	740	840	1,270	1,480	2,010	100	150
和室(竹)	630	740	840	1,270	1,480	2,010	100	150
和室(梅)	310	410	520	680	840	1,040	100	150
図書室	630	740	840	1,270	1,480	2,010	100	150
娯楽室	940	1,040	1,170	1,800	2,010	2,870	100	150

指定管理者名：公益財団法人下関勤労福祉振興財団（非公募、R8.3.31まで）

3) 施設の現況(平成29年度～令和3年度実績)

	利用者数(人)		使用料収入(円)	
	本館	体育館	本館	体育館
29年度	91,617	36,960	10,621,322	2,906,050
30年度	84,886	36,475	9,721,892	2,510,750
元年度	73,229	30,727	8,601,548	2,230,940
2年度	41,591	22,595	5,822,339	2,002,690
3年度	45,497	23,242	6,135,912	2,069,255

(4) 下関市勤労者総合福祉センター

1) 沿革

勤労者の福祉の充実及び勤労意欲の向上を図るため、平成4年雇用能力開発機構が建設し、平成15年下関市が建物を購入した。平成21年敷地を競艇事業局より有償所管換した。

2) 施設の概要

所在地 下関市長府扇町4-10

敷地面積 5,198.92 m²

建築面積 1,411.83 m²

建築延面積 1,969.44 m²

施設使用料

(単位:円)

室名\ 使用区分	午前	午後	夜間	昼間	午後・夜間	全日	冷房(1 時間当 たり)	暖房(1 時間当 たり)
	午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 10時まで	午前9時 から午後 5時まで	午後1時 から午後 10時まで	午前9時 から午後 10時まで		
第1会議室	1,370	1,910	1,910	2,980	3,410	4,680	210	310
第2会議室	840	1,040	1,040	1,700	1,910	2,650	100	150
第3会議室	840	1,040	1,040	1,700	1,910	2,650	100	150
視聴覚室	1,800	2,340	2,340	3,720	4,250	5,860	210	310
第1研修室	1,370	1,800	1,800	2,980	3,310	4,580	210	310
第2研修室	1,370	1,800	1,800	2,980	3,310	4,580	210	310
第1教養 文化室	1,040	1,360	1,360	2,170	2,470	3,480	210	310
第2教養 文化室	750	960	960	1,540	1,770	2,470	100	150

指定管理者名：一般財団法人下関市公営施設管理公社（公募、R8.3.31まで）

3) 施設の現況(平成29年度～令和3年度実績)

実績	利用者数(人)	使用料収入(円)
29年度	57,868	5,157,270
30年度	48,993	4,115,070
元年度	58,634	5,047,980
2年度	33,429	4,072,440
3年度	39,495	4,370,590

農 業 振 興 課

1. 農業振興課の概要

(1) 農政係

1) 農業振興地域の整備に関すること

市の農業振興地域整備計画に基づき、農用地区域の保全等に関する業務を行う。

2) 農業委員会との連絡調整及び当該委員会に係る事項のうち市長の権限に属する事務に関すること

農業委員会との連絡調整、農業委員の選任に関する業務を行う。

(2) 産地振興係

1) 水田の有効利用及び農産物の生産振興に関すること

主食用米の需要動向等に関する情報の提供や主食用米に代わる推進作物等の生産拡大に関する業務を行う。

野菜、果樹、花き等の園芸作物の安定生産と品質確保に必要な生産基盤の整備等への支援業務を行う。

2) 畜産振興及び家畜伝染病予防に関すること

畜産経営の安定に必要な機械・施設等の整備や飼養技術・生産意欲の向上を図るための各種支援業務を行う。

家畜伝染病の予防に関する業務を行う。

(3) 担い手支援係

1) 農業の担い手及び女性農業者の育成に関すること

集落営農法人や認定農業者等の担い手、新規就農者、女性農業者等の育成に関する業務及び6次産業化支援に関する業務を行う。

担い手への農地の集積に対する支援及び地域における農地の有効活用を図るための「人・農地プラン」の作成支援等の業務を行う。

2) 農業生産に係る施設等の整備に関すること

米、麦、大豆、野菜等の生産拡大等を行う担い手に対し、必要な施設・機械整備等への支援業務を行う。

(4) 有害鳥獣対策室

1) 有害鳥獣被害防止業務

農林作物の被害を防止するため、有害鳥獣侵入防止柵等の設置支援業務を行う。

2) 有害鳥獣捕獲業務

下関市鳥獣被害防止計画に基づき、鳥獣被害対策実施隊による個体数調整を行う。

3) 鳥獣保護法関連業務

有害鳥獣等の捕獲許可（交付・変更・返納等）及び従事者証発行に関する業務を行う。

4) ジビエ有効活用推進業務

下関市北部中山間地域ジビエ有効活用拠点施設

（みのりの丘ジビエセンター）を管理運営し、ジビエの有効活用を図る。

2. 所管する主な計画・プラン

(1) 下関農業振興地域整備計画

下関市における圃場整備農地など優良な農業地域の保全と当該農業地域での農業に関する公共投資その他農業振興に関する施策を計画的に推進するための計画。

・令和3年度末

農業振興地域 (ha)	農用地区域 (ha)
54,402.0	7,007.5

(2) 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

下関市における育成すべき農業経営体の目標営農類型を示すとともに必要な農用地の利用集積、経営管理の合理化等を促進するための基本的な構想。

(3) 下関市鳥獣被害防止計画

下関市内における有害鳥獣による農林作物への被害を防止するため、鳥獣被害対策実施隊による有害鳥獣捕獲や地域ぐるみでの侵入防止柵の設置等の被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するために策定する。

3. 所管する主な業務

(1) 農業経営基盤強化促進対策業務

新規就農者や認定農業者の確保、集落営農法人の育成及び担い手への農地集積の促進に向けた支援を行う。

また、市内のそれぞれの集落・地域において、徹底的な話し合いにより集落地域が抱える人と農地の問題を解決するための未来の設計図である「人・農地プラン」の作成・支援を行う。

担い手経営体及び人・農地プラン (令和4年3月末)

(単位：人、経営体、プラン数)

新規就農者 (就農後5年以内)	認定農業者	集落営農法人	人・農地プラン
6	248	35	55

(2) 農山村等振興対策事業**1) 環境保全型農業直接支払事業**

化学肥料、化学合成農薬の使用量の低減などによる環境にやさしい営農活動への取組みを支援する。

・令和3年度実績

申請団体数	取組面積 (ha)
10	89.0

(3) 米政策推進事業

農業者に対し、需要動向等に関する情報の提供を行うとともに、経営所得安定対策への加入促進や現地確認等、戦略作物である麦・大豆等の作付拡大などによる水田の高度利用等に向けた取組みを行う。

作物生産状況

作物名	作付面積 (ha)	単収 (t/10a)	生産量 (t)
水稻 (R3)	3,280	512	16,800
麦 (R3)	409	288	1,179
大豆 (R3)	101	55	56

(令和3年度作況調査)

(4) 有害鳥獣捕獲業務

有害鳥獣による農林業被害の減少を図るため、防護柵の設置に対する補助や、有害鳥獣の捕獲、モンキードッグを活用した追い払い活動の支援等を行っている。

また、捕獲したイノシシやシカを、ジビエセンターで食肉加工を行い、地域資源として有効活用を図っている。

イノシシ・シカの捕獲頭数の推移

(単位：頭)

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
イノシシ	725	896	940	1,509	1,361
シカ	1,467	1,408	1,578	1,822	2,274
ジビエセンター処理実績	719	708	670	669	1,273

(5) その他の主な業務

1) 生産・流通基盤整備事業

高品質化、ブランド化等に取り組む産地に対して、生産体制の整備等を支援し、安全で高品質な園芸作物の生産拡大による競争力の高い園芸産地を育成する。

2) 畜産振興一般業務

和牛のブランド化を目指し、優良な子牛（繁殖、肥育）の導入や飼養施設の整備等を支援する。また、家畜の疾病予防や防疫対策に取り組む。

飼養頭羽数

項目	肉用牛	乳用牛	採卵鶏
飼養戸数（戸）	79	20	6
飼養頭羽数（頭、羽）	2,520	1,059	513,520

令和4年山口県畜産調査票（令和4年2月1日現在）

4. 所管する施設

(1) 下関市北部中山間地域ジビエ有効活用拠点施設（みのりの丘ジビエセンター）

1) 沿革

下関市内におけるイノシシ及びニホンジカによる農林作物等の被害軽減対策に取り組む際の負担軽減及び意欲向上を図り、市内で捕獲した有害獣の肉をジビエと称して食用肉に処理し地域資源として活用する。

2) 施設の概要

所在地	下関市豊田町大字八道1092番地2		
設置年月日	平成25年4月1日		
構造	木造平屋建		
建築面積	79.50㎡（プレハブ冷蔵庫を除く）		
延床面積	65.42㎡（プレハブ冷蔵庫を除く）		
総事業費	56,148千円		
名称	規模	数量	備考
荷受室	4.88㎡	1室	
前処理室	14.91㎡	1室	
処理室	14.91㎡	1室	
包装室	24.00㎡	1室	
更衣室	4.97㎡	1室	
トイレ	1.75㎡	1室	
プレハブ冷蔵庫(屋外)	12.15㎡	1基	令和3年2月設置

浄化槽設備	排水処理槽 (3.0 m ³ /日) 担体流動・ろ過方式 合併処理浄化槽 (1.0 m ³ /日) 接触ろ過方式
指定管理者	静食品株式会社 (公募、R8.3.31 まで)
業務内容	①使用の受付・使用許可及び使用料の徴収に関する業務 ②利用促進に関する業務 ③事業報告書等の作成に関する業務 ④施設の保守点検・清掃に関する業務 ⑤塵芥処理に関する業務 ⑥水質検査に関する業務
公共施設の適正配置に関する方向性	2015 年度から 2034 年度の期間内は、存続する方向で検討。

3) 施設の現況

利用状況

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
処理頭数 (頭)	719	708	670	669	1,273

水 産 振 興 課

1. 水産振興課の概要

(1) 総務係

1) 水産業関係事業の管理調整業務

水産業の振興に係る企画調整、水産業の金融、水産業団体及び栽培漁業センターとの調整を行う。

(2) 振興係

1) 水産業振興に関する業務

水産物の加工、流通や漁場の造成等、水産業の振興に関する業務を行う。

(3) くじら産業推進室

1) 「くじらの街下関」の推進に関する業務

鯨食の普及促進、鯨肉の消費拡大及び捕鯨船団の母港化に関する業務を行う。

(4) 下関市栽培漁業センター

1) 栽培漁業に関する業務

水産有用種の種苗を中間育成して供給するとともに、並行して試験（中間育成・種苗生産）を行う。

2) 施設の維持管理業務

下関市栽培漁業センター施設の維持管理を行う。

2. 所管する主な業務

(1) 栽培漁業センター運營業務

水産資源の増大を図るため、アワビ・クルマエビ・ガザミ・キジハタ・アカウニ種苗の中間育成（アカウニは種苗生産を含む）事業を実施し、放流するための種苗を漁業者等へ提供するとともに、漁業者等が行う中間育成及び種苗放流の指導、並びに放流効果調査や漁場調査等を行い栽培漁業の推進を図る。

中間育成事業実績（令和3年度）

種 類	中間育成数	売払種苗数	備 考
中間育成事業			
アワビ	220,000 個	150,500 個	アワビの売払種苗は令和2,3年度の中間育成種苗
クルマエビ	200,000 尾	110,000 尾	
ガザミ	470,000 尾	212,000 尾	
キジハタ	21,600 尾	18,000 尾	
アカウニ	50,000 個	12,000 個	
種苗生産事業			
アカウニ	19,000 個	6,750 個	アカウニの売払種苗は令和2,3年度の生産種苗

(2) ニューフィッシャー確保育成推進事業

新規漁業就業者の定着を図るため、漁業技術等の習得や就業直後の経営の立ち上がりを支援する。また、新規漁業就業者が経営開始時に必要である漁船、漁具等の生産基盤設備の導入に対して支援する。さらに、漁業会社等が、新たに雇用した漁船乗組員の技術力向上を図るために実施する実践的な研修に要する経費を支援する。

支援実績（令和3年度）

経営自立化支援7名

生活・生産基盤整備1名

(3) くじらの街下関推進事業（くじら文化発信事業）

くじら給食の提供による鯨食の普及促進をはじめ、下関市鯨肉消費拡大推進協議会等と連携した鯨肉の消費拡大の取組や、捕鯨母船の係留や乗組員等の移住に対する支援を通じて受入態勢の強化を図り、捕鯨船団の母港化を目指す。

令和3年度実績

- ・令和4年2月、本市の造船会社で新たな捕鯨母船の建造が決定
- ・くじら給食10万食の提供
- ・市内の飲食店100店舗以上で鯨料理を提供

(4) その他の主な業務

1) 種苗放流事業

漁業生産の安定化、水産資源の維持増大のため、漁協及び漁業関係団体が行う種苗放流事業に対して事業費の一部を助成する。

事業実績（令和3年度）

事業名	種類	直接放流数	中間育成数
種苗放流事業（海面）	クルマエビ	110,000 尾	—
	ガザミ	110,000 尾	—
	アワビ	43,600 個	—
	ヒラメ	67,500 尾	—
	キジハタ	14,000 尾	—
	オニオコゼ	35,000 尾	—
	カサゴ	23,750 尾	—
	アカアマダイ	1,000 尾	—
	アカウニ	10,750 個	—
	バフンウニ	10,000 個	—
	ナマコ	14,000 個	—
	アサリ	19,000 個	—
種苗放流事業（内水面）			
吉田川漁業協同組合	モクズガニ	20,000 尾	—
	ヤマメ	2,600 尾	—
	アユ	200 kg	—
	ウナギ	10 kg	—
粟野川漁業協同組合	アユ	150 kg	—
	モクズガニ	10,000 尾	—
	ウナギ	10 kg	—

2) 下関漁港振興対策事業

特定第三種漁港としての機能強化と水揚げ増進を目的として、下関漁港施設の整備拡充を図り、山口県が施行する整備事業等の事業費の一部を負担する。

3) 水産基盤整備事業

沿岸漁業者の経営安定を図るため、山口県が行う下関市外海地区でのキジハタ等の栽培漁業対象種の資源増大を目的とした漁場増殖場造成事業の事業費の一部を負担する。

事業期間 平成29年度～令和6年度

4) 水産物ブランド化推進事業

下関ふくブランドの強化を図るため、ふくに関するセミナーの開催やPR用のリーフレットの制作を行う。また、日本一の水揚げを誇る「下関漁港あんこう」を始めとする沖合底びき網漁業の漁獲物をPRすることにより、販路拡大や魚価向上を図る取組に対する費用の一部を負担する。

さらに下関市の水産物5大ブランドを中心に、「新しい生活様式」に対応したデジタル動画やデジタルパンフレットを整備し、水産関係団体や加工販売事業者等と連携した効果的なPRを実施する。（令和3～5年度）

事業実績（令和3年度）

- ・沖合底びき網漁業ブランド化推進 学生料理グランプリの開催など
- ・「ふく」「特牛イカ」の動画制作、「特牛イカ」のデジタルパンフレットの制作
- ・「下関ふく」フォトコンテスト（2回開催）、「特牛イカ」の消費喚起イベント開催

5) 水産多面的機能発揮対策事業

漁業者が中心となつて行う水産業及び漁村の多面的機能の効果的・効率的な発揮に資する地域の取組を支援する。

事業期間 令和3年度～令和7年度（第3期）

6) 離島漁業対策事業

離島地域の漁業者が自ら漁業集落協定を締結し、離島漁業の振興と離島地域の活性化を目指し実施した漁業振興のための取組や集落の創意工夫を生かした取組に対し支援する。

事業期間 令和2年度～令和6年度（第4期）

7) 魚さい処理安定化促進事業

水産物の加工・流通過程において発生する魚さいの安定的な処理体制の維持及び魚粉等への再資源化による循環型社会の推進のため、平成25年度に実施した施設整備に係る借入金の利子相当額を助成するとともに、魚さい発生者が負担する収集運搬経費の一部を助成し、本市水産加工業の発展及び魚市場等での流通の拡大を促進する。

8) 外国人漁業研修生受入事業

漁業技術の習得を目的として来日したインドネシア共和国からの外国人漁業研修生を支援し、国際協力と両国間の友好親善の推進を図る。

3. 所管する施設

(1) 下関市栽培漁業センター

1) 沿革

昭和28年	本市の沿岸漁業の振興を図るため、大字宇部に水産指導所を整備 内海側のノリ養殖事業の指導を実施
昭和39年	大字吉見に水産指導所分所を設置 ワカメ種苗の培養を行い、市内各漁協に配布
昭和52年	大字宇部の水産指導所を廃止し、吉見に統合
昭和53年	アワビ種苗の中間育成施設を整備
平成6年	ワカメ種苗の生産を終了
平成15年	施設の老朽化や需要拡大に対応するため、水産指導所を廃止し、新たに栽培漁業の拠点として、大字吉母に下関市栽培漁業センターを整備
平成26年	アワビ種苗に対する需要の増加やキジハタ、アカウニ種苗への対応が必要となったことから、既存施設の敷地内に追加の育成施設等を整備

2) 施設の概要

所在地	下関市大字吉母字黒嶋1491番地
設置	平成15年5月
面積	敷地面積 10,109.46 m ² 建築面積 (ア)管理棟 208.38 m ² (イ)アワビ棟 924.00 m ² (ウ)クルマエビ・ガザミ施設 1,340.87 m ² (エ)第2育成棟 539.40 m ² (オ)着水槽 34.00 m ² (カ)沈殿槽 25.50 m ² (キ)機械棟 112.00 m ² (ク)海水ろ過機 35.07 m ²
建築事業費	888,147,000 円
業務内容	(ア)アワビ、クルマエビおよびガザミ棟の中間育成事業 (イ)水産有用種の種苗生産試験事業および中間育成事業 (ウ)増養殖に関する技術指導 (エ)漁場調査および追跡調査棟
公共施設の適正配置に関する方向性	2015年度から2034年度の期間内は、存続する方向で検討

3) 施設の現況 (令和4年3月31日現在)

生産能力

種類	大きさ(mm)	生産能力
アワビ	30	20 万個
クルマエビ	30	100 万尾
ガザミ	11	20 万尾
アカウニ	20	4 万個
キジハタ	50	3 万尾

4) 将来計画

漁業者の種苗に対する需要や漁場環境の変化などを踏まえ、柔軟に対応し、効率的かつ効果的な資源の増大を図る。

農 林 水 産 整 備 課

1. 農林水産整備課の概要

(1) 管理係

1) 深坂自然の森、森の家下関管理業務

深坂自然の森、森の家下関の指定管理等に関する各種事務手続きを行う。

2) 王喜農村センターの管理業務

王喜農村センターの指定管理等に関する各種事務手続きを行う。

3) 公有財産管理業務

ほ場整備区域内等における公有財産の取得・管理・処分等に関する現地立会、事務手続きを行う。

漁港区域又は海岸保全区域内における公有財産の占有、使用及び公有水面の埋立て等に関する許可等の事務手続きを行う。

(2) 耕地係

1) 土地改良法に基づく土地改良事業

土地改良事業として、農地・農業用施設の保全・管理及び災害復旧、ほ場をはじめ、ため池・農業用水路等の農業生産基盤の整備を行う。

2) 農山村等振興事業に関すること

中山間地域等の農業生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するための支援及び農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農活動に対しての支援業務を行う。

(3) 森林係

1) 森林法に基づく市有林造林事業

下関市有林野森林経営計画に基づき、計画的造林保育事業を行う。

2) 林業用施設の災害復旧事業

異常気象（台風等）により被災した林業用施設の災害復旧事業及び小規模治山事業を行う。

(4) 漁港係

1) 漁港施設等管理に関する業務

漁港施設、海岸保全施設その他関連施設の整備及び維持管理を行う。

2. 所管する主な計画

(1) 下関市森林整備計画

下関市内における森林の伐採、造林、保育その他森林の整備等に関する事項を定め、森林の有する多面的な機能を総合的かつ高度に発揮させ、各機能の充実と調整を図り、適正な森林施業を実施することにより、健全な森林資源の維持増進を図る。

3. 所管する主な業務

(1) 農業競争力強化基盤整備事業

農地集積に伴う大区画化、水田汎用化対策及び農業用排水施設を整備し、営農効率の向上や大規模な営農体系を構築するとともに担い手への農地集積を促進し、農業競争力の強化を図る。

番号	管内	地区名	受益面積 (ha)	主要工事概要	予定工期
1	本庁	王喜東	54	区画整理 54ha、暗渠排水 54ha、防止柵	H29～R8
2	本庁	王喜白崎	25	区画整理 25ha、暗渠排水 25ha	R1～R8
3	本庁	王喜宇津井	21	区画整理 21ha、暗渠排水 21ha	R3～R9
4	本庁	内日東	93	区画整理 37ha、暗渠排水 56ha、パイプライン、防止柵	H29～R9
5	本庁	内日北第1	38	区画整理 19ha、暗渠排水 19ha	R4～R10
6	本庁	新田	33	区画整理 33ha、暗渠排水 33ha、パイプライン	H30～R9
7	本庁	諏訪	21	区画整理 21ha、暗渠排水 21ha、防止柵	H30～R8
8	本庁	肥田	27	区画整理 27ha、暗渠排水 27ha、防止柵	R2～R9
9	菊川	七見	46	暗渠排水 46ha、パイプライン、農道舗装、防止柵	H27～R7
10	菊川	下保木	45	暗渠排水 45ha、パイプライン、防止柵	H29～R6
11	豊田	槇泉	30	暗渠排水 30ha、パイプライン、農道舗装、防止柵	H28～R5
12	豊田	高熊	14	暗渠排水 14ha、農道舗装、防止柵	H28～R1
13	豊北	後地・荒田	13	区画整理 7ha、暗渠排水 13ha、防止柵	H28～R7
14	豊北	小野朝生	47	暗渠排水 47ha、パイプライン、防止柵	H29～R6

(2) 多面的機能支援事業

農業・農村は、国土保全、水源かん養、景観形成の多面的機能を有しており、農業の多面的機能の維持・発揮のために地域の各活動組織が取り組む「農地維持活動」、「資源向上活動」等の共同活動に対し支援する。

活動組織数及び対象農用地面積推移

項目	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
活動組織数(団体)	29	28	24	24	25
農地維持活動面積 (ha)	4,394	4,533	4,276	4,325	4,345
資源向上活動面積 (ha)	4,387	4,525	4,276	4,325	4,345

(3) 中山間地域等直接支払推進事業

中山間地域等における耕作放棄地の発生を防止し、農地の多面的機能を確保するために集落協定に定めた集落ぐるみで行う様々な活動を支援し、農用地の保全に努める。

活動協定数及び対象農地面積推移

項目	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
協定数	113	114	114	100	101
交付対象農地面積 (ha)	2,112	2,124	2,123	1,892	1,994

(4) 市有林造林事業

森林経営計画に基づき 5,265ha の市有林の計画的造林保育事業を実施し、森林資源の保全を推進することにより、水源かん養・山地災害防止・生活環境保全・木材生産機能の向上を図る。

市有林造林事業 (実績)

項目	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
保育事業[除伐、間伐、枝打ち等] (ha)	124.04	105.65	116.91	127.17	110.12
作業路開設 (m)	6,804	3,346	5,880	3,196	5,526

(5) 漁港・海岸関係事業**1) 機能保全事業**

施設の長寿命化・コスト縮減を図るため、機能保全計画を策定し、工事を実施する。

事業期間	事業概要	地区名	場 所
平成 21 年度 ～ 令和 9 年度	機能保全計画策定、 機能保全工事	下関市	安岡漁港、吉見漁港、吉母漁港、 王喜漁港
		豊浦	室津下漁港、涌田漁港、川棚漁港、 小串漁港、宇賀漁港
		豊北	肥中漁港、角島漁港、矢玉漁港、 和久漁港、島戸漁港、阿川漁港
		下関離島	蓋井島漁港、六連島漁港

2) 機能強化事業

漁港における高潮・波浪対策として、防波堤や岸壁等の嵩上げ改良等漁港施設の機能強化にかかる整備を実施する。

事業期間	事業概要	地区名	場 所
令和 2 年度 ～ 令和 8 年度	B 防波堤延伸 60m、 北防波堤改良 64m、 物揚場(嵩上げ)199m	豊浦	川棚漁港

3) 海岸保全施設整備事業

沖合離岸堤の整備及び波返し工の施工を行い背後地の防護を図る。

事業期間	事業概要	地区名	場 所
平成 25 年度 ～ 令和 9 年度	離岸堤 140m、 護岸 (改良) 921m	豊浦	宇賀漁港海岸
令和 2 年度 ～ 令和 5 年度	護岸整備 127m	本庁	安岡漁港海岸

(6) その他の主な業務

これらの他に、県営ため池等整備事業、県営水利施設整備事業、農業生産基盤整備事業などの農業関係業務や市有林管理業務、林道・作業道事業、市行造林事業、治山事業、林業団体等の育成業務、生活環境保全林等の管理などの林業関係業務、漁港施設や海岸保全施設の管理、整備などの漁業関係業務を行っている。

4. その他

民有林振興業務において、森林経営管理法の施行（平成31年4月1日）に伴い、林業の持続的発展及び森林の有する多面的機能の発揮に資することを目的として、経営や管理が適切に行われていない森林を対象に森林所有者の意向を確認し、適切な経営や管理が図られるよう市が仲介役となり森林所有者と意欲と能力のある林業経営者をつなぐ、新たな森林管理システムを構築するとともに、林業経営に適さない森林について、市が森林所有者から受託し森林整備を実施することにより、森林の適切な管理を図る。

5. 所管する施設

(1) 下関市王喜農村センター

1) 沿革

航空自衛隊小月基地建設に当たり地域への補償の一環として設置された地域農業者の研修及び集会の用に供する施設。

2) 施設の概要

所在地	下関市王喜本町一丁目12番8号
設置年月日	昭和59年4月1日
総事業費	41,567千円
構造	鉄骨平屋建て
敷地面積	1,416.06㎡
建築面積	193.56㎡
延床面積	179.69㎡
施設内容	大研修室、小研修室、会議室、調理実習室、ホール、事務室、トイレ
指定管理者	下関土地改良区（非公募、R8.3.31まで）
業務内容	①施設の使用許可等に関すること ②業務報告書の作成 ③施設・設備の維持管理に関すること
公共施設の 適正配置に 関する方向性	公益的な利用がされていることから、中期(2023～2028年度)に利用団体等に譲渡する方向で検討する。

3) 施設の現況

利用状況

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
利用回数(回)	185	161	142	78	94
延べ利用人数(人)	1,919	1,467	1,280	679	842

(2) 下関市深坂自然の森

1) 沿革

森の持つ自然環境に親しみ、市民の情操と健康の増進に資する。

2) 施設の概要 [主要施設]

所在地	下関市大字蒲生野字深坂		
設置年月日	昭和55年4月1日		
区域面積	250ha (深坂市有林 324haのうち、ため池上部)		
名称	規模	数量	設置年度
キャンプ場	23,000 m ²	1ヶ所(80区画)	昭62~63年度
林間広場	3,400 m ²	5ヶ所	昭53年度
芝生広場	6,178 m ²	1ヶ所	昭62~63年度
親水広場	1,200 m ²	1ヶ所	平2年度
木とのふれあい広場	吊橋L=17m 木製遊具	1ヶ所	平2年度
展望台	2,410 m ²	1ヶ所	昭61~63年度
休憩施設(四阿)	—	2棟	昭46・54年度
駐車場	5,472 m ²	6ヶ所	昭52・62年度、平元・26年度
便所	128 m ²	8ヶ所	昭53~平元年度
林道深坂線	W=4~6m	L=1,602m	昭49年度
林道深坂支線	W=3m	L=610m	昭59年度
林間歩道・自然探索路	—	L=9,802m	昭51~平3年度
旧管理棟	97.66 m ²	1ヶ所	昭54、平18年度
指定管理者	みさかの森自然学校共同事業体(公募、R8.3.31まで)		

業務内容	①使用の受付・使用許可及び使用料の徴収に関する業務 ②利用促進に関する業務 ③事業報告書等の作成に関する業務 ④施設の保守点検・清掃に関する業務 ⑤林道・林間歩道・広場・駐車場・遊具の管理に関する業務 ⑥塵芥処理に関する業務 ⑦水質検査に関する業務 ⑧保安警備に関する業務
公共施設の適正配置に関する方向性	「減築済」であるが、2015年度から2034年度の期間内は継続する方向で検討する。

3) 施設の現況

利用状況[キャンプ場]

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
利用人数(人)	23,307	24,158	25,771	13,158	15,917

(3) 森の家下関

1) 沿革

木材及び木造建築物の良さを普及啓発するため木造建築物の普及促進のシンボルとなるモデル木造施設を建設することにより、木造利用の促進、需要の拡大を図るとともに、深坂自然の森を訪れ、自然環境に親しむ児童をはじめ一般市民の情操と文化の向上に寄与する研修イベント等の利用に供する施設。

2) 施設の概要 [主要施設]

所在地	下関市大字蒲生野字深坂(下関市深坂自然の森地内)
設置年月日	平成元年4月1日
構造	木造彩色石綿セメント板葺 一部2階建
敷地面積	2,892.25㎡
建築面積	1,115.56㎡
延床面積	994.97㎡(1階:703.66㎡ 2階:291.31㎡)
総事業費	189,800千円

名 称	規 模	数 量	備 考
研 修 室	181.44 m ²	2 室	宿泊室を兼ねる
指 導 員 室	19.44 m ²	2 室	宿泊室を兼ねる
会 議 室	25.92 m ²	1 室	
和 室	12.96 m ²	1 室	
木 工 室	49.30 m ²	1 室	
調理実習室	51.84 m ²	1 室	
多目的ホール	414.72 m ²	1 ホール	
事 務 室	12.96 m ²	1 室	
医 務 室	12.96 m ²	1 室	
便 所	—	3 ヶ所	男性用・女性用・身障者用
浴 室	—	2 ヶ所	男性用・女性用
屋外テラス	—	—	
機 械 室	26.01 m ²	1 室	
指定管理者	みさかの森自然学校共同事業体（公募、R8.3.31 まで）		
業務内容	①使用の受付・使用許可及び使用料の徴収に関する業務 ②利用促進に関する業務 ③事業報告書等の作成に関する業務 ④施設の保守点検・清掃に関する業務 ⑤塵芥処理に関する業務 ⑥水質検査に関する業務 ⑦保安警備に関する業務		
公共施設の適正配置に関する方向性	「減築済」であるが、2015 年度から 2034 年度の期間内は継続する方向で検討する。		

3) 施設の現況

利用状況[見学・休憩利用は含まない]

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
利用人数(人)	35,214	34,281	35,049	11,512	16,131

(4) 漁港

1) 本庁管内

名称	種別	設置場所	漁港指定	施設概要		(R3年度末現在)	
				施設	数量	施設	数量
安岡漁港	2	安岡本町一丁目 安岡本町三丁目	S26.10.17	防波堤	331m	用地	25,962 m ²
				防砂堤	212m	道路	1,430m
				護岸	2,678m	航路	850,000 m ²
				物揚場	441m	駐車場	235 m ²
				船揚場	165m		
				泊地	50,407 m ²		
吉見漁港	2	吉見本町一丁目	S28.7.29	防波堤	313m	道路	507m
				防砂堤	83m	用地	11,493 m ²
				護岸	2,210m	航路	87,150 m ²
				物揚場	255m	栈橋	21m
				船揚場	214m		
				泊地	20,500 m ²		
吉母漁港	1	大字吉母	S27.11.10	防波堤	597m	用地	38,993 m ²
				防砂堤	0m	道路	990m
				護岸	1,112m	岸壁	103m
				物揚場	418m		
				船揚場	118m		
				泊地	45,000 m ²		
蓋井島漁港	1	大字蓋井島	S27.11.10	防波堤	599m	船揚場	107m
				護岸	352m	泊地	17,600 m ²
				岸壁	120m	用地	10,780 m ²
				物揚場	230m		
				道路	1,339m		
六連島漁港	1	大字六連島	S35.12.17	防波堤	376m	船揚場	68m
				護岸	263m	泊地	11,200 m ²
				岸壁	227m	用地	8,689 m ²
				物揚場	27m	道路	641m
				栈橋	14m		
王喜漁港	1	大字松屋 字下工領	S43.3.30	防波堤	383m	道路	705m
				護岸	358m	用地	8,312 m ²
				物揚場	418m		
				泊地	23,000 m ²		

※蓋井島漁港及び六連島漁港を除き、各漁港とも指定管理者による管理。(令和4年4月1日現在)

指定管理者はいずれも山口県漁業協同組合。(非公募)

指定管理終了年月日 吉母漁港 : 令和7年3月31日

安岡、吉見漁港 : 令和8年3月31日

王喜漁港 : 令和6年3月31日

2) 豊浦総合支所管内

名称	種別	設置場所	漁港指定	施設概要		(R3年度末現在)	
				施設	数量	施設	数量
小串 漁港	2	豊浦町大字小串	S27.11.24	防波堤	592m	泊地	54,800 m ²
				防砂堤	160m	道路	2,415m
				護岸	1,638m	用地	41,812 m ²
				突堤	10m		
				離岸堤	454m		
				潜堤	330m		
				物揚場	573m		
船揚場	82m						
宇賀 漁港	1	豊浦町大字宇賀	S27.11.10	防波堤	474m	泊地	16,684 m ²
				防砂堤	49m	道路	820m
				離岸堤	490m	用地	9,047 m ²
				護岸	1,483m		
				物揚場	251m		
				船揚場	10m		
川棚 漁港	1	豊浦町大字川棚	S26.10.17	防波堤	235m	泊地	21,837 m ²
				防砂堤	60m	道路	905m
				護岸	775m	用地	11,238 m ²
				突堤	100m		
				物揚場	356m		
				船揚場	80m		
涌田 漁港	1	豊浦町大字涌田	S27.11.10	防波堤	594m	物揚場	278m
				護岸	852m	船揚場	65m
				突堤	124m	泊地	23,898 m ²
				離岸堤	350m	道路	1,451m
				消波堤	190m	用地	11,520 m ²
室津下 漁港	1	豊浦町大字室津下	S27.11.10	防波堤	603m	船揚場	71m
				防砂堤	169m	栈橋	147m
				離岸堤	480m	岸壁	65m
				副離岸堤	56m	泊地	66,373 m ²
				護岸	1,506m	道路	843m
				物揚場	335m	用地	24,982 m ²

※各漁港とも指定管理者による管理。(令和4年4月1日現在)

指定管理者は、涌田漁港のみ黒井漁業協同組合、他の漁港は山口県漁業協同組合。(いずれも非公募)
指定管理終了年月日は、いずれも令和8年3月31日。

3) 豊北総合支所管内

名称	種別	設置場所	漁港指定	施設概要		(R3年度末現在)					
				施設	数量	施設	数量				
二見漁港	1	豊北町大字北宇賀	S27.11.10	防波堤	335m	泊地	10,400 m ²				
				導流堤	92m	用地	2,655 m ²				
				護岸	1,099m	橋梁	18m				
				物揚場	135m	道路	215m				
				船揚場	45m	航路	1,700 m ²				
矢玉漁港	2	豊北町大字矢玉	S26.10.17	防波堤	538m	道路	703m				
				突堤	40m	用地	9,542 m ²				
				護岸	1,083m	航路	5,100 m ²				
				物揚場	572m	泊地	32,100 m ²				
				船揚場	93m	駐車場	588 m ²				
				岸壁	113m						
和久漁港	2	豊北町大字神田上	S27.11.10	防波堤	601m	船揚場	146m				
				突堤	50m	泊地	51,900 m ²				
				護岸	990m	用地	12,436 m ²				
				物揚場	520m	道路	667m				
肥中漁港	1	豊北町大字神田	S27.11.10	防波堤	162m	道路	410m				
				護岸	594m	泊地	24,000 m ²				
				物揚場	374m	航路	13,600 m ²				
				船揚場	66m	用地	2,041 m ²				
島戸漁港	2	豊北町大字神田	S37.3.30	防波堤	242m	泊地	22,437 m ²				
				護岸	1,377m	航路	4,585 m ²				
				防砂堤	154m	用地	3,714 m ²				
				物揚場	553m	道路	553m				
				船揚場	84m	駐車場	297 m ²				
離岸堤				離岸堤	100m						
				角島漁港	1	豊北町大字角島	S27.11.10	防波堤	612m	航路	6,600 m ²
				護岸				1,542m	泊池	18,675 m ²	
				物揚場				150m	道路	45m	
				船揚場				171m	用地	5,417 m ²	
阿川漁港	2	豊北町大字阿川	S28.12.23	防波堤	205m	船揚場	96m				
				護岸	703m	泊地	9,300 m ²				
				突堤	37m	航路	2,850 m ²				
				物揚場	253m	道路	580m				

※角島漁港を除き、各漁港とも指定管理者による管理。(令和4年4月1日現在)
指定管理者は、いずれも山口県漁業協同組合。(非公募)
指定管理終了年月日は、いずれも令和8年3月31日。

(5) 蓋井島漁港漁業集落排水処理施設

1) 沿革

蓋井島は漁業で生きる地域であり、生活雑排水による海域の水質悪化は大きな懸念材料であるため、漁業集落環境整備事業の一環として、生活雑排水に併せ、し尿の処理が可能な排水処理施設の整備を行うことにより、周辺海域の水質の保全だけでなく健康的で衛生的な生活の確保を図ることを目的としている。

【事業経過】

平成8年度 事業計画策定 平成9～11年度 排水管路整備
 平成10年度 用地埋め立て工事 平成11年度 排水処理施設実施設計
 平成12年度 排水処理施設工事、建物主体工事、機械設備工事、電気設備工事
 平成14年4月1日 排水処理施設供用開始

2) 施設の概要

名称	蓋井島漁港漁業集落排水処理施設	
所在地	山口県下関市大字蓋井島字筏石 355 番 1	
処理面積	4.1ha	
計画処理人口	275 人	
計画処理水量	日最大	91 m ³ /日
	日平均	74 m ³ /日
排水処理施設	排水処理設備 1 式 汚泥乾燥機 1 式	
処理方法	接触ばっ気法	
管路延長	1,161m	
マンホールポンプ	2 箇所	
事業費	453 百万円	
工期	平成 8 年度から平成 13 年度まで	
供用開始	平成 14 年 4 月 1 日	
業務内容	生活雑排水及びし尿の処理	

3) 施設の現況

集落名	蓋井島	集落人口	84 人
事業主体	下関市	管理主体	下関市
処理方法	接触ばっ気法		
供用状況	令和 4 年 3 月末	供用率	100%
放流先	海		

(令和 4 年 3 月 31 日現在)

4) 将来計画

定期的な保守、点検及び施設の維持管理並びに施設の老朽化対策を行う。

5) 公共施設の適正配置に関する方向性

2015 年度から 2034 年度の期間内は、存続する方向で検討。

市 場 流 通 課

1. 市場流通課の概要

卸売市場法の規定に基づき認定された下関市地方卸売市場唐戸市場、下関市地方卸売市場南風泊市場、下関市地方卸売市場特牛市場及び下関市地方卸売市場新下関市場に関する事務等を所掌している。

課に属する出先機関として青果市場室が設置され、新下関市場に関する事務を、また、課内室として南風泊市場整備推進室が設置され、南風泊市場の整備に関する事務を所掌している。

2. 所管する主な業務

- (1) 地方卸売市場唐戸市場に関する事務
- (2) 地方卸売市場南風泊市場に関する事務
- (3) 地方卸売市場特牛市場に関する事務
- (4) 地方卸売市場新下関市場に関する事務
- (5) 地方卸売市場の活性化対策に関する事務
- (6) 南風泊市場の整備・高度衛生化に関する事務

3. その他

(1) 下関漁港南風泊地区高度衛生管理整備事業

水産庁の「下関地区高度衛生管理基本計画」に基づき、山口県が行う陸揚げ岸壁の耐震化工事にあわせ、南風泊分港に高度衛生管理が可能な密閉管理型荷さばき所の整備を国の特定漁港漁場整備事業の補助を活用し実施している。

平成28年3月に「下関漁港南風泊地区高度衛生管理整備基本構想」を策定、平成28年度・29年度に基本・実施設計を行い、平成29年10月より仮設市場建設に着工、平成30年11月より仮設市場の供用を開始、令和元年度に既存の南風泊市場施設を解体した。新市場の建設については、令和4年度から着手し、令和6年度の完成を目指している。

4. 所管する施設

(1) 下関市地方卸売市場唐戸市場

1) 沿革

本市の卸売市場は、昭和8年4月、下関市の中心にあった唐戸に「下関市唐戸魚菜市場」として開設された。その後、卸売市場法の制定に伴い、昭和48年に「下関市地方卸売市場」に名称を変更し、生鮮食料品その他各種食料品を扱う総合市場として地位を保ちながら、市民の台所として親しまれてきた。

しかしながら、敷地の狭隘化と交通事情の悪化により市場機能に支障をきたすようになったため、青果部については、昭和51年6月に勝山地区へ新築移転した。また、水産物部門は、「下関市地方卸売市場唐戸市場」に残し、昭和49年に開設したふく中心の水産物産地市場である「下関市地方卸売市場南風泊市場」とあわせ、それぞれの特徴を活かして市民の食生活を支える拠点としての役割を果たしてきた。その後、古くから市民にも親しまれてきた「唐戸市場」は、施設の老朽化により、平成13年4月に隣接地の埋立地に新築移転し、交流市場としての一面も併せ持つ消費地市場として位置づけられている。

2) 施設の概要

所在地	下関市唐戸町5番50号
設置	平成13年4月25日(開設)
面積	敷地面積 約15,382㎡ 延床面積(市場棟) 14,473.70㎡ (駐車場棟) 9,683.20㎡
構造	(市場棟・駐車場棟)プレキャスト・プレストレスト・コンクリート造
建設事業費	総額 7,700,589千円 市場棟 5,013,840千円 駐車場棟 1,428,757千円 用地取得費 1,257,992千円
業務の内容	生鮮食料品等の公正な取引の場として、適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって市民生活の安定に資すること。
公共施設の適正配置に関する方向性	2015年度から2034年度の期間内は、存続する方向で検討。

3) 施設の利用状況 (令和4年4月1日)

入場業者 卸売業者 1社 仲卸業者 20人 関連事業者 68人 生産者立売人 16人
年度別取扱高一覧表

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
数量 (t)	1,984	1,866	1,787	1,556	1,538
金額 (百万円)	1,795	1,713	1,655	1,204	1,259

(2) 下関市地方卸売市場南風泊市場

1) 沿革

昭和49年に開設し、東海(東シナ海)、黄海を主漁場とするふく延縄漁業の天然ふく並びに九州・西日本各地の養殖ふぐの主要水揚市場として、また、平成6・7年度には、活魚を全国に出荷する活魚集散基地として活魚施設及び荷捌施設を増設し、全国にふぐを供給する産地市場として位置づけられている。

2) 施設の概要

所在地	下関市彦島西山町4丁目11番
設置	昭和49年11月1日(開設/旧市場施設)
面積	敷地面積 約23,276㎡ 延床面積 2,984.20㎡(仮設荷さばき所)
構造	鉄骨造(仮設荷さばき所)
建設事業費	523,245千円(仮設荷さばき所)
業務の内容	生鮮食料品等の公正な取引の場として、適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって市民生活の安定に資すること。
公共施設の適正配置に関する方向性	国策定の「特定漁港漁場整備事業計画(下関地区)」に基づき、高度衛生管理型荷さばき所の整備を行っている。 新卸売市場の供用開始後は、現仮設荷さばき所は解体する予定。

3) 施設の利用状況 (令和4年4月1日)

入場業者 卸売業者 1社 買受人 20人
年度別取扱高一覧表

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
数量 (t)	1,972	1,842	1,797	1,570	1,571
金額 (百万円)	2,797	2,658	2,722	2,133	2,461

(3) 下関市地方卸売市場特牛市場**1) 沿革**

豊北町の水産物を一元集荷・販売する水揚市場（産地市場）として昭和57年に「豊北町水産物地方卸売市場」として開設され、平成21年4月より地元で親しまれた「特牛市場」に名称を変更した。北浦地区の多種多様かつ新鮮な水産物及びブランド化された特牛イカを取り扱う産地市場として位置づけられている。

2) 施設の概要

所在地	下関市豊北町大字神田字網打場地先
設置	昭和57年4月2日（開設）
面積	敷地面積 約2,361㎡ 延床面積 1,375.06㎡
構造	鉄筋コンクリート造 ほか
建設事業費	総額 249,231千円
業務の内容	生鮮食料品等の公正な取引の場として、適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって市民生活の安定に資すること。
公共施設の 適正配置に 関する方向性	2015年度から2034年度の期間内は、存続する方向で検討。

3) 施設の利用状況（令和4年4月1日）

入場業者 卸売業者 1社 売買参加者 53人 関連事業者 5人

年度別取扱高一覧表

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
数量（t）	1,684	972	824	1,424	1,346
金額（百万円）	1,314	894	649	1,165	925

(4) 下関市地方卸売市場新下関市場**1) 沿革**

本市の卸売市場は、昭和8年4月、下関市の中心にあった唐戸に「下関市唐戸魚菜市场」として開設された。その後、卸売市場法の制定に伴い、昭和48年に「下関市地方卸売市場」に名称を変更し、生鮮食料品その他各種食料品を扱う総合市場として地位を保ちながら、市民の台所として親しまれてきた。

しかしながら、敷地の狭隘化と交通混雑により市場機能に支障をきたすようになったため、青果部については、昭和51年6月に勝山地区へ新築移転した。昭和52年7月農林

大臣の認可を受け、全国で49番目の中央卸売市場として開設された。その後平成20年4月に農林水産省第8次卸売市場整備基本方針(平成16年10月)に基づき、地方卸売市場に転換。市場名を下関市地方卸売市場新下関市場として新たに再スタートした。

2) 施設の概要

所在地	下関市一の宮住吉三丁目2番1号
設置	昭和52年7月(開設)
面積	敷地面積 約48,317㎡ 延床面積(卸・仲卸棟) 9,505.70㎡ (低温卸売場) 963.46㎡
構造	(卸・仲卸棟)鉄骨造、(低温卸売場)鉄骨造
建設事業費	総額 2,214,650千円 工事費 1,118,387千円 設計委託料及び附帯事務費 75,241千円 用地取得費 1,021,022千円
業務の内容	生鮮食料品等の公正な取引の場として、適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって市民生活の安定に資すること。
公共施設の適正配置に関する方向性	建物は耐震性が確保されておらず、築47年となって老朽化が進んでいる。また少子高齢化や消費者ニーズや流通形態の変化に伴い、取引数量・取引金額とも減少傾向にある。引き続き市場としての役割を果たしていくため、今後の市場のあり方や適切な規模を精査し、改築する方向で検討。

3) 施設の利用状況(令和4年4月1日)

入場業者 卸売業者 1社 仲卸業者 19人 関連事業者 17人

売買参加者 36人

年度別取扱高一覧表

年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
数量(t)	15,476	12,642	12,698	10,678	9,782
金額(百万円)	3,746	2,848	2,660	2,568	2,367

観光政策課

1. 観光政策課の概要

下関市行政組織規則第12条に基づき、課内には企画振興係と誘致係、国際観光推進室が置かれている。観光振興に係る業務全般を所掌している。

2. 所管する主な計画・プラン等

(1) 下関市観光交流ビジョン2022

「下関市観光交流ビジョン2022」は、平成24年12月に策定した計画で、本市の観光の現状と課題を捉えたうえで、観光振興に対する進むべき方向性や基本戦略等を定めたものである。

本計画では“10年後、2022（平成34）年の観光客数1,000万人、宿泊客数100万人”を数値目標にしており、本市ではこの実現に向け官民一体となって各種観光振興施策に取り組んできたが、計画期間中の2019年に新型コロナウイルス感染症が発生し、観光事業の推進を取り巻く環境が大きく変化したことから、今後の観光動態調査を踏まえた新ビジョンを策定する。

3. 観光政策課所管業務

(1) 観光宣伝業務

1) 観光宣伝業務

ホームページ・SNS等の媒体を活用した積極的かつ効果的な広告宣伝及び情報発信、官民一体となった各種キャンペーン事業の展開や、史跡などの観光資源の活用。観光誘致活動に取り組む各種団体等への補助や、観光案内所の運営支援など、様々な観光振興施策や交流人口拡大施策を展開する。

2) コンベンション誘致促進業務

下関観光コンベンション協会の活動に支援を行い、民間の活力を生かした観光PR、観光・宿泊・飲食など経済効果が期待できる国内外のコンベンション誘致促進のための宣伝活動及び開催者への支援のほか、観光ガイドの養成などホスピタリティの向上を図る。

3) 広域観光振興業務

北九州市、山口県と組織した関門海峡観光推進協議会を通じて、共通財産である関門海峡を中心とした観光振興連携事業に取り組み、誘客及び周遊促進を図る。

山口県西部地域を中心に長門市、美祢市、萩市及び各観光協会と組織した長州路観光連絡会を通じて、相互の観光資源を組み合わせたより効果的な広域観光情報を発信し、観光宣伝などを共同して行う。

(2) 甲冑等保存活用業務

「しものせき海峡まつり」を中心とした各種イベントの開催に役立てるとともに、観光PR、しものせき観光キャンペーンや国際観光に幅広く活用し、本市への観光客誘致を図る。

(3) 国際観光対策業務

韓国、中国、香港、台湾、タイを5大市場と位置付け、訪日観光客誘致に取り組んでいる。コロナによってインバウンド需要が事実上消滅したこの3年間は、インバウンドの本格再開に備え、SNSやオンラインツアーを活用した観光情報発信による需要喚起と新たな種まき、さらにインバウンドガイド育成を通じた質の高いおもてなしの整備に努めてきた。

(4) フィルム・コミッション業務

映画、テレビ、CM等の放映による街の紹介により、都市イメージの向上、観光客の誘致、映画文化の振興等を図るため、映画のロケ隊の誘致を行うとともに撮影の支援を地域と一体となって実施する。

4. その他

本市の施策として、本市を訪れる観光客数、宿泊者数を増やすことによって、より大きな経済波及効果をもたらす、経済(地域)を活性化することを目的としている。(※次表参照)

・ 下関市観光客数(実人数) (単位：千人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実績値	7,055	7,003	7,113	3,820	3,718

・ 下関市宿泊客数 (単位：千人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実績値	810	814	800	589	586

・ 下関市外国人宿泊客数 (単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実績値	19,301	36,086	23,486	4,563	1,233

観光施設課

1. 観光施設課の概要

開発整備係と施設管理係が置かれており、観光施設の開発整備と管理運営に関する事務を所掌している。

2. 所管する主な業務

(1) 火の山地区観光施設再編整備事業

令和2年度に策定した火の山地区観光施設再編整備基本構想に沿って実施する事業。

複数の部局が協力して実施する事業であり、観光施設課では主に既存ロープウェイの代替となる、新たな移動手段の整備について担当する。

(2) 海響館改修事業

あるかぼーと・唐戸地区の主要観光施設である「海響館」は、開館から20年以上が経過しており、老朽化が顕著となっているため、施設の改修により長寿命化を図るとともに、新たな魅力ある展示施設となるよう改修事業について担当する。

(3) 観光施設管理運營業務

観光施設の管理運営を行っている。

(主な観光施設：下関市立しものせき水族館・国民宿舎海峽ビューしものせき・長府庭園・長府毛利邸・火の山ロープウェイ及びパークウェイ・火の山ユースホステル・下関市ふれあい健康ランド・下関フィッシングパーク・巖流島・角島灯台記念館等)

3. 所管する主な施設

(1) 下関市ふれあい健康ランド(愛称：ヘルシーランド下関)

1) 沿革

市民の健康の維持及び増進に寄与するとともに、福祉の向上を図るため、環境部奥山工場の余熱利用施設として設置するもの。平成6年4月、環境衛生課(当時)所管にて開業したが、平成13年4月より機構改革に伴い、観光施設課へ所管替え。平成18年度より指定管理者制度を導入。

2) 施設の概要

所在地	下関市大字井田・大字小野
面積	敷地面積 41,670.51㎡ 建築面積 3,252.34㎡ 建築延面積 4,527.04㎡
指定管理者	(一財)下関市公営施設管理公社(公募、R8.3.31まで)
施設使用料	プール(令和4年7月1日施行) 一般：260円 高校生：210円 小中学生：100円 6歳以下の未就学の者：無料 ※令和4年7月16日から令和4年8月31日まで常温の夏季プール営業浴場 一般：630円 中・高校生：440円 小学生以下：310円
主な設備	屋内施設 プール：50m×4コース、25m×3コース、 幼児用プール 33㎡ 浴場：普通湯、薬湯、露天風呂、サウナ、 ふれあいホール(和室)、健康増進室、研修室、保健室 屋外施設 ゲートボール場、テニスコート 各1面 自然遊歩道、健康広場、駐車場(100台)
公共施設の 適正配置に 関する方向性	中期～後期(2023～2034年度)は、存続する方向で検討。

3) 施設の現況

利用状況

(単位：人)

	区分				計
	プール	浴場	健康増進室	その他	
平成29年度	0	0	1,186	12,767	13,953
平成30年度	7,592	9,885	1,600	14,503	33,580
平成31年度	27,714	26,050	1,465	15,129	70,358
令和2年度	1,437	1,797	761	7,431	11,426
令和3年度	0	0	488	7,596	8,084

平成30年10月4日から平成30年11月22日まで高温水管漏水のため休館。

令和3年1月31日から高温水管漏水のため温浴施設閉鎖。

令和4年度末、浴場再開予定。

(2) 下関市営国民宿舎海峡ビューしものせき

1) 沿革

市民及び観光客の福祉の向上と健康の増進を図ることを目的として、昭和44年5月、下関市営国民宿舎海関荘として開業し、長く親しまれてきたが、平成12年9月、海関荘としての営業を終了し、平成14年4月、下関市営国民宿舎海峡ビューしものせきとして開業。平成18年度より指定管理者制度を導入。

2) 施設の概要

所在地	下関市みもすそ川町3番58号
面積	建築面積 1,587.37㎡ 建築延面積 5,906.43㎡
指定管理者	(株)ユニコン (公募、R8.3.31まで)
施設使用料	宿泊使用料(1人1泊につき) 大人：6,600～7,700円 小学生：4,400～5,500円 幼児：2,200～3,300円 その他増減規定有り 食事料(朝・夕食) 880～11,000円 ※R4.12.1食事料改正 浴場使用料 大人：730円、小中学生：360円、幼児：170円
主な設備	宿泊部屋数(宿泊定数 132人) ふろなし客室(和室) 21室 ふろ付き客室(和室) 3室 ふろ付き客室(洋室) 16室 バリアフリー客室(洋室) 2室 レストラン、売店、ラウンジ(喫茶)、研修室、会議室、 大浴場、露天風呂、サウナ、家族風呂、コインランドリー、 自動販売機コーナー
公共施設の 適正配置に 関する方向性	後期(2029～2034年度)において民間に譲渡する方向で検討する。

3) 施設の現況

利用状況

(単位：人)

	宿泊者(人)			日帰入浴	計
	大人	小学生・幼児	計		
平成29年度	23,670	3,911	27,581	11,224	36,609
平成30年度	23,831	2,958	26,789	11,017	37,091
平成31年度	22,825	2,989	25,814	11,232	40,301
令和2年度	8,059	1,788	9,847	11,056	38,909
令和3年度	12,861	2,498	15,359	10,824	38,405

(3) 下関市火の山ユースホステル

1) 沿革

国籍、年齢を問わず、誰もが安全に楽しく簡素に旅ができるように国際的な宿泊施設ネットワークのひとつとして、旅人同士の交流の場として、また、青少年の健全育成を図るため設置するもの。昭和35年5月、観光課(当時)所管で営業開始し、昭和44年4月より青少年課所管となっていたが、平成13年4月、機構改革に伴い観光施設課へ所管替え。平成15年11月に宿泊室内を除く内装の全面改修を行ったが、施設の老朽化に伴い旧施設を解体し、平成28年3月に新施設で営業開始。平成18年度より指定管理者制度を導入。

2) 施設の概要

所在地	下関市みもすそ川町7番1号
面積	敷地面積 3,621.85㎡ 建築面積 606.63㎡ 建築延面積 999.99㎡
指定管理者	特定非営利活動法人 青少年共育活動協会(公募、R8.3.31まで)
施設使用料	宿泊 大人:3,560~4,580円 小中学生:2,750~3,460円 幼児:1,630~2,130円 その他増減規定有り 食事料(朝食) 450~710円 研修・会議室全面使用料(1時間につき):2,130円
主な設備	宿泊部屋数(定員 62人) 8人部屋5室 4人部屋3室 2人部屋3室 特別宿泊室(バリアフリー4人部屋)1室 計12室 食堂、研修・会議室、浴室、バーベキューサイト、駐輪場
公共施設の 適正配置に 関する方向性	後期(2029~2034年度)において民間譲渡する方向で検討する。

3) 施設の現況

利用状況

	宿泊者(人)			集会室利用 (時間)
	大人	小人・幼児	計	
平成29年度	3,941	2,166	6,107	443
平成30年度	4,052	1,949	6,001	389
平成31年度	3,732	1,860	5,592	507
令和2年度	1,234	405	1,639	416
令和3年度	1,496	694	2,190	549

(4) 長府庭園

1) 沿革

市民の休息、観賞、散歩等、総合的な利用に供すると共に、災害時における避難地とするため地区公園として設置するもの。長府毛利藩の家老格であった西運長^{にしゆきなが}の屋敷跡であったが、平成2年12月、下関市が取得し城下町長府シンボルゾーン整備事業の一環として改修整備し、平成5年5月、公園緑地課所管で開園したが、平成13年4月、機構改革に伴い、観光施設課へ所管替え。平成18年度より指定管理者制度を導入

2) 施設の概要

所在地	下関市長府黒門東町8番11号
面積	敷地面積 33,685.67㎡ 建築面積 536.95㎡ 建築延面積 718.18㎡
指定管理者	(一財)下関市公営施設管理公社(公募、R8.3.31まで)
施設使用料	入園料 一般:210円 小中学生:100円 和室(15畳)2室 1室当り 午前 940円 午後 1,270円 和室(8畳)2室 1室当り 午前 490円 午後 670円 茶室 1室 午前 2,650円 午後 3,510円
主な設備	日本建築:書院、茶室、あずまや、土蔵 庭園:回遊式日本庭園
公共施設の適正配置に関する方向性	中期～後期(2023～2034年度)は、存続する方向で検討。

3) 施設の現況

利用状況

(単位:人)

	区分			計
	大人	小中学生	小学校未満	
平成29年度	64,461	2,104	1,844	68,409
平成30年度	63,343	2,160	1,677	67,180
平成31年度	50,908	1,532	1,299	53,739
令和2年度	25,230	741	787	26,758
令和3年度	28,217	1,128	884	30,229

(5) 長府毛利邸

1) 沿革

市民の余暇の活用及び教養文化活動に供し、もって市民の公共の福祉の増進に資するため設置するもの。明治36年6月、長府毛利家^{もととし}元敏の邸宅として建設されたが、昭和23年5月、下関市が土地建物を購入し、迎賓館や長府福祉館として利用。昭和61年度より、福祉庶務課(当時)から観光課(当時)へ所管替えとなり、平成7年度からまちづくり特別対策事業として改修整備を行い、平成10年4月、開場。平成18年度より指定管理者制度を導入。平成19年4月、茶室共用開始。

2) 施設の概要

所在地	下関市長府惣社町4番10号
面積	敷地面積 10,906.22㎡ 建築面積 621.68㎡ 建築延面積 620.49㎡
指定管理者	(一財)下関市公営施設管理公社(公募、R8.3.31まで)
施設使用料	入場料 一般:210円 小中学生:100円 茶室使用料 午前 2,650円 午後 3,510円 1日 6,160円
主な設備	日本建築:母屋、茶室 庭園:池泉回遊式庭園
公共施設の 適正配置に 関する方向性	中期～後期(2023～2034年度)は、存続する方向で検討。

3) 施設の現況

利用状況

(単位:人)

	区分			計
	大人	小中学生	小学校未満	
平成29年度	63,521	2,914	2,119	68,554
平成30年度	62,148	2,406	2,327	66,881
平成31年度	36,146	1,624	1,158	38,928
令和2年度	14,888	634	539	16,061
令和3年度	14,614	1,183	648	16,445

(6) 下関フィッシングパーク

1) 沿革

快適な海釣りの場を提供することにより、市民の余暇の活用と健康の増進に資するため設置するもの。昭和60年6月、開園。平成18年度より指定管理者制度を導入。

2) 施設の概要

所在地	下関市吉見古宿町10番1号
面積	敷地面積 2,893.87㎡ 建築面積 98.24㎡ 建築延面積 1,768.24㎡(うち1,670㎡は栈橋)
指定管理者	(株) ハウスビルシステム (公募、R8.3.31まで)
施設使用料	基本釣り料 (4時間まで) 一般:830円 小中学生:410円 割増つり料 (1時間当たり) 一般:210円 小中学生:100円 観覧料 一般:210円 小中学生:100円
公共施設の 適正配置に 関する方向性	中期 (2023~2028年度) において廃止する方向で検討する。

3) 施設の現況

利用状況

(単位:人)

	つり			観覧	計
	大人	小中学生	計		
平成29年度	5,339	1,831	7,170	1,645	8,815
平成30年度	6,012	2,138	8,150	1,846	9,996
平成31年度	9,187	3,043	12,230	2,673	14,903
令和2年度	8,882	2,545	11,427	2,076	13,503
令和3年度	8,685	2,722	11,407	2,395	13,802

(7) 火の山ロープウェイ、火の山パークウェイ

1) 沿革

瀬戸内海国立公園の一角に位置する火の山山頂からの優良な眺望を観光資源としてとらえ、火の山山麓と山頂を結ぶ交通機関として設置するもの。昭和33年4月、火の山ロープウェイ営業開始、その後、火の山観光総合開発事業として、昭和47年11月に火の山パークウェイ建設、昭和48年3月に、火の山立体駐車場の建設、展望台の建設、公園整備を行った。その後、火の山立体駐車場については、平成11年10月に全面建替を行い、山頂の公園については、国、県、市(公園緑地課所管)により、平成20年度までに整備が行われた。直営施設であるが管理業務の一部を委託している。火の山ロープウェイは平成15年4月より運休、平成17年10月より季節運行を開始し、平成21年3月より長期運行を開始。なお、火の山ロープウェイは、施設の老朽化が著しいため、更新方法を検討している。

2) 施設の概要 (火の山ロープウェイ)

所在地	下関市みもすそ川町7番14号
面積	敷地面積 1,338.69㎡ 建築面積 809.17㎡ 建築延面積 1,294.80㎡
構造	三線交走式普通索道 支索(メインロープ)直径48mm 斜長438.96m (高低差165m)
委託先	(一財)下関市公営施設管理公社 (R4.10.1現在) 他
業務の内容	乗車料金 大人・学生 片道 310円 往復 520円 小学生・幼児 片道 150円 往復 260円
主な設備	搬器(ゴンドラ)2両 (1号車 まんじゅ号 2号車 かんじゅ号) 定員 31人
公共施設の 適正配置に 関する方向性	中期～後期 (2023～2034年度) において更新方法を検討。

3) 施設の概要 (火の山パークウェイ)

所在地	下関市みもすそ川町 他
面積	建築面積 2,181.47㎡ (立体駐車場) 建築延面積 6,422.06㎡ (立体駐車場) 施設規模 延長 2,400m 幅員 平均7.5m (2車線)
指定管理者	(一財)下関市公営施設管理公社 (R4.10.1現在) 他
業務の内容	通行料金、駐車料金 無料
主な設備	立体駐車場、道路
公共施設の 適正配置に 関する方向性	中期～後期 (2023～2034年度) において更新する方向で検討。

4) 施設の現況

利用状況

(単位：人、台)

	火の山ロープウェイ	火の山パークウェイ
平成29年度	44,121	51,915
平成30年度	41,023	45,106
平成31年度	48,839	45,711
令和2年度	21,681	42,508
令和3年度	28,752	46,726

(8) 下関市立しものせき水族館 (愛称：海響館)

1) 沿革

水生生物の保護及び海洋資源の保全並びに海洋環境への意識の啓発を図り、市民が海洋環境を体験、学習できる場を提供することにより、市民の余暇の活用に寄与するとともに、本市の観光の振興に資するため設置するもの。昭和31年11月、長府外浦で開館し長く親しまれてきたが、施設の老朽化に伴い平成12年4月に閉館。現在の水族館は、平成13年4月、海峡ウォーターフロント開発の中核施設としてあるかぼーとに建設。また、平成22年3月、新展示施設「ペンギン村」が増設。平成18年度より指定管理者制度を導入。

2) 施設の概要

所在地	下関市あるかぼーと6番1号
面積	敷地面積 13,898.53㎡ 建築面積 6,084.95㎡ 建築延面積 14,390.10㎡
指定管理者	(公財)下関海洋科学アカデミー (非公募、R8.3.31まで)
観覧料	大人 個人 2,090円 団体 1,780円 市民 1,040円 小中学生 個人 940円 団体 730円 市民 470円 幼児 個人 410円 団体 310円 市民 210円
主な設備	展示水族 約550種 約25,000点 4階 関門海峡潮流水槽 3階 フグの仲間たち マンボウ水槽 タッチングプール等 2階 アクアシアター フンボルトペンギン特別保護区等 1階 シロナガスクジラ全身骨格標本 小松★ワローホール等 地下1階 亜南極に生きるペンギン等
公共施設の 適正配置に 関する方向性	中期～後期 (2023～2034年度) は、存続する方向で検討。

3) 施設の現況

利用状況

(単位：人)

	有料入館者			無料入館者	計
	個人	団体	計		
平成29年度	483,207	70,079	553,286	54,329	607,615
平成30年度	477,992	78,028	556,020	54,185	610,205
令和元年度	405,148	68,693	473,841	47,973	521,814
令和2年度	200,198	35,922	236,120	31,191	267,311
令和3年度	262,563	43,871	306,434	37,434	343,868

(9) 旧秋田商会ビル

1) 沿革

大正4年4月、秋田商会の住居兼社屋として建設されたが、平成9年10月、下関市が土地建物を購入し改修整備を行い、平成10年11月より、市民及び観光客に下関市及び近郊の観光情報を提供するため、下関観光情報センターを設置し観光情報提供業務開始。平成27年10月27日、下関市有形文化財に指定。平成29年4月28日、日本遺産「関門“ノスタルジック”海峡～時の停車場、近代化の記憶～」の構成文化財に認定。平成30年3月31日、下関観光情報センターを廃止。直営施設。

2) 施設の概要

所在地	下関市南部町23番11号
面積	敷地面積 366.67㎡ 建築延面積 830.00㎡
業務の内容	入館料 無料
主な設備	1階…洋室 2階、3階…和室(旧住居として許可制により公開) 屋上…日本家屋、庭園
公共施設の 適正配置に 関する方向性	中期～後期(2023～2034年度)は、存続する方向で検討。

3) 施設の現況

利用状況 (単位：人)

	入館者数
平成29年度	15,564
平成30年度	8,194
平成31年度	7,848
令和2年度	4,017
令和3年度	4,894

スポーツ振興課

1. スポーツ振興課の概要

課内には振興係、施設係、スポーツイベント係及びスポーツコミッション推進係が置かれており、スポーツ振興に関する事務を所掌している。

2. 所管する主な計画

(1) 下関市スポーツ推進計画

「スポーツ基本法第10条」の規定に基づく地方スポーツ推進計画として位置づけられ、平成26年度から10年間の本市におけるスポーツ推進に関する施策を体系的・継続的に推進するための基本的事項及びその他の必要事項を定めたもので、平成26年2月に策定した。

また、計画期間の中間年である平成30年度に計画の進捗状況等を検証し、令和元年7月に改定版（令和元年度から令和5年度）を策定した。

3. 所管する主な業務

(1) 社会体育振興育成業務

1) 生涯スポーツ振興事業

市民の誰もが、いつでもどこでも気軽にそれぞれの体力や年齢、目的に応じてスポーツを楽しむことで、市民の健康増進や体力向上を図り、「スポーツでひともまちも楽しく元気アップ！」するため、各種スポーツイベントの開催やスロージョギングの普及等を通じて生涯スポーツの推進及び健康寿命の延伸を図る。

2) 競技スポーツ推進事業

競技スポーツの振興と郷土の活性化につなげるため、全国大会等の各競技大会において本市選手が活躍できるよう、有資格指導者の育成を図るとともに士気の高揚に努める。

(2) 少年スポーツ育成業務

下関市における少年スポーツ活動の中心的団体である下関市スポーツ少年団の強化育成を図り、児童生徒の体力・技術の向上を促すとともに、次代を担う少年の健全育成に努める。

(3) 諸団体強化育成業務

下関市における競技スポーツ振興の中心的団体である体育協会の事業の充実及び組織強化並びに加盟種目団体における競技スポーツの強化育成を図る。

(4) スポーツ交流推進業務

1) イベント開催業務

下関海響マラソンやツール・ド・しものせき等の大型スポーツイベントの開催や海響アスリート認定を通じて、交流人口の拡大及び市の活性化を図るとともに、観光交流都市下関のアピールやスポーツの振興に寄与する。

2) 大会開催助成業務

本市内におけるスポーツ大会の開催に要する費用の一部を補助することにより、本市における競技技術の向上、競技人口の拡大、地域の活性化、施設の有効活用等を図る。また、国際親善スポーツ交流大会においては、姉妹都市との相互理解と友好を深めるとともに、スポーツ志向意識の高揚と国際的なスポーツ技術の向上を図ることを目的に関係団体への一部補助を行う。

3) 地域スポーツ活性化推進事業

トップレベルの技術に触れる機会の提供、本市アウトドアスポーツの認知度向上やスポーツ合宿誘致を促進し、スポーツを通じた地域の活性化を図る。

4) スポーツコミッション推進業務

世界大会等キャンプ地誘致やサッカーJ2リーグのレノファ山口ホームゲームなどスポーツイベントの誘致や開催支援を通して、スポーツ振興に加え、交流人口の拡大、地域の活性化を図る。

(5) 体育施設運営業務

地域住民のスポーツに対する多様なニーズに対応していくため、指定管理者制度による民間事業者の蓄積されたノウハウやアイデアを活用するなど、誰もがいつでも気軽に安心してスポーツを楽しむことができる体育施設や設備等の計画的な整備・充実を図る。また、県立下関武道館と本市管理運営施設との諸施策の連絡調整に努める。

(6) その他の主な業務

これらの他に、一般管理業務などの業務を行っている。

4. 所管する施設

※指定管理の期間満了日についてはいずれも令和8年3月31日

※公共施設の適正配置に関する方向性については、「公共施設の適正配置に関する方向性」2018年12月を参照。

	名称及び所在地	開設年月日	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	施設内容	令和3年度 利用者数	指定管理者名	公募 非公募	指定管理者 終了年月日
旧市内エリア	下関市体育館 向洋町一丁目12-1	S38.9.1	6272.95	6907.81	メインアリーナ:1,932㎡(バレーボール3、バスケットボール2、バドミントン10、卓球32、ハンドボール2、体操一式)、談話室(和・洋) 収容人員:4,272人	69,228	(一財)下関市 公営施設管理公社	非公募	R8.3.31
	セービング陸上競技場 向洋町一丁目10-1	S33.8.8	29753.55	7532.29	第二種公認(全天候舗装)400mトラック8レーン、走幅跳、走高跳、三段跳、棒高跳、砲丸投、ハンマー投、円盤投 収容人員:23,939人	39,414	(一財)下関市 公営施設管理公社	非公募	R8.3.31
	下関市営下関庭球場 向洋町一丁目9-1	S35.4.1	11853.77	468.54	砂入人工芝コート12面、夜間照明、クラブハウス 収容人員:5,362人	94,004	(一財)下関市 公営施設管理公社	非公募	R8.3.31
	下関市弓道場 向洋町一丁目7-1	S57.4.1	1649	770.59	近的12連射、練習室、会議室	4,805	(一財)下関市 公営施設管理公社	非公募	R8.3.31
	下関市アーチェリー場 向洋町一丁目6-6	H3.4.1	1000	37.41	30m(男女)、50m(男女)、60m(男女)、弓道遠的8連射	224	(一財)下関市 公営施設管理公社	非公募	R8.3.31
	下関市相撲場 向洋町一丁目2-34	S62.8.18	986.72	129.6	土俵、土俵屋形、管理棟	940	(一財)下関市 公営施設管理公社	非公募	R8.3.31
	下関市武道館 中之町1-23	S47.6.30	653.9	791.81	柔道場(1F)、剣道場(2F) 収容人員:100人	3,744	(一財)下関市 公営施設管理公社	非公募	R8.3.31
彦島エリア	下関市彦島体育館 彦島迫町四丁目16-1	H1.4.1	1645	1499.62	メインアリーナ:1,270㎡(バレーボール2、バスケットボール2、卓球8、バドミントン6)	17,584	(一財)下関市 公営施設管理公社	非公募	R8.3.31
	下関市彦島庭球場 彦島迫町四丁目16-2	H1.8.1	2900	99.9	砂入人工芝コート4面、夜間照明、クラブハウス	33,002	(一財)下関市 公営施設管理公社	非公募	R8.3.31
	彦島地区公園多目的広場 彦島迫町四丁目	H3.3.19	11400	—	軟式野球1、ソフトボール2、サッカー1、夜間照明	6,479	(一財)下関市 公営施設管理公社	非公募	R8.3.31
	下関市彦島武道館 彦島江の浦町一丁目1-1	S49.10.17	786.05	1506.43	柔道場(1F)、剣道場(2F)、多目的フロア(3F) 収容人員:300人	8,627	(一財)下関市 公営施設管理公社	非公募	R8.3.31
	下関市彦島田の首運動場 彦島田の首町二丁目26	S54.4.1	3965	—	ソフトボール1	—	(一財)下関市 公営施設管理公社	非公募	R8.3.31

(観光スポーツ文化部 スポーツ振興課)

	名称及び所在地	開設年月日	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	施設内容	令和3年度 利用者数	指定管理者名	公募 非公募	指定管理者 終了年月日
山陽 エリア	下関市長府体育館 長府江下町3-15	S58.4.1	1953.69	1676	メインアリーナ:672㎡(バレーボール2、バドミントン3、卓球8)、卓球練習場、会議室 収容人員:1,397人	30,212	(一財)下関市 公営施設管理公社	非公募	R8.3.31
	長府運動場 長府江下町3-15	S58.4.1	4624	—	ソフトボール2	10,214	(一財)下関市 公営施設管理公社	非公募	R8.3.31
	下関市市民プール 長府扇町3-64	S51.7.1	31180	471.31	50m公認プール9コース(50m×20m)、25mプール7コース2基(25m×13m×2)、子供用プール 収容人員:2,500人	17,111	(一財)下関市 公営施設管理公社	非公募	R8.3.31
	下関市市民プール附属運動場 長府扇町3-64	S54.4.1	11287	—	ソフトボール1	4,122	(一財)下関市 公営施設管理公社	非公募	R8.3.31
	長府扇町運動広場 長府扇町	S61.8.6	10000	—	ソフトボール1	1,559	(一財)下関市 公営施設管理公社	非公募	R8.3.31
	下関市長府扇町第1運動場 長府扇町4	S57.10.1	47936	—	軟式野球2、ゲートボール4	15,953	(一財)下関市 公営施設管理公社	非公募	R8.3.31
	下関市長府武道館 長府宮の内町3-8	S54.3.30	793.35	697	柔道場(1F)、剣道場(2F)	8,988	—	—	—
下関市小月武道館 小月駅前一丁目7-1	S51.3.31	682	383	柔剣道場	5,006	(一財)下関市 公営施設管理公社	非公募	R8.3.31	
山陰 エリア	オーヴィジョンスタジアム 下関(下関球場) 大字富任字小迫	S63.7.10	30500	3791.75	本塁～中堅122m、両翼100m、室内ブルペン、身障者用観覧席、会議室、夜間照明 収容人員:25,000人	21,242	美津濃㈱	公募	R8.3.31
	オーヴィジョンスタジアム 下関第二球場 大字富任字小迫	S60.5.1	15000	229.42	本塁～中堅112m、両翼91m 収容人員:3,000人	9,568	美津濃㈱	公募	R8.3.31
	下関北運動公園庭球場 大字富任字小迫	H6.4.1	3350	90.25	砂入人工芝コート4面、壁打ち1、夜間照明、クラブハウス	31,119	美津濃㈱	公募	R8.3.31
	下関北運動公園多目的広場 大字富任字小迫	H1.4.1	8190	—	ソフトボール2	8,704	美津濃㈱	公募	R8.3.31
	下関市垢田体育館 大字垢田字石交1339-1	H3.4.1	1400	520	メインアリーナ:432㎡(バレーボール1、バドミントン2、卓球3)	8,301	(一財)下関市 公営施設管理公社	非公募	R8.3.31
	下関市垢田運動場 大字垢田字石交	S62.1.8	11863	34.68	ソフトボール1、ゲートボール2	7,615	(一財)下関市 公営施設管理公社	非公募	R8.3.31
	下関市川中武道館 綾羅木本町七丁目10-8	S55.12.25	1375	453.6	柔剣道場	5,071	(一財)下関市 公営施設管理公社	非公募	R8.3.31
下関市吉見体育館 吉見里町一丁目9-1	H5.10.1	1962.01	1004.24	メインアリーナ:775㎡(バレーボール2、バスケットボール1、バドミントン3、卓球3)	7,387	(一財)下関市 公営施設管理公社	非公募	R8.3.31	

文化振興課

1. 文化振興課の概要

文化振興課は、芸術・芸能の振興に関すること、文化団体の育成、指導に関すること、文化施設の設置、管理に関すること、公益財団法人下関市文化振興財団に関することの事務を行う。

また、公共施設として下関市民会館、下関市立近代先人顕彰館を所管する。

2. 所管する主な計画・プラン等

(1) 下関市民会館長寿命化計画（個別施設計画）【計画期間：R3年度～R28年度】

下関市民会館の法定耐用年数（41年）を超えた70年間の使用を目標に、各設備の点検結果やコスト縮減、平準化を踏まえた更新時期を設定し、計画的に長寿命化を図るための計画。

3. 所管する主な業務

(1) 芸術文化振興奨励業務

芸術文化振興奨励業務は、芸術文化の分野において高い水準の創作活動を続けており、かつ将来性のある市内に居住する者若しくは市内に主たる事務所を有する団体又は本市に特に関係の深い者又は団体に対して、芸術文化振興奨励賞を授与する。

この事業は昭和55年から実施しており、令和4年度までに112人、10団体の方が受賞した。

(2) 市芸術文化祭業務

市芸術文化祭業務は、芸術に対する市民の関心を創作と鑑賞の両面において高揚させることを目的に、舞台芸術・美術・文芸・生活文化等を総合した、芸術文化祭を開催する。

平成19年度からは、下関市芸術文化祭と名称を変更して開催し、文化の振興はもとより、全市域にわたる市民相互の文化交流にも大きな役割を果たしている。

(3) 文化事業推進業務

文化事業推進業務は、本市における芸術文化活動の支援を行うとともに、市民が質の高い芸術文化に触れる機会の提供を増進することで文化の振興を図る。

また、平成16年度から実施している「朝鮮通信使行列再現事業」を通じ、本市の姉妹都市である韓国釜山広域市との市民レベルでの文化交流の促進を図る。

(4) 市民会館管理運営業務

本市の芸術文化活動等の拠点である下関市民会館の管理運営については、指定管理者制度により公益財団法人下関市文化振興財団を指定するとともに、利用促進を図ることで本市の文化振興事業に寄与する。

(5) 近代先人顕彰館管理運営業務

本市ゆかりの芸能・文学の先人顕彰をメインテーマに、広く開放された展示空間や各種講習会の場として平成22年2月13日に開館した下関市立近代先人顕彰館（愛称：田中絹代ぶんか館）の管理運営については、指定管理者制度により公益財団法人下関市文化振興財団を指定しており、関連する文化事業を実施することで、本市にゆかりのある先人の顕彰並びに文化振興・文化情報の収集・発信を行う。

(6) その他の業務

芸術文化に関する大会出場者賞賜業務、芸術文化団体育成業務、郷土出身者顕彰業務などの業務を行う。

4. 所管する施設

(1) 下関市民会館【文化振興課】

1) 沿革

昭和52年5月8日 開設

平成10年4月1日 再オープン（改修工事期間：H8.12.17～H10.2.27）

平成29年4月1日 再オープン（耐震改修工事期間：H27.11.3～H29.3.17）

2) 施設の概要

所在地	下関市竹崎町四丁目5番1号
設置	昭和52年5月
面積	敷地面積 11,238.41㎡ 延床面積 11,322.23㎡
構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造、地下1階、地上3階
建設事業費	1,849,684,570円
指定管理者	公益財団法人下関市文化振興財団（非公募、R3.4.1～R8.3.31）
業務の内容	下関市民会館を拠点に、指定管理者の自主事業による文化芸術の観賞や、文化活動への参加を通じて、市民の文化の向上と福祉の増進を図る。 ・主催公演等（音楽等様々なジャンルの公演の開催） ・体験活動等（舞台体験・バックステージツアー開催等） ・特別文化交流事業（朝鮮通信使行列再現・日韓文化交流公演等） ・施設貸与事業（文化活動団体等への施設貸与）

主な設備	<ul style="list-style-type: none"> ・大ホール 収容人員 1,469席、固定席 1,399席 (1階823席、2階576席) 移動席70席 (オーケストラピット部)、車椅子用スペース6席分 ・楽屋 1階：6室、楽屋ロビー、ミーティングルーム、講演者控室2室 2階：8室 (うち2室は和室)、3階：和室1室 ・中ホール 収容人員 400席 (移動席)、楽屋：1室 ・会議室 (2室) ・展示室 422㎡、陳列ケース3面延45m ・その他 リハーサル室、チューニングルーム、シャワー室(2室)、喫茶室、 駐車場45台、エレベータ2基
休館日	年末年始 (12月29日～1月3日)
公共施設の適正配置に関する方向性	継続 (中期・後期)

3) 利用状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用者数	154,518人	133,864人	125,811人	14,645人	41,091人

※令和元年度以降は、新型コロナウイルス感染症対策による臨時休館やイベント中止あり

(2) 下関市立近代先人顕彰館

1) 沿革

大正13年9月	旧逋信省下関電信局電話課庁舎として竣工
昭和44年6月1日	下関市所有 (日本電信電話校舎との間で市有住宅用地と交換)
平成14年2月15日	下関市有形文化財 (建築物) 指定
平成20年11月6日～	下関市近代先人顕彰館 (仮称) 改修工事
22年1月29日	(主体・電気設備・空調・給排水衛生・展示)
平成22年2月13日	下関市立近代先人顕彰館 設置

2) 施設の概要

所在地	下関市田中町5番7号
敷地面積	敷地面積 760.38㎡ 延床面積 836.47㎡
構造	鉄筋コンクリート造 (煉瓦造混構造) 2階建 (一部3階建)
改修事業費	580,239,450円 (H18～21年度保存及び活用整備の事業費)
指定管理者	公益財団法人下関市文化振興財団 (非公募、R4.4.1～R9.3.31)

業務の内容	<p>博物館類似施設である下関市立近代先人顕彰館は、資料の展示や調査、収集のほか、施設の貸与やふるさと文化事業を実施することで、下関市にゆかりのある先人の功績を顕彰し、市民の歴史や文化に対する理解を深めることで、市民の文化の向上に資する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・博物館等の展示（下関市ゆかりの先人資料の展示等） ・資料の調査及び収集事業（作品等の調査・収集保管等） ・ふるさと文化事業（市民が文化芸術に触れる機会の提供） ・施設貸与事業（地域の文化団体等への施設貸与）
施設内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ミニホール（1階） 収容人員 40人 設備 DVD/VHSプレーヤー プロジェクター マイク ・1階展示室（ふるさと文学館） 面積 92.96㎡ ・2階展示室（田中絹代記念館） 面積 248.58㎡ ・エントランス 面積 70.21㎡ ・3階休憩室 面積 55.09㎡ ・中庭
休館日	火・水曜日（祝日の場合は当該休日以後の直近の休日でない月・木・金曜日）、年末年始（12月28日～1月4日）
公共施設の適正配置に関する方向性	継続（中期・後期）

3) 利用状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用者数	10,722人	11,138人	9,969人	5,136人	7,377人

※令和元年度以降は、新型コロナウイルス感染症対策による臨時休館あり

ボートレース企業局

1. ボートレース企業局の概要

ボートレース企業局には、ボートレース事業課及びボートレース契約課が置かれている。なお、ボートレース契約課の職員は、総務部契約課の職員を併任している。

ボートレース事業課は、ボートレース事業の総合的な経営企画に関すること、予算の編成及び執行に関すること、決算に関すること、会計及び財産に関すること、関係団体との連絡調整に関すること、公文書公開に関すること、文書の取扱いに関すること、公印及び電子署名カードの管守に関すること、施設の管理及び営繕に関すること、モーターボートの整備に関すること、投票業務（発払業務を含む。）に関すること、番組及び選手の賞典に関すること、場外発売に関すること、本場及び場外発売場の運営に関すること、職員の人事及び労務並びに給与に関すること、職員の福利厚生及び労働安全衛生並びに公務災害に関すること、職員の研修及び褒章並びに表彰に関すること、ボートレースの企画及び広報に関すること、ボートレース事業に係る地域振興及び地域貢献に関すること、広域発売(電話投票)の推進に関することを所掌している。

ボートレース契約課は、ボートレース事業に係る入札参加者の登録及び実態調査に関すること、ボートレース事業に係る工事並びに工事に関する設計、測量及び地質調査の入札及び契約に関すること、ボートレース事業に係る物品の単価契約（ただし、モーターボートに関する物品を除く。）に関することを所掌している。

平成24年4月には地方公営企業法の一部適用により企業会計制度へと移行し、平成26年4月には地方公営企業法の全部適用により企業管理者を設置して、人事等に係る権限が移管された。また、平成29年4月から業界6場目のナイトレース場として「海響ドリームナイター」を開始した。

2. 所管する主な業務

(1) ボートレース場運營業務

モーターボート競走法第8条及び同法施行規則第15条の規定に基づき、毎年度、下関市主催レースを180日程度開催する。主なレースとしては、GI開設記念競走を開催するほか、企業杯やオールレディース、またGW・盆・正月の特選競走など魅力あるレースを開催する。

(ボートレース企業局)

(2) 場外発売受託業務

8大特別競走(SG)、ヤングダービー、マスターズチャンピオン、レディースチャンピオン、クイーンズクライマックス等のほか、全国24競走場の場外発売業務を実施する。

3. 所管する施設

施設名：ボートレース下関（ボートレース事業課）

(1) 沿革

昭和	26. 6. 18	モーターボート競走法の成立
	11. 14	山口県モーターボート競走会設立認可
	29. 8. 24	下関市が全国19番目の「モーターボート指定市」となる。
	10. 17	舟券投票所、スタンド、主審判台、執行本部、正門建物等の競走場施設が完成
	10. 22	4日間レースで初開催を施行
	42. 3. 27	美祢市、萩市、豊浦町、菊川町の2市2町競艇組合營で初開催
	44. 3. 31	東スタンド完成
	45. 8. 1	美祢市ほか1市2町競艇組合に豊田町、豊北町の2町が加盟
	55. 12. 20	西スタンド完成
	58. 7. 23	全国初のサマータイムレースを開催
	63. 11. 23	電話投票開始
平成	11. 4. 21	「ボートピア高城」（宮崎県都城市）共同使用開始
	9. 18	中央スタンド、中央門・前売・事務所棟完成
	17. 2. 13	下関市と豊浦郡4町が合併。美祢市ほか1市4町競艇組合から、豊浦町、菊川町、豊田町、豊北町の4町が脱退
	19. 3. 31	「ボートピア高城」における発売を廃止
	23. 10. 18	場外発売場「ミニボートピア山口あじす」開設
	24. 10. 13	外向発売所「ふく〜る下関」開設
	26. 8. 9	場外発売場「オラレ下関」開設
	28. 3. 31	美祢市萩市競艇組合の解散
	29. 4. 1	業界6場目のナイトレース「海響ドリームナイター」開始
	31. 4. 30	「BOAT KIDS PARK Mooovi 下関」オープン
令和	2. 9. 6	場外発売場「ボートレースチケットショップながと」開設
	11. 7	「BOAT KIDS PARK Mooovi 下関」屋内新エリアオープン
	3. 10. 25	全国初のミッドナイトボートレースを開催
	4. 3. 11	守衛休憩棟他完成

(2) 施設の概要

1) 所在地 下関市長府松小田東町1番1号

2) 施設所有者 下関市

3) 設置年月日 昭和29年10月21日

4) 土地 (令和4年3月31日現在)

総面積	内 訳	
157,227㎡(水面は、海面のため、総面積に含めない。)	競走水面	95,000㎡
	場内敷地	44,209㎡
	駐車場	47,721㎡
	その他の敷地	65,297㎡(対岸運動広場, 植樹帯他)

5) 建 物

(令和4年3月31日現在)

延面積	主 要 建 物	
43,268.44㎡ (オラレ除く)	西スタンド	18,335.03㎡
	中央スタンド	11,628.23㎡
	東スタンド	4,072.02㎡
	外向発売所	1,055.09㎡
	整備棟	2,226.00㎡
	管理棟	1,025.18㎡
	前売・中央門・事務所棟	1,740.16㎡
	その他	2,616.27㎡
	オラレ下関(※賃貸)	405.80㎡
BTSなごと		462.15㎡

6) 観客施設

(令和4年3月31日現在)

種 別	場 所	面 積	席 数	備 考
有料指定席	中央スタンド 4階	2,634㎡	633 グループ席3	ドリンクコーナー
ロイヤル席	中央スタンド 5階	466㎡	18 個室3	フリードリンクコーナー
一 般 席	西スタンド 3階	4,796㎡	1,287	冷暖房設備 通常時閉鎖中
	中央スタンド 3階	2,795㎡	763	冷暖房設備

7) 駐 車 場

(令和4年3月31日現在/単位:㎡、台)

区 分	面 積	収容台数	備 考	区 分	面 積	収容台数
第 1	16,682	590	内 充電枠2台	ロイヤルP	1,874	42
第 2	9,966	391	内 通用門前14台	バスプール	4,158	45
第 3	11,253	296	内 大型車14台			
第 4	3,477	58		計	47,410	1,422

(3) 売上等の状況

ボートレース下関 売上・入場人員・1人当り購買額推移表

年 度	開催日数	総売上			本場売上			電話売上		
			1日平均	前年度比		1日平均	前年度比		1日平均	前年度比
平成元	180	45,165,951,200	250,922,000	47.2%	36,119,366,800	200,663,100	18.2%	356,636,700	1,981,300	△ 2.7%
2	180	39,333,411,800	218,519,000	△ 12.9%	38,973,864,100	216,521,500	7.9%	359,547,700	1,997,500	0.8%
3	180	53,682,541,700	298,236,300	36.5%	38,124,732,700	211,804,100	△ 2.2%	439,407,300	2,441,200	22.2%
4	180	35,750,749,400	198,615,300	△ 33.4%	34,980,031,200	194,333,500	△ 8.2%	423,385,400	2,352,100	△ 3.6%
5	180	34,812,410,600	193,402,300	△ 2.6%	32,783,394,300	182,130,000	△ 6.3%	316,544,500	1,758,600	△ 25.2%
6	180	30,892,957,300	171,627,500	△ 11.3%	30,139,623,000	167,442,400	△ 8.1%	244,421,100	1,357,900	△ 22.8%
7	180	44,318,941,300	246,216,300	43.5%	28,960,081,800	160,889,300	△ 3.9%	2,806,496,300	15,591,600	1048.2%
8	180	29,700,757,700	165,004,200	△ 33.0%	26,648,307,800	148,046,200	△ 8.0%	2,212,075,500	12,289,300	△ 21.2%
9	180	31,407,551,000	174,486,400	5.7%	26,103,797,700	145,021,100	△ 2.0%	3,389,967,700	18,833,200	53.2%
10	180	26,588,526,400	147,714,000	△ 15.3%	21,476,497,400	119,313,900	△ 17.7%	4,268,100,200	23,711,700	25.9%
11	180	26,588,245,400	147,712,500	△ 0.0%	20,039,693,700	111,331,600	△ 6.7%	4,309,679,700	23,942,700	1.0%
12	180	41,235,517,100	229,086,200	55.1%	18,701,949,400	103,899,700	△ 6.7%	6,298,425,100	34,991,300	46.1%
13	180	24,183,285,100	134,351,600	△ 41.4%	17,782,698,400	98,792,800	△ 4.9%	3,667,844,600	20,376,900	△ 41.8%
14	180	18,886,606,600	104,925,600	△ 21.9%	13,938,634,100	77,436,900	△ 21.6%	2,561,983,500	14,233,200	△ 30.2%
15	180	19,163,615,200	106,464,500	1.5%	12,519,002,200	69,550,000	△ 10.2%	3,418,058,200	18,989,200	33.4%
16	180	18,374,577,700	102,081,000	△ 4.1%	10,204,898,000	56,693,900	△ 18.5%	3,388,244,600	18,823,600	△ 0.9%
17	180	33,761,290,300	187,562,700	83.7%	9,520,673,800	52,892,600	△ 6.7%	5,732,752,700	31,848,600	69.2%
18	180	15,533,038,800	86,294,700	△ 54.0%	8,041,081,100	44,672,700	△ 15.5%	3,487,026,200	19,372,400	△ 39.2%
19	180	14,630,193,400	81,278,900	△ 5.8%	7,004,470,400	38,913,700	△ 12.9%	3,958,178,100	21,989,900	13.5%
20	186	21,124,854,200	113,574,500	39.7%	7,134,309,400	38,356,500	△ 1.4%	5,912,137,800	31,785,700	44.5%
21	186	26,483,424,500	142,384,000	25.4%	6,737,905,100	36,225,300	△ 5.6%	7,499,892,400	40,322,000	26.9%
22	169	14,912,957,400	88,242,400	△ 38.0%	5,120,392,500	30,298,200	△ 16.4%	4,586,137,900	27,136,900	△ 32.7%
23	190	15,840,883,900	83,373,100	△ 5.5%	4,802,622,000	25,277,000	△ 16.6%	5,425,513,600	28,555,300	5.2%
24	186	23,002,415,100	123,668,900	48.3%	3,961,812,300	21,300,100	△ 15.7%	7,613,034,400	40,930,300	43.3%
25	180	21,428,104,000	119,045,000	△ 3.7%	3,301,432,800	18,341,300	△ 13.9%	7,915,009,800	43,972,300	7.4%
26	192	27,213,144,700	141,735,100	19.1%	3,343,792,500	17,415,600	△ 5.0%	11,016,446,300	57,377,300	30.5%
27	179	23,603,911,700	131,865,400	△ 7.0%	2,728,666,800	15,243,900	△ 12.5%	10,090,690,900	56,372,600	△ 1.8%
28	168	23,157,439,100	137,841,900	4.5%	2,306,459,700	13,728,900	△ 9.9%	11,086,122,100	65,988,800	17.1%
29	186	67,550,031,800	363,172,200	163.5%	2,351,128,000	12,640,500	△ 7.9%	38,151,077,300	205,113,300	210.8%
30	180	70,871,489,000	393,730,500	8.4%	2,061,285,100	11,451,600	△ 9.4%	42,004,845,000	233,360,300	13.8%
令和元	179	79,734,289,800	445,443,000	13.1%	1,806,588,500	10,092,700	△ 11.9%	53,281,880,200	297,664,100	27.6%
2	186	123,320,760,700	663,014,800	48.8%	1,403,098,600	10,022,100	△ 0.7%	101,865,997,500	547,666,700	84.0%
3	186	140,258,530,700	754,078,100	13.7%	1,770,456,400	9,518,600	△ 5.0%	115,730,117,800	622,204,900	13.6%

- (注) 1. 総売上・本場売上(外向、オラレ、ながと含む)・電話売上・入場人員の1日平均は、それぞれ本場の開催日数で除した数値である
2. 入場人員は、本場(外向、オラレ、ながと含む)の入場人員である。
3. 1人当り購買額は、本場売上を入場人員で除した数値である。(百円未満四捨五入)

売上(単位:円) 人員(単位:人)

専用場外売上	前年度比	場間場外売上		入場人員			一人当たり購買額		備 考
			前年度比		1日平均	前年度比		前年度比	
		8,689,947,700	—	872,582	4,848	5.3%	41,400	12.2%	第16回笹川賞競走開催
		0	—	856,419	4,758	△ 1.9%	45,500	9.9%	
		15,118,401,700	—	823,903	4,577	△ 3.8%	46,300	1.8%	第37回MB記念競走開催
		347,332,800	△ 97.7%	802,214	4,457	△ 2.6%	43,600	△ 5.8%	
		1,712,471,800	393.0%	801,888	4,455	△ 0.0%	40,900	△ 6.2%	
		508,913,200	△ 70.3%	764,555	4,248	△ 4.7%	39,400	△ 3.7%	
		12,552,363,200	2366.5%	736,443	4,091	△ 3.7%	39,300	△ 0.3%	電話投票共通会員制へ移行 第10回新鋭王座決定戦競走開催
		840,374,400	△ 93.3%	703,162	3,906	△ 4.5%	37,900	△ 3.6%	
		1,913,785,600	127.7%	705,445	3,919	0.3%	37,000	△ 2.4%	
		843,928,800	△ 55.9%	649,362	3,608	△ 8.0%	33,100	△ 10.5%	
1,872,410,100	—	366,461,900	△ 56.6%	640,560	3,559	△ 1.4%	31,300	△ 5.4%	ボートピア高城発売開始
1,616,322,500	△ 13.7%	14,618,820,100	3889.2%	608,674	3,382	△ 5.0%	30,700	△ 1.9%	第10回「ランドチャンピ」お決定戦競走 開催
1,430,378,300	△ 11.5%	1,302,363,800	△ 91.1%	632,714	3,515	3.9%	28,100	△ 8.5%	
1,293,065,200	△ 9.6%	1,092,923,800	△ 16.1%	554,701	3,082	△ 12.3%	25,100	△ 10.7%	
1,122,767,900	△ 13.2%	2,103,786,900	92.5%	516,195	2,868	△ 6.9%	24,300	△ 3.2%	
708,425,800	△ 36.9%	4,073,009,300	93.6%	479,564	2,664	△ 7.1%	21,300	△ 12.3%	
300,248,900	△ 57.6%	18,207,614,900	347.0%	459,412	2,552	△ 4.2%	20,700	△ 2.8%	第15回「ランドチャンピ」お決定戦競走 開催
0	△ 100.0%	4,004,931,500	△ 78.0%	435,726	2,421	△ 5.2%	18,500	△ 10.6%	
0		3,667,544,900	△ 8.4%	409,828	2,277	△ 5.9%	17,100	△ 7.6%	
0		8,078,407,000	120.3%	405,921	2,182	△ 4.1%	17,600	2.9%	
0		12,245,627,000	51.6%	396,770	2,133	△ 2.3%	17,000	△ 3.4%	第23回女子王座決定戦競走開催
0		5,206,427,000	△ 57.5%	335,405	1,985	△ 7.0%	15,300	△ 10.0%	
253,914,000		5,358,834,300	2.9%	343,279	1,807	△ 9.0%	14,000	△ 8.5%	ミニボートピア山口あじす開設
532,783,300	109.8%	10,894,785,100	103.3%	447,316	2,405	33.1%	8,900	△ 36.4%	ふく〜る下開開設、第13回名人戦競走開催
513,428,400	△ 3.6%	9,698,233,000	△ 11.0%	531,693	2,954	22.8%	6,200	△ 30.3%	
534,267,200	4.1%	12,318,638,700	27.0%	598,618	3,118	5.6%	5,600	△ 9.7%	第17回チャレンジカップ競走開催
470,852,100	△ 11.9%	10,313,701,900	△ 16.3%	568,127	3,174	1.8%	4,800	△ 14.3%	
361,419,500	△ 23.2%	9,403,437,800	△ 8.8%	586,299	3,490	10.0%	3,900	△ 18.8%	
457,888,900	26.7%	26,589,937,600	182.8%	451,940	2,430	△ 30.4%	5,200	33.3%	第20回チャレンジカップ競走 第4回レディースチャレンジカップ競走開催
442,269,900	△ 3.4%	26,363,089,000	△ 0.9%	435,604	2,420	△ 0.4%	4,700	△ 9.6%	
397,002,900	△ 10.2%	24,248,818,200	△ 8.0%	399,583	2,232	△ 7.8%	4,500	△ 4.3%	G1ダイヤモンドカップ
302,181,000	△ 23.9%	19,749,483,600	△ 18.6%	267,669	1,912	△ 14.4%	5,200	15.6%	第68回MB記念競走開催/BTSながと開設
354,919,600	17.5%	22,403,036,900	13.4%	316,122	1,700	△ 11.1%	5,600	7.7%	第22回マスターズチャンピオン

。(百円未満四捨五入)

農 業 委 員 会

1. 沿 革

昭和 26 年 7 月	農業委員会等に関する法律の施行に基づき、市内の行政区域毎に地区農業委員会を設置。（昭和 30 年王喜、吉田、内日地区の本市編入に伴い 12 地区農業委員会となる。）
昭和 32 年 7 月	12 地区農業委員会のうち東部地域の 6 地区農業委員会を合併し下関市東部農業委員会に、西部地域の 6 地区農業委員会を合併し下関市西部農業委員会として発足。
昭和 35 年 7 月	下関市東部農業委員会、下関市西部農業委員会が統合して、下関市農業委員会が発足。
平成 17 年 2 月	市町村合併に伴い、下関市農業委員会と豊浦町農業委員会が統合して下関市南部農業委員会が発足、菊川町農業委員会、豊田町農業委員会及び豊北町農業委員会が統合して下関市北部農業委員会が発足。
平成 21 年 2 月	下関市南部農業委員会と下関市北部農業委員会が統合して、下関市農業委員会が発足。
平成 30 年 2 月	「農業委員会等に関する法律」の改正に伴い、農地利用最適化推進委員が委嘱され、新体制のもと農業委員会委員と連携して農業委員会活動を担う。
令和 2 年 4 月	農地の管理等に関する事務の一部（県知事の権限に属する農地転用許可等）が下関市へ権限移譲され、農業委員会が事務委任を受ける。

2. 構 成

(1) 構成

農業委員会委員	農地利用最適化推進委員
18 人	40 人

下関市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例
(平成 29 年 6 月 30 日条例第 42 号)

3. 所掌事務

(1) 農地法に基づく業務

- ・ 農地の権利移動に関する業務
- ・ 農地転用に関する業務
- ・ 農地等の賃貸借・解約等の業務
- ・ 和解の仲介の業務

- ・ 賃借料情報の提供等に関する業務
- ・ 農地法に基づくその他の業務（国有農地に関する業務等）

(2) 農地等の利用の最適化の推進に関する業務

- ・ 担い手への農地利用の集積・集約化に関する業務
- ・ 遊休農地の発生防止・解消に関する業務
- ・ 新規参入の促進に関する業務

(3) 農業経営基盤強化促進法に基づく業務

- ・ 農用地利用集積計画の決定の業務
- ・ 「基本構想」作成に際しての意見
- ・ 嘱託登記の業務

(4) 農業振興地域の整備に関する法律に基づく業務

- ・ 「農業振興地域整備計画」作成・変更に際しての意見

(5) 土地改良法に基づく業務

- ・ 土地改良事業参加資格承認の業務

(6) その他の法令に基づく業務

- ・ 租税特別措置法による納税猶予に伴う業務
- ・ 農地等の利用関係についてのあっせん及び紛争の防止に関する業務
- ・ 農業者のための調査研究の業務
- ・ 農業者に対する啓発宣伝業務
- ・ 農業者年金に関する業務

文教厚生編

福祉部	—	<ul style="list-style-type: none"> 福祉政策課 …………… 175 生活支援課 …………… 179 長寿支援課 …………… 181 障害者支援課 …………… 191 保険年金課 …………… 200 介護保険課 …………… 208 	
こども未来部	—	<ul style="list-style-type: none"> 子育て政策課 …………… 216 幼児保育課 …………… 219 こども家庭支援課 …………… 223 	
保健部	—	<ul style="list-style-type: none"> 保健医療政策課 …………… 226 地域医療課 …………… 228 生活衛生課 …………… 231 試験検査課 …………… 233 健康推進課 …………… 235 動物愛護管理センター …… 242 豊田中央病院 …………… 244 	
教育委員会	……………		248
教育部	—	<ul style="list-style-type: none"> 教育政策課 …………… 250 学校教育課 …………… 252 教育研修課 …………… 254 学校支援課 …………… 255 学校保健給食課 …………… 256 生涯学習課 …………… 258 文化財保護課 …………… 261 菊川教育支所 …………… 264 豊田教育支所 …………… 265 豊浦教育支所 …………… 266 豊北教育支所 …………… 268 	
	……………	教育機関等	269
	……………	市立学校一覧	284

福 祉 政 策 課

1. 福祉政策課の概要

管理係、地域係及び指導監査室において、社会福祉行政の企画調整、戦没者の遺族援護、民生児童委員活動援護業務及び社会福祉法人の許認可・指導監査等を所掌している。

2. 所管する主な計画

(1) 下関市地域福祉計画

社会福祉法第107条の規定に基づく、地域福祉を総合的に推進していくことを目的とした計画で、第1期計画の計画期間は、平成20年度から平成24年度までの5年間、第2期計画の計画期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間、第3期計画の計画期間は、平成30年度から令和4年度までの5年間としている。第4期計画の計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間として策定を行っている。

(2) 下関市再犯防止推進計画

「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目的にした計画で、第1期の計画期間は、令和2年度から令和4年度までの3年間で、第2期計画の計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間として策定を行っている。

3. 所管する主な業務

(1) 社会福祉法人許認可・社会福祉法人等指導監査業務

社会福祉法その他の関係法令及び通達等に照らして個別的かつ具体的に状況を調査し、必要な改善措置を講じさせること等により、適正かつ健全な運営の確保を図る。

1) 主な業務内容

ア. 社会福祉法人

法人の組織運営基盤の確立及び運営管理の適正化を図る観点から、定款・諸規程の整備、評議員会・理事会の運営状況、会計事務処理の適正化等について、その実態を把握し、必要な指導・助言を行う。

イ. 社会福祉施設等

適切な入所者処遇の確保、職員処遇の充実、施設の運営管理体制の確立及び安全対策の充実に主眼を置き、個々の施設の問題点に対応した重点的かつ継続的な指導を行う。

2) 指導監査対象件数

令和4年度下関市所管指導監査対象法人・施設件数

対象	社会福祉 法人	老人福祉 施設	有料老人 ホーム	障害者福祉 施設・サービス	児童福祉 施設	認可外 保育施設	その他	計
件数	55	51	67	195	55	33	5	461

(2) 民生児童委員活動援護業務

民生委員・児童委員の資質の向上及びその活動の一層の充実を図ることによって、地域福祉の推進及び地域の実情に即した福祉政策の展開を図るため、各種研修、活動費の支給及び地区民生児童委員協議会に対する活動費の一部補助等を行う。

1) 定数

民生委員・児童委員 693人 (うち 主任児童委員 54人)

2) 任期

3年

3) 地区民生児童委員協議会数

27地区

(3) 婦人相談業務

売春防止法(昭和31年法律第118号)第35条第2項の規定に基づいて婦人相談員を委嘱し、性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子等の各種相談に応じ、関係機関と連携して、指導・保護等の適切な措置等を行う。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(平成13年法律第31号)が施行されたことに伴い、配偶者からの暴力(DV)被害者の各種相談に応じ、関係機関と連携して、指導・保護等の適切な措置等を行う。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
相談件数	219	232	248	296	364
(うちDV相談件数)	160	129	110	142	249

(4) 社会救済業務

行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づく行旅病人又は行旅死亡人に係る救済業務、地方自治法に基づく行旅困窮者の救済業務、納骨堂及び無縁仏の管理等の社会救済業務を行う。

1) 行旅病人及び行旅死亡人救済

警察その他関係機関との連携をとり、救護の執行及び費用の支弁を行う。

2) 納骨堂及び無縁仏の管理

納骨堂で無縁仏の管理及び慰霊を実施する。

(5) 追悼式及び遺族等援護業務

過去数次の戦争等において、戦死あるいは戦災により殉難された方々等を追悼するため、その遺族を招いて合同追悼式を実施する。

また、戦没者や戦傷病者の遺族等に対する国家補償の精神から、戦傷病者戦没者遺族等援護法あるいは恩給法に基づく遺族年金、公務扶助料、特別弔慰金、給付金の請求手続、叙勲の下賜伝達業務等を行う。

(6) 災害時要援護者登録制度

自力又は世帯の構成員の助力だけで避難することが困難な「災害時要援護者」と、その方を支援する「避難支援者」の情報を災害時要援護者登録台帳に登録し、災害発生時等に、早期の避難情報の伝達や安否確認、円滑な避難誘導等に役立て、また、平常時からの声かけや見守りを通して、地域住民がお互いに支援・協力し合い、誰もが安全で安心して暮らすことのできる災害に強い地域社会をつくるため、平成21年6月より登録申請受付開始した。

(7) その他の業務

これらの他に、地域福祉推進業務、高齢者等住宅資金融資業務、社会福祉審議会業務、中国残留邦人等生活支援業務などの業務を行っている。

4. 所管する施設

(1) 下関市蓋井島保健福祉館

1) 沿革

ア. 建設に至る経緯

蓋井島は離島であり、島民は渡船により本土の医療機関を受診していた。

また、本施設が建設された昭和40年代半ばには船便も1日1便しかなく、健康相談を実施しようにもその場所すらなかった。

そのため、本市は福祉館の必要性を認識はしていたものの、当時本市は財政再建途上にあり、市単独での建設が困難であったが、昭和44年度社会福祉施設整備費補助金の交付を受け、また、地元漁協からの寄附もあり、昭和45年3月に竣工した。

イ. 設置目的

へき地住民の健康と福祉の増進を図るため。

ウ. 運営上の大きな見直し

平成18年4月より、それまでの管理委託制度から指定管理者制度へ変更。

エ. 大規模な施設改修等

昭和59年度(外壁補修工事)、平成2年度(外壁補修工事)、平成4年度(屋根補修工事)、平成6年度(アルミ建具取替工事)、平成19年度(屋根補修工事)、平成20年度(外壁補修工事)、平成22年度(外壁補修工事)、平成26年度(トイレ補修工事)、平成28年度(天井補修工事)

2) 施設の概要

施設の名 称	下関市蓋井島保健福祉館
所 在 地	下関市大字蓋井島71番地
開 設 年 月 日	昭和45年3月3日
敷 地 面 積	190.74㎡
建 築 面 積	218㎡
建 設 事 業 費	7,987,000円
施 設 使 用 料	無料
指 定 管 理 者	下関市蓋井島自治会(非公募、R8.3.31まで)
施 設 で 行 う 業 務 の 内 容	巡回検診(下関市立市民病院、安岡病院) 健康相談(下関保健所) マッサージ師による施術(マッサージ協会) 渡船運休時における宿泊 各種集会

3) 施設の利用状況

平成22年6月より、マッサージ協会から派遣されたマッサージ師による施術を本館にて行っており、下関市立市民病院及び令和2年からは安岡病院による巡回検診、下関保健所による健康相談ともあわせて、蓋井島住民の健康と福祉の増進を図っている。

令和元年からの長引く感染症の影響により、利用者が減少している。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用件数	60	60	52	63	54
利用者数	627	677	437	453	366

※公共施設の適正配置に関する方向性については、「公共施設の適正配置に関する方向性」2018年12月を参照。

生活支援課

1. 生活支援課の概要

生活保護法に基づき、生活困窮者に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低生活の維持と自立助長を図るため、生活支援課に給付係及び下関市を地域別に担当する保護第1係から保護第6係を設置し、生活保護施行事務を所管している。

2. 所管する主な業務

(1) 生活保護業務

生活保護法及び関係法令に基づく生活保護施行事務を実施している。

(2) 被保護者健康管理支援事業

令和3年1月から、生活保護受給者の健康や生活の質の向上及び医療扶助の適正化を目的として実施している。

(人)

取組方策	結果の内容	令和2年度		令和3年度	
		対象者	結果	対象者	結果
ア 健診受診勧奨	健診を受けた者	240	30	210	24
イ 医療機関受診勧奨	医療機関を受診した者	6	6	10	9
ウ 保健指導・生活支援	指導・支援につながった者	10	6	8	3
エ 主治医と連携した 保健指導・生活支援	生活習慣等が改善したと 感じた者	0	0	2	1
オ 頻回受診指導	頻回受診が改善された者	3	2	3	1

3. 保護の実施状況

本市の生活保護の動向は、平成27年度1月までは横ばい傾向にあった保護率が、平成27年度2月に減少に転じてからは、減少傾向が続いている。

令和3年度当初、被保護世帯は3,133世帯であったが、年度末には3,078世帯と55世帯の減少となった。

扶助費の決算額も、平成29年度から毎年減少しているが、主な要因は、廃止件数（死亡等）が開始件数を上回ることによる保護世帯の減少である。

(1) 保護率の推移

単位：‰ (パーミル、千分率)

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
4月	16.60	16.08	15.84	15.29	14.99	14.67
5月	16.56	16.10	15.78	15.20	14.94	14.62
6月	16.45	15.99	15.59	15.10	14.92	14.50
7月	16.42	16.00	15.55	15.11	14.93	14.51
8月	16.44	15.97	15.51	15.07	14.89	14.46
9月	16.41	15.95	15.52	15.06	14.89	—
10月	16.35	15.92	15.49	15.00	14.81	—
11月	16.30	15.88	15.43	14.95	14.83	—
12月	16.27	15.85	15.41	14.99	14.78	—
1月	16.24	15.83	15.34	14.94	14.74	—
2月	16.18	15.71	15.25	14.87	14.65	—
3月	16.10	15.74	15.17	14.88	14.66	—

(2) 保護世帯数の推移

(年度末)

年 度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
世帯数	3,401	3,342	3,217	3,133	3,078

(3) 扶助費決算額の推移

単位：千円

年 度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
決算額	7,346,856	7,206,744	6,804,221	6,568,018	6,369,517

長寿支援課

1. 長寿支援課の概要

平成27年4月に福祉部組織再編により、いきいき支援課が長寿支援課に名称変更され、介護保険課が所管していた地域包括支援センター業務が長寿支援課へ集約される。

長寿支援課には、施設係、支援係、地域包括ケア推進室、本庁東部地域包括支援センターが置かれ、高齢者関連施策の総合調整及び推進、在宅高齢者の福祉サービス（他課の所管に属するものを除く。）、地域包括支援センター業務等に関する事務を所掌している。

2. 所管する主な計画・プラン

(1) 第八次下関市いきいきシルバープラン（高齢者福祉計画・介護保険事業計画）

老人福祉法に基づく老人福祉計画及び介護保険法に基づく介護保険事業計画を一体的に作成（計画期間：令和3年度～令和5年度）したもので、基本的な考え方や目指すべき取組みを総合的かつ体系的に整理した。

(2) 下関市成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるもので、計画期間は、令和4年度から令和9年度までの6年間である。

3. 所管する主な業務

(1) 高齢者措置業務

65歳以上で居宅において養護を受けることが困難な高齢者を、養護老人ホーム等へ入所措置する。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
施設措置 延人員	919人	940人	926人	958人	944人

(2) ひとり暮らし高齢者対策業務

1) 軽費老人ホーム助成業務

ケアハウスを含む軽費老人ホームを運営する社会福祉法人に対し、利用者の所得に応じてサービスの提供に要する費用の一部を助成する。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用延人員	7,717人	7,754人	7,514人	7,455人	7,372人

※当業務は中核市移行後（平成17年10月）に山口県から移管されたもの。

(3) 生きがい対策等業務

1) 高齢者バス等利用助成業務

70歳以上の高齢者に対し、社会参加の促進と生きがいづくりを支援するため、バス及び市営渡船利用の助成を行う。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
申請者数	38,682人	38,236人	39,652人	40,531人	40,922人

2) 高齢者銭湯利用助成業務

高齢者に対し公衆浴場の利用助成をすることで、コミュニティの場の提供及び健康増進を図る。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用延人員	38,683人	38,315人	37,378人	29,582人	32,369人

(4) 地域支援事業等

1) 地域支援事業等の概要

被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業等を福祉部長寿支援課及び介護保険課並びに保健部健康推進課の3課において実施している。

また、要介護被保険者を現に介護する者の支援や被保険者が要介護状態等となることを予防するための保健福祉事業を実施している。

2) 事業費

(単位：千円)

事業名	事業費				
	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
地域支援事業					
1. 介護予防・日常生活支援総合事業	503,627	1,021,005	1,062,047	1,013,605	1,030,814
(1) 介護予防・生活支援サービス事業	447,177	960,942	1,005,309	967,928	982,565
ア介護予防・生活支援サービス事業	377,308	831,608	872,496	844,049	857,602
イ介護予防ケアマネジメント事業	69,869	129,334	132,813	123,879	124,963
(2) 一般介護予防事業	53,527	54,031	50,369	39,607	42,200
ア介護予防把握事業	4,197	4,581	4,019	3,841	3,799
イ地域介護予防普及啓発事業	26,828	26,025	21,749	17,425	20,544
ウ地域介護予防活動支援事業	22,492	23,010	21,791	18,272	17,745
エ一般介護予防事業評価	10	25	2,420	0	0
オ地域リハビリテーション活動支援	0	390	390	69	112
(3) 総合事業費審査支払手数料	2,923	6,032	6,369	6,070	6,049
2. 包括的支援事業及び任意事業	529,332	543,591	552,704	552,621	579,983
(1) 包括的支援事業	391,252	396,974	405,062	403,085	429,371
(2) 任意事業	75,849	71,910	74,218	75,519	75,893
ア介護給付等費用適正化事業	11,465	11,371	12,445	11,792	14,941
イ家族介護支援事業	3,923	3,093	3,001	3,656	411
ウその他事業	60,461	57,446	58,772	60,071	60,541
(3) 包括的支援事業（社会保障充実分）	62,231	74,707	73,424	74,017	74,719
ア在宅医療・介護連携推進事業	16,138	17,703	14,603	12,003	12,721
イ生活支援体制整備事業	35,890	34,347	37,658	42,104	41,592
ウ認知症総合支援事業	10,203	9,365	7,963	6,604	7,131
エ地域ケア会議推進事業	0	13,292	13,200	13,306	13,275
合計	1,032,959	1,564,596	1,614,751	1,566,226	1,610,797
保健福祉事業					
1. 保健福祉事業	-	-	-	24,449	26,861
(1) 保健福祉事業	-	-	-	24,449	26,861
ア介護予防事業	-	-	-	0	192
イ介護者支援事業	-	-	-	0	0
ウ在宅福祉事業	-	-	-	24,449	26,517
エ介護人材確保支援事業	-	-	-	0	152
合計	-	-	-	24,449	26,861

3) 地域包括支援センター

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として、平成18年度に地域包括支援センターが創設され、現在、市内12箇所に設置している。

また同時に、地域包括支援センターの機能を公正・中立に維持し、効率的に運営するための意見聴取の場として、委員20人以内で構成される「下関市地域包括支援センター運営協議会」を設置した。

【下関市地域包括支援センターの設置状況（令和4年8月1日現在）】

名称	所在地	担当区域	対象人口	職員数	運営主体
			(高齢者人口)		
本庁 東部	〒750-8521 下関市南部町1番1号 下関市役所西棟2階 長寿支援課内	本庁管内	21,781人	16人	下関市（直営）
			(8,258人)		
本庁 西部	〒750-0061 下関市上新地町三丁目5番5号	本庁管内	20,964人	15人	医療法人 茜会
			(8,977人)		
本庁 北部	〒751-0833 下関市武久町二丁目2番13号	本庁管内	18,791人	8人	医療法人社団 青寿会
			(6,130人)		
彦島	〒750-0075 下関市彦島江の浦町一丁目5番2号	彦島支所管内	23,516人	8人	社会福祉法人 松美会
			(9,472人)		
長府	〒752-0933 下関市長府松小田本町1番26号	長府支所管内	27,622人	11人	社会福祉法人 朋愛会
			(9,846人)		
東部	〒752-0916 下関市王司上町一丁目2番20号	王司・清末・小月・王喜・吉田支所管内	25,503人	7人	社会福祉法人 下関市社会福祉協議会
			(7,923人)		
川中	〒751-0853 下関市川中豊町三丁目3番5号	川中支所管内	32,244人	9人	一般社団法人 下関市医師会
			(9,154人)		
安岡 吉見	〒759-6613 下関市富任町一丁目4番1-3号	安岡・吉見支所管内	19,516人	8人	社会福祉法人 松涛会
			(7,094人)		
勝山 内日	〒751-0885 下関市形山みどり町14番地16	勝山・内日支所管内	26,188人	6人	社会福祉法人 暁会
			(7,418人)		
菊川 豊田	〒750-0317 下関市菊川町大字下岡枝172番地2	菊川・豊田総合支所管内	11,950人	8人	社会福祉法人 菊水会
			(5,209人)		
豊浦	〒759-6301 下関市豊浦町大字川棚6895番地1 下関市役所豊浦総合支所内	豊浦総合支所管内	15,964人	9人	社会福祉法人 下関市社会福祉協議会
			(7,061人)		
豊北	〒759-5592 下関市豊北町大字滝部3140番地1 下関市役所豊北総合支所内	豊北総合支所管内	7,865人	8人	社会福祉法人 下関市社会福祉協議会
			(4,458人)		

4) 生活支援体制整備事業

高齢者が可能な限り住み慣れた地域や家庭で生きがいを持って安心して暮らし続けられる「地域包括ケアシステム」の構築のため、地域包括支援センター、民生児童委員、地縁団体、まちづくり協議会、老人クラブ等と連携し、地域資源の開発やネットワークの構築等を行う「生活支援コーディネーター」を配置している。

委託先：社会福祉法人下関市社会福祉協議会

第1層生活支援コーディネーター：1人（市全体を担当）

第2層生活支援コーディネーター：6人（13日常生活圏域のうち1～3圏域を担当）

5) 配食サービス助成事業

近隣に家族等がおらず、心身の障害、疾病等の理由により適切な食事の調達が困難な在宅のひとり暮らし高齢者等に対して、栄養バランスのとれた食事の提供及び安否確認を受ける場合における費用の一部を助成する。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
延配食数	126,499食	129,967食	130,027食	129,319食	128,646食

6) 緊急通報体制整備事業

在宅のひとり暮らし高齢者等に対して、緊急通報システムに係るサービスを給付することにより、高齢者の疾病や災害時等の緊急の連絡体制を整備する。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
設置台数	888 台	807 台	729 台	710 台	673 台

(5) その他の主な業務

これらの他に、敬老祝い贈呈業務、敬老の祝典、老人クラブ活動に対する助成、介護予防教室等の介護予防事業等を行うとともに、老人憩の家等所管施設の管理運営業務等を行っている。

4. 所管する施設

(1) 老人憩の家

1) 沿革

教養の向上、レクリエーション等、高齢者の健全な憩の場を確保し、高齢者の心身の健康増進を図るための施設。

2) 施設の概要

長府老人憩の家	
所在地	下関市長府八幡町 2 番 3 3 号
設置	昭和 6 1 年 4 月 1 日
面積	敷地面積 6 8 8 . 8 5 m ² 建築面積 2 2 6 . 3 5 m ² 延べ面積 1 9 9 . 8 0 m ²
構造	鉄骨造 平屋建
建設事業費	3 5 , 0 8 0 , 0 0 0 円
指定管理者	下関市老人クラブ連合会長府支部 (非公募、令和 8 年 3 月 3 1 日まで)
小月老人憩の家	
所在地	下関市小月本町二丁目 1 4 番 3 4 号
設置	昭和 5 7 年 4 月 1 日
面積	敷地面積 1 , 0 2 4 . 6 2 m ² 建築面積 2 1 0 . 7 9 m ² 延べ面積 1 7 8 . 1 4 m ²
構造	鉄骨造 平屋建
建設事業費	1 4 , 2 5 1 , 2 0 0 円
指定管理者	下関市老人クラブ連合会小月支部 (非公募、令和 8 年 3 月 3 1 日まで)

西部老人憩の家	
所在地	下関市長門町1番1号
設置	昭和60年4月1日
面積	敷地面積 11.43㎡ 建築面積 — ㎡ 延べ面積 118.40㎡
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造
建設事業費	13,260,000円
指定管理者	下関市老人クラブ連合会西部第2支部 (非公募、令和8年3月31日まで)
北部老人憩の家	
所在地	下関市山の田東町4番11号
設置	昭和62年4月1日
面積	敷地面積 1,634.98㎡ 建築面積 246.51㎡ 延べ面積 492.89㎡
構造	鉄筋コンクリート造 2階建て
建設事業費	58,610,000円
指定管理者	下関市老人クラブ連合会新北部支部 (非公募、令和8年3月31日まで)
安岡老人憩の家	
所在地	下関市安岡町四丁目5番30号
設置	平成元年4月1日
面積	敷地面積 180.10㎡ 建築面積 180.10㎡ 延べ面積 291.60㎡
構造	鉄筋コンクリート造 2階建て
建設事業費	45,230,000円
指定管理者	下関市老人クラブ連合会安岡支部 (非公募、令和8年3月31日まで)
吉田老人憩の家	
所在地	下関市大字吉田地方字土井2499番地
設置	平成2年4月1日
面積	敷地面積 175.50㎡ 建築面積 — ㎡ 延べ面積 169.06㎡
構造	鉄骨造 平屋建
建設事業費	28,840,000円

指定管理者	下関市老人クラブ連合会吉田支部 (非公募、令和8年3月31日まで)
川中老人憩の家	
所在地	下関市川中本町二丁目2番20号
設置	平成25年7月1日
面積	敷地面積 932.74㎡ 建築面積 208.45㎡ 延べ面積 172.66㎡
構造	鉄骨造 平屋建
建設事業費	45,170,000円
指定管理者	下関市老人クラブ連合会川中支部 (非公募、令和8年3月31日まで)
内日老人憩の家	
所在地	下関市大字内日下字大頭748番地2
設置	平成3年4月1日
面積	敷地面積 739.61㎡ 建築面積 177.54㎡ 延べ面積 169.91㎡
構造	鉄骨造 平屋建
建設事業費	31,560,000円
指定管理者	下関市老人クラブ連合会内日支部 (非公募、令和8年3月31日まで)
清末老人憩の家	
所在地	下関市清末中町一丁目2番30号
設置	平成4年4月1日
面積	敷地面積 1,089.89㎡ 建築面積 178.14㎡ 延べ面積 178.14㎡
構造	鉄骨造 平屋建
建設事業費	27,810,000円
指定管理者	下関市老人クラブ連合会清末支部 (非公募、令和8年3月31日まで)
吉見老人憩の家	
所在地	下関市吉見本町一丁目13番5号
設置	平成5年3月1日
面積	敷地面積 1,765.85㎡ 建築面積 182.54㎡ 延べ面積 182.54㎡

構 造	鉄骨造 平屋建
建設事業費	31,220,000円
指定管理者	下関市老人クラブ連合会吉見支部吉見長寿会 (非公募、令和8年3月31日まで)
彦島宮の原老人憩の家	
所 在 地	下関市彦島迫町五丁目12番9号
設 置	平成6年12月10日
面 積	敷地面積 508.94㎡ 建築面積 178.14㎡ 延べ面積 170.51㎡
構 造	鉄骨造 平屋建
建設事業費	30,590,000円
指定管理者	彦島老人クラブ連合会 (非公募、令和8年3月31日まで)
吉母老人憩の家	
所 在 地	下関市大字吉母452番地10
設 置	平成12年3月1日
面 積	敷地面積 849.05㎡ 建築面積 178.14㎡ 延べ面積 170.55㎡
構 造	鉄骨造 平屋建
建設事業費	38,410,000円
指定管理者	下関市老人クラブ連合会吉母支部 (非公募、令和8年3月31日まで)
業務の内容	講演会、講習会その他教養講座の開催 レクリエーション及びクラブ活動の指導促進等
主な設備	憩の家施設本体等
公共施設の 適正配置に 関する方向性	同一又は類似の利用用途（機能）を有する複数の施設を、一つの施設にまとめる方向で検討します。

3) 施設の現況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用者数	45,771人	51,132人	46,470人	32,060人	29,053人

(2) ふれあいプラザ

1) 沿革

高齢者の介護予防の拠点、世代間の交流の場を確保し、高齢者の心身の健康増進を図るための施設。

2) 施設の概要

後田ふれあいプラザ	
所在地	下関市後田町五丁目16番9号
設置	平成14年3月29日
面積	敷地面積 215.80㎡ 建築面積 117.22㎡ 延べ面積 112.47㎡
構造	鉄筋コンクリート造 平屋建
建設事業費	34,820,000円
指定管理者	下関市老人クラブ連合会后田支部 (非公募、令和8年3月31日まで)
彦島ふれあいプラザ	
所在地	下関市彦島江の浦町一丁目15番11号
設置	平成15年3月1日
面積	敷地面積 930.79㎡ 建築面積 307.69㎡ 延べ面積 261.99㎡
構造	本館 鉄骨造 平屋建 倉庫 補強コンクリート 平屋建 集会所 鉄骨造 平屋建
建設事業費	39,834,100円
指定管理者	彦島老人クラブ連合会 (非公募、令和8年3月31日まで)
業務の内容	高齢者の健康増進、教養の向上に関すること 世代間の交流に関すること
主な設備	ふれあいプラザ施設本体等
公共施設の 適正配置に 関する方向性	後田ふれあいプラザは譲渡を行う方向で検討します。 彦島ふれあいプラザは同一又は類似の利用用途(機能)を有する複数の施設を、一つの施設にまとめる方向で検討します。

3) 施設の現況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用者数	14,945人	12,673人	13,230人	9,857人	10,137人

(3) 下関市満珠荘

1) 沿革

高齢者をはじめ多くの市民が気軽に利用できる、健康増進と休養のための施設

2) 施設の概要

所在地	下関市みもすそ川町3番75号
設置	平成24年2月25日(リニューアルオープン)
面積	敷地面積 3,178.26㎡ 建築面積 671.46㎡ 延床面積 1,831.94㎡
構造	鉄筋コンクリート造 地上2階 地下1階
建設事業費	458,510,000円
指定管理者	一般財団法人 下関市公営施設管理公社 (公募、令和9年3月31日まで)
業務の内容	施設の維持管理、運営企画に関すること等
主な設備	2階 エントランスホール、フロント、ラウンジ、食堂、売店 授乳室 1階 浴場及びリラックスメーム、家族風呂、ロビー 地階 宿泊室9室、多目的室、自販機コーナー
公共施設の 適正配置に 関する方向性	一般的に民間と競合する施設であることから、同施設の更なる活用を図るため、民間活力の導入を目的に、譲渡する方向で検討します。

3) 施設の現況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
宿泊者数	6,839人	6,941人	6,818人	4,801人	6,106人
日帰り 入浴者数	52,880人	50,932人	46,615人	31,719人	34,485人

障 害 者 支 援 課

1. 障害者支援課の概要

給付係、支援係及び権利擁護係の3係において、身体障害者手帳及び療育手帳に関すること、障害者総合支援法に基づく自立支援給付、地域生活支援事業に関することなど障害者及び障害児支援に係る業務を所掌している。

2. 所管する主な計画

(1) 下関市障害者計画

障害者基本法に基づく市町村の障害者施策全般に関する計画で、福祉分野だけでなく雇用・教育・医療・住宅・道路など、生活環境等の整備に関する施策が含まれている。

計画の期間は6年間である。

平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
障害者計画			障害者計画			障害者計画（現行）					
障害福祉計画（第Ⅲ期）			障害福祉計画（第Ⅳ期）			障害福祉計画（第5期）			障害福祉計画（第6期）		
							障害児福祉計画（第1期）		障害児福祉計画（第2期）		

(2) 下関市障害福祉計画

障害者総合支援法に基づき3年を1期として定める、障害福祉サービス提供体制の確保に関する計画で、内容は、障害福祉サービス等の数値目標やサービス見込量の確保等である。

(3) 下関市障害児福祉計画

児童福祉法に基づき3年を1期として定める、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画で、内容は、障害児通所支援等の数値目標やサービス見込量の確保等である。

3. 所管する主な業務

(1) 自立支援等給付業務

1) 介護給付業務

障害のある人が、居宅介護、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援等のサービスを利用した場合に、費用の一部を支給する。また、高額障害福祉サービス費、サービス利用計画作成費を支給する。

2) 訓練等給付業務

障害のある人が自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助（グループホーム）等のサービスを利用した場合に、費用の一部を支給する。

3) 補装具費支給業務

身体障害者に、身体の欠損又は機能の損傷を補う補装具費の一部を支給する。

4) 自立支援医療業務(更生医療)

身体障害者の障害を除去軽減し、機能を回復するために必要な医療の給付を行う。

(2) 地域生活支援事業

1) 日常生活用具給付業務

重度身体障害者に日常生活用具を給付する。

2) 訪問入浴サービス事業

居宅での入浴が困難な重度身体障害者に、訪問入浴車を派遣して入浴サービスを行う。

3) 福祉タクシー助成業務

障害のある人の日常生活の利便と社会活動範囲の拡大を図るため、タクシー料金の一部を助成する。

4) 自動車改造費等助成業務

身体障害者が自動車運転免許を取得するために必要な経費、自動車の改造に要する費用等の一部を助成する。

5) 重度心身障害者医療費助成業務

重度心身障害者の医療費の自己負担分を助成し、障害者の負担軽減を図る。

6) 特別障害者手当等給付業務

常時特別の介護を要する在宅障害者に対して、特別障害者手当等の給付を行う。

7) 重度心身障害者特別給付金給付業務

制度的に年金を受給できなかった重度心身障害者に対して、特別給付金を支給する。

8) 心身障害者扶養共済掛金助成業務

山口県心身障害者扶養共済制度に加入している保護者に対し、掛金の一部を助成する。

9) 成年後見制度利用支援業務

障害により判断能力が十分でない人について、その福祉を図るため特に必要があると認められる場合に、市長が後見開始審判の申し立てを行う。

10) 地域活動支援センター運営事業

障害のある人を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の便宜を供与することにより、障害のある人の地域生活支援の促進を図る。

11) 相談支援事業

障害のある人からの相談に応じ、必要な支援を行う。

12) 障害者デイサービス業務

在宅の障害のある人に対し、通所により各種のサービスを提供することによって、障害のある人の自立を促進、生活の改善、身体機能の維持向上を図る。

13) 日中受入業務

日中ショートステイ支援を行うことにより保護者等の休息等の機会を作り、在宅の障害のある人の家庭生活の維持向上を図る。

14) 移動支援事業

障害により屋外の移動が困難な人が、外出にあたって移動支援を受けた場合に、費用の一部を支給する。

15) 意思疎通支援事業

ア. 手話通訳者設置及び養成

手話通訳者の設置及び養成講習会を行う。

イ. 手話奉仕員等派遣及び養成

手話奉仕員等の派遣及び養成講習会を行う。

ウ. 要約筆記者等派遣及び養成

要約筆記者等の派遣及び養成講習会を行う。

エ. 盲ろう者向け通訳・介助員派遣及び養成

盲ろう者向け通訳・介助員の派遣及び養成講習会を行う。

オ. 広域支援派遣

手話通訳者及び要約筆記者等を広域に派遣する。

16) 点字図書館運営費助成業務

社会福祉法人山口県盲人福祉協会に対し、点字図書館運営費助成を行う。

17) 一般更生援護業務

障害者福祉事業推進に必要な更生援護事業の庶務事務を行う。

18) 身体障害者手帳交付業務

身体障害者手帳交付に必要な障害認定、指定医師資格認定、手帳発行業務等を行う。

19) 障害児養育手当支給業務

20歳未満の障害児を養育する保護者に対し、養育手当を支給する。

20) 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業

重度障害者に対して、修学に必要な身体介護等を提供し、障害者の社会参加を促進する。

21) 障害者（児）緊急一時支援事業

介護者の急病等の事由により、既存の障害福祉サービスでは対応できない在宅での生活が困難となった障害者（児）を一時的に受け入れる。

(3) 審査会業務

障害支援区分やサービス支給決定に係る審査及び判定を行うための審査会運営、認定に必要な訪問調査等を行う。

(4) 障害者スポーツセンター管理運営業務

障害のある人が、スポーツを通じて健康の維持及び増進を図る場である障害者スポーツセンターの管理運営及び下関市障害者スポーツ大会開催業務を行う。

(5) 身体障害者福祉センター管理運営業務

身体障害者福祉センターの管理運営を行う。

(6) 特別児童扶養手当支給業務

身体や精神に中度以上の障害を有する20歳未満の児童を監護している養育者に対して、特別児童扶養手当の給付を行う。

(7) 発達支援機能強化事業

こども発達センター敷地内に開設した発達障害専門の診療所に対し、運営経費の一部を助成する。

(8) 障害児支援給付等業務

障害児が児童発達支援、放課後等デイサービス等のサービスを利用した場合に、費用の一部を支給する。また、高額障害福祉サービス費、サービス利用計画作成費を支給する。

(9) こども発達センター管理運営業務

心身に障害のある児童及びその疑いのある児童の療育体制の充実を図るために設置されたこども発達センター等の管理運営を行う。

4. 所管する施設

(1) 下関市障害者スポーツセンター

1) 沿革

障害者のスポーツ及びレクリエーション活動への参加を促進することにより、健康の維持及び増進を図り、もってその福祉の向上に資することを目的に設置。

昭53.2.1 開設

平15.9.1 雇用・能力開発機構から有償譲渡

平16.4.1 指定管理者制度導入

2) 施設の概要

- 所在地 下関市貴船町三丁目4番1号
- 敷地面積 1,519.40㎡
- 建物概要 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建及び車庫
床面積 1階 890.10㎡
2階 1,032.90㎡
- 施設 アリーナ
- 休館日 月曜日・祝祭日
- 施設使用料 障害者及び関係者（団体）の利用は無料。
一般利用者（団体）は全面使用の場合1時間につき610円
- 指定管理 公募 5年
 - ◇ 管理者 社会福祉法人 下関市社会福祉協議会（R2年度～R6年度）
 - ◇ 指定管理者が行う業務
 - ・ 障害者スポーツセンターの使用の許可に関する業務
 - ・ 障害者スポーツセンターの施設及び設備の維持管理に関する業務
 - ・ 下関市障害者スポーツ大会開催業務
 - ・ スポーツを通じて、障害者の機能回復及び体力向上に関する指導及び助言を行う業務
 - ・ 障害者スポーツ大会参加促進事業
- 公共施設の適正配置に関する方向性
中期（2023年度）から後期（2034年度）までに複合化

3) 利用状況（令和3年度実績）

ア. 利用者数

	年間利用者数		開館日数	平均利用者数
	障害者	一般		
7,694人	4,824人	2,870人	239日	32.2人

イ. 大会・教室等開催状況

大会等開催件数	利用者数	
	実人数	延人数
18件	460人	971人

(2) 下関市身体障害者福祉センター

1) 沿革

各種講習会や講座を開いて教養の向上を図り、また創作活動、軽作業、日常生活訓練等の事業を通じて社会生活の適応性を高め、障害者の福祉の増進に資することを目的に設置。

昭57.4.1 開設

平18.4.1 指定管理者制度導入

2) 施設の概要

- 所在地 下関市貴船町三丁目1番43号
- 敷地面積 317.27㎡
- 建物概要 鉄筋コンクリート造 3階建
建物面積 634.48㎡
- 開設年月日 昭和57年4月1日
- 休館日 月曜日・祝祭日
- 施設 料理教室、機能訓練室、作業室、社会適応室、憩の間、図書室
- 施設使用料 障害者及び関係者(団体)に限定され、利用は無料。
- 指定管理 非公募 5年
 - ◇ 管理者 社会福祉法人 下関市社会福祉協議会 (R2年度～R6年度)
 - ◇ 指定管理者が行う業務
 - ・ 障害者福祉団体に関する便宜供与に関する業務
 - ・ 障害者の福祉の増進を図るために必要な業務
 - ・ センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- 公共施設の適正配置に関する方向性
中期(2023年度)から後期(2034年度)までに複合化

3) 利用状況(令和3年度実績)

ア. 利用者数

	年間利用者数		開館日数	平均利用者数	
	個人	団体			
3,951人	1,418人	2,533人	(376団体)	239日	16.5人

(3) 下関市こども発達センター**1) 沿革**

地域における中核的専門機関として子ども一人ひとりに応じた適切な早期療育及び家族支援を継続的かつ総合的に行えるよう、より一層充実した体制を整え、福祉の向上に貢献するという基本理念のもと平成7年に設立した。

開設当初から業務委託で施設運営を行ってきたが、平成18年度からは下関市社会福祉事業団を指定管理者とし施設運営を行っている。

2) 施設の概要

- 所在地 下関市幡生本町26番12号
- 敷地面積 4,371.06㎡
- 建物概要 鉄筋コンクリート造 平屋建
建物面積 1,129.71㎡
- 開設年月日 平成7年4月1日
- 休館日 土曜日・日曜日・祝祭日
- 施設 訓練室、保育室、在宅介護室、相談室、温水プール
- 指定管理 非公募 5年
 - ◇ 管理者 社会福祉法人 下関市社会福祉事業団 (H30年度～R4年度)
 - ◇ 指定管理者が行う業務
 - ・ 福祉型児童発達支援センター「はたぶ園」(定員30名)
 - ・ 発達支援事業
 - ・ 地域療育等支援事業

3) 施設の現況 (令和3年度実績)

年間利用者数	年間開館日数	1日平均利用者数
延15,983人	233日	68.6人

ア. 「はたぶ園」事業

年間開園日数	通園児童数
233日	延7,749人

イ. 発達支援事業

年間開園日数	通園児童数
233日	延3,616人

ウ. 療育等支援に関する事業

在宅支援訪問療育等指導	在宅支援外来療育等指導	施設支援一般指導
延9回	延4,516回	延93回

(4) 下関市こども発達センターどーなつ

1) 沿革

就学前の子どもを対象に、子どもに応じたグループ編成を行い、小グループ活動を通して集団適応に必要なスキル獲得を支援している（児童発達支援）。

平成29年度までは、下関市こども発達センター内において、児童発達支援を行っていたが、当支援への需要の増加に対応するため、平成30年度より中央こども園に併設し、定員を増員（20人から30人へ）した。下関市社会福祉事業団の指定管理による運営を行っている。

2) 施設の概要

- 所在地 下関市幡生新町1番10号
- 建物概要 鉄筋コンクリート造 平屋建
建物面積 266.25㎡
- 開設年月日 平成30年4月1日
- 休館日 土曜日・日曜日・祝祭日
- 施設 訓練室、言語室、心理室、保育室
- 指定管理 非公募 5年
 - ◇ 管理者 社会福祉法人 下関市社会福祉事業団（H30年度～R4年度）
 - ◇ 指定管理者が行う業務
 - ・ 児童発達支援（定員30名）
 - ・ 発達支援事業

3) 施設の現況（令和3年度実績）

ア. 児童発達支援

年間開園日数	通園児童数
229日	延3,955人

(5) 下関市こども発達センター豊浦

1) 沿革

平成27年4月、旧四町での児童発達支援事業の需要増加に伴い豊浦総合支所庁舎内に設立した。

発達が気になる未就学児童及び学齢児を対象として、日常生活における基本的な指導、生活能力の向上のために必要な訓練等を行っている（児童発達支援、放課後等デイサービス）。

定員は10名/日で、下関市社会福祉事業団の指定管理による運営を行っている。

2) 施設の概要

- 所在地 下関市豊浦町大字川棚6895番地1
(下関市豊浦総合支所管内)
- 建物概要 鉄筋コンクリート造
建物面積 98.59㎡
- 開設年月日 平成27年4月1日
- 休館日 土曜日・日曜日・祝祭日
- 施設 訓練室、面談・相談室
- 指定管理 非公募 5年
- ◇ 管理者 社会福祉法人 下関市社会福祉事業団 (H30年度～R4年度)
 - ◇ 指定管理者が行う業務
 - ・ 児童発達支援、放課後等デイサービス (定員10名)

3) 施設の現況 (令和3年度実績)

ア. 児童発達支援

年間開園日数	通園児童数
230日	延839人

イ. 放課後等デイサービス

年間開園日数	通園児童数
229日	延911人

保 険 年 金 課

1. 保険年金課の概要

庶務係、給付係、賦課係、徴収係、後期高齢者医療係、年金係の6係において、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金等に関する事務を分掌している。

2. 所管する主な業務

(1) 国民健康保険業務

1) 国民健康保険

国民健康保険は、「国民健康保険法」により被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行うとともに、被保険者の健康保持増進に必要な事業を行う。

実施主体は都道府県及び市町村とされている。

都道府県は、安定的な財政運営及び市町村の国民健康保険事業の効率的な実施の確保などについて中心的な役割を果たし、市町村は、被保険者の資格の取得・喪失に関する事項、保険料の徴収及び保健事業などを適切に実施する。

ア. 被保険者

下関市の区域内に住所を有する者は、山口県が下関市とともに行う国民健康保険の被保険者となる。

ただし、他の法律による医療保険制度（被用者保険）の加入者、後期高齢者医療制度の被保険者、生活保護適用者、その他特別の理由がある者は除かれる。

イ. 保険給付

病気やけがによって医療機関等にかかった場合、療養の給付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、保険外併用療養費の支給、療養費の支給、訪問看護療養費の支給、特別療養費の支給、移送費の支給、高額療養費の支給、高額介護合算療養費の支給を行う。

出産については、出産育児一時金（1件42万円 ※産科医療補償制度に加入していない医療機関等で出産した場合等は1件40万8,000円）の支給を行う。

死亡については、葬祭費（1件5万円）の支給を行う。

ウ. 保健事業

被保険者の健康保持増進のための事業として、はり及びきゅうの施術、歯周病健診及び年齢35歳以上の被保険者を対象とする外来人間ドックへの助成の保健助成事業を实

施する。

また、生活習慣病の予防と早期発見のために、年に1回、40歳以上の被保険者を対象とする特定健康診査と、その結果に応じた特定保健指導を実施する。

エ. 費用

国民健康保険の費用は、主として国民健康保険料、国の支出金、県の支出金をこれに充てる。

なお、65歳から74歳までの前期高齢者の医療給付費は、国民健康保険・被用者保険間で各保険者の加入者数に応じて財政調整が行われている。

また、平成20年度から前期高齢者の医療給付費に財政調整が設けられたことに伴い、退職者医療制度は廃止となった。

しかし、円滑な移行を図るため、退職者医療制度は、平成26年度までに、65歳未満の退職被保険者等が65歳に達するまでの間、現行の退職者医療制度を存続させる経過措置が講じられている。

退職被保険者等の医療給付費は、被用者保険等の保険者の拠出金によって賄われる療養給付費等交付金及び退職被保険者等に係る国民健康保険料によって支弁される。

オ. 国民健康保険料

保険料率は、一般被保険者に係る保険料の賦課総額を基準として、本市国民健康保険条例に定める賦課割合に基づいて、所得割、被保険者均等割、世帯別平等割それぞれの料率を算定する。

保険料は、その世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額、世帯別平等割額の合算額であり、世帯主に対して賦課し徴収する。

保険料には、医療分保険料、後期高齢者医療制度の運営のために負担する後期高齢者支援金分保険料、40歳から64歳までの介護保険の第2号被保険者に係る介護分保険料があり、合算額を国民健康保険料として賦課する。

また、一定の基準以下の低所得世帯の保険料については、国民健康保険法施行令第29条の7第5項に基づき被保険者均等割額及び世帯別平均割額の7割、5割、2割を減額する。

なお、災害その他特別の事情がある場合の保険料については、別に減免措置がある。

平成22年度からはリストラ等で職を失った非自発的失業者が国民健康保険に加入する場合、本人の前年給与所得を30/100として保険料を算定する負担軽減措置が講じられている。

保険料及び保険料に係る督促手数料、延滞金を滞納した場合は、地方自治法第231条の3第3項の規定に基づき、地方税の滞納処分の例によって、滞納処分を行うことができる。

カ. 時効

国民健康保険法第110条の規定に基づき、保険料その他の徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び保険給付を受ける権利は、2年を経過したときは、時効によって消滅する。

2) 下関市国民健康保険運営協議会

国民健康保険事業の運営に関する事項（市が処理することとされている事務に係るものであって、保険給付、保険料の徴収その他の重要事項に限る。）を審議するため、市長の諮問機関として「下関市国民健康保険運営協議会」を置く。

委員は、被保険者代表5人、療養担当代表5人、公益代表5人、被用者保険代表3人の18人で構成する。

表1 国民健康保険事業状況一覧表

(単位：人、%、円)

区分		年度					
		29	30	元	2	3	
市人口		267,145	264,191	261,443	258,325	254,928	
被保険者数 (うち介護第2号被保険者数)		60,096 (17,548)	57,867 (16,489)	56,093 (15,764)	54,922 (15,280)	53,637 (14,806)	
	一般	59,125	57,529	56,036	54,922	53,637	
	退職	971	338	57	0	0	
加入率		22.5	21.9	21.5	21.3	21.0	
保 料 率 料	医 療 分	所得割率	10.3	9.6	9.5	9.4	9.4
		均等割額	26,600	25,500	25,900	26,200	26,200
		平等割額	25,600	23,700	24,400	24,200	24,200
		賦課限度額	540,000	580,000	610,000	630,000	630,000
	後 支 援 高 齢 者 金 分	所得割率	3.2	2.8	2.7	2.6	2.6
		均等割額	8,500	7,600	7,500	7,300	7,300
		平等割額	8,100	7,000	7,000	6,800	6,800
		賦課限度額	190,000	190,000	190,000	190,000	190,000
	介 護 分	所得割率	3.3	3.3	2.9	2.9	2.4
		均等割額	9,900	9,800	9,100	9,300	8,000
		平等割額	6,900	6,700	6,200	6,300	5,400
		賦課限度額	160,000	160,000	160,000	170,000	170,000
1世帯当り(現年分調定額)		149,722	139,765	137,223	135,784	132,970	
1人当り(現年分調定額)		98,562	93,010	92,401	92,118	91,145	
収納率(現年分)		91.83	92.55	93.41	94.18	94.85	
1人当り医療費(窓口負担分含む)		458,441	462,890	479,150	470,091	490,346	

※市人口、被保険者数、1人当り医療費は3月～2月平均。

※収納率は実質収納率(実質収納率=収納額(還付未済額を除く)÷調定額)。

表2 国民健康保険財政

(単位：千円)

区分		年度				
		29	30	元	2	3
歳 入	国民健康保険料	5,857,152	5,433,961	5,281,829	5,133,983	4,929,296
	国民健康保険税	9	0	22	0	0
	国庫支出金	6,981,796	-	3,672	62,424	21,110
	療養給付費等交付金	385,964	-	-	-	-
	前期高齢者交付金	12,503,803	-	-	-	-
	県支出金	1,297,405	23,528,979	23,782,920	23,042,711	23,525,326
	共同事業交付金	8,125,223	-	-	-	-
	繰入金	3,166,726	2,942,201	2,874,782	2,778,052	2,666,565
	その他	976,633	2,033,601	2,394,046	667,811	929,680
	合計	39,294,711	33,938,742	34,337,271	31,684,981	32,071,977
歳 出	総務費	541,243	506,062	454,671	453,345	470,179
	保険給付費	23,389,535	22,860,557	23,144,094	22,320,196	22,791,878
	後期高齢者支援金等	3,371,217	-	-	-	-
	前期高齢者納付金等	12,372	-	-	-	-
	老人保健拠出金	79	-	-	-	-
	介護納付金	1,275,001	-	-	-	-
	国民健康保険事業費納付金	-	7,794,554	8,174,711	7,783,786	7,317,899
	共同事業拠出金	8,059,199	5	3	3	3
	保健事業費	207,313	190,908	227,082	227,331	223,871
	その他	490,419	360,047	1,778,326	76,443	67,430
合計	37,346,378	31,712,133	33,778,887	30,861,104	30,871,260	

(2) 後期高齢者医療業務

1) 後期高齢者医療

高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）第47条の規定によって、後期高齢者医療制度が平成20年4月から実施されている。

本制度の運営は、法第48条によって、山口県内のすべての市町が加入する「山口県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が行っている。

ア. 被保険者

被保険者となるのは、75歳（一定の障害状態にある65歳から74歳の者は広域連合の認定を受けることによって被保険者となる。）以上の者で、生活保護適用者、その他特別の理由がある者は除く。

イ. 保険給付

病気やけがによって医療機関等にかかった場合、療養の給付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、保険外併用療養費の支給、療養費の支給、訪問看護療養

費の支給、特別療養費の支給、移送費の支給、高額療養費の支給、高額介護合算療養費の支給が行われる。

死亡の場合は、葬祭費（1件5万円）の支給が行われる。

ウ. 保健事業

生活習慣病の早期発見によって適切な医療に繋げるために、年に1回、健康診査が広域連合によって実施される。

また、歯科健康の保持増進を目的として、前年度における新規資格取得者（75歳年齢到達及び障害認定）を対象に、受診期間中に1回、広域連合によって歯科健康診査が実施される。

エ. 費用

後期高齢者医療制度の財源構成は、患者負担を除き、被保険者からの保険料（1割）、現役世代からの支援金（4割）及び公費（5割）となり、このうちの公費負担については、国・県・市が4対1対1の割合で負担する。

オ. 後期高齢者医療保険料

保険料の賦課は、法第104条第2項の規定に基づき広域連合が行い、一定の基準以下の低所得世帯の保険料については、法施行令第18条第4項の規定に基づき被保険者均等割額の7割、5割、2割が減額される。

また、災害その他特別の事情がある場合、広域連合長によって保険料が減免される。

保険料の徴収は、法第104条第1項の規定に基づき本市が行う。

加えて、保険料及び保険料に係る督促手数料、延滞金を滞納した場合は、地方自治法第231条の3第3項の規定に基づき地方税法の滞納処分の例によって、本市が滞納処分を行うことができる。

カ. 時効

法第160条の規定に基づき保険料その他の徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び後期高齢者医療給付を受ける権利は、2年を経過したときは、時効によって消滅する。

被保険者数の推移

(単位：人)

月 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
H29	46,543	46,552	46,566	46,614	46,691	46,775	46,805	46,811	46,779	46,907	47,007	47,119
H30	47,150	47,126	47,119	47,114	47,178	47,288	47,302	47,309	47,274	47,444	47,579	47,659
R元	47,729	47,717	47,742	47,774	47,820	47,864	47,870	47,874	47,827	47,896	47,904	47,926
R2	47,934	47,856	47,846	47,833	47,834	47,819	47,796	47,740	47,606	47,657	47,640	47,567
R3	47,456	47,385	47,379	47,399	47,479	47,607	47,720	47,781	47,850	48,139	48,300	48,410

※月末現在

2) 保健事業・介護予防一体的実施業務

山口県後期高齢者医療広域連合から本市が委託を受け、国民健康保険からの連続した健康管理や地域包括ケアと連動した仕組み作りを行う保健事業である。

具体的には、ふれあいサロンや体操教室などの「通いの場」等に積極的に関与することで、フレイル状態にある高齢者を適切な医療や介護予防サービスにつなげるとともに、疾病予防・重症化予防や生活機能の改善による健康寿命の延伸を図ることなどを事業の目的としている。

(3) 国民年金業務

1) 国民年金

国民年金は、すべての国民を対象として、老齢・障害・死亡に関して必要な給付を行い、健全な国民生活の維持・向上に寄与することを目的としている。

市においては、申請・請求の受理及び事実についての審査等を取り扱い、この事務処理に必要な費用は、国から交付される。

ア. 拠出年金制度

(ア) 対象被保険者

20歳以上60歳未満の者は原則として被保険者とされ、3種類に区分される。

第1号被保険者 農林漁業・自営業者、無職の者、学生、フリーター等

第2号被保険者 厚生年金・各種共済の被保険者

第3号被保険者 第2号被保険者の被扶養配偶者

(イ) 保険料（上記第1号被保険者）

定額保険料 月額 16,590円（令和4年度）

付加保険料 月額 400円

(ウ) 保険料納付義務の免除

第1号被保険者のうち下記の者は、保険料の納付義務を免除される。

- 法定免除者
- ア) 生活扶助の生活保護受給者
 - イ) 障害年金、障害基礎年金受給権者
 - ウ) ハンセン病療養所等の収容者

申請免除者

- ア) 一定基準以下の低所得者

〔申請免除は所得や就学状況に応じ、全額免除・4分の3免除・半額免除・4分の1免除・納付猶予・学生納付特例の6種類に区分される。〕

産前産後期間の免除者

ア) 出産日が平成31年2月1日以降の方

※ 出産とは妊娠85日(4か月)以上の出産をいう。

(死産・流産・早産を含む。)

〔出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間(多胎妊娠の場合は出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間)が免除される。〕

(エ) 給付

- ア) 老齢基礎年金
- イ) 障害基礎年金
- ウ) 寡婦年金又は遺族基礎年金
- エ) 死亡一時金

の4種類がある。

いずれも所定の納付期間、又は免除期間を満たしていなければ支給されず、その期間によって支給金額も異なる。

イ. 福祉年金制度

老齢福祉年金の支給は明治44年4月1日以前に生まれた者に限られる。

なお、受給権者が公的年金を受給しているとき、受給権者、受給権者の配偶者又は扶養義務者に一定額以上の所得がある時は、年金額の一部、又は全部が支給停止される。

ウ. 年金額・保険料の調整

生活水準の向上や物価の変動などに対応して、年金額の調整を行うことになっており、これに伴い、保険料額も調整が行われる。

表1 被保険者数・保険料免除者数

(単位：人)

区分 年度	被 保 険 者 数				保 険 料 免 除 者 数							
	第1号	任 意	第3号	計	法 免	全 額	3/4 (H18~)	半額 (H14~)	1/4 (H18~)	学生納付特 例 (H12~)	若年者 納付猶予 (H17~) 納付猶予 (H28~)	計
H29	26,218	348	16,658	43,224	3,086	4,715	470	249	136	3,251	998	12,905
H30	25,510	338	16,000	41,848	3,062	4,637	508	302	176	3,275	976	12,936
R元	25,119	315	15,302	40,736	3,035	4,753	536	333	166	3,365	1,026	13,214
R2	24,650	310	14,695	39,655	3,048	4,994	433	227	123	3,119	1,052	12,996
R3	24,166	289	14,075	38,530	3,053	5,029	395	236	137	3,084	1,000	12,934

※年度末現在

表2 年金受給権者数

(単位：人)

区分 年度	老 齢		障 害		遺 族 ④	寡 婦 ⑤	計
	拠出 (基礎) ①	無拠出 (福祉) ※老齢福祉年金	拠出 (基礎) ②	無拠出 (福祉) ③			
H29	85,376	0	2,628	2,542	490	24	91,060
H30	86,299	0	2,653	2,565	438	22	91,977
R元	86,695	0	2,661	2,569	431	21	92,377
R2	87,144	0	2,685	2,595	414	22	92,860
R3	87,168	0	2,723	2,608	385	21	92,905

※年度末現在

表3 年金受給額

(単位：円)

区分 年度	老齢福祉年金	その他 (①+②+③+④+⑤)	計
H29	0	60,344,269,230	60,344,269,230
H30	0	61,111,841,738	61,111,841,738
R元	0	61,610,149,283	61,610,149,283
R2	0	62,246,475,753	62,246,475,753
R3	0	62,412,211,099	62,412,211,099

※年度末現在

介護保険課

1. 介護保険課の概要

平成10年4月に介護保険準備室が設置され、平成12年4月介護保険制度開始に伴い、介護保険課が設置される。

庶務係、給付係、賦課徴収係、認定係が置かれ、平成25年4月からは事業者係が加わり、平成30年4月から認定係を認定事務係と認定調査係に分割した。

介護保険事業計画に関すること、介護保険給付に関すること、介護保険サービス事業者等の指定等に関すること、被保険者の資格管理に関すること、介護保険料の賦課と徴収に関すること、要介護認定に関すること等、介護保険業務全般を所管している。

また、平成18年度より地域支援事業の創設に伴い、介護給付等費用適正化事業等を行っている。

附属機関として下関市介護認定審査会を、また、公正・中立な制度運営のための意見聴取の場として下関市地域密着型サービス運営委員会を設置している。

2. 所管する主な計画・プラン・年報

(1) 第八次下関市いきいきシルバープラン（介護保険事業計画）

本計画は、介護保険法第117条の規定に基づく介護保険事業計画として3年間で1期として策定しており、現在は第8期計画期間（令和3年度～令和5年度）に当たる。

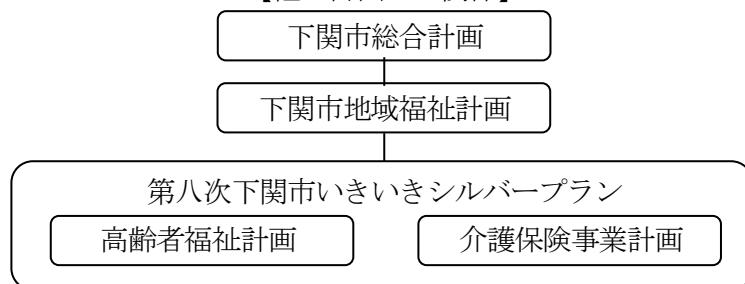
計画策定における市民参画の方策として、要介護認定者等を対象としたアンケート調査や、計画案を公表し意見を聴取するパブリック・コメントを実施している。

当該計画により下関市における介護予防、介護サービス提供等の方向性を示すとともに、介護保険事業の健全な運営のため、高齢者の実態把握、サービス提供の状況、ニーズ等から将来的な事業量を見込み、介護保険施設等の整備量や介護保険料を決定している。

【各介護保険事業計画期間】

第1期	平成12年度～平成14年度	第5期	平成24年度～平成26年度
第2期	平成15年度～平成17年度	第6期	平成27年度～平成29年度
第3期	平成18年度～平成20年度	第7期	平成30年度～令和2年度
第4期	平成21年度～平成23年度	第8期	令和3年度～令和5年度

【他の計画との関係】



3. 所管する主な業務

(1) 介護保険事業

高齢化が進む中、介護を必要とする高齢者が増加する一方で、核家族化、少子化等により家族だけで介護することは困難になっており、誰もが直面する介護を国民皆で支える社会保険の仕組みとして、平成12年度から「介護保険制度」が開始された。

1) 被保険者

ア. 被保険者の種類

第1号被保険者 市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者

第2号被保険者 市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者

イ. 被保険者数（第1号）

(単位：人)

年度	被保険者計	65歳～74歳		75歳以上		市全体人口	被保険者比率
			構成比		構成比		
29年度	91,104	43,392	47.6%	47,712	52.4%	265,026	34.4%
30年度	91,539	43,182	47.2%	48,357	52.8%	262,255	34.9%
R1年度	91,454	42,852	46.9%	48,602	53.1%	259,346	35.3%
R2年度	91,538	43,271	47.3%	48,267	52.7%	256,400	35.7%
R3年度	91,213	42,011	46.1%	49,202	53.9%	252,413	36.1%

注) 各年度未現在

2) 要介護認定

ア. 要介護認定のしくみ

介護保険制度では、要介護（1～5）や要支援（1～2）の状態になった場合に介護サービスを受けることができる。判定基準は全国一律に定められており、被保険者からの認定申請を受けて認定調査員による調査が実施され、原則としてコンピュータによる一次判定結果及び調査票の特記事項、主治医意見書に基づき、保険者（下関市）に設置される介護認定審査会で要介護度区分が判定される。

イ. 要介護認定の状況

(ア) 要介護認定申請受付数

(単位：人)

年度	合計			
		新規	更新	変更
29年度	17,725	4,234	11,299	2,192
30年度	14,929	4,315	8,175	2,439
R1年度	17,221	4,159	10,789	2,273
R2年度	11,368	3,931	4,679	2,758
R3年度	15,073	4,014	8,396	2,663

(イ)要介護認定者数

各年度末現在 (単位:人)

年度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
29年度	3,384	2,721	4,403	2,604	2,101	2,466	1,481	19,160
30年度	3,627	2,848	4,386	2,617	2,077	2,504	1,497	19,556
R1年度	3,666	2,688	4,578	2,666	2,041	2,513	1,478	19,630
R2年度	3,859	2,679	4,693	2,744	2,119	2,588	1,419	20,101
R3年度	3,939	2,611	4,676	2,601	2,037	2,576	1,375	19,815

ウ. 介護認定審査会

下関市介護認定審査会は、介護保険法第14条に基づき市の附属機関として設置され、要介護・要支援認定を受けようとする被保険者について、原則として「一次判定結果」、「特記事項」及び「主治医意見書」に基づき、下関市介護認定審査会運営要綱に規定される要支援認定基準又は要介護認定基準に照らし、介護保険法第27条から第35条まで及び第37条の規定により、その権限に属するとされている要介護及び要支援の審査・判定等に関する事務を公正かつ客観的に行う。

本市の場合、認定審査会は、32合議体で構成されており、保健・医療・福祉に関する160人の学識経験者によって構成されている。

【下関市介護認定審査会分野別委員内訳】

(令和4年7月1日現在/単位:人)

医療分野			保健分野				福祉分野			計
医師	歯科 医師	薬剤師	保健師 助産師 看護師	理学 療法士	作業 療法士	その他 保健関係	介護 福祉士	社会 福祉士	その他 福祉関係	
32	11	13	32	11	8	0	27	7	19	160

3) 保険給付

ア. 居宅介護（介護予防）サービス等区分支給限度基準額

サービスの種類	要介護度区分						
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
訪問介護 訪問入浴介護 ※1 訪問看護 ※1 訪問リハビリテーション ※1 通所介護 通所リハビリテーション ※1 短期入所生活介護 ※1 短期入所療養介護 ※1 特定施設入居者生活介護 ※2 福祉用具貸与 ※1 定期巡回・随時対応サービス 夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護 ※1 小規模多機能型居宅介護 ※1 認知症対応型共同生活介護 ※1※2※3 地域密着型特定施設入居者生活介護 ※2 看護小規模多機能型居宅介護（旧複合型サービス） 地域密着型通所介護	50,320 円/月	105,310 円/月	167,650 円/月	197,050 円/月	270,480 円/月	309,380 円/月	362,170 円/月
福祉用具購入費（1年度につき）※1	10万円						
住宅改修費（原則1回限り）※1	20万円						

※1 介護予防を含む。 ※2 短期利用に限る。 ※3 要支援1は利用不可。

イ. 保険給付費の種類

(ア) 介護サービス等諸費

要介護1～5の認定を受けた人が受けるサービス利用等に対する給付費。

(イ) 介護予防サービス等諸費

要支援1・2の認定を受けた人が受けるサービス利用等に対する給付費。

(ウ) その他諸費

山口県国保連合会に委託している介護給付費に係る審査及び支払事務の手数料。

(エ) 高額介護サービス等費

要介護認定・要支援認定を受けた人の1か月間の利用者負担額が基準額を超える場合、超えた部分について償還払いの方式により支給する給付費。

(オ) 高額医療合算介護サービス等費

医療保険と介護保険の1年間の利用者負担額を合算して基準額を超える場合、超えた部分について、費用按分して償還払いの方式により支給する給付費。

(カ) 特定入所者介護サービス等費

介護保険施設等における居住費、食費が過重な負担とならないよう、低所得者に対して軽減を行う給付費。

ウ. 保険給付費の状況

(単位：千円)

年度	介護サービス等諸費	介護予防サービス等諸費	その他諸費	高額介護サービス等費	高額医療合算介護サービス等費	特定入所者介護サービス等費	合計
29	22,072,487	1,153,411	28,712	534,807	64,672	815,490	24,669,579
30	22,870,919	647,783	32,117	587,633	36,260	842,012	25,016,724
R1	23,191,759	677,561	19,827	622,774	81,301	869,060	25,462,282
R2	23,791,701	651,651	33,588	687,105	84,700	857,710	26,106,455
R3	23,786,039	683,959	32,170	677,820	91,628	661,782	25,933,398

エ. 下関市の介護サービス提供事業者数 (令和4年4月1日現在)

(ア) 居宅(介護予防)サービス事業者 424箇所 (注：訪問リハビリテーション

及び居宅療養管理指導は、みなし指定を除く。通所リハビリテーション、短期入所療養介護は、みなし指定を含む。)

訪問介護75、訪問入浴介護4、訪問看護29、訪問リハビリテーション2、通所介護67、通所リハビリテーション28、短期入所生活介護29、短期入所療養介護(介護老人保健施設)11、短期入所療養介護(介護療養型医療施設等)1、短期入所療養介護(介護医療院)2、福祉用具貸与26、特定福祉用具販売29、特定施設入居者生活介護5、居宅介護支援104、介護予防支援12

(イ) 地域密着型(介護予防)サービス事業者 178箇所

定期巡回・随時対応型訪問介護看護6、地域密着型通所介護89、認知症対応型通所介護14、認知症対応型共同生活介護37、小規模多機能型居宅介護12、地域密着型介護老人福祉施設19、看護小規模多機能型居宅介護1

(ウ) 介護保険施設 37箇所

介護老人福祉施設17、介護老人保健施設12、介護療養型医療施設1、介護医療院7

4) 地域支援事業

ア. 地域支援事業の概要

被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業等を福祉部 長寿支援課及び介護保険課並びに保健部 健康推進課の3課において実施している。

介護保険課では、介護給付等費用適正化業務及び福祉用具・住宅改修支援業務を実施している。

5) 保健福祉事業

ア. 保健福祉事業の概要

保健福祉事業は、被保険者全体を対象に第1号保険料を財源とし、市町村が独自に実施する事業で、内容は介護保険法に定められており、要介護被保険者を現に介護する者の支援のために必要な事業、被保険者が要介護状態等となることを予防するために必要な事業、指定居宅サービス及び指定居宅介護支援の事業並びに介護保険施設の運営その他の保険給付のために必要な事業、被保険者が利用する介護給付等対象サービスのための費用に係る資金の貸付けその他の必要な事業とされ、長寿支援課及び介護保険課において実施している。

介護保険課では、介護人材確保のための取り組みを行っている。

6) 保険料

介護保険料は、介護保険法第129条第3項の規定により、介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービスの見込量等に基づいて算定した保険給付に要する費用の予想額等の支出額と、3年間の事業計画期間を通じて財政の均衡を保つことができるように決定している。

【第8期(2021年度～2023年度)介護保険料】

段階	対象者	保険料率	月額保険料	年間保険料
第1段階	○生活保護の受給者 ○老齢福祉年金(※1)受給者で世帯全員が市民税非課税の方 ○世帯全員が市民税非課税で、前年の「課税年金収入金額」と「合計所得金額(※2)から年金収入に係る雑所得を引いた金額」の合計が80万円以下の方	×0.3 (※3)	1,650円	19,800円
第2段階	○世帯全員が市民税非課税で、前年の「課税年金収入金額」と「合計所得金額から年金収入に係る雑所得を引いた金額」の合計が80万円を超え、120万円以下の方	×0.4 (※3)	2,200円	26,400円
第3段階	○世帯全員が市民税非課税で、前年の「課税年金収入金額」と「合計所得金額から年金収入に係る雑所得を引いた金額」の合計が120万円を超える方	×0.7 (※3)	3,850円	46,200円
第4段階	○世帯に市民税課税者がいるが、本人が市民税非課税で、前年の「課税年金収入金額」と「合計所得金額から年金収入に係る雑所得を引いた金額」の合計が80万円以下の方	×0.9	4,950円	59,400円
第5段階 (基準額)	○世帯に市民税課税者がいるが、本人が市民税非課税で、前年の「課税年金収入金額」と「合計所得金額から年金収入に係る雑所得を引いた金額」の合計が80万円を超える方	×1.0	5,500円	66,000円
第6段階	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	×1.2	6,600円	79,200円
第7段階	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	×1.3	7,150円	85,800円
第8段階	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	×1.5	8,250円	99,000円
第9段階	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	×1.7	9,350円	112,200円
第10段階	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上700万円未満の方	×1.75	9,625円	115,500円
第11段階	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方	×2.0	11,000円	132,000円
第12段階	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	×2.25	12,375円	148,500円

(※1) 老齢福祉年金…明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金

(※2) 合計所得金額…収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なる)を控除した金額で、所得控除(扶養控除や医療費控除など)や特別控除(土地・建物を売却したときの譲渡所得で受けられる控除等)、損失の繰越控除をする前の金額。ただし、保険料の算定においては、譲渡所得に係る特別控除は、合計所得金額から控除される。

(※3) 低所得者の保険料軽減…低所得者の負担軽減を図るため、2015年度から公費投入による保険料軽減を実施。令和3年度から令和5年度においては、第1段階～第3段階の保険料軽減を継続します。

7) 保険財政

ア. 介護保険特別会計介護保険事業勘定の決算状況

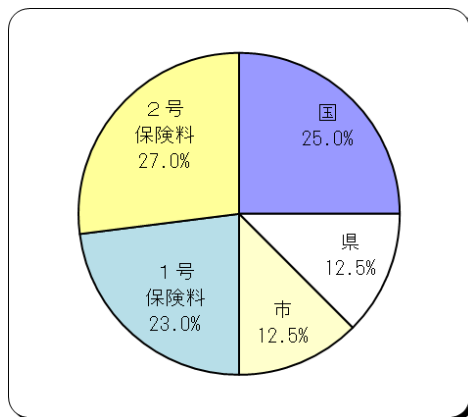
(単位：千円)

区 分		29年度	30年度	R1年度	R2年度	R3年度
歳入	保険料	5,522,468	5,761,073	5,601,723	5,436,013	5,421,695
	使用料及び手数料	1,077	994	941	891	877
	国庫支出金	6,940,835	7,123,530	7,078,777	7,271,424	7,387,491
	支払基金交付金	7,098,073	6,956,500	7,202,815	7,339,871	7,243,538
	県支出金	3,680,457	3,819,303	3,967,549	4,009,904	3,997,844
	財産収入	1,694	2,888	2,699	1,648	1,383
	繰入金	3,864,512	3,949,176	4,199,133	4,500,178	4,406,705
	繰越金	584,663	869,236	568,859	446,615	422,574
	諸収入	26,388	6,365	13,716	9,108	14,172
	合 計	27,720,167	28,489,065	28,636,212	29,015,652	28,896,279
歳出	総務費	563,779	537,565	543,072	494,064	503,078
	保険給付費	24,669,579	25,016,724	25,462,282	26,106,454	25,933,398
	地域支援事業費	1,032,959	1,564,596	1,614,751	1,566,225	1,610,797
	保健福祉事業費	0	0	0	24,448	26,860
	基金積立金	400,174	279,321	207,465	144,846	1,384
	公債費	0	0	0	0	0
	諸支出金	184,440	522,000	362,027	257,041	296,525
	予備費	0	0	0	0	0
	合 計	26,850,931	27,920,206	28,189,597	28,593,078	28,372,042

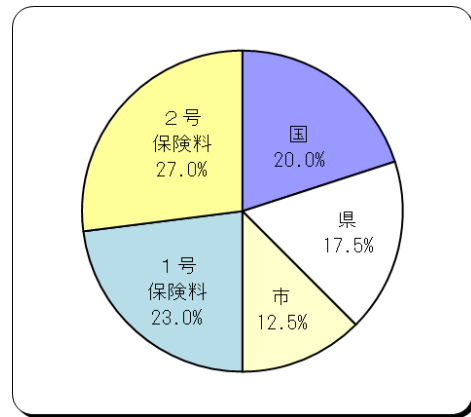
イ. 財源構成

第8期 (2021年度～2023年度)

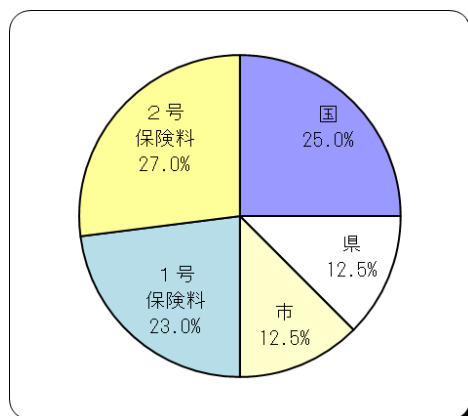
■介護給付 (居宅給付費)



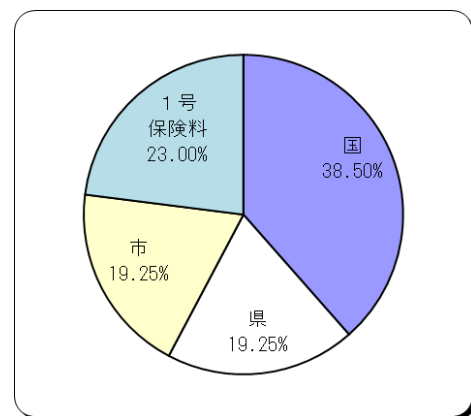
■介護給付 (施設等給付費)



■地域支援事業 (介護予防事業)



■地域支援事業 (包括的支援事業及び任意事業)



子 育 て 政 策 課

1. 子育て政策課の概要

支援政策係、放課後保育係の2係から構成され、子ども・子育てを支援する事業を所掌している。

2. 所管する主な計画・プラン

(1) 下関市子ども・子育て支援事業計画、下関市次世代育成支援行動計画、

下関市ひとり親家庭等自立促進計画(“F o r K i d s” プラン2020)

子ども・子育て支援法第61条第1項、次世代育成支援対策推進法第8条第1項及び母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条の規定に基づく、令和2年度以降の5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保や、児童虐待防止、ひとり親家庭等の自立促進など、この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画。令和7年度以降については“F o r K i d s” プラン2025を策定予定。

3. 所管する主な業務

(1) 家庭への支援

1) 児童環境づくり・子育て支援推進業務

ブックスタート推進事業、ファミリーサポートセンター事業、子育てサークルネットワーク推進事業、母親クラブの支援、ショートステイ、トワイライトステイ、新ショート・トワイライトステイ、病児保育等を行う。

(実績) 利用等の状況

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
ブックスタート(人)	1,798	1,628	1,440	1,560	1,529
ファミリーサポート(件)	2,494	2,041	2,337	2,545	2,754
ショートステイ(※)	16	31	9	69	74
トワイライトステイ(※)	296	99	57	177	218
新ショート・トワイライト(※)				4	32
病児保育(※)	4,076	3,605	3,291	1,468	1,538

※ 延べ利用児童数

2) 放課後児童健全育成業務（放課後児童クラブ）

小学校に就学している子どもで、保護者が就労、疾病、介護等により昼間家庭にいない若しくは養育ができない子どもを対象として、放課後、土曜日、長期休業中において、子どもに適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全育成を図る。

対 象 児 童	小学生
支 援 の 単 位	56単位（クラス）
開 所 時 間	月～金 放課後～午後6時30分 ※ 夏休等 午前8時～午後6時30分 土 午前8時～午後6時
保 育 料	月～金 4,000円 月～土 5,000円 ※ 夏休加算 2,600円

(各年度5月1日現在実績)

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
在籍数	2,349	2,509	2,514	2,504

4. 所管する施設

※公共施設の適正配置に関する方向性については、「公共施設の適正配置に関する方向性」2018年12月を参照。

(1) 児童館

児童に健全な遊びを提供することで、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に、4か所の児童館の管理運営を行う。

1) 施設一覧

No.	施設の名称	所在地	設置年月日
1	ゆたか児童館	川中豊町七丁目8番9号	昭和59年 4月 1日
2	ひかり童夢	上田中町一丁目16番1号	平成13年 1月 21日
3	ひこまる	彦島江の浦町一丁目4番30号	平成20年12月 7日
4	宇賀児童館	豊浦町大字宇賀7925番地1	昭和61年 4月 1日

2) 施設の利用状況

(単位：人)

No.	施設の名称	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
1	ゆたか児童館	19,495	19,678	14,608	11,758	8,745
2	ひかり童夢	16,307	14,842	13,727	8,236	7,024
3	ひこまる	17,691	16,650	16,218	12,759	10,123
4	宇賀児童館	2,293	2,840	3,802	4,244	3,180
	合 計	55,786	54,010	48,355	36,997	29,072

(2) 次世代育成支援拠点施設 ふくふくこども館

1) 設置目的

次代を担う子どもたちを多世代で育み、子どもの健全な育成と子育てをしている家庭の支援を図る。

2) 施設の概要

構造	鉄骨造3階建 3階
床面積	2,676.38㎡
3階 屋上	プレイランド、多目的室、交流スペース・クリエイティブランド、こども一時預かり室、相談室、授乳室 ウッドデッキ、芝生広場
施設所在地	下関市竹崎町四丁目3番3号
供用開始	平成26年4月1日
開館時間	午前10時～午後6時
休館日	毎週水曜日（水曜日が祝日の場合は、翌平日） 年末年始（12月29日～1月1日）
指定管理者	下関こども未来創造ネット (公募、令和9年3月31日まで)

(利用料金) 条例に規定する使用料の範囲内で、指定管理者が定めた料金

区分	平日	土曜日/日曜日/祝日
こども一時預かり室	500円/1h	600円/1h
多目的室(全面)	1,000円/1h	1,200円/1h
多目的室(半面大)	600円/1h	700円/1h
多目的室(半面小)	400円/1h	500円/1h

(施設で行う事業)

遊び・体験学習事業	発達段階に応じた遊びができる場の提供
子育て家庭支援事業	子どもや子育て等に関する相談、情報提供
地域活力増進事業	市民及び子育て団体の活動支援、人材育成
郷土文化伝承事業	郷土文化を学べる場と機会の提供
利用推進事業	多彩な行事・イベント開催、施設広報活動

3) 施設の利用状況

(来館者数)

(人)

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
来館者	203,865	197,161	166,115	69,746	57,830

幼 児 保 育 課

1. 幼児保育課の概要

管理係、施設係、入園給付係の3係と、公立の保育所、こども園及び幼稚園から構成され、就学前児童施設・認可外保育施設に関すること、児童福祉施設の設置認可等に関することを所掌している。

2. 所管する主な計画・プラン

(1) 下関市子ども・子育て支援事業計画、下関市次世代育成支援行動計画、 下関市ひとり親家庭等自立促進計画(“F o r K i d s”プラン2020)

子ども・子育て支援法第61条第1項、次世代育成支援対策推進法第8条第1項及び母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条の規定に基づく、令和2年度以降の5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保や、児童虐待防止、ひとり親家庭等の自立促進など、この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画。令和7年度以降については“F o r K i d s”プラン2025を策定予定。

(2) 下関市立就学前施設の整備基本計画

「市立幼稚園・保育園の連携及び幼保一元化推進の基本方針」及び「下関市立幼稚園の適正規模・適正配置」、「保育環境適正化推進基本方針」の3つの基本方針を具現化するための基本計画。「第2次下関市総合計画」、「下関市子ども・子育て支援事業計画」の下位計画と位置づけしており、計画期間は平成27年度から令和6年度までの10年間

3. 所管する主な業務

(1) 子どものための教育・保育給付事業

子ども・子育て支援新制度に基づき、幼稚園、保育所、認定こども園等への施設型給付及び地域型保育給付の支給を行う。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援新制度に基づき、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、延長保育事業、病児保育事業(体調不良児対応型)等の業務を行う。

(3) 市立保育所管理運営業務

市立保育所10園の管理及びその入所児童の保育を行う。

(こども未来部 幼児保育課)

(4) 市立幼稚園管理運営業務

市立幼稚園 7 園 (休園 1 園含む) の管理及びその入所児童の保育を行う。

(5) 市立認定こども園管理運営業務

市立認定こども園 9 園の管理及びその入所児童の保育を行う。

(6) その他の主な業務

これらの他に、児童福祉施設の設置認可、幼保連携型認定こども園の設置認可に関する業務、児童福祉施設整備資金元利補給業務、私立保育所援護対策業務、私立幼稚園就園奨励業務などの業務を行っている。

4. 所管する施設

※公共施設の適正配置に関する方向性については、「公共施設の適正配置に関する方向性」2018 年 12 月を参照。

(1) 保育所

1) 施設一覧

No.	施設の名称	所在地	設置年月日	備考
1	長府第一保育園	長府宮の内町 1 番 38 号	昭和 23 年 4 月 1 日	
2	長府第二保育園	長府中六波町 12 番 26 号	昭和 23 年 4 月 1 日	
3	長府第三保育園	長府松小田本町 1 番 38 号	昭和 23 年 4 月 1 日	
4	長府第四保育園	長府八幡町 1 番 1 号	昭和 49 年 6 月 1 日	
5	幸町保育園	幸町 18 番 6 号	昭和 49 年 6 月 1 日	
6	吉見保育園	吉見本町一丁目 16 番 1 号	昭和 23 年 4 月 1 日	
7	彦島第一保育園	彦島福浦町二丁目 17 番 1 号	昭和 23 年 4 月 1 日	
8	名池保育園	名池町 10 番 2 号	昭和 27 年 4 月 30 日	
9	幡生保育園	幡生宮の下町 25 番 13 号	昭和 57 年 4 月 1 日	
10	双葉保育園	豊浦町大字宇賀字川嶋 2984 番地 1	昭和 40 年 5 月 1 日	

2) 施設の入所状況 (各年度 10 月 1 日現在 単位：人)

	H30	R1	R2	R3	R4
公立	798	786	783	775	730
私立	2,932	2,895	2,854	2,770	2,685
合計	3,730	3,681	3,637	3,545	3,415

(2) 幼稚園

1) 施設一覧

No.	施設の名称	所在地	設置年月	備考
1	第一幼稚園	貴船町三丁目 11 番 12 号	明治 32 年 4 月 1 日	
2	豊浦幼稚園	長府亀の甲二丁目 2 番 82 号	昭和 13 年 4 月 1 日	
3	清末幼稚園	清末西町一丁目 6 番 1 号	昭和 44 年 4 月 1 日	
4	小月幼稚園	小月宮の町 15 番 20 号	昭和 23 年 4 月 1 日	
5	川中幼稚園	伊倉本町 21 番 1 号	昭和 53 年 4 月 1 日	
6	豊東幼稚園	菊川町大字上大野字上ノ原 20 番地 1	昭和 29 年 4 月 1 日	
7	内日幼稚園	大字内日下字坂本 1031 番地	昭和 39 年 4 月 1 日	休園中

2) 施設の入所状況

(各年度 5 月 1 日現在 単位：人)

	H30	R1	R2	R3	R4
公立	353	302	270	247	198
私立	286	261	278	254	320
合計	639	563	548	501	518

(3) 認定こども園

1) 施設一覧

No.	施設の名称	所在地	設置年月	備考
1	中央こども園	幡生新町1番10号	平成30年4月1日	
2	垢田こども園	新垢田東町一丁目2番7号	平成30年4月1日	
3	王喜こども園	王喜本町二丁目15番1号	平成27年4月1日	
4	菊川こども園	菊川町大字下岡枝字高田1504番地	平成27年4月1日	
5	西市こども園	豊田町大字矢田字横の田185番地	平成27年4月1日	
6	豊田下こども園	豊田町大字手洗字堂本273番地1	平成27年4月1日	
7	川棚こども園	豊浦町大字川棚字寺田5281番地	平成27年4月1日	
8	黒井こども園	豊浦町大字黒井字下北岡2159番地1	平成28年4月1日	
9	豊北こども園	豊北町大字滝部字上ノ原2992番地1	平成27年4月1日	

2) 施設の入所状況

(各年度10月1日現在 単位：人)

	H30	R1	R2	R3	R4
公立	1,023	1,001	1,001	950	912
私立	1,754	1,763	1,773	1,738	1,647
合計	2,777	2,764	2,774	2,688	2,559

認定こども園を含む子ども・子育て支援新制度は、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、平成27年4月にスタートした制度

こども家庭支援課

1. こども家庭支援課の概要

相談支援係、給付係の2係で構成され、家庭児童相談、要保護児童等の支援、助産施設・母子生活支援施設への入所等、ひとり親家庭及び寡婦等の援護、児童手当及び児童扶養手当、乳幼児・子ども・ひとり親家庭等医療費助成に関することを所掌している。

2. 所管する主な計画・プラン

下関市子ども・子育て支援事業計画、下関市次世代育成支援行動計画、
下関市ひとり親家庭等自立促進計画(“F o r K i d s” プラン2020)

子ども・子育て支援法第61条第1項、次世代育成支援対策推進法第8条第1項及び母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条の規定に基づく、令和2年度以降の5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保や、児童虐待防止、ひとり親家庭等の自立促進など、この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画。令和7年度以降については“F o r K i d s” プラン2025を策定予定。

3. 所管する主な業務

(1) こども家庭支援拠点運營業務

従来の家庭児童相談室の機能を包含する包括的な支援の実施を目的として設置された下関市こども家庭支援拠点を運営し、子どもとその家庭及び妊産婦に対し、継続的なケースワーク業務を行う。また、養育支援を特に必要とする家庭を対象に、保健師等の訪問による専門的相談支援や子育て経験者等が養育者の育児・家事援助を行う養育支援訪問事業等の実施により、児童虐待の未然防止を図る。

【こども家庭支援拠点新規相談件数】

	平成29年	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
件数	122件	148件	184件	272件	210件

【養育支援訪問事業実績】※重複有、専門的相談支援は保健センター含む延べ件数

年度	件数合計	内訳	
		専門的相談支援	育児・家事援助
平成 29 年度	3 0 6 件	1 1 2 件	1 9 4 件
平成 30 年度	6 0 9 件	1 3 6 件	4 7 3 件
令和元年度	8 1 5 件	4 4 8 件	3 6 7 件
令和 2 年度	7 7 9 件	4 1 9 件	3 6 0 件
令和 3 年度	1, 0 0 2 件	4 9 0 件	5 1 2 件

(2) 助産施設・母子生活支援施設への入所等に関する業務

経済的理由により入院助産が困難な妊産婦を入所させ、分娩費を助成する助産制度、また、配偶者のいない女子等の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合に、母子生活支援施設において保護者及び児童の保護を実施する。

【助産件数】

年度	件数
平成 29 年度	3 件
平成 30 年度	2 件
令和元年度	4 件
令和 2 年度	2 件
令和 3 年度	6 件

【母子生活入所件数】

年度	入所世帯(児童数)	退所世帯(児童数)
平成 29 年度	3 (7)	4 (7)
平成 30 年度	0 (0)	3 (7)
令和元年度	0 (0)	0 (0)
令和 2 年度	0 (0)	0 (0)
令和 3 年度	1 (3)	0 (0)

(3) 母子等福祉援護業務

1) 母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業

母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図るため、指定講座の受講に要する経費の一部を助成する。

2) 母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業

母子家庭の母及び父子家庭の父が対象資格を取得するために養成機関で修業する場合に、生活の経済的負担軽減のための給付金を支給する。

給付実績

	H 2 9 年度	H 3 0 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度
看護師	8	2 5	1 6	1 6	1 8
准看護師	4 4	2 4	1 8	2 9	1 7
社会福祉士	2	4	2	1	3
美容師	1	2	2	1	
保育士			1	1	2
理学療法士					1
合計	5 5	5 5	3 9	4 8	4 1

(4) 母子父子寡婦福祉資金の貸付業務

母子及び父子並びに寡婦の経済的自立を助け、生活意欲の増進を図るために、就学支度資金、修学資金、技能習得資金、修業資金等の貸付を行う。

貸付実績

(単位：件)

	H 2 9 年度	H 3 0 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度
修学資金	1 5	2 1	2 1	1 4	8
技能習得資金	3	4	1		2
修業資金	1	1	1		1
就職支度資金	1				2
生活資金	1	1			1
転宅資金	1	3	1		1
就学支度資金	1 7	1 3	1 0	7	1 0
事業継続資金		1			
合 計	3 9	4 4	3 4	2 1	2 5

(5) 児童手当・児童扶養手当の給付、医療費助成**1) 児童手当の給付・医療費の助成業務**

児童手当の給付、乳幼児医療費及び子ども医療費の助成を行う。

(実績) 年間給付額・助成額

(単位：千円)

	H 2 9 年度	H 3 0 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度
児童手当	3, 791, 360	3, 706, 295	3, 637, 915	3, 558, 300	3, 472, 930
乳幼児医療費	396, 969	380, 987	375, 802	311, 974	378, 594
子ども医療費	114, 065	112, 121	116, 548	97, 984	104, 283

2) 児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費の助成

児童扶養手当の給付、ひとり親家庭等への医療費助成を行う。

(実績) 年間給付額・助成額

(単位：千円)

	H 2 9 年度	H 3 0 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度
児童扶養手当	1, 385, 993	1, 348, 846	1, 687, 136	1, 287, 550	1, 250, 577
ひとり親医療費	208, 176	199, 968	193, 614	163, 642	168, 420

保健医療政策課

1. 保健医療政策課の概要

総務係、医事薬事係、感染症対策係の3係が置かれ、献血推進、医療従事者免許事務、人口動態統計及び衛生統計事務、救急医療対策、医事・薬事事務、結核対策、感染症対策等の事務を所掌している。

また、課内室として健康危機管理室が置かれ、健康危機管理に係る計画等の企画立案、調査研究等の事務を所掌している。

2. 所管する主な業務

(1) 衛生統計事務

人口動態調査をはじめ、各種の厚生行政に関する調査を行い、情報収集に努めるとともに、保健衛生に関する諸データの整理を行っている。

(2) 救急医療対策業務

市民の急病などに対する不安を解消するため、下関市医師会、下関市歯科医師会と連携を図り、在宅当番医制、休日歯科診療所及び病院群輪番制により、救急医療体制を構築し円滑な運営を行っている。

(3) 医事・薬事業務

1) 医事業務

医療関係法令に基づき、病院、診療所、歯科診療所など医療施設に関する申請、届出などの業務を行っている。

2) 薬事業務

薬事関係法令に基づき、薬局、医薬品販売業及び毒物・劇物販売業等の許可・登録及び監視指導、また麻薬取扱者などの届出受付事務を行っている。

(4) 結核対策業務

結核の早期発見・早期治療を促進するため、一年を通して胸部健康診断（胸部エックス線撮影）を保健所にて実施している。また、結核患者との接触者（患者の家族等）等に対する健康診断、保健師による訪問指導等を通じて、結核のまん延防止及び再発の予防に努めている。

(5) 感染症対策業務

1) 感染症の予防

感染症の発生を予防するための広報活動や、浸水被害などが発生した場合の防疫対策として消毒などを行っている。また、感染症の発生状況を把握するために、医療機関からの情報収集を行っている。

2) 感染症のまん延防止

インフルエンザ、O-157、麻しん（はしか）などが発生した場合、感染が広がることを防ぐために、感染源の調査、接触者の健康診断及び消毒等の対応を行っている。また、新型コロナウイルス感染症の対応にもあたっている。

3) 性感染症（エイズなど）の予防

エイズなどの性感染症の予防のため、正しい知識の普及啓発に努め、性感染症に関する相談や助言を行っている。また、希望者には血液検査を行っている。

(6) その他の主な業務

これらの他に、献血推進業務、医療従事者免許事務、医療相談業務、薬物乱用防止対策業務、結核予防に関する補助業務、結核患者に係る医療給付、健康危機管理に係る計画等の企画立案・調査研究などの業務を行っている。

地 域 医 療 課

1. 地域医療課の概要

地域医療課は、地域医療（救急医療体制に係るものを除く。）に関すること、病院事業の総合調整に関すること、市立病院の運営に関すること、夜間急病診療所及び島戸診療所の管理運営に関すること、下関市豊浦地域ケアセンターの管理運営に関することを所掌している。

2. 所管する主なプラン

(1) 下関市地域医療の確保に関する基本計画

「第2次下関市総合計画」を踏まえ、山口県が策定する「第7次山口県保健医療計画」及び「山口県地域医療構想」との整合性を図りながら、基礎自治体として、将来も持続可能な地域の医療を確保するための医療施策の中心となる基本計画として、令和元年5月に「下関市地域医療の確保に関する基本計画」を策定した。

3. 所管する主な業務

(1) 地域医療に関する業務

1) 地域医療対策協議会等運營業務

山口県から委託を受け、下関医療圏の医療提供体制、医療連携及び地域医療構想等に関して協議を行い、医療計画等を推進していくとともに圏域内の医療体制の充実に努める。

2) 地域医療確保対策業務

地域医療構想の推進に併せて、下関医療圏における持続可能な医療提供体制の早期実現を図る。

(2) 市立病院の運営に関する業務

1) 病院改革推進業務

地域において必要な医療提供体制の確保を図るため、公立病院経営強化ガイドラインに基づき市立病院改革を進める。

2) 市民病院運營業務

市民病院が安定した経営を行えるよう、国の繰出基準に基づき運営費負担金並びに運営費交付金を交付するとともに、病院施設等の整備資金の貸付を行う。

また、業務の適正化を図るため、業務実績に関する評価を行い、議会へ報告を行う。評価の過程においては、「地方独立行政法人下関市立市民病院評価委員会」の意見を聴取することとしている。

(3) 夜間急病診療所及び島戸診療所の管理運営に関する業務

1) 夜間急病診療業務

夜間の一次救急医療を確保するため、夜間急病診療所を開設し、内科・小児科の診療を行う。

2) へき地医療業務

豊北町において島戸診療所を開設し、医療の提供を行う。

(4) 下関市豊浦地域ケアセンターの管理運営に関する業務

市民の保健医療の向上及び福祉の増進を図るため、豊浦地域ケアセンターの管理運営を行う。

4. 所管する施設

(1) 下関市夜間急病診療所

開設	昭和52年10月16日
所在地	下関市大学町二丁目1番3号
敷地面積	3,404.81㎡
建築面積	306.92㎡
診療日	毎日
指定管理者	一般社団法人下関市医師会（非公募 R8.3.31 まで）
診療科目	内科、小児科
診療時間	午後7時～午後11時

(2) へき地診療所

名称	下関市島戸診療所
開設	平成3年（旧豊北町）
所在地	下関市豊北町大字神田4025番地2
敷地面積	145.62㎡
建築面積	80.32㎡
診療日数	45日（令和3年度）
指定管理者	医療法人社団若草会木本クリニック（非公募 R6.3.31 まで）

(3) 下関市豊浦地域ケアセンター

開設	平成12年7月(旧豊浦町)
所在地	下関市豊浦町大字小串字石堂10007番地3
敷地面積	4,374.00㎡(豊浦病院敷地内に設置)
建物施設	延床面積 2,545.34㎡
実施事業	介護老人保健施設、訪問看護ステーション
定員数	入所定員:50人、通所定員:35人
指定管理者	社会福祉法人恩賜財団済生会支部山口県済生会(非公募 R8.3.31まで)

※公共施設の適正配置に関する方向性:令和8年譲渡

生活衛生課

1. 生活衛生課の概要

生活衛生係及び食品衛生係の2係において、生活衛生関係施設や食品衛生関係施設への計画的かつ効果的な監視指導、衛生水準の向上等の事務を所掌している。

2. 所管する主な業務

(1) 生活衛生業務

1) 営業の許可と監視・指導業務

日常生活にきわめて深い関係のある理容所、美容所、クリーニング店、浴場、旅館、興行場などの生活衛生関係営業の許認可と衛生状態などの監視指導、また、墓地、納骨堂などの経営の許認可と監視指導をしている。

2) 特定建築物の監視・指導業務

多数の人が使用する建築物の衛生的環境を確保するために、監視指導を行っている。

3) 遊泳用プールの指導業務

多数の人が利用する遊泳用プールの衛生的な管理について指導をしている。

4) 飲料水の衛生業務

専用水道、簡易専用水道の施設の管理等に対する指導及び飲料水の水質基準に関する業務を行っている。

5) 温泉業務

温泉法に基づき、温泉利用施設の許可、監視指導を行っている。

(2) 衛生思想の普及

健康で明るい町づくりを目的とする地区衛生組織の育成強化と組織活動支援のため、下関市快適環境づくり推進協議会への助成等を行っている。

(3) 衛生害虫等の駆除相談

感染症を媒介するハエや蚊の発生を防止し快適な生活環境を保持するため、薬剤散布機の貸し出しを行っている。また、駆除相談及び害虫判定等を実施している。

(4) 食品衛生業務

1) 営業の許可と監視指導業務

食品衛生法に基づき、食品製造工場、飲食店等の許可、食品販売業等の届出受理及び施設の衛生や食品等の取り扱いに対する監視、指導を行っている。

2) 食品の安全確保と食中毒の未然防止業務

食品衛生監視員により、食品製造業、大量調理施設、大型食品販売店等を重点的に監視し、食品等の収去検査を行い、不衛生な食品や規格や基準に合わない食品の流通を防止するとともに、食中毒防止に努めている。

万一、食中毒が発生した場合は、拡大防止や再発防止の措置をとり、原因を追求し、原因施設の改善指導を行っている。

3) フグの安全確保業務

フグ処理施設やふぐ処理師に対し、監視・指導を行い、フグ中毒の未然防止を図っている。

4) 食の安心・安全推進業務

市民からの食品に係る苦情や相談に、迅速かつ的確に対応し、食品の安全性の確保と安心な食生活を推進している。

5) 家庭用品対策業務

家庭用品の安全を確保するため、家庭用品販売施設の監視・試買検査を実施している。

(5) 栄養表示・給食施設の指導

健康増進法に基づき、食品の栄養表示等についての相談、指導を行うとともに、特定給食施設等における栄養管理の指導等を行っている。

(6) その他の主な業務

臨時食品営業届出に関する事前指導や現地指導、土産品表示の監視などの業務を実施している。

試 験 検 査 課

1. 試験検査課の概要

保健行政及び環境行政に必要な微生物、理化学等の検査について、食品検査、感染症検査及び環境検査など、多岐にわたる試験検査を実施している。

2. 所管する主な業務

(1) 生活衛生検査業務

食品衛生法に基づき食中毒関係の検体や市内の流通食品を対象として、細菌・ウイルス等の微生物、添加物、残留農薬などの検査を行っている。また、生活衛生課所管の法令により家庭用品や浴場水などの検査を実施している。

(2) 感染症検査業務

感染症のまん延防止対策として、保健医療政策課との連携により新型コロナウイルス、腸管出血性大腸菌(0157等)、赤痢菌等の微生物検査を実施している。

(3) 環境試験検査業務

公害関係諸法令(水質汚濁防止法等)及び公害防止協定に基づき、環境部の環境政策課等と連携し、環境(海水、河川、湖沼等)や工場等の排水監視、苦情対応等のため試料採取及び分析・測定を実施している。

(4) 依頼検査業務

保健衛生上においての必要性から、市民より依頼された、食品、井戸水、糞便等の細菌、理化学検査等を有料で実施している。

3. その他

平成 29 年度から令和 3 年度の行政検査件数の実績推移

年度	生活衛生検査		感染症検査		環境試験検査		年度計	
	検体数	延べ項目数	検体数	延べ項目数	検体数	延べ項目数	検体数	延べ項目数
平成 29 年度	973	4,340	43	43	600	6,095	1,616	10,478
平成 30 年度	721	4,004	16	16	573	5,948	1,310	9,968
令和元年度	602	3,208	29	29	681	7,151	1,312	10,388
令和 2 年度	261	576	2,203	2,203	582	6,036	3,046	8,815
令和 3 年度	287	1,880	12,525	12,525	634	6,914	13,446	21,319
計	2,844	14,008	14,816	14,816	3,070	32,144	20,730	60,968

4. 所管する施設

(1) 衛生検査センター【試験検査課】

1) 沿革

旧保健所の解体等の庁舎整備のため、試験検査課の移転先として平成 25 年 1 1 月竣工し、同年 1 2 月より運用を開始した。

2) 施設の概要

所在地	下関市武久町二丁目 6 番 1 号
設置	平成 25 年 1 1 月
面積	敷地面積 1,216.81 m ² 、建築面積 701.72 m ² (いずれも計量検査場※を含む)
業務の内容	検査を主体とした試験検査課業務全般

※計量検査場：産業振興課所管業務

健康推進課

1. 健康推進課の概要

平成30年4月の機構改革により、保健部成人保健課のほか、保健総務課及びこども未来部こども保健課の業務の一部が統合されることにより、健康推進課として新設された。健康づくり・各種健康診査及び予防接種・母子保健・精神保健・難病対策などの多種多様な業務に取り組むため、課内に庶務係・健康づくり係・成人保健係・母子保健係・精神難病支援係の5係の他、地域の保健サービスを担う総合窓口として、8保健センターを設置している。

また、令和4年1月1日付で課内室として新型コロナワクチン予防接種室を行政組織規則上の組織として新たに位置づけ、ワクチン接種業務の円滑かつ効率的な実施を図っている。

2. 所管する主な計画・プラン

(1) 主な計画・プラン

1) 下関市健康づくり計画「ふくふく健康21」(第二次)

本市の健康づくり計画として平成19年3月に策定。第二次計画は平成26年3月に策定し、平成30年度に中間評価、令和5年度に最終評価をする。「いのち」を考え「生きる力」を育む豊かな社会の実現に向け、市民・企業・行政機関等がそれぞれの役割を担い、社会全体で「いのちのハーモニー」を奏でることができる健康なまちづくりを推進することを理念とする。令和6年度以降の次期計画策定は令和4年度に方針を決定する。

2) 下関市食育推進計画「第3次下関ぶちうま食育プラン」

第1次計画(平成20～24年度)、第2次計画(平成25～29年度)を引き継ぎ、平成30年3月に策定。市民一人ひとりが食育を進め、それぞれが地域に広がり、つながり、個人・地域の財産づくりが大きな“わ”になるよう、食育を総合的・計画的に推進することを理念とする。

なお、第3次計画は令和4年度までの取組みであるため、令和4年度に第3次計画の最終評価と、次期計画(令和5年度～令和9年度)の策定を並行して行っている。

3) 下関市自殺対策計画

本市の自殺対策を進めていくため、令和2年3月に策定。自殺対策に係る関係機関が相互に有機的な連携を図り、包括的な支援を行うことで、全ての人がかげがえのない存在として尊重されるとともに、生きがいや希望を持って暮らすことができる社会の実現に取り組む。「支え合い いのちをつなぐ」～誰も自殺に追い込まれることのない下関の実現を目指して～を本計画の理念とする。

3. 所管する主な業務

(1) 健康づくり業務

1) 健康づくり推進業務

健康づくり計画「ふくふく健康21」、食育推進計画「下関ぶちうま食育プラン」を策定し、市民が健康に関心を持ち、自らが気づき、考えることで「生きる力」を育んでいける取組みを推進している。健康フェスタ等のイベントや各種事業を通じて、市民の健康づくりの意識の向上を図っている。

また、地域に密着した健康づくりを推進するため、下関市食生活改善推進員や下関市保健推進委員等の育成や自主活動を支援している。

2) 歯科保健業務

8020（ハチマル・ニイマル）運動を推進し、生涯を通じた歯・口腔の健康及び口腔機能の維持・向上を図っている。また、（一社）下関市歯科医師会と共催で「よい歯のコンクール下関地区大会」及び「実年・熟年・寿年いい歯のコンクール下関大会」等のコンクールを実施し、歯科保健の普及啓発を図っている。

3) 国民健康・栄養調査等業務

健康増進法に基づき、国民の健康増進の総合的な推進を図るため、国民の身体状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を把握する調査を実施している。

(2) 成人保健業務

青・壮年期から健康増進と生活習慣病の予防及び早期発見、早期治療を図るため、健康増進法に基づく保健サービスを実施している。

1) 健康手帳業務

自らの健康管理と医療に役立てるために健康手帳の利用を促している。

2) 健康教育業務

生活習慣病予防及び介護予防のための正しい知識の普及を図り、健康的な生活習慣改善への支援を実施するために、医師、歯科医師、保健師、栄養士、歯科衛生士等による講習会の開催や、放送・市報等の広報媒体を活用して、健康に関する知識の普及啓発に努めている。

3) 健康相談業務

心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導・助言を行っている。

4) 健康診査業務

生活習慣病の早期発見・早期治療のために、各種健康診査を実施している。また、健診結果に基づき、保健指導や受診勧奨を行っている。

- ・胃がん検診 ・大腸がん検診 ・肺がん検診 ・子宮がん検診
- ・乳がん検診 ・骨粗しょう症検診 ・前立腺がん検診
- ・肝炎ウイルス検診 ・生活習慣病予防健康診査

※18歳から39歳以下の健診を受ける機会のない者に対しては、若年基本健康診査及び若年骨粗しょう症検診を実施している。

【各種がん検診 実績】

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
肺がん検診	4,068人	4,016人	4,026人	3,160人	3,350人
胃がん検診	2,364人	2,305人	2,544人	1,936人	1,957人
大腸がん検診	8,203人	7,917人	8,148人	7,315人	7,271人
子宮がん検診	10,393人	10,329人	10,158人	9,606人	10,094人
乳がん検診	4,199人	3,837人	4,063人	3,343人	3,748人
前立腺がん検診	2,286人	2,184人	2,425人	2,280人	2,384人

5) 訪問指導業務

療養上の保健指導が必要であると認められる者及びその家族に対して保健師等が訪問し、心身機能の低下防止と健康の保持増進を図るため、必要な指導を行っている。

6) 原爆被爆者医療事務業務

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」（略称：被爆者援護法）に基づき、被爆者の健康管理のため、春・秋の定期健康診断、健康相談等を行うとともに、各種手当の支給申請等に係る進達事務等を行っている。

7) 肝炎対策業務

肝炎ウイルス検査、肝炎治療費助成制度の申請の受付を行っている。

8) 予防接種業務（成人）

感染症の発生及びその流行を未然に防止するため、法律で定められた予防接種のうち、成人の予防接種を市内及び県内の委託医療機関で実施。対象者等については、市報、ホームページ等でお知らせしている。

(3) 母子保健業務

1) 母子保健業務（健康診査・健康相談・健康教育・家庭訪問等）

母子保健法に基づき、母性の健康管理と乳幼児の健やかな成長発達を図るため、妊産婦並びに乳幼児に対し健康診査を行い、健康の保持増進及び異常の早期発見を行い、適切な助言指導や必要なサービスに結び付けている。

また、4か月までの乳児がいるすべての家庭に訪問する「こんにちは赤ちゃん訪問事業

(乳児家庭全戸訪問事業)」をはじめ、経過観察が必要な児や育児支援を必要とする家庭などに対して家庭訪問等を行い、適切な助言指導や子育てに関する情報提供を行うなどの育児支援を行っている。母親(両親)学級、育児学級等の健康教育や保健センター等での育児相談等では、妊娠・出産・子育てに関する正しい知識の普及や助言指導、情報提供を行い不安の解消を図り、安心して子育てができるよう支援し、児童虐待の発生予防に努めている。

さらに、「下関市妊娠・子育てサポートセンター(子育て世代包括支援センター)」では、妊娠届出時に保健師等の専門職が妊婦等に全数面談を行い、手厚い支援が必要な方に対して、母子に寄り添うなどきめ細やかな支援に努めている。産後ケア事業、産前・産後サポート事業(妊娠・出産包括支援事業)として出産前後の支援を行い、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行っている。

発達の遅れ等が気になる児などに対し専門医等が相談指導を行う「子どもの心とからだの相談室」、発達支援のための「親子教室(乳幼児発達支援学級)」を行い、並びに県が実施する療育相談会(心身障害児総合療育機能推進事業)を利用するなどして必要な相談指導と事後フォローに努めている。

保育園等の年中児(5歳児)を対象にした「幼児発達相談推進事業(5歳児相談会)」では、専門医等による助言指導を行い、就学に向けて適切な支援に結び付けている。

【妊娠届出数の実績】

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
妊娠届出数	1,703人	1,678人	1,508人	1,472人	1,472人

2) 予防接種業務(子ども)

感染のおそれのある疾病の発生及びまん延を予防するため、予防接種法で定められた定期予防接種を公費負担で行っている。

3) 不妊・不育に関する相談・不妊治療給付助成事業

不妊等で悩んでいる夫婦を対象に、専門医による「不妊・不育専門相談」を行っている。

また、不妊症のため子どもに恵まれない夫婦に対して、不妊治療費の一部を助成している。

【不妊治療費助成の実績】

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般不妊治療費	195件	149件	157件	148件	153件
特定不妊治療費	219件	229件	196件	196件	308件

4) 未熟児養育医療

出生時の体重が2,000g以下、又は医師の診断により身体の発育が未熟なまま出生した子どもで、指定医療機関へ入院し養育を行う必要のある子どもに対して医療費の給付を行っている。

5) 自立支援医療（育成医療）

将来にわたって身体に障害を残すおそれがある児童に対し、機能を回復するために、必要な医療費の給付を行っている。

(4) 精神保健福祉業務

1) 精神保健福祉業務（精神保健福祉相談・訪問指導・措置業務等）

保健所業務として「精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律」に基づき各種届出書類に関する事務を行うとともに、自傷他害のおそれのある精神障害者の診察立会・入院調整・入院措置等の措置入院に関する業務を行っている。

保健師や精神保健福祉相談員による精神保健福祉に関する相談・訪問指導を随時実施し、精神障害者に対する適切な医療を確保し、こころの健康の保持・増進を図るための援助や指導を行っている。定例では精神科医師によるこころの健康相談も実施している。また、精神障害者家族教室やひきこもり家族教室を実施し、当事者のみならずその家族への支援を行っている。

2) 自殺対策事業（いのちのワクチン事業）

全国の自殺者数は減少傾向にあったが、新型コロナウイルス感染症拡大の中、令和2年には11年ぶりに前年を上回った。令和3年は前年から減少したものの2万を超える方が自ら命を絶っており、依然として高い水準が続いている。このような状況の中、自殺を予防する事業を「いのちのワクチン事業」と称して取り組んでいる。こころの健康に関する正しい知識の普及啓発を図るための講演会や研修会を開催するとともに、企業等からの職場のメンタルヘルス等に関する出前講座の依頼に積極的に対応している。また、パネル展示やグッズ配布による自殺予防に関する普及啓発等を行い、自殺対策の推進に務めている。

3) 自立支援医療（精神通院医療）

障害者総合支援法に基づき、精神疾患のある方の通院医療にかかる医療費を公費助成する自立支援医療（精神通院医療）支給認定の申請受付、県へ進達、受給者証の交付を行っている。

4) 精神障害者保健福祉手帳

山口県が交付する精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳の申請受付、県への進達、手帳の交付を行うとともに、手帳による各種支援策の情報提供や、制度利用のための手帳所持証明事務を行っている。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数】

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
1 級	516 人	524 人	519 人	492 人	471 人
2 級	1,274 人	1,313 人	1,337 人	1,350 人	1,356 人
3 級	601 人	694 人	764 人	827 人	872 人
合計	2,391 人	2,531 人	2,620 人	2,669 人	2,699 人

(5) 難病対策事業

1) 難病患者在宅ケア推進業務

在宅療養の難病患者とその家族の支援のため、保健師等による在宅患者の訪問相談、医療相談会・講演会・交流会等を開催するとともに、医療・福祉関係機関と連携して医療・地域療養支援のネットワークづくりを行っている。また、「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、特定医療費（指定難病）の公費負担申請に係る事務を行っている。

2) 小児慢性特定疾病対策業務

児童福祉法に基づき、小児慢性特定疾病の治療に係る医療費の一部を助成するとともに、特殊寝台等の日常生活用具の給付を行っている。また、小児慢性特定疾病児童の適切な療養の確保、日常生活上の不安を軽減するため、専門の相談員による相談支援を行っている。

(6) 介護予防業務

1) 介護予防普及啓発業務

65歳以上の高齢者に対して、健康講座等の開催により、介護予防に関する基本的な知識の普及・啓発を行っている。また、自立した生活を送ることができるように、生活機能の維持向上を目的に、運動を主体とした介護予防教室を開催している。

2) 認知症対策業務

認知症の者や介護を行う家族の支援を行うために、認知症の者の相談や、認知症に関する正しい知識の普及啓発を実施している。また、認知症の人や家族を温かく見守る応援者である住民ボランティアの育成を図るために認知症サポーター養成講座等を開催している。

(7) 新型コロナウイルスワクチン予防接種業務

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止及び重症化予防の観点から、個別医療機関及び集団接種会場における新型コロナワクチン接種体制を確保し、希望する市民全員が接種可能な体制を構築する。

令和4年9月下旬からは、従来株とオミクロン株に対応した2価ワクチンによる接種を、初回接種（1・2回目）を終了した12歳以上の全ての市民を対象に迅速かつ円滑に実施するとともに、小児や乳幼児、また、これまでワクチン接種をしていない方の接種機会も継続的に確保していく。

【接種状況 (令和4年11月28日現在)】

		4歳以下	5歳～11歳	12歳～59歳	60歳以上	合計
人口		7,789人	13,619人	125,241人	107,347人	253,996人
接種 人数	1回目	27人	2,324人	105,186人	100,087人	207,624人
	2回目	0人	2,226人	104,623人	99,909人	206,758人
	3回目	0人	655人	76,059人	95,994人	172,708人
	4回目	—	—	28,133人	82,277人	110,410人
	5回目	—	—	736人	15,008人	15,744人
接種率	1回目	0.35%	17.06%	83.99%	93.24%	81.74%
	2回目	0%	16.34%	83.54%	93.07%	81.40%
	3回目	0%	4.81%	60.73%	89.42%	68.00%
	4回目	—	—	22.46%	76.65%	43.47%
	5回目	—	—	0.59%	13.98%	6.20%

4. 所管する施設

※公共施設の適正配置に関する方向性については、「公共施設の適正配置に関する方向性」2018年12月を参照。

(1) 保健センター

	設置	概要
唐戸保健センター	H26.2	南部町・本庁舎新館3階 占有面積 424.40 m ²
新下関保健センター	H26.2	秋根南町二丁目・勝山公民館1階 占有面積 508.99 m ²
山陽保健センター	H10.4	長府松小田本町・長府東公民館1階 占有面積 149.45 m ²
彦島保健センター	H15.4	彦島江の浦町一丁目・建物面積 333.75 m ²
菊川保健センター	H17.2	菊川町大字下岡枝 ・建物面積 247.20 m ²
豊田保健センター	H17.2	豊田町大字殿敷 ・建物面積 428.60 m ²
豊浦保健センター	H17.2	豊浦町大字川棚 ・建物面積 630.41 m ²
豊北保健センター	H17.2	豊北町大字滝部 ・建物面積 1398.04 m ²

特定医療費（指定難病）、不妊治療費助成、小児慢性特定疾病、育成医療、未熟児養育医療等の申請受付業務を行うほか、乳幼児訪問、育児相談、健康相談、各種健康教室などを行っている。

動物愛護管理センター

1. 動物愛護管理センターの概要

動物愛護の意識を高め、及び公衆衛生の向上を図るため、保健部の出先機関として動物愛護管理センターが置かれている。

2. 所管する主な業務

(1) 畜犬等対策業務

1) 犬の登録事務

狂犬病予防法に基づき、犬の登録を行っている。

2) 狂犬病予防注射済票の交付事務

狂犬病予防法に基づき、狂犬病予防注射済票の交付を行っている。

また、毎年4月に、市内に会場を設けて、狂犬病予防注射の集合注射を行っている。

3) 野犬の捕獲・迷い犬の保護

野犬の捕獲及び迷い犬の保護を行っている。

(2) 動物愛護管理業務

1) 動物の管理と適正飼養についての普及啓発

犬・猫の正しい飼い方についての普及啓発活動を行っている。

また、動物に関する相談を受けている。

2) 犬・猫の譲渡会の開催

犬・猫の譲渡会及び譲渡前講習会を毎月3回開催している。

3) 犬のしつけ方教室の開催

しつけ専門のインストラクターによる犬のしつけ方教室を開催している。

4) 猫の不妊去勢手術助成金交付

不幸な猫を増やさないために、飼い猫及び飼い主のいない猫を対象に不妊去勢手術料の一部を助成している。

5) 第一種動物取扱業の登録審査、検査・指導等

第一種動物取扱業に係る登録申請の審査・登録、飼養施設の検査・指導、動物取扱責任者に対する研修会を実施している。

6) 第二種動物取扱業の届出受付、検査・指導

第二種動物取扱業に係る届出の受付、飼養施設の検査・指導を実施している。

7) 特定動物の飼養許可、検査・指導

特定動物に係る飼養許可申請の審査・許可、飼養施設の検査・指導を実施している。

8) 犬・猫の引取り

やむなく家庭で飼えなくなった犬・猫の引取りを行っている。

9) ミルクボランティア

殺処分していた幼猫を、2か月齢になるまで市民ボランティアに哺育してもらい、譲渡に出すことで殺処分を減らしている。

(3) 動物愛護管理センター業務

施設の維持管理とともに、捕獲犬及び不要犬・猫の収容、殺処分及び焼却を行っている。

また、ペット（犬・猫及びこれに準ずる動物）の火葬を行っている。

3. 所管する施設

(1) 動物愛護管理センター（愛称：動物ふれ愛ランド下関）

※公共施設の適正配置に関する方向性については、「公共施設の適正配置に関する方向性」2018年12月を参照。

	設置	概要
動物愛護管理センター	H21.4	大字井田・建物面積 1433.37 m ²

愛護棟では、狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射に関する業務をはじめ、動物の愛護と適正飼養の普及啓発のため、犬のしつけ方教室、いのちの教室等を行っている。

また、犬・猫の新しい飼い主を探すための譲渡会、譲渡前講習会を行っている。管理棟では、犬・猫の保護、収容、殺処分、焼却及びペット火葬を行っている。

豊田中央病院

1. 病院事業の概要

「下関市立豊田中央病院及び診療所の設置等に関する条例」に基づき設置された下関市立豊田中央病院、下関市立豊田中央病院殿居診療所及び下関市立角島診療所の1病院、2診療所の管理運営を行う。

2. 所管する主な業務

(1) 下関市立豊田中央病院、下関市立豊田中央病院殿居診療所及び下関市立角島診療所に関する業務

下関市北部地域（菊川町、豊田町、豊北町）の山間へき地・過疎地域では、廃業等により医療機関が減少し、また、民間医療機関の立地も困難となってきた中、下関市では豊田中央病院、殿居診療所及び角島診療所を運営し、地域住民に対して良質な医療サービスを提供するとともに、豊田中央病院では24時間救急医療体制を維持し、不採算となる夜間休日の医療サービスも提供している。

3. その他（今後の課題）

(1) 下関市立豊田中央病院

へき地における医師等の医療スタッフの確保は厳しい状況にあるが、医師のキャリア形成支援、総合医の育成、勤務環境の整備を行うことにより、医師数を確保し、安定した経営を図っていけるよう取り組むとともに、保健・医療・福祉の連携による地域包括ケアシステムを推進する。

4. 所管する主な施設

(1) 下関市立豊田中央病院、下関市立豊田中央病院殿居診療所及び下関市立角島診療所

1) 沿革

昭和27年09月 殿居村、豊田中村、西市町、豊田下村及び豊田前村の5カ町村をもって「国民健康保険豊田5カ町村組合」を組織し、「豊浦中央病院」として発足

平成06年11月 全面改築に着手（平成7年11月に完成）

平成17年02月 下関市と豊浦郡4町の合併により、新たに「下関市立豊田中央病院」、「下関市立豊田中央病院殿居診療所」開設

平成18年04月 国民健康保険特別会計から下関市立角島診療所及び下関市立神玉診療所を移管

平成22年04月 下関市立神玉診療所を廃止（平成22年4月1日）

2) 現況及び業務の概要

施設名	豊田中央病院	殿居診療所	角島診療所
所在地	豊田町大字矢田 365 番地 1	豊田町大字荒木 51 番地 2	豊北町大字角島 1418 番地 4
敷地面積	病院及び診療所用地 10,410.01 m ²	997.40 m ²	597.06 m ²
	宿舎用地 2,992.78 m ²		290.00 m ²
延床面積	病院施設 4,772.98 m ²	159.82 m ²	168.08 m ²
	宿舎 6 棟 839.66 m ²		1 棟 113.50 m ²
診療科目	9 科 内科、外科、眼科、整形外科、 脳神経外科、泌尿器科、皮膚 科、小児科、リハビリテーション科	2 科 内科、外科	3 科 内科、外科、小児科
病床数	許可病床数：71 床 ・一般病床 60 床 ・療養病床 11 床（休棟）		
管理状況	直営	直営	直営
職員数	医師 7 人（角島診療所医師 1 人含む） 看護師 30 人 薬剤師 2 人 医療技術員 10 人 事務職 5 人 計 54 人		(令和 3 年度末時点)

3) 施設の現況

ア. 診療科別外来患者数

(単位：人)

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
総合診療科	11,442	11,971	11,894	10,586	10,983
外科	265	299	257	252	741
脳神経外科	276	257	309	235	164
整形外科	4,715	5,139	5,250	4,368	3,298
泌尿器科	655	768	940	947	997
皮膚科	—	—	—	1,200	1,075
眼科	8,859	8,609	9,418	8,296	8,100
病院計	26,212	27,043	28,068	25,884	25,358
殿居診療所	1,620	1,499	1,409	1,185	1,122
角島診療所	2,231	2,080	2,037	1,990	2,029
診療所計	3,851	3,579	3,446	3,175	3,151
合計	30,063	30,622	31,514	29,059	28,509

イ. 診療科別入院患者数

(単位：人)

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
内 科	14,431	14,524	13,690	11,993	10,366
外 科	—	—	—	—	875
眼 科	953	1,116	1,366	814	957
合 計	15,384	15,640	15,056	12,807	12,198

4) 将来計画

山間へき地・過疎地域の地域住民が安全で安心して生活できるよう医療の向上を図り、地域住民への医療の確保に努めていきたい。

(教育委員会)

教 育 委 員 会

(令和5年2月1日現在)

役 職 名	氏 名	職 業	任 期
教 育 長	児 玉 典 彦	公 務 員	自 令和3年4月15日 至 令和6年4月14日
教 育 長 職 務 代 理 者	小 田 耕 一	農 業	自 令和3年4月20日 至 令和7年4月19日
委 員	藤 井 悦 子	歯科医院 事 務 長	自 平成31年4月20日 至 令和5年4月19日
委 員	吉 村 邦 彦	会 社 役 員	自 令和4年4月20日 至 令和8年4月19日
委 員	佐 々 木 猛	保 険 代 理 店 代 表 者	自 令和2年4月20日 至 令和6年4月19日

機構及び事務分掌

(令和4年4月1日現在)



教 育 政 策 課

1. 事務分掌

- 1) 教育委員会の会議に関すること。
- 2) 重要な教育施策の調査、研究、企画、立案及び調整に関すること。
- 3) 教育委員会の事務分掌及び組織に関すること。
- 4) 条例、規則等に係る事務の統括に関すること。
- 5) 教育委員会所管の予算編成及び決算の統括に関すること。
- 6) 職員(校長、園長、教員及び県費負担事務職員を除く。)の人事に関すること。
- 7) 教育委員、教育長及び職員(県費負担教職員を除く。)の諸給与に関すること。
- 8) 職員(県費負担教職員、市立高等学校の教員、幼稚園の園長、教員を除く。)の勤務時間
その他勤務条件に関すること。
- 9) 労働安全衛生に関すること。
- 10) 公印の管守に関すること。
- 11) 訴訟、審査請求、請願、陳情の連絡調整に関すること。
- 12) 表彰に関すること。
- 13) 職員団体及び職員の労働組合に関すること。
- 14) 教育施策の広報に関すること。
- 15) 教育行政に関する相談に関すること。
- 16) 教育の統計に関すること。
- 17) 専修学校、各種学校及び外国人学校の助成に関すること。
- 18) 小学校・中学校の適正規模・適正配置に関すること。
- 19) 学校跡地利用に関すること。(幼稚園に関することを除く。)
- 20) 教育センターに関すること。
- 21) 文書の收受、発送及び保管に関すること。
- 22) 教育委員会の後援名義の承認に関すること。
- 23) 教育委員会内の連絡調整に関すること。
- 24) 教育委員会内他課等の所管に属しないこと。

2. 所管する主な計画

(1) 下関市教育振興基本計画(下関市教育大綱)

下関市教育振興基本計画(第3期計画期間:令和2年度~令和6年度)は、時代の変化に応じた新たな主要施策を設定し、施策の評価・点検を適切かつ確実に実施することで、適宜、施策、事業の見直しを図り、よりよい教育行政の実現をめざして、令和2年8月に策定している。

本市の教育がめざす人間像を明確にし、これを実現するための中期的な目標及び方針を定めることで、教育の振興に関する方向性を示し、施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって教育基本法に定められている「教育の目的及び理念」の達成をめざしている。

(2) 下関市立学校適正規模・適正配置基本計画

下関市立学校適正規模・適正配置基本計画(第3期計画期間:令和2年度~6年度)は、少子化に伴い、市立小中学校の小規模化が進行する中、将来にわたって義務教育の教育水準の維持・向上を図り、子どもたち一人ひとりの「生き抜く力」を育てることができる、よりよい教育環境を提供することを目的として、市立小中学校の適正規模・適正配置について、基本的な考え方や具体的な方策を示し、その取組を円滑に進めるため、令和2年11月に策定している。

3. 所管する主な業務

(1) 教育委員会の運営

教育行政運営に関する課題等を把握するとともに、教育行政の中心的な役割を担い、教育施策の推進を図る。

(2) 教育委員会事務局の運営

教育委員会事務局の人事、事務等の管理を行い、教育委員会事務局の円滑な運営に努める。

(3) よりよい教育環境の提供

少子化に伴い、市立小中学校の小規模化が進行する中、将来にわたって義務教育の教育水準の維持・向上を図り、子どもたち一人ひとりの「生き抜く力」を育てることができる、よりよい教育環境を提供する。

(4) 隣接地域との連携・交流

下関市、北九州市、長門市及び北九州都市圏に在住もしくは在校(園)している小学校、中学校、特別支援学校等の児童生徒並びに3歳以上の幼稚園、保育園、こども園の園児を対象に、下関市、北九州市、長門市及び北九州都市圏の文化教育施設等の無料(一部割引)のパスポートを発行し、施設の利用を通じて楽しく郷土の歴史・文化・自然に接する機会を増やし、子ども達の「心の豊かさ」を育むとともに、「家族のふれあい」の増進を図るための「こども文化パスポート事業」を実施する。

学 校 教 育 課

1. 事務分掌

- 1) 校長、教員及び県費負担事務職員の人事、免許、服務、給与、福利厚生等に関すること。
(幼稚園教員に関することを除く。)
- 2) 学校評価及び教職員評価に関すること。(幼稚園に関することを除く。)
- 3) 学校の設置及び廃止に関すること。
- 4) 学校組織・学級編制に関すること。
- 5) 児童、生徒の就学に関すること。
- 6) 学校訪問に関すること。
- 7) 特別な支援を要する児童、生徒の教育支援に関すること。
- 8) 就学援助に関すること。
- 9) 特別支援教育就学奨励費に関すること。
- 10) 通学区域の設定・変更に関すること。
- 11) 遠距離通学費補助に関すること。
- 12) 私立学校の連絡に関すること。
- 13) 下関市奨学金に関すること。
- 14) 私立学校(小中学校、高校)の助成に関すること。
- 15) 教職員住宅の入居に関すること。
- 16) 教職員団体に関すること。
- 17) 生徒指導推進室との連絡調整に関すること。

生徒指導推進室

- 1) 学校安全(交通安全、防災、防犯)に関すること。
- 2) 児童、生徒の交通事故に関すること。
- 3) 児童、生徒の学校事故に関すること。
- 4) 児童、生徒の問題行動に関すること。
- 5) 通学路の安全に関すること。
- 6) 子ども安心メールに関すること。
- 7) スクールガードに関すること。
- 8) 生徒指導及び進路指導に関すること。
- 9) 教育相談に関すること。
- 10) 教育支援教室及び不登校児童生徒支援に関すること。

2. 所管する主な業務

(1) 教職員の適切な配置

1) 教職員の適正な人事管理

各学校において、教職員一人ひとりがそれぞれのモチベーションやキャリアステージに応じた資質能力の向上を図り、専門性を発揮しながら、特色ある学校づくり、確かな学力の育成や体力の向上、生徒指導の充実、キャリア教育の推進等の諸課題に組織的かつ適切に対応できるよう、全市的な視野に立って、人事異動を行う。

2) 非常勤講師の活用

山口県教育委員会と連携し、非常勤講師の配置によって、学校の実情に応じた、よりきめ細やかな指導が行える体制を整える。

(2) 特別支援教育の推進

障害のある子供の状況を正しく理解し、一人ひとりの可能性が最大限に伸長される適切な就学先や必要な教育支援について審議するため、下関市教育支援委員会を開催する。

特別な支援を必要とする子供が就学する小・中学校において、生活や学習上の困難を改善・克服するため、適切な支援・介助を行う特別支援教育支援員を配置する。

(3) 就学に対する援助

義務教育の円滑な実施に資するため、経済的理由によって就学困難と認められる公立小・中学校（県立中等教育学校前期課程を含む）の児童生徒の市内在住の保護者に対して、必要な援助を行う。

また、特別支援学級への就学については、就学に関しての特別な事情を鑑みて保護者の経済的負担を軽減するため、特別支援教育就学奨励費を交付する。

(4) 遠距離通学に対する支援

豊田、豊浦、豊北地区において、スクールバスの運行を実施する。

また、片道の通学距離が小学校は4 km 以上、中学校は6 km 以上の児童生徒を対象に通学費の援助を行う。

(5) 奨学金の貸付

有用な人材育成のため、向学心があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な者に対し、学資を貸し付け、支援する。

(6) 不登校児童生徒への個別支援の実施

不登校児童生徒に対して、教育支援教室（「かんせい」及び「あきね」）における体験活動や学習支援、外部機関と連携しての発達支援、「教育相談室」における相談活動等を実施する。

また、学校だけでは対応が困難なケースは「カウンセリングアドバイザー」や「スクールソーシャルワーカー」を派遣し、状況の改善に努める。

(7) 生徒指導体制の充実

児童生徒の問題行動等に係る実態を把握し、保護者や地域、児童相談所や警察等の関係機関との連絡調整も踏まえ、学校とともに対処策を多角的に検討するなど適切な支援に努める。

小・中学校におけるいじめ、暴力行為等の生徒指導上の諸問題の未然防止、早期発見・対応の充実とともに、登下校時を含む児童生徒の安全確保、学校教育に対する保護者からの指摘等に対して、生徒指導推進室が積極的に学校を訪問し、指導・支援を図る。

教 育 研 修 課

1. 事務分掌

- 1) 教育課程、学習指導等についての指導助言に関すること。
- 2) 教職員の研修に関すること。(園長及び幼稚園教員の専門研修に関するものを除く。)
- 3) 学校訪問に関すること。
- 4) コミュニティ・スクールに関すること。
- 5) 教科用図書及び教材の取扱いに関すること。
- 6) 学校教育諸活動に係る職員(外国語指導助手及び学校司書)に関すること。
- 7) 学校教育の振興及び学校教育諸団体との連絡調整に関すること。

2. 所管する主な業務

(1) 教職員研修の充実

教職員の資質向上を図り、より質の高い教育を提供するため、中核市として市独自に教職員研修講座の開催や県外派遣研修を実施する。

(2) 学校訪問の実施

学校経営、学習指導、生徒指導等の実態を踏まえた学校の教育課題について、授業参観や研究協議を行うことを通して、教職員の指導力の向上及び校内研修体制の確立を支援する。

(3) コミュニティ・スクールの推進

下関市立小・中・高等学校が連携・協働を図るとともに、地域の人々と目標(めざす子供像)を共有しながら、一体となって子供たちを育てていくことができる「地域とともにある学校」をめざしていく。

(4) 外国語指導助手の派遣

外国語指導助手(A L T)を下関市立認定こども園、幼稚園、小・中学校及び下関商業高等学校に派遣し、外国語教育の充実に努めるとともに、A L Tとの交流を通して国際交流及び相互理解の促進を図る。

(5) 学校司書の配置

下関市立小・中学校に学校司書を順次配置し、教職員との連携により学校図書館のセンター機能(読書・学習・情報センター)の充実・向上を図る。また、コミュニティ・スクールの取組を推進し、開かれた学校図書館づくりに努める。

学 校 支 援 課

1. 事務分掌

経理係

- 1) 学校の予算配当並びに執行に関する事。
- 2) 学校への寄附採納に関する事。
- 3) 学校の備品管理に関する事。
- 4) 学校の樹木、浄化槽、受水槽等の維持管理に関する事。
- 5) 教職員住宅の維持管理に関する事。
- 6) 課内他係の所管に属しない事。

施設係

- 1) 学校の用地、校舎及び付帯施設(給食室及び学校プールを含む。)の維持管理に関する事。
- 2) 学校の用地及び建物等に係る取得及び処分に関する事。
- 3) 学校の新設、増改築の計画及び実施に関する事。
- 4) 学校の軽易な工事の設計及び実施の監督に関する事。
- 5) 学校のコンピュータ整備に関する事。

2. 所管する主な業務

(1) 学校の教材等の整備

円滑な義務教育の実施を図るための教材教具(消耗品・備品)の購入を行う。

(2) 学校の施設・設備等の維持整備

児童生徒の安全安心を図るため、施設の適切な維持管理や特別支援学級等の施設整備を行う。

学校保健給食課

1. 事務分掌

保健係

- 1) 日本スポーツ振興センターに関すること（幼稚園に関するものを除く）。
- 2) 学校の保健についての管理及び指導に関すること。
- 3) 学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱及び業務に関すること（幼稚園に関するものを除く）。
- 4) 学校及び幼稚園の教職員及び児童、生徒の健康診断に関すること。
- 5) 就学時の健康診断に関すること。
- 6) 学校保健会に関すること。
- 7) 課内他係の所管に属しないこと。

給食係

- 1) 学校給食に関すること。
- 2) 学校給食共同調理場の設置及び管理に関すること。
- 3) 南部学校給食共同調理場及び中部学校給食共同調理場の事務処理に関すること。
- 4) 学校給食諸団体に関すること。

2. 所管する主な業務

(1) 学校保健管理

児童、生徒及び教職員の健康診断並びに就学時の健康診断を通じて、病気の早期発見や健康の保持増進を図り、学校保健管理の円滑な実施に努める。

(2) 学校給食管理

安全・安心な学校給食を提供するため、給食施設・設備の維持改善を図るとともに、適正な給食運営の実施に努める。

学校給食実施状況

(令和4年5月1日現在)

区分	完全給食			実施方式					
	校(園)数	実施人員	実施率	単独調理校		親子受配		調理場受配	
	校(園)	人	%	校(園)	人	校(園)	人	校(園)	人
小学校	42	11,557	100	26	9,203	1	7	15	2,347
中学校	22	5,815	100	7	2,347	1	12	14	3,456
幼稚園	6	198	100	0	0	6	198	0	0
計	70	17,570	100	33	11,550	8	217	29	5,803

学校給食共同調理場

(令和4年度)

共同調理場名 (所在地)	構造・延面積 (開設年月日)	運営方式	対象学校数 (児童生徒園児数)			対象 学校名
			学校 種別	学校 (園) 数	児童 生徒 園児数	
南部学校給食共同調理場 (彦島江の浦町三丁目 4-10)	軽量鉄骨 平屋建 延 989.48 m ² (昭 47. 3. 31)	民間 (H21. 8~)	小	6	1,082	桜山、本村、西山、 江浦、角倉、向井
			中	3	650	文洋、彦島、玄洋
			計	9	1,732	
中部学校給食共同調理場 (一の宮住吉二丁目 9-8)	鉄骨平屋建 延 866.66 m ² (平 2. 4. 1)	民間 (H30. 4~)	小	2	369	養治、名陵
			中	7	2,234	日新、向洋、名陵、 垢田、川中、長成、 山の田
			計	9	2,603	
豊田町学校給食共同調理場 (豊田町大字矢田 320-1)	鉄骨平屋建 延 486.51 m ² (昭 38. 4) (平 4. 3. 24 改築)	民間 (H24. 4~)	小	2	146	西市、豊田下
			中	1	90	豊田
			計	3	236	
豊浦町学校給食共同調理場 (豊浦町大字川棚 3630-1)	鉄骨平屋建 延 620 m ² (平 5. 4. 1)	民間 (H20. 4~)	小	2	386	川棚、小串
			中	2	369	豊洋、夢が丘
			計	4	755	
黒井学校給食共同調理場 (豊浦町大字黒井 2200)	鉄骨平屋建 延 176 m ² (昭 55. 9) (平 9. 1. 1 開設)	民間 (H23. 4~)	小	2	189	誠意、室津
			計	2	189	
滝部学校給食共同調理場 (豊北町大字滝部 1244-36)	鉄筋コンク リート平屋建 延 413.25 m ² (平 18. 4. 1)	民間 (H18. 4~)	小	1	175	豊北
			中	1	113	豊北
			計	2	288	

※公共施設の適正配置に関する方向性については、「公共施設の適正配置に関する方向性」
2018年12月を参照。

生涯学習課

1. 事務分掌

社会教育係

- 1) 社会教育委員の会議に関する事。
- 2) 社会教育の指導に関する事。
- 3) 生涯学習の推進に関する事。
- 4) 社会教育関係団体の育成、指導に関する事。
- 5) ユネスコ活動に関する事。
- 6) 社会教育施設の設置に関する事。
- 7) 社会教育施設の管理運営に関する事。
- 8) 社会教育施設の工事の設計及び実施の監督に関する事。
- 9) 課内他係の所管に属しない事。

青少年係

- 1) 青少年健全育成に係る総合調整に関する事。
- 2) 青少年の健全育成に関する事。
- 3) 青少年団体に関する事。
- 4) 青少年補導センターに関する事。
- 5) 青年の家に関する事。

2. 所管する主な業務

(1) 家庭の教育力向上への支援

子どもの育成に重要なかかわりをもつ保護者を対象に家庭教育について学習する機会や親子で学ぶ機会等を提供するとともに、保護者同士のネットワークの構築を図る。

1) 家庭教育推進事業

家庭教育支援の重要性が増す近年、家庭の教育力を高めるため、親子で学ぶことのできる各種講座を開催する。

2) 家庭教育学級

幼児・児童・生徒の育成に重要な関わりをもつすべての大人を対象に、家庭教育のあり方を学習するための学習機会を提供する。

(2) 公民館など生涯学習拠点施設の整備と活用の促進

地域における学習の拠点としてだけでなく、人づくり、まちづくりの拠点として機能するための施設の整備を行い、市民の効果的な活用を促進する。

1) 公民館の整備と活用

公民館（33館、分館1館）、その他社会教育施設（3施設）の維持管理を行う。

2) 公民館学級の実施

地域の生涯学習活動の場である公民館において、地区市民学級、地域ふれあい活動及び地区文化祭を実施する。

(3) 多様な学習ニーズに対応した生涯学習機会の提供

だれもが自主的に学び、活動できるよう、多様な学習ニーズに対応した生涯学習機会を提供する。

1) 「下関市生涯学習まちづくり出前講座」

市民が主催する集会などに講師が出向き、学習や実習等を行う。

2) 「関門海峡・温故知新塾」

下関市民と門司区民が「関門」の歴史や文化を学び、その意義や恩恵を再認識していく講座を行う。

3) 「市民文化セミナー」

市民の文化的な教養、知識を高めることを目的に、専門分野に長けた講師を招聘し、学びの場を提供する。

(4) 地域ぐるみで子どもたちをはぐくむ活動の推進

家庭や地域住民の積極的な参画を促しながら、学校、家庭、地域の連携協力体制を構築し、地域が一体となって子どもたちをはぐくむ活動を推進する。

1) 学校・家庭・地域の連携協力推進事業

地域の実情に応じ自主的に行う学校・家庭・地域の連携協力のための様々な取組を支援し、社会全体の教育力の向上を図ることを目的とし、地域住民等の参画による「地域学校協働本部事業」及び「放課後子供教室」を実施する。

(5) 青少年健全育成の体制整備と啓発

1) 成人の日記念事業

20歳の門出を祝福し、20歳としての自覚を促すため式典を開催する。

(6) 青少年補導センターにおける補導、相談の実施

1) 青少年補導センター業務

街頭補導や環境浄化活動など、関係機関、団体、地域との緊密な連携のもとに青少年の非行防止活動を総合的に行う。

(教育委員会)

3. 施設

(1) 下関市立青年の家

研修活動や団体宿泊を通じて、多様な活動や体験学習を行い、規律・友愛・協同の精神を養い健全な青少年の育成を図ることを目的とする社会教育施設。

位 置	下関市棕野町一丁目17-1 (一里山公園内)
開 所	昭和48年3月21日
宿泊定員	112人
本 館	鉄筋コンクリート3階建、延1,913.35㎡
1 階	事務室、ロビー、食堂談話室(112人)、保健室、浴室、当直室、従業員室
2 階	第1研修室(112人)、第2研修室(40人)、音楽研修室(60人)、講師控室、展示ホール
3 階	宿泊室(112人)、講師室(6畳)、和室(20畳)、第3研修室(24人)
体 育 館	鉄骨平屋建772.79㎡ バレーコート2面、バスケットコート1面、バドミントンコート2面、卓球台3台
運 動 場	5,000㎡ 200mトラック、ソフトボール、サッカー等

※公共施設の適正配置に関する方向性については、「公共施設の適正配置に関する方向性」
2018年12月を参照。

文化財保護課

1. 文化財保護課の概要

- 1) 文化財保護施策に関すること。
- 2) 文化財保護審議会の会議に関すること。
- 3) 文化財保護団体の育成及び指導に関すること。
- 4) 文化財施設の設置に関すること。
- 5) 文化財施設の管理運営に関すること。
- 6) 考古博物館に関すること。

2. 所管する主な計画・プランなど

(1) 年報、白書など

- 1) 下関市立考古博物館年報

3. 所管する主な業務

(1) 文化財の保護

- ① 市域の有形文化財、無形文化財、民俗文化財、埋蔵文化財、記念物などの調査を行い、必要に応じて適切な保護措置や施策を講じる。
- ② 文化財所有者や管理団体に対して、文化財の管理方法についての助言を行う。
- ③ 文化財愛護思想の普及を図るとともに、文化財愛護団体の育成を行う。
- ④ 下関市が所有者若しくは管理団体となっている記念物(史跡、天然記念物、名勝など)、有形文化財の管理及び活用を行う。

(2) 文化財施設等の管理

長府藩侍屋敷長屋、旧下関英国領事館などの文化財施設及び公開文化財の管理。

4. 所管する施設

(1) 旧下関英国領事館

1) 沿革

明治39年8月に上棟した領事館として使用するために建てられたものとしてはわが国現存最古の建築。平成11年5月13日に重要文化財に指定。平成26年7月18日より指定管理者による公開活用を図っている。

2) 施設の概要

所在地	下関市唐戸町4番11号
面積	敷地面積 597.93㎡ 建築面積 本館161.35㎡ 附属屋80.93㎡
構造	本館 煉瓦造二階建・棧瓦葺 附属屋 煉瓦造平屋建・棧瓦葺
指定管理者	株式会社プランドゥ（公募、令和9年3月31日まで）
利用案内	開館時間 午前9時～午後5時（中庭及び2階休憩室は午後10時まで） 休館日 年末年始（12月28日～1月4日） 観覧料 無料
公共施設の適正配置に関する方向性	後期まで継続

3) 施設の現況

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
入館者数	62,126人	64,700人	60,310人	23,629人	34,187人

(2) 長府藩侍屋敷長屋

1) 沿革

下関市指定有形文化財（建造物）を昭和62年にその保護を目的として公有化し、保存・整備のうえ、市民及び観光客等に公開している。

2) 施設の概要

所在地	下関市長府侍町一丁目1番1号
面積	敷地面積 400.07㎡ 建築面積 61.76㎡
構造	木造平屋建
利用案内	開館時間 午前9時～午後5時（7～9月は午前8時30分～午後6時） 休館日 年末年始（12月29日～1月3日） 観覧料 無料
公共施設の適正配置に関する方向性	後期まで継続

3) 施設の現況

	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
入館者数	5,058 人	6,063 人	6,002 人	1,403 人	2,536 人

(3) 安岡考古資料室

1) 沿革

昭和10年竣工の安岡村役場を郷台地資料館として活用、その後埋蔵文化財調査実施施設・展示施設となった。考古博物館開館後発掘調査機材等の保管収納施設となっている。

2) 施設の概要

所在地	下関市安岡本町二丁目9番1号
面積	敷地面積 1,999.44 m ² 建築面積 417.11 m ²
構造	鉄筋コンクリート陸屋根
公共施設の適正配置に関する方向性	中期までに廃止(譲渡)を検討

菊川教育支所

1. 事務分掌

- 1) 児童、生徒の就学に関すること。
- 2) 通学区域に関すること。
- 3) 外国語指導助手に関すること。
- 4) 学校の用地、建物等の維持管理に関すること。
- 5) 学校の用地及び建物等に係る取得及び処分に関すること。
- 6) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。(幼稚園に関するものを除く。)
- 7) 学校給食に関すること。
- 8) 学校保健に関すること。(幼稚園に関するものを除く。)
- 9) 学校環境衛生に関すること。(幼稚園に関するものを除く。)
- 10) 生涯学習の推進に関すること。
- 11) 社会教育施設の管理運営に関すること。
- 12) 菊川ふれあい会館に関すること。
- 13) 青少年健全育成に関すること。
- 14) 青少年団体に関すること。
- 15) 文化財に関すること。
- 16) 菊川図書館に関すること。

2. 施設

※公共施設の適正配置に関する方向性については、「公共施設の適正配置に関する方向性」
2018年12月を参照。

(1) 菊川ふれあい会館

沿革 21世紀に向けて「町づくりは人づくり」をテーマに生涯学習の一層の充実を図るとともに、幾世代にわたる交流と賑わいのある中核施設として、平成10年9月に開館した。

位置 下関市菊川町大字下岡枝 117 番地

建築面積 3,380.89 m²

延床面積 4,093.81 m²

構造 鉄筋コンクリート造 屋根 鉄骨トラス

駐車場 189 台収容

豊田教育支所

1. 事務分掌

- 1) 児童、生徒の就学に関すること。
- 2) 通学区域に関すること。
- 3) スクールバスに関すること。
- 4) 外国語指導助手に関すること。
- 5) 学校の用地、建物等の維持管理に関すること。
- 6) 学校の用地及び建物等に係る取得及び処分に関すること。
- 7) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。(幼稚園に関するものを除く。)
- 8) 学校給食に関すること。
- 9) 豊田町学校給食共同調理場の事務処理に関すること。
- 10) 学校保健に関すること。(幼稚園に関するものを除く。)
- 11) 学校環境衛生に関すること。(幼稚園に関するものを除く。)
- 12) 生涯学習の推進に関すること。
- 13) 社会教育施設の管理運営に関すること。
- 14) 豊田生涯学習センターに関すること。
- 15) 青少年健全育成に関すること。
- 16) 青少年団体に関すること。
- 17) 文化財に関すること。
- 18) 豊田図書館に関すること。
- 19) 豊田ホテルの里ミュージアムに関すること。

2. 施設

(1) 豊田ホテルの里ミュージアム

沿革 昭和32年に豊田町を貫流する木屋川がゲンジボタルの発生地として天然記念物の指定を受けたが、河川改修工事等による影響でゲンジボタルが減少した。そこで、町内の有志や小学校等により盛んに保護活動が行われた。豊田ホテルの里ミュージアムは、これらホテルの保護活動の拠点として、また、ホテルとそれを取り巻く豊田町の自然の情報を全国に発信する場所として平成16年6月5日開館した。

位置 下関市豊田町大字中村 50-3

敷地面積 10,480 m²

構造 鉄筋平屋建

建設面積 1,455 m²

延床面積 1,377 m² 常設展示室 349 m² シアター室 43 m² ネイチャーラボ 24 m²

多目的ホール 138 m² エントランスホール 169 m² その他 654 m²

※公共施設の適正配置に関する方向性については、「公共施設の適正配置に関する方向性」2018年12月を参照。

豊浦教育支所

1. 事務分掌

- 1) 児童、生徒の就学に関すること。
- 2) 通学区域に関すること。
- 3) スクールバスに関すること。
- 4) 外国語指導助手に関すること。
- 5) 学校の用地、建物等の維持管理に関すること。
- 6) 学校の用地及び建物等に係る取得及び処分に関すること。
- 7) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。(幼稚園に関するものを除く。)
- 8) 学校給食に関すること。
- 9) 豊浦町学校給食共同調理場及び黒井学校給食共同調理場の事務処理に関すること。
- 10) 学校保健に関すること。(幼稚園に関するものを除く。)
- 11) 学校環境衛生に関すること。(幼稚園に関するものを除く。)
- 12) 生涯学習の推進に関すること。
- 13) 社会教育施設の管理運営に関すること。
- 14) ふれあいセンターの事務処理に関すること。
- 15) 青少年健全育成に関すること。
- 16) 青少年団体に関すること。
- 17) 文化財に関すること。
- 18) 豊浦図書館に関すること。

2. 施設

※公共施設の適正配置に関する方向性については、「公共施設の適正配置に関する方向性」
2018年12月を参照。

(1) 豊浦ふれあいセンター

沿革 地域の生涯学習を推進するため、昭和63年に建設した施設で、交流室、管理室、調理室を設けている。

位置 下関市豊浦町大字宇賀7925番地1

建設年月 昭和63年3月

構造 鉄骨造平屋建

床面積 202.54㎡

(2) 宇賀ふれあいセンター

沿革 旧宇賀中学校舎等を利用し、地域の生涯学習を推進するため平成18年4月に使用を開始した社会教育施設で、屋内運動場、講座室、グラウンドを持つ施設です。

位置 下関市豊浦町大字宇賀4940番地

建設年月 昭和55年3月

構 造 鉄筋コンクリート3階建 (1階は倉庫のため使用不可)
床 面 積 1,571 m²

(3) 小野ふれあいセンター

沿 革 旧小野小学校跡地に地域の生涯学習を推進するため、平成17年度に新築した施設で、情報発信室、調理実習室、多目的コミュニティ室を設けている。西側には旧小学校体育館があり、屋内スポーツ競技もできます。

位 置 下関市豊浦町大字川棚1486番地1

建設年月 平成18年3月

構 造 木造スレート葺平屋建

床 面 積 281.55 m² (本館)

豊北教育支所

1. 事務分掌

- 1) 児童、生徒の就学に関する事。
- 2) 通学区域に関する事。
- 3) スクールバスに関する事。
- 4) 学校の用地、建物等の維持管理に関する事。
- 5) 学校の用地及び建物等に係る取得及び処分に関する事。
- 6) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事。(幼稚園に関する事を除く。)
- 7) 学校給食に関する事。
- 8) 滝部学校給食共同調理場の事務処理に関する事。
- 9) 学校保健に関する事。(幼稚園に関する事を除く。)
- 10) 学校環境衛生に関する事。(幼稚園に関する事を除く。)
- 11) 生涯学習の推進に関する事。
- 12) 社会教育施設の管理運営に関する事。
- 13) 活動拠点施設及び総合センターの事務処理に関する事。
- 14) 豊北生涯学習センターに関する事。
- 15) 青少年健全育成に関する事。
- 16) 青少年団体に関する事。
- 17) 文化財に関する事。
- 18) 豊北図書館に関する事。

教 育 機 関 等

公 民 館 一 覧

公 民 館 名 (所 在 地)	構 造・延面積 (建 設 年 月)	公 民 館 名 (所 在 地)	構 造・延面積 (建 設 年 月)
北部公民館 TEL083-253-3371 (山の田東町4-13)	鉄筋・2,096.21㎡ 4階建 (昭49.6 / 増平4.3)	檜崎公民館 TELなし (菊川町大字檜崎790-1)	S造・227.84㎡ 平屋建 (平2.4)
西部公民館 TEL083-231-6587 (伊崎町一丁目4-30)	鉄筋・1,747.00㎡ 4階建 (昭54.4 / 増平3.3)	殿居公民館 TEL083-768-0556 (豊田町大字殿居1039-2)	鉄筋・196.30㎡ 2階建 (昭58.2)
玄洋公民館 TEL083-266-5455 (彦島西山町四丁目1-28)	鉄筋・1,886.49㎡ 3階建の1階部分 (昭58.6)	豊田中公民館 TEL083-766-2361 (豊田町大字八道2544-1)	鉄筋・347.89㎡ 平屋建 (平3.3)
長府東公民館 TEL083-246-1266 (長府松小田本町4-15)	鉄筋・2,104.44㎡ 3階建 (平9.3)	三豊公民館 TEL083-766-3551 (豊田町大字地吉122)	鉄筋・235.08㎡ 平屋建 (平6.1)
吉母公民館 TEL083-286-6226 (大字吉母401-24)	鉄筋・481.56㎡ 2階建 (昭53.4)	西市公民館 TEL083-766-3511 (豊田町大字矢田153-1)	鉄筋・373.50㎡ 2階建の2階部分 (平6.10)
川中公民館 TEL083-255-3501 (伊倉町二丁目1-1)	鉄筋・2,903.22㎡ 4階建 (平4.6)	豊田下公民館 TEL083-766-2556 (豊田町大字手洗285-1)	鉄筋・281.92㎡ 平屋建 (昭59.3)
川中公民館分館 TEL083-253-6169 (綾羅木本町三丁目1-20)	鉄筋・1,014.89㎡ 2階建 (昭40.7)	小串公民館 TEL083-772-2001 (豊浦町大字小串2207-1)	鉄筋・986.67㎡ 2階建 (平6.3)
彦島公民館 TEL083-267-1344 (彦島江の浦町一丁目3-1)	鉄骨鉄筋・3,690.04㎡ 6階建 (改平21.5)	川棚公民館 TEL083-772-2120 (豊浦町大字川棚6167-2)	鉄筋・1,873.22㎡ 2階建 (昭52.12 / 増平12.1)
長府公民館 TEL083-246-3413 (長府土居の内町1-6)	鉄筋・2,043.88㎡ 4階建 (昭38.12)	黒井公民館 TEL083-775-4182 (豊浦町大字黒井2345-1)	鉄筋・759.81㎡ 2階建 (賃貸借)
王司公民館 TEL083-248-3176 (王司神田一丁目9-1)	鉄筋・2,018.81㎡ 3階建 (昭45.4 / 増平3.2)	室津公民館 TEL083-772-0055 (豊浦町大字室津下681-3)	鉄筋鉄骨・448.74㎡ 平屋建 (昭63.3)
清末公民館 TEL083-282-1056 (清末陣屋5-20)	鉄筋・1,144.63㎡ 3階建 (昭47.5)	神玉公民館 TEL083-788-1043 (豊北町大字神田上2709)	鉄筋・408.00㎡ 2階建 (昭60.3)
小月公民館 TEL083-282-0661 (小月本町一丁目7-7)	鉄筋・2,166.39㎡ 3階建 (改平12.4)	角島公民館 TEL083-786-0734 (豊北町大字角島1413-1)	鉄筋・526.00㎡ 2階建 (昭63.3)
王喜公民館 TEL083-282-0219 (王喜本町二丁目15-10)	鉄筋・1,190.04㎡ 3階建 (昭48.4)	阿川公民館 TEL083-786-1010 (豊北町大字阿川3752)	鉄筋等・452.00㎡ 平屋建 (平2.3)
吉田公民館 TEL083-284-0205 (大字吉田地方2499)	鉄筋・1,121.20㎡ 3階建 (昭51.10)	栗野公民館 TEL083-785-0001 (豊北町大字栗野3333-2)	鉄筋・435.00㎡ 平屋建 (平元.2)
内日公民館 TEL083-289-2036 (大字内日下1146-5)	鉄筋・1,091.28㎡ 3階建 (昭47.3)	滝部公民館 TEL083-782-1296 (豊北町大字滝部3397-12)	木造・549.00㎡ 2階建 (平12.8)
勝山公民館 TEL083-256-2779 (秋根南町二丁目4-33)	鉄筋・3,692.60㎡ 4階建 (平26.2)	田耕公民館 TEL083-783-0722 (豊北町大字田耕4332)	木造・62.00㎡ 平屋建 (平10.2)
安岡公民館 TEL083-258-4792 (安岡駅前二丁目7-1)	鉄筋・2,145.00㎡ 4階建 (昭40.10 / 増平2.3)	※公共施設の適正配置に関する方向性については、「公共施設の適正配置に関する方向性」2018年12月を参照。	
吉見公民館 TEL083-286-2121 (大字吉見下1533)	鉄筋・1,675.88㎡ 3階建 (昭52.4)		

下関市生涯学習プラザ

沿革	中央公民館、婦人会館、文化会館の跡地に市民の生涯学習拠点施設として平成22年3月に開館した、図書館と生涯学習施設の機能を備えた社会教育複合施設。音響性能に優れ、コンサート・演劇・舞踊など幅広いジャンルに対応可能な大ホール・小ホール、式典・講演会などに適した多目的ホールのほか、料理教室、工作・工芸室、パソコンルーム、視聴覚室、音楽室、和室、茶室、会議室など目的性の高い諸室を備えている。(4階、5階は中央図書館)
位置	下関市細江町三丁目1番1号
建設年月	平成22年2月
構造	地下1階、地上6階 SRC造(一部RC造/一部S造)
敷地面積	4,852 m ²
建築面積	4,251 m ²
延床面積	18,408 m ²
駐車台数	80台/身障5台含む
指定管理者	公益財団法人 下関市文化振興財団 (非公募 R7.3.31 まで)

※公共施設の適正配置に関する方向性については、「公共施設の適正配置に関する方向性」2018年12月を参照。

図 書 館

※公共施設の適正配置に関する方向性については、「公共施設の適正配置に関する方向性」
2018年12月を参照。

1. 中央図書館

沿革	昭和15年7月名池小学校校庭に創設されたものを源とする。昭和44年10月明治維新100年記念事業として上田中町に新築移転。平成21年11月下関市立中央図書館開館準備のため閉館。 現施設は社会教育複合施設として建設され、平成22年3月に開館した。
位置	下関市細江町三丁目1番1号
創設	昭和15年7月（移転新築 平成22年3月）
施設概要	下関市生涯学習プラザ4,5階、一部1,6階（延面積5039.79㎡）
蔵書数	中央図書館 図書 約407,000冊、視聴覚 約3,500点、 移動図書館 図書 約19,000冊
休館日	月曜日（祝日を除く）、館内整理日、12月29日～1月3日
利用時間	午前9時～午後7時

2. 長府図書館

沿革	明治42年8月に豊浦郡教育会によって創設され、大正13年に長府町へ移管された。昭和12年に豊浦郡長府町が下関市と合併すると、下関市立長府図書館として運営され、昭和42年9月に明治100年記念事業の一環として改築された。
位置	下関市長府宮の内町1番30号
創設	明治42年8月（改築 昭和42年9月）
構造等	本館 鉄筋コンクリート2階建 延面積882.7㎡
蔵書数	図書 約112,000冊
休館日	月曜日（祝日を除く）、館内整理日、12月29日～1月3日
利用時間	午前9時30分～午後6時30分

3. 彦島図書館

沿革	昭和27年に彦島公民館が開設されると、ここに下関図書館彦島分館が併設され、彦島公民館が江の浦町一丁目に改築されると、同所2階に移設された。現施設は、平成2年3月に新築移転されたもので、同年7月から下関市立彦島図書館として開館した。
位置	下関市彦島江の浦町一丁目4番28号
創設	昭和27年(新築移転 平成2年3月)
構造等	鉄筋コンクリート一部鉄骨2階建 延面積1001.77㎡
蔵書数	図書 約70,000冊
休館日	月曜日(祝日を除く)、館内整理日、12月29日～1月3日
利用時間	午前9時30分～午後6時30分

4. 菊川図書館

沿革	菊川図書館の前身である県立山口図書館豊浦分館は、昭和26年12月に岡枝公民館内に開館した。昭和32年4月に分館が閉館し、菊川町に移管され、菊川町立菊川図書館が誕生した。その後、昭和48年4月に現在の場所に移転改築した。
位置	下関市菊川町大字下岡枝193番地8
創設	昭和32年4月(移転改装 昭和48年4月)
構造等	鉄筋コンクリート建 延面積527.93㎡
蔵書数	図書 約33,000冊
休館日	月曜日(祝日を除く)、館内整理日、12月29日～1月3日
利用時間	午前9時30分～午後6時30分

5. 豊田図書館

沿革	平成7年7月に豊田町文化教育センターとして、現在地に創設された。平成17年2月の下関市豊浦郡4町の合併により、下関市立豊田図書館に改称。館内には、文化財資料室が併設されており、文書をはじめとする貴重な豊田の文化財を展示している。平成27年4月より、2階部分が西市公民館となり複合施設となった。
位置	下関市豊田町大字矢田153番地1
創設	平成7年7月
構造等	鉄筋コンクリート2階建 延面積980.415㎡
蔵書数	図書 約49,000冊、視聴覚 約2,200点
休館日	月曜日(祝日を除く)、館内整理日、12月29日～1月3日
利用時間	午前9時30分～午後6時30分

6. 豊浦図書館

沿革	昭和52年12月、川棚地区に公民館が開館し、館内に60㎡の図書室が設置されたのを源とする。平成2年4月、公民館内図書室より図書館としての機能が独立する。平成12年10月、豊浦町商工会の事務所移転に伴い、旧商工会事務所に移転する。その後、豊浦総合支所の改築に合わせ、総合支所2階の旧議場を中心に図書館に改装され、平成26年12月に移転開館した。
位置	下関市豊浦町大字川棚 6895 番地 1
創設	平成2年4月（移設 平成26年12月）
施設概要	豊浦総合支所 2階（延面積 471.06㎡）
蔵書数	図書 約49,000冊、視聴覚 約700点
休館日	月曜日（祝日を除く）、館内整理日、12月29日～1月3日
利用時間	午前9時30分～午後6時30分

7. 豊北図書館

沿革	昭和58年に豊北町神田特牛に新設された豊北町町民センター（現在の豊北生涯学習センター）に図書室が設置され、平成18年4月、滝部地区に開校した豊北中学校内に学校図書館の一般開放として「豊北図書室」が開設された。令和4年7月、図書室を図書館法に基づく「豊北図書館」として整備した。
位置	下関市豊北町大字滝部 1244 番地 36（豊北中学校内）
創設	昭和58年4月（移設 平成18年4月）
施設概要	豊北中学校 1階（延面積 350.5㎡）
蔵書数	図書 約21,000冊
休館日	月曜日（祝日を除く）、館内整理日、12月29日～1月3日
利用時間	午前9時30分～午後6時30分

(教育委員会)

美 術 館

沿 革

昭和 56 年 4 月 美術館等開館準備室を教育委員会に設置
昭和 57 年 4 月 美術館建設工事に着手
昭和 58 年 2 月 美術館建設工事が完成
昭和 58 年 11 月 開館
昭和 63 年 10 月 駐車場を増設
平成 5 年 10 月 駐車場及び修景を整備
平成 22 年 3 月 リニューアル工事、屋外エレベーター設置

位 置

下関市長府黒門東町 1 番 1 号

建築概要等

敷地面積 15,787.04 m²
延床面積 4,876.52 m²
構 造 鉄筋コンクリート造 2 階建、塔屋 1 階、地下 1 階（一部光庭ドーム、鉄骨造）

開館時間等

開館時間 午前 9 時 30 分～午後 5 時（入館は午後 4 時 30 分まで）
休 館 日 祝日以外の月曜日、年末年始（12 月 28 日～1 月 4 日）、その他展示替え等のため
の臨時休館
観 覧 料（所蔵品展示） 一 般 210 円（160 円）
大学生等 100 円（80 円）

※（ ）内は 20 人以上の団体料金。

※18 歳以下の方、高等学校、中等教育学校、特別支援学校に在学の生徒は無料。

※下関市内と北九州市内に在住の 65 歳以上の方は半額免除（証明書必要）。

（企画展示） 観覧料は別に定める。

※公共施設の適正配置に関する方向性については、「公共施設の適正配置に関する方向性」
2018 年 12 月を参照。

歴 史 博 物 館

沿 革

平成28年11月18日、旧下関市立長府博物館（旧館）の活動を継承発展するために開館した博物館。博物館活動の基本となる展示については、「海峡に育まれた下関の歴史と文化-海峡の歴史に未来が見える」をメインテーマとし、下関の古代から近代までの歴史について紹介している。また、市域の歴史についての調査研究、本市ゆかりの資料の収集などを積極的に行うとともに、本市の文化財観光の拠点として交流人口の拡大に取り組んでいる。

位 置

下関市長府川端二丁目2番27号

構 造 等

敷地面積 10,155 m²（新館部 5,484 m², 旧館部 4,671 m²）

構 造 新館 鉄筋コンクリート造平屋建瓦葺

旧館（旧長府博物館） 鉄筋コンクリート造平屋建瓦葺ほか

※旧館本館は昭和8年建築、戦前の博物館建築の典型として国登録有形文化財。

延床面積 2,105 m²（新館部 1,500 m²、旧館部 605 m²）

開館時間等

開館時間 午前9時30分～午後5時（ただし、入館は午後4時30分）

休 館 日 月曜日（休日の場合は翌日以降最初の休日でない日）、年末年始（12月28日～1月4日）

観 覧 料 常設展示 一般210円（160円）、大学生等100円（80円）、
下関市及び北九州市在住65歳以上100円（証明書必要）

企画展示 一般210円（160円）、大学生等100円（80円）

下関市在住65歳以上100円（証明書必要）

※（ ）内は20名以上の団体料金

※18歳以下、高等学校、中等教育学校、特別支援学校に在学の生徒、障害者手帳をお持ちの方は無料（証明書必要）。

※特別展示観覧料は別に定める。

駐 車 場 有料26台 身障者用2台（開場時間は、午前9時から午後5時30分まで）

駐車料金 最初の2時間は1時間ごとに100円、2時間を超えた後は30分ごとに100円。

※減免あり。

※公共施設の適正配置に関する方向性については、「公共施設の適正配置に関する方向性」2018年12月を参照。

(教育委員会)

分館 日清講和記念館

沿革

明治28年春、下関市の春帆楼を会議場として開催された日清講和会議、および下関条約と称される講和条約の歴史的意義を後世に伝えるため、昭和12年6月に開館。館内は会議に使用された調度品や筆記用具などにより、当時の会議場を再現、また、両国の全権を務めた伊藤博文や李鴻章の遺墨なども展示している。

なお、建物は国登録有形文化財。

位置

下関市阿弥陀寺町4番3号

構造等

鉄筋コンクリート造平屋建瓦葺（一部地下）

敷地面積 458 m² 延床面積 191 m²

開館時間等

午前9時～午後5時（年中無休）

※公共施設の適正配置に関する方向性については、「公共施設の適正配置に関する方向性」2018年12月を参照。

東 行 記 念 館

沿 革

平成22年6月1日に開設した下関市立東行記念館は、高杉晋作・奇兵隊を中心に、その活動した時代と周辺の歴史を基本テーマとし、資料の収集・調査研究および展示活動を行っている。また、博物館活動を通じ、郷土の歴史に対する市民の知識及び理解を深め、市民の教育と文化の向上に資することを目的とする。なお、この記念館は、高杉晋作100年祭記念事業として、全国有志の寄付により、昭和41年4月14日に開館した宗教法人東行庵設置の東行記念館を前身とする。

位 置

下関市大字吉田 1184 番地

構 造 等

構 造 鉄筋コンクリート造2階建

延床面積 2階：展示室 110.5 m²、収蔵庫 27.6 m²、学芸員室 27.6 m²、
ホール 55.3 m² (1階：310.2 m²)

開館時間等

開館時間 午前9時30分～午後5時 (ただし、入館は午後4時30分)

休 館 日 月曜日 (祝日の場合は開館)、祝日の翌日、年末年始 (12月28日～1月4日)、
展示替え等のための臨時休館

観 覧 料 一 般 300 円 (240 円)

大学生等 200 円 (160 円)

下関市及び北九州市在住 65 歳以上 150 円 (証明書必要)

※ () 内は 20 名以上の団体料金

※18 歳以下、高等学校、中等教育学校、特別支援学校に在学の生徒、障害者手帳をお持ちの方は無料 (証明書必要)。

※特別展示観覧料は別に定める。

考 古 博 物 館

沿 革

下関市立考古博物館は、国指定史跡綾羅木郷遺跡に隣接して建設された。綾羅木郷遺跡は、昭和40年ごろから盛んに行われた珪砂の採掘工事によって遺跡破壊の危機にさらされたが、市民の献身的な保存運動が国をも動かし、昭和44年3月、文化庁により前例のない緊急の史跡指定が行われた。

当館は、主に下関の弥生時代及び古墳時代を中心とした地域の歴史及び大陸との交流の歴史を紹介するとともに、綾羅木郷遺跡を守った文化財保護の精神を次代に継承するため、平成7年5月に開館した。

なお、綾羅木郷遺跡は史跡公園として整備しており、市民の郷土学習及び憩いの場として利用されている。

施設の概要

所在地	下関市大字綾羅木字岡454番地
面積	敷地面積 12,942㎡ 建築面積 1,875㎡
設置	平成7年5月
構造	鉄筋コンクリート造2階（地上1階、地下1階）
利用案内	開館時間 午前9時30分～午後5時 休館日 月曜日、年末年始（12月28日～1月4日） 観覧料 無料
公共施設の適正配置に関する方向性	後期まで継続

施設の現況

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
開館日数	311日	314日	281日	263日	251日
入館者数	25,227人	24,685人	17,516人	7,381人	9,040人

生涯学習センター

※公共施設の適正配置に関する方向性については、「公共施設の適正配置に関する方向性」2018年12月を参照。

1. 豊田生涯学習センター

沿革 生涯学習の拠点施設として、昭和54年に豊田町制施行25周年記念事業の一環として建設され、今日まで豊田地区の教育・文化・体育振興の中心的役割を果たしてきた。平成13年度に2階ホールに電動式移動観覧席を設置するなど、大規模な改造工事を行い、施設面での整備充実も図っている。

位置 下関市豊田町矢田149番地1

建設年月 昭和54年8月

構造等 鉄筋コンクリート造3階建

延面積 2,510.65 m²

駐車場 134台収容

2. 豊北生涯学習センター

沿革 社会教育活動の拠点として、昭和58年に豊北町町民センターとして設置し、平成17年2月13日、合併を期に下関市豊北生涯学習センターと名称を変え、地域の生涯学習に積極的に取り組んでいる。

位置 下関市豊北町大字神田1199-1

建設年月 昭和58年4月

構造等 鉄筋コンクリート造2階建

延面積 3,292.70 m²

駐車場 200台収容

(教育委員会)

土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム

沿革

昭和 53 年 「史跡土井ヶ浜遺跡保存管理計画」策定
平成 2 年 遺構覆屋（土井ヶ浜ドーム）完成、公開
平成 5 年 3 月 土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム完成
平成 5 年 5 月 土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム開館

位置

下関市豊北町大字神田上 891 番地 8

構造等

敷地面積 18,748.26 m²

構造 鉄筋コンクリート造 3 階建陸屋根

延床面積 1,977.65 m²

1 階（倉庫・収蔵庫、機械室など）：740.52 m²

2 階（玄関・エントランスホール・展示室・事務室・倉庫・会議室・トイレ）：
1,057.36 m²

3 階：146.02 m²

P H：33.75 m²

屋外施設 湿生花園、水田 駐車場 100 台

附属施設 遺構覆屋（土井ヶ浜ドーム）、休息所「ほねやすめ」

利用案内

開館時間 午前 9 時～午後 5 時

休館日 月曜日（祝日又は振替休日の場合は翌平日）、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

観覧料 大人：200 円（160 円）、大学生等 100 円（80 円）

（ ）内は 20 名以上の団体料金、高校生以下は無料、下関市と北九州市の 65 歳以上の方、他地域の 70 歳以上の方、療育手帳・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳（項症）の交付を受けている方（身体障害の程度が 1～4 級、戦傷病者の特別項症から第 4 項症までの方は付添人 1 人を含む）は無料

※公共施設の適正配置に関する方向性については、「公共施設の適正配置に関する方向性」2018 年 12 月を参照。

烏山民俗資料館

沿革

- 平成 8 年 4 月 旧烏山工芸館の民芸コレクションの寄贈を受ける。
- 平成 8 年 6 月 豊浦町烏山民俗資料館として開館する。
- 平成 17 年 2 月 下関市との合併により下関市烏山民俗資料館となる。
- 平成 20 年 8 月 下関市川棚温泉交流センター内への移転準備のため 8 月 31 日より休館。
- 平成 22 年 1 月 下関市川棚温泉交流センター内に移転。

位置

下関市豊浦町大字川棚 5180 番地 川棚温泉交流センター内

構造等 (施設全体)

- 敷地面積 4,498 m²
- 構造 鉄骨構造 2 階建
- 延床面積 1,242.85 m²
うち烏山民俗資料館展示室 251.63 m²

利用案内

- 開館時間 午前 9 時～午後 7 時 (入館は午後 6 時 30 分)
- 休館日 年末年始 (12 月 31 日～1 月 3 日)
※展示替え等のための臨時休館あり
- 観覧料 無料 (ただし、特別展開催時には別に定める)

※公共施設の適正配置に関する方向性については、「公共施設の適正配置に関する方向性」
2018 年 12 月を参照。

豊北歴史民俗資料館

沿革

(県指定文化財旧滝部小学校の歴史)

- 明治 8 年(1875) 8 月 滝部八幡宮境内に開誘(かいゆう)小学校を創設する。
明治 17 年(1884) 2 月 学区改正により、大庭小学校の開誘分校として現在地に校舎を改築する。
明治 20 年(1888) 4 月 独立し、開誘尋常小学校となる。
明治 28 年(1895) 8 月 高等科を併設し、滝部尋常高等小学校となる。
大正 13 年(1924) 3 月 中山太一・豊三・喜助三兄弟の寄附により、本館・東側校舎が完成。
昭和 22 年(1947) 5 月 新学制により、滝部小学校と改称する。
昭和 54 年(1979) 3 月 山口県有形文化財(建造物)に指定される。
昭和 55 年(1980)11 月 豊北町歴史民俗資料館として、開館する。
平成 17 年(2005) 2 月 合併に伴い、下関市立豊北歴史民俗資料館となる。
平成 19 年(2007) 5 月 改修工事(保存修理工事)のため休館する。
平成 23 年(2011) 3 月 改修工事(保存修理工事)が完了する。
平成 23 年(2011) 4 月 西教室棟が、山口県有形文化財(建造物)に追加指定される。
平成 23 年(2011)11 月 リニューアル開館する。

位置

下関市豊北町大字滝部 3153-1

構造等

構造 木造 2 階建、寄棟及び切妻造 葺瓦葺

敷地面積 1,970.14 m²

延床面積 1,268.05 m²

1 階 812.97 m²

E V 棟(トイレなど): 49.85 m²、収蔵庫棟: 73.09 m²、ポンプ室(別棟): 8.40 m²

既設建物(和室・倉庫・閲覧室・事務室・展示室・教室など) 681.63 m²

2 階 455.08 m²

E V 棟(倉庫など): 44.90 m²

既存建物(講堂など): 410.18 m²

利用案内

開館時間 午前 9 時～午後 5 時(入館は午後 4 時 30 分)

休館日 月曜日(祝日又は振替休日の場合は翌平日) 年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)

入館料 無料(ただし、特別展開催時には別に定める)

貸室 貸室使用料一覧

室名 (収容人員)	使用料	
	AM9:00~PM5:00 1時間あたり	特別使用料
2階 講堂 (120)	520円	9,000円
1階 和室 (20)	100円	
1階 教室 (20)	100円	
1階 展示室	310円	

(備考) ※特別使用料とは、全施設同時使用及び、午後 5 時から午後 10 時までの使用の場合の金額。

※営利、営業、宣伝等を目的とし、又は入場料その他これに類する料金を徴収する場合は、この表の金額の倍額となる。

※冷暖房を使用した場合は、使用状況に応じて実費を徴収する。

※公共施設の適正配置に関する方向性については、「公共施設の適正配置に関する方向性」2018年12月を参照。

(教育委員会)

市立学校一覧

※公共施設の適正配置に関する方向性については、「公共施設の適正配置に関する方向性」
2018年12月を参照。

1. 幼稚園

区分	所在地	学級数	園児			教員	保健室	給食室
			総数	男	女			
令和3年度		14	247	129	118	27 (25)	6	5
令和4年度		14	198	106	92	26 (22)	6	5
1 第一	貴船町三丁目 11-12	1	12	6	6	4 (2)	※1○	配
2 豊浦	長府亀の甲二丁目 2-82	1	12	9	3	3 (4)	※1○	配
3 小月	小月宮の町 15-20	2	33	15	18	5 (4)	※1○	配
4 内日	休園							
5 清末	清末西町一丁目 6-1	5	76	41	35	6 (6)	※1○	配
6 川中	伊倉本町 21-1	3	46	26	20	5 (4)	○	配
7 豊東	菊川町大字上大野字上ノ原 10020-1	2	19	9	10	3 (2)	○	

() は会計年度任用職員、外数
○有の意味 (配は、給食配膳室のみ)
※1 保健室と職員室を共用して使用

2. 幼保連携型認定こども園

	所在地	学級数	園児			教員	保健室	給食室
			総数	男	女			
令和3年度		49	919	484	435	73 (62)	9	9
令和4年度		52	883	474	409	73 (65)	9	9
1 中央	幡生新町 1-10	9	167	103	64	13 (12)	※1○	有
2 垢田	新垢田東町 1-2-7	6	114	54	60	9 (7)	※1○	有
3 王喜	王喜本町 2-11-12	5	88	58	30	7 (7)	※1○	有
4 菊川	菊川町大字下岡枝字高田 1504	6	139	76	63	9 (13)	※1○	有
5 西市	豊田町大字矢田字横の田 184	3	42	22	20	5 (3)	○	有
6 豊田下	豊田町大字手洗字堂本 273-1	3	39	24	15	5 (3)	○	有
7 川棚	豊浦町大字川棚寺田 5281	9	159	72	87	12 (8)	※1○	有
8 黒井	豊浦町大字黒井字下北岡 2159-1	6	91	45	46	8 (7)	○	有
9 豊北	豊北町大字滝部字上ノ原 2992-1	5	44	20	24	5 (5)	※1○	有

平成 27 年度の子ども・子育て支援新制度施行に伴い、幼保連携型認定こども園が開設。
認定こども園の各数値は全体数値 (旧幼稚園と旧保育園の合算値)

() は会計年度任用職員、外数
○有の意味 (配は、給食配膳室のみ)
※1 保健室と職員室を共用して使用

各年5月1日現在(単位:人、学級、室、㎡)

校舎				用地				区分
校舎保有面積				面積			左の内 借地	
総数	鉄筋	鉄骨	木造	総数	建物敷地	屋外運動場		その他
5,786	3,336	2,440	10	21,120	10,091	9,568	1,461	令和3年度
5,786	3,336	2,440	10	21,120	10,091	9,568	1,461	令和4年度
927	717	210		4,174	1,842	1,911	421	1 第一
1,035	1,025		10	2,989	1,781	1,208		2 豊浦
1,005	974	31		3,121	1,616	1,363	142	3 小月
499		499		2,488	874	1,614		4 内日
854	620	234		3,058	1,604	1,454		5 清末
1,010		1,010		2,740	1,480	904	356	6 川中
456		456		2,550	894	1,114	542	7 豊東

各年5月1日現在(単位:人、学級、室、㎡)

校舎				用地				区分
校舎保有面積				面積			左の内 借地	
総数	鉄筋	鉄骨	木造	総数	建物敷地	屋外運動場		その他
9,903	8,002	1,901	0	40,459	23,705	10,599	6,155	令和3年度
9,903	8,002	1,901	0	40,459	23,705	10,599	6,155	令和4年度
1,819	1,819	0		6,601	3,586	2,020	995	1 中央
771	771	0		2,084	486	800	798	2 堀田
714	703	11		2,644	714	998	932	3 王喜
1,076	0	1,076		2,801	1,302	745	754	4 菊川
1,124	1,124	0		4,870	2,953	1,000	917	5 西市
814		814		4,907	906	2,272	1,729	6 豊田下
1,833	1,833			5,870	4,485	1,355	30	7 川棚
768	768			2,331	1,582	749		8 黒井
984	984			8,351	7,691	660		9 豊北

3. 小学校

区分	所在地	学級	特別支援学級	児童			教員	事務職員		養護教諭 (養護士)		栄養教諭	栄養士	校務技士	学校給食調理員	保有教室		
				総数	男	女		県	市	県	市					普通	特別	多目的
令和3年度		451	115	11,750	5,925	5,825	770	46		46		14	4	10(33)	50(25)	604	504	36
令和4年度		436	120	11,557	5,870	5,687	758	45		44		13	5	10(32)	44(38)	587	497	43
1 養 治	本町二丁目 6-1	6	2	107	48	59	11	1		1				(1)		9	17	
2 文 関	上田中町一丁目 14-1	17	4	485	246	239	27	1		1		1		(1)	2(2)	23	13	
3 名 陵	名池町 10-1	11	4	262	124	138	25	1		1				(1)		15	15	
4 関 西	関西町 12-1	4	2	34	20	14	8	1		1				(1)	(2)	6	15	
5 桜 山	上新地町二丁目 5-10	7	2	161	72	89	13	1		1				(1)		9	20	
6 向 山	向山町 14-1	11	4	293	155	138	18	1		1		1		(1)	2(1)	16	29	
7 生 野	幡生本町 7-14	12	3	301	152	149	21	1		1				(1)	2(1)	16	10	
8 本 村	彦島本村町三丁目 16-1	5	2	58	37	21	9	1		1				(1)		8	14	
9 西 山	彦島迫町五丁目 13-21	8	3	213	119	94	15	1		1				1		11	15	1
10 江 浦	彦島江の浦町三丁目 4-1	11	5	253	118	135	21	1		1		1		(1)		16	14	
11 角 倉	彦島角倉町三丁目 5-5	6	3	174	93	81	13	1		1		1		1		9	26	
12 向 井	彦島向井町二丁目 20-1	8	2	223	106	117	13	1		1				(1)		10	14	
13 小 月	小月西の台 6-1	11	3	308	173	135	20	1		1				(1)	2(2)	15	11	
14 清 末	清末西町一丁目 6-1	15	4	482	246	236	25	1		1		1		1	2(2)	22	6	
15 王 司	王司神田六丁目 9-1	18	4	502	274	228	29	1		1				(1)	2(2)	22	7	
16 豊 浦	長府亀の甲二丁目 2-1	29	5	897	432	465	47	2		2		1		1	3(3)	35	19	
17 勝 山	秋根上町二丁目 2-1	25	6	793	389	404	41	1		1		1		1	3(2)	31	9	1
18 川 中	伊倉本町 19-1	22	7	673	344	329	38	2		1		1		1	3(2)	29	10	
19 安 岡	安岡町三丁目 5-5	25	3	760	391	369	38	2		2			1	1	3(2)	28	10	
20 吉 見	吉見里町一丁目 8-1	6	3	169	92	77	12	1		1				(1)	1(1)	9	10	2
21 吉 母	大字吉母字塩谷 287	2	0	7	2	5	3	1		0				(1)		2	8	
22 蓋 井	大字蓋井島字田町 126-2	2	0	6	4	2	3			1				(1)		2	3	
23 吉 田	大字吉田字高田 1044-2	4	1	41	23	18	7	1		1				(1)	1(1)	7	5	
24 王 喜	王喜本町二丁目 12-30	6	4	160	95	65	14	1		1				(1)	2	10	6	2
25 内 日	大字内日下字坂本 1031	2	0	11	4	7	4			1				(1)		2	13	3
26 山 の 田	山の田中央町 13-1	20	3	592	286	306	32	1		1		1		1	2(2)	23	14	
27 川 中 西	古屋町二丁目 9-1	14	5	405	200	205	25	1		1		1		(1)	2(2)	21	10	
28 垢 田	新垢田西町一丁目 1-1	10	4	242	133	109	19	2		1				(1)	2(1)	16	18	4
29 長 府	長府松小田北町 14-1	15	4	451	243	208	24	1		1		1		(1)	2(2)	22	20	
30 一 の 宮	一の宮住吉一丁目 8-1	17	6	449	226	223	28	1		1		1		1	2(2)	22	6	8
31 熊 野	熊野西町 10-1	23	5	752	378	374	39	2		2		1		1	3(2)	28	8	8
32 豊 東	菊川町大字上大野字上ノ原 10020-1	7	2	196	103	93	12	1		1		1		(1)	2	11	9	4
33 岡 枝	菊川町大字吉賀字金蔵寺 2494	6	2	133	68	65	11	1		1				(1)	1(1)	8	8	
34 檜 崎	菊川町大字檜崎字殿屋敷 215	4	1	39	20	19	7	1		1				(1)	(2)	6	9	
35 西 市	豊田町大字矢田字今熊 132	6	2	108	49	59	12	1		1		1		(1)		8	10	2
36 豊 田 下	豊田町大字手洗字貴布祢 303	4	1	38	16	22	7	1		1				(1)		8	5	
37 室 津	豊浦町大字室津下字新田 152-1	4	0	28	14	14	6	1		1				(1)		7	6	2
38 誠 意	豊浦町大字黒井字才舛 2200	6	2	161	70	91	15	1		1		1		(1)		10	18	
39 川 棚	豊浦町大字川棚字後案 3650-1	12	2	354	171	183	19	1		1		1		(1)		14	9	4
40 小 串	豊浦町大字小串字谷田ヶ浴 617	4	2	32	23	9	8	1		1				(1)		7	9	
41 宇 賀	豊浦町大字宇賀字ふけ 4961	4	1	29	14	15	7	1		1				(1)		5	11	2
42 豊 北	豊北町大字滝部字常安 1200	7	2	175	97	78	12	1		1				(1)		9	8	

() は会計年度任用職員、外数

令和4年5月1日現在

保健室	給食室	水泳プール	校舎等									用地				区分
			校舎保有面積				屋内運動場保有面積			面積				左の内借地		
			総数	鉄筋	鉄骨	木造	総数	鉄筋	鉄骨	総数	建物敷地	屋外運動場	その他			
43	43	40	187,894	179,393	7,482	1,019	37,960	8,456	29,504	828,782	349,125	385,279	114,566	30,583	令和3年度	
42	42	39	184,248	175,871	7,368	1,000	37,231	7,727	29,504	813,744	344,588	379,655	109,689	30,583	令和4年度	
○	配	○	4,593	4,456	137		809		809	10,589	5,131	4,607	851		1 養 治	
○	○	○	6,392	6,294	7	91	968		968	18,679	7,752	6,646	4,281		2 文 関	
○	配	○	3,748	2,961	787		887		887	15,336	6,945	6,518	1,873		3 名 陵	
○	○	○	3,950	3,787	163		965		965	20,947	9,009	7,855	4,083		4 関 西	
○	配	○	4,891	4,773	118		785		785	11,647	4,494	4,768	2,385		5 桜 山	
○	○	○	8,249	8,104	145		936		936	20,208	9,260	7,438	3,510		6 向 山	
○	○	○	4,355	4,305	50		928		928	14,271	5,449	7,184	1,638		7 生 野	
○	配	○	4,685	4,370	265	50	806		806	14,537	6,463	5,298	2,776		8 本 村	
○	配	○	4,946	4,738	208		879		879	25,481	12,731	11,603	1,147	20,832	9 西 山	
○	配	○	4,783	4,638	145		918		918	18,047	10,018	7,825	204		10 江 浦	
○	配	○	6,030	5,761	269		1,046	24	1,022	18,385	7,420	8,843	2,122		11 角 倉	
○	配	○	5,029	4,823	206		890		890	31,930	13,116	14,583	4,231		12 向 井	
○	○	○	3,778	3,659	119		1,156	1,156		26,279	8,618	9,058	8,603		13 小 月	
○	○	○	4,481	4,216	92	173	814		814	19,686	9,033	9,315	1,338		14 清 末	
○	○	○	4,499	4,258	241		981	981		18,538	7,553	9,731	1,254		15 王 司	
○	○	○	8,772	8,606	157		1,404		1,404	29,261	20,743	8,518			16 豊 浦	
○	○	○	5,658	5,574	84		1,123		1,123	29,844	10,369	12,931	6,544		17 勝 山	
○	○	○	6,540	5,400	1,140		1,181		1,181	24,071	9,501	12,762	1,808		18 川 中	
○	○	○	6,978	5,988	990		1,189		1,189	20,760	8,921	9,906	1,933	9,547	19 安 岡	
○	○	○	3,971	3,901	70		980		980	24,810	8,164	12,319	4,327		20 吉 見	
○	配	○	1,961	1,843	118		868		868	11,517	5,349	6,168			21 吉 母	
○	○	○	322		322		761		761	8,637	1,571	4,902	2,164		22 蓋 井	
○	○	○	1,924	1,820	33	71	868		868	15,285	4,653	10,632			23 吉 田	
○	○	○	2,782	2,741	41		906	906		17,861	7,386	8,739	1,736		24 王 喜	
○	○	○	2,233	2,188	45		881		881	13,323	6,657	6,018	648		25 内 日	
○	○	○	5,772	5,697	75		811		811	17,902	6,946	8,798	2,158		26 山 の 田	
○	○	○	5,313	5,165	148		788		788	17,018	6,005	9,822	1,191		27 川 中 西	
○	○	○	6,319	6,248	71		1,011		1,011	27,104	9,928	12,728	4,448		28 垢 田	
○	○	○	7,335	7,250	85		1,131		1,131	30,014	10,878	10,932	8,204		29 長 府	
○	○	○	5,900	5,900			1,018		1,018	32,475	11,110	12,200	9,165	204	30 一 の 宮	
○	○	○	6,051	5,990	61		1,015	1,015		31,042	11,935	11,740	7,367		31 熊 野	
○	○	○	3,351	2,712	620	19	648		648	21,195	10,336	8,863	1,996		32 豊 東	
○	○	○	2,799	2,769	30		544		544	17,131	5,916	6,546	4,669		33 岡 枝	
○	○	○	2,011	1,686	69	256	525		525	19,664	5,730	8,699	5,235		34 檜 崎	
○	配	○	3,076	3,037	3	36	694		694	14,331	7,680	6,008	643		35 西 市	
○	配	○	1,696	1,665		31	680	680		15,966	7,153	8,813			36 豊 田 下	
○	配		2,087	2,037		50	785	785		19,699	8,380	11,319			37 室 津	
○	配		4,062	3,972	75	15	561		561	16,216	4,685	11,375	156		38 誠 意	
○	配	○	4,169	3,945	116	108	911		911	22,290	9,993	12,297			39 川 棚	
○	配		3,144	3,098	13	33	607	607		14,632	7,809	5,835	988		40 小 串	
○	○	○	2,542	2,480		62	779	779		11,772	4,773	6,269	730		41 宇 賀	
○	配	○	3,071	3,016	50	5	794	794		25,552	9,025	13,244	3,283		42 豊 北	

○有の意味(配は、給食配膳室のみ)

(教育委員会)

4. 中学校

区分	所在地	学級	特別支援学級	生徒			教員	事務職員		養護教諭 (養護士)		栄養教諭	栄養士	校務技士	学校給食調理員	保有教室		
				総数	男	女		県	市	県	市					普通	特別	多目的
令和3年度		198	54	5,910	3,075	2,835	459	27		22		6	1	10(12)	14(7)	283	446	20
令和4年度		194	55	5,815	3,038	2,777	443	27		22		6	1	9(13)	14(7)	263	459	23
1 日新	上田中町一丁目15-1	10	2	298	149	149	25	1		1				(1)		12	27	
2 向洋	向洋町一丁目14-1	6	2	138	69	69	16	1		1				1		9	23	
3 文洋	上新地町五丁目6-1	7	2	128	79	49	18	1		1				1		9	39	
4 名陵	丸山町一丁目13-3	4	2	112	65	47	14	1		1				1		10	16	1
5 東部	清末陣屋5-10	17	4	568	290	278	35	1		1	1			(1)	2(2)	22	22	
6 長府	長府逢坂町3-1	13	3	449	233	216	27	1		1	1			1	2(1)	16	20	
7 勝山	秋根上町二丁目5-1	17	4	575	324	251	36	2		1	1			1	3(1)	21	15	2
8 川中	伊倉新町四丁目6-1	20	5	686	342	344	42	5		2	1	1		(1)		23	55	
9 安岡	安岡町四丁目2-1	12	3	380	199	181	27	1		1	1			1	2(1)	18	16	2
10 吉見	永田本町一丁目3-10	3	0	78	48	30	8	1		1				1	1(1)	3	12	3
11 彦島	彦島江の浦町二丁目25-1	12	4	389	188	201	29	1		1				1		16	25	
12 玄洋	彦島本村町二丁目8-1	6	1	133	66	67	14	1		1				(1)		8	27	
13 木屋川	木屋川南町二丁目660	4	3	97	46	51	12	1		1				(1)	1	9	10	
14 内日	大字内日下字福寿庵1196-2	3	1	12	4	8	8	1						(1)		4	7	1
15 山の田	山の田本町8-1	14	4	430	228	202	30	1		1				1		18	20	
16 垢田	大字垢田字笹原1127-6	12	2	358	191	167	23	1		1				(1)		14	24	
17 長成	長府日の出町4-1	6	3	212	112	100	16	1		1				(1)		9	20	4
18 菊川	菊川町大字下岡枝字上室屋1-2	7	2	200	102	98	15	1		1				(1)	3(1)	9	15	
19 豊田	豊田町大字矢田字鎮守434	3	2	90	50	40	10	1		1				(1)		7	12	
20 豊洋	豊浦町大字黒井字馬神10724-1	5	2	120	65	55	12	1		1				(1)		7	13	1
21 夢が丘	豊浦町大字小串字夢が丘10145	8	2	249	125	124	15	1		1				(1)		12	15	4
22 豊北	豊北町大字滝部字幸神1244-36	5	2	113	63	50	11	1		1	1			(1)		7	26	5

() は会計年度任用職員、外数
○有の意味 (配は、給食配膳室のみ)

5. 高等学校

下関商業高等学校 (下関市後田町四丁目11-1)

区分	生徒	学級	保有教室		保健室	食堂	水泳プール	校舎保有面積			
			普通	特別				校舎保有面積			
								総数	鉄筋	鉄骨	木造
令和3年度	476(2)	15(1)	24	11	1	1	1	12,840	12,641	93	106
令和4年度	473	15	24	11	1	1	1	12,840	12,641	93	106

() は定時制、外数

令和4年5月1日現在

保 健 室	給 食 室	水 泳 プ ール	武 道 場	校舎等								用地					区 分
				校舎保有面積				屋内運動場保有面積				面積				左の内 借地	
				総数	鉄筋	鉄骨	木造	総数	鉄筋	鉄骨	総数	建物敷地	屋外運動場	その他			
22	22	20	17	126,510	120,835	5,604	71	22,341	9,424	12,917	782,933	243,848	277,554	261,531	20,146	令和3年度	
22	22	20	17	126,510	120,835	5,604	71	22,341	9,424	12,917	782,933	243,848	277,554	261,531	20,146	令和4年度	
○	配	○	○	6,683	6,368	315		812	812		33,695	8,355	7,957	17,383		1日新	
○	配	○	○	5,771	5,376	395		1,192	1,192		30,529	13,250	12,340	4,939	17,258	2向洋	
○	配	○	○	7,450	6,925	525		749	749		25,490	12,248	7,803	5,439	2,888	3文洋	
○	配	○	○	5,038	4,946	92		758	758		16,391	7,299	8,016	1,076		4名陵	
○	○	○	○	6,299	6,194	105		819	819		73,459	12,331	13,118	48,010		5東部	
○	○	○	○	6,843	6,315	528		1,026		1,026	57,236	12,519	15,171	29,546		6長府	
○	○	○	○	6,858	6,806	52		961		961	29,899	11,510	10,694	7,695		7勝山	
○	配	○	○	12,131	12,131			2,299	133	2,166	33,753	19,553	14,200			8川中	
○	○	○	○	6,212	5,555	657		1,019		1,019	34,816	12,251	16,299	6,266		9安岡	
○	○	○	○	3,401	3,208	193		994		994	26,753	10,472	14,832	1,449		10吉見	
○	配	○	○	7,322	6,737	585		817	817		37,778	10,785	16,491	10,502		11彦島	
○	配	○	○	6,233	5,606	627		1,130		1,130	46,640	12,069	15,768	18,803		12玄洋	
○	○	○	○	3,097	3,002	95		602		602	20,743	7,157	10,435	3,151		13木屋川	
○	配	○		1,928	1,864	64		776		776	12,611	5,750	6,541	320		14内日	
○	配	○	○	6,530	6,368	162		985		985	20,761	9,116	10,254	1,391		15山の田	
○	配	○	○	6,464	6,022	442		1,234		1,234	33,053	12,000	15,000	6,053		16垢田	
○	配	○	○	5,549	5,491	58		1,178	1,178		35,095	8,864	15,910	10,321		17長成	
○	○			3,234	2,664	543	27	1,426		1,426	26,465	11,341	15,124			18菊川	
○	配	○		2,919	2,813	62	44	1,123	1,123		25,538	11,437	13,859	242		19豊田	
○	配	○		3,441	3,337	104		676	78	598	19,928	6,302	9,997	3,629		20豊洋	
○	配			5,580	5,580						23,423	5,611	11,500	6,312		21夢が丘	
○	配	○	○	7,527	7,527			1,765	1,765		118,877	23,628	16,245	79,004		22豊北	

○有の意味（配は、給食配膳室のみ）

各年5月1日現在（単位：人、学級、室、㎡）

舎 等		用 地					左の内 借地	区 分
屋内運動場保有面積		面 積						
総数	鉄筋	総数	建物敷地	屋外運動場	その他			
5,579	5,579	44,400	9,605	31,571	3,224	0	令和3年度	
5,579	5,579	44,400	9,605	31,571	3,224	0	令和4年度	

建設消防編

建設部	<ul style="list-style-type: none"> 道路河川建設課 …………… 291 道路河川管理課 …………… 293 住宅政策課 …………… 295 公共建築課 …………… 297 	
都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画課 …………… 298 交通対策課 …………… 310 市街地開発課 …………… 317 公園緑地課 …………… 321 建築指導課 …………… 323 	
港湾局	<ul style="list-style-type: none"> 経営課 振興課 施設課 	…………… 325
上下水道局	<ul style="list-style-type: none"> 企画総務課 経営管理課 お客さまサービス課 給水課 上水工務課 浄水課 水質管理センター 北部事務所 下水道整備課 下水道施設課 	…………… 337
消防局	<ul style="list-style-type: none"> 総務課 警防課 予防課 情報指令課 消防訓練センター 	…………… 362

道路河川建設課

1. 道路河川建設課の概要

都市の利便性を高め、機能的な都市活動を確保するため、主要な都市を結ぶ幹線道路網や各地域の拠点連携を図る道路整備の推進、河川の整備や崩壊の危険がある急傾斜地の崩壊防止対策、また、災害の発生予防、拡大防止を目的とした防災インフラの整備を行っている。

2. 所管する主な計画

(1) 下関市橋梁等長寿命化修繕計画

点検、修繕を計画的に進めることにより、道路施設の機能を長期的に維持することを目的として、市民のみならず多くの来訪者が安全・安心に橋梁等を含む道路網を利用できるようにするとともに、維持管理手法を損傷が軽微なうちに対応する予防的な維持管理に転換し、各施設の長寿命化、維持管理コストの平準化と縮減を図ることを目的として策定している。

3. 所管する主な業務

(1) 道路整備事業

社会資本整備総合交付金等を活用した道路整備事業を行うことにより、交通渋滞の解消、歩行者の安全確保、アクセス性の向上促進のため整備を行っている。

(2) 道路メンテナンス事業

高度経済成長期にかけて集中的に整備されてきた橋梁及び下関駅前人工地盤やトンネル等の社会的インフラ施設について、予防保全の観点から「橋梁等長寿命化修繕計画」を策定し、維持管理・更新費用の縮減や平準化を図り、効率的な維持管理を行っている。

また、社会資本整備総合交付金等を活用し、道路附属物等の継続的な点検・診断と、この結果に基づいた適切かつ計画的な補修工事を行っている。

(3) 交通安全施設整備事業

交通事故発生の危険性がある路線に対し、歩道整備、交差点改良及び交通安全施設を整備し、車両、通学路として利用する児童及び歩行者が、安全で安心して通行ができる事故の少ない道路（通学路等）となるように整備を行っている。

また、社会資本整備総合交付金を活用し、歩道整備等を行うことにより、歩行者や自転車

利用者の安全確保、誰もが安全で安心して通行することのできる通行空間の確保を図っている。

(4) 河川整備事業

水害の発生を防止し、流水の正常な機能を確保するとともに、地域特性を活かした環境整備等を行い、市域の浸水被害箇所に係る通水機能の向上を図り浸水被害の軽減を推進するため、河川・水路の整備など総合的な浸水対策を行っている。

(5) 急傾斜地崩壊対策事業

安全で安心な生活環境を提供するため、土砂災害発生の危険のある急傾斜地の崩壊防止工事、豪雨等によるがけ崩れが発生した箇所の再度災害防止のための対策工事を行っている。

(6) 街路事業

社会資本整備総合交付金等を活用し、都市計画道路（幹線街路等）の整備を行うことにより、都市拠点間の交通機能形成、物流の円滑化、沿道の環境改善を図っている。

道 路 河 川 管 理 課

1. 道路河川管理課の概要

市民の日常生活の安全性、快適性の確保を図るため、市道の道路維持・補修・管理、市内を流れる準用河川、普通河川の維持・補修・管理を行っている。また、課内室として検査技術監理室を置き、公共工事に関する技術的な指導及び調整、公共工事の費用の縮減を行っている。

2. 所管する主な業務

(1) 道路維持管理業務

市民生活に密着した生活道路の舗装及び交通安全施設等の維持・補修を行っている。

(2) 河川維持管理業務

市が管理する河川・水路等において、正常な通水機能の確保を図るため、補修、浚渫、除草等を行っている。

(3) 災害関係業務

公共土木施設において発生した災害に対して、その復旧事業を行っている。

(4) その他の主な業務

市道の認定・変更・廃止、準用河川の指定・変更・廃止。道路・河川等の境界や占用及び使用等の道路・河川用地の管理に関すること、私道の舗装工事及び安全施設工事に対して助成を行っている。

3. 市道の現況 (令和4年3月31日現在)

種 別	下関市					
		本庁	菊川	豊田	豊浦	豊北
総延長(m)	2,162,520.8	1,296,999.4	154,806.9	205,881.1	192,399.9	312,433.5
改良済延長(m)	1,331,436.8	821,208.9	109,826.4	135,066.2	109,488.6	155,846.7
未改良延長(m)	794,848.0	465,912.0	36,262.4	65,299.3	79,470.0	147,904.3
舗装済延長(m)	1,946,102.2	1,175,638.5	129,743.8	197,891.6	160,535.6	282,292.7
路線数	7,208 路線	5,699 路線	142 路線	322 路線	526 路線	519 路線
舗装率	91.20 %	91.30 %	88.80 %	98.80 %	85.00 %	92.90 %
改良率	62.60 %	63.80 %	75.20 %	67.40 %	57.90 %	51.30 %

4. 河川・水路の現況（令和4年3月31日現在）

種別		下関市					
		本 庁	菊 川	豊 田	豊 浦	豊 北	
準用河川	本数	95	14	6	0	67	8
	延長(m)	93,756	15,941	5,261	0	61,339	11,215
普通河川	本数	456	161	23	95	45	132
	延長(m)	336,723	121,505	18,955	74,782	19,100	102,381
水 路	延長(m)	7,171,000	2,426,000	780,000	1,450,000	915,000	1,600,000

5. 検査技術監理業務

本市が施行する工事で原則請負代金額500万円以上の工事の検査を行い、工事成績評定基準により成績を評定する。また、公共工事に関する技術的な指導及び調整等を行うとともに、公共工事の費用の縮減に関することを行う。

【工事検査件数】

年 度	件 数
令和元年度	480件
令和2年度	533件
令和3年度	446件

住 宅 政 策 課

1. 住宅政策課の概要

空き家の適正管理に関すること、住宅等の改修事業等の推進に関すること、その他民間住宅施策に関すること、市営住宅の建設及び入居管理に関することを行う。

2. 所管する主な計画・プラン

(1) 下関市空家等対策計画

空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本的な取組方針や対策を定めたもの。

(2) 下関市公営住宅等長寿命化計画

公営住宅等ストックの計画的・効率的な更新や点検の強化及び早期の管理・修繕により、長寿命化による更新コストの削減と事業量の平準化を図ることを目的に策定する。

3. 所管する主な業務

(1) 民間住宅対策事業

住生活基本法等に基づき、民間住宅施策の検討を行うほか、高齢者の居住の安定確保に関する法律・住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等に基づく登録、認可、指導等の業務を行う。

(2) 住環境対策事業

建築物の耐震改修の促進に関する法律及び下関市耐震改修促進計画に基づき、民間建築物の耐震化の促進に関する業務を行うほか、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、空き家対策に関する業務を行う。

(3) 市営住宅管理業務

市営住宅の空家募集、入退去事務、家賃の算定・収納及び財産管理業務などを行う。

(4) 公営住宅等整備事業

公営住宅等の建設及び建替事業の調査及び企画を行う。

(5) 白雲台団地公営住宅等整備事業

老朽化の著しい市営住宅の建替えによる、市内中心部における市営住宅の集約拠点としての団地再生を行う。

4. その他

老朽化した市営住宅に係る入居者の移転助成を行う。

5. 所管する施設

(令和4年4月1日現在 単位:戸)

種 別	構 造					計
	木 造	簡易耐火 平屋	簡易耐火 2階	中層耐火 (～5階)	高層耐火 (6階～)	
公営住宅	63	365	644	3,818	560	5,450
改良住宅			22	358	958	1,338
特公賃住宅	14			43	16	73
高公賃住宅	6					6
小 計	83	365	666	4,219	1,534	6,867

平成21年4月1日 一般社団法人 山口県公営住宅管理協会を指定管理者とする指定管理者制度を導入した。

指定管理者は、市営住宅の空家募集を含む各種受付業務、家賃収納業務及び修繕業務などを行う。

公 共 建 築 課

1. 公共建築課の概要

建築・電気・機械設備の営繕工事の調査、設計及び施工監督に関することを行う。

2. 所管する主な業務

(1) 設計監督業務

各公共施設の営繕工事の調査設計及び施工監督業務並びに施設の整備に係る技術的な支援を行う。

都 市 計 画 課

1. 都市計画課の概要

都市計画法の施行に関する事、幹線道路の企画及び調整並びに整備促進に係る関係機関との連絡調整に関する事、都市施設の整備に関する事、景観の形成及び保全等の推進に関する事、屋外広告物の規制に関する事、夜間景観形成の推進に関する事、地籍調査に関する事、土地取引利用に関する事、地価公示及び地価調査に関する事等を所掌し、庶務係、計画係、景観係、地籍調査係が置かれている。

2. 所管する主な計画・プラン

(1) 下関市都市計画マスタープラン

都市計画法に基づき、本市の都市計画に関する基本的な方針を定めるもので、合併後の地域全体の実態を踏まえた全市的な土地利用の方向性や都市施設の適正配置等について検討を行い、地域の個性を活かした魅力あふれる都市として発展していくためのまちづくりの方向性を明確にすることを目的として平成22年1月に策定し、令和4年3月に改訂した。

(2) 下関市景観計画

景観法に基づき、区域、方針、行為の制限に関する事項等を定めるもので、本市における良好な景観の保全、形成への取り組みを総合的かつ計画的に推進するため平成22年8月に策定した。

3. 所管する主な業務

(1) 都市計画に関する業務

市街化区域及び市街化調整区域並びに地域地区の決定を行う。また、都市行政施策、重要な都市施設を設置するための企画、審議、調整及び決定を行う。

1) 都市計画決定の現況

種 別	決 定 事 項	
	下 関 都 市 計 画 区 域	下 関 北 都 市 計 画 区 域
都 市 計 画 区 域	旧下関市の区域 (内日・蓋井島 を除く) 19,281ha	下関市豊浦町、菊川 町、内日、蓋井島の 区域 19,163ha
市 街 化 区 域	5,691ha	-
市 街 化 調 整 区 域	13,590ha	-
用 途 地 域	12 種類 5,691ha	6 種類 524ha
特 別 工 業 地 区	54ha	21ha
特 別 業 務 地 区	116ha	-
大規模集客施設制限地区	下関都市計画区域内 の準工業地域全域 430ha	下関北都市計画区域内の 準工業地域全域 52ha
特 定 用 途 制 限 地 域	-	18,639ha
高 度 利 用 地 区	3 地区 1.4ha	-
防 火 地 域	60ha	-
準 防 火 地 域	550ha	71ha
風 致 地 区	6 地区 287.6ha	-
駐 車 場 整 備 地 区	149.9ha	-
臨 港 地 区	200.8ha	-
市街地再開発促進区域	1 箇所 0.5ha	-
都 市 計 画 道 路	61 路線 126,020m	2 路線 2,120m
駅 前 広 場	3 箇所 19,800㎡	-
都 市 計 画 駐 車 場	3 箇所 1.21ha	-
自 動 車 ターミナル	1 箇所 3.8ha	-
都 市 計 画 通 路	1 箇所 160m	-
都 市 計 画 広 場	1 箇所 0.4ha	-
都 市 計 画 公 園	147 箇所 319.18ha	1 箇所 8.80ha
都 市 計 画 緑 地	2 箇所 0.67ha	-
都 市 計 画 墓 園	2 箇所 30.8ha	-
公 共 下 水 道	4 処理区 5,303ha	1 処理区 418ha
汚 物 処 理 場	1 箇所 1.2ha	-
ご み 焼 却 場	1 箇所 19.7ha	-
ご み 処 理 場	1 箇所 3.1ha	1 箇所 4.3ha
市 場	5 箇所 17.95ha	-
火 葬 場	1 箇所 2.52ha	1 箇所 1.00ha
防 火 水 槽	5 箇所 200㎡	-
防 砂 施 設	6 箇所 409.2m	-
土 地 区 画 整 理 事 業	10 箇所 281.1ha	-
市 街 地 再 開 発 事 業	2 箇所 0.9ha	-
地 区 計 画	12 箇所 91.5ha	1 箇所 1.1ha

2) 都市計画区域

[下関都市計画区域]

法適用年月日	面積 (k m ²)	人口 (人)	都市計画区域 最終決定年月日 (当初決定年月日)
大正 12 年 7 月 1 日	192.43	224,588	平成 24 年 3 月 30 日 県告示第 117 号 (大正 14 年 2 月 2 日)

[下関北都市計画区域]

法適用年月日	面積 (k m ²)	人口 (人)	都市計画区域 最終決定年月日 (当初決定年月日)
昭和 50 年 3 月 28 日	191.63	26,130	平成 24 年 3 月 30 日 県告示第 123 号 (昭和 50 年 3 月 28 日)

3) 市街化区域・市街化調整区域

[下関都市計画区域] (昭和 46 年 12 月 25 日当初決定 令和 2 年 12 月 15 日最終決定)

区 域 名	計 画 決 定 面 積 (ha)
市 街 化 区 域	5,691
市街化調整区域	13,582

[下関北都市計画区域]

市街化区域及び市街化調整区域の区域区分は行っていない。

4) 用途地域

[下関都市計画区域] (昭和 48 年 12 月 25 日当初決定 平成 30 年 6 月 18 日最終決定)

用 途 地 域	面 積 (h a)	構 成 比 (%)	建 ぺ い 率 (%)	容 積 率 (%)	建 築 物 の 高 さ の 限 度
第一種低層住居専用地域	約 775	13.7	40	80	10m
	約 5	0.1	40	150	10m
第二種低層住居専用地域	約 116	2.0	60	200	10m
第一種中高層住居専用地域	約 958	16.8	60	200	-
第二種中高層住居専用地域	約 570	10.0	60	200	-
第一種住居地域	約 1,555	27.3	60	200	-
第二種住居地域	約 17	0.3	60	200	-
準住居地域	約 10	0.2	60	200	-
近隣商業地域	約 130	2.3	80	200	-
	約 32	0.6	80	300	-
商業地域	約 309	5.4	80	400	-
	約 59	1.0	80	600	-
準工業地域	約 430	7.6	60	200	-
工業地域	約 363	6.4	60	200	-
工業専用地域	約 362	6.4	60	200	-
合 計	約 5,691	100.0	-	-	-

[下関北都市計画区域] (昭和 56 年 4 月 1 日当初決定 平成 26 年 3 月 14 日最終決定)

用途地域	面積 (ha)	構成比 (%)	建ぺい率 (%)	容積率 (%)	建築物の 高さの限度
第一種中高層住居専用地域	約 117	22.3	60	200	-
第一種住居地域	約 273	52.1	60	200	-
第二種住居地域	約 11	2.1	60	200	-
近隣商業地域	約 56	10.7	80	200	-
商業地域	約 15	2.9	80	400	-
準工業地域	約 52	9.9	60	200	-
合計	約 524	100.0	-	-	-

5) 特別用途地区

[下関都市計画区域] (昭和 49 年 4 月 1 日当初決定 令和 3 年 6 月 30 日最終決定)

地区名	計画決定面積 (ha)
特別工業地区	約 54
特別業務地区	約 116
大規模集客施設制限地区	約 430
スポーツ・レクリエーション地区	約 12

[下関北都市計画区域] (昭和 56 年 4 月 1 日当初決定 平成 26 年 3 月 14 日最終決定)

地区名	計画決定面積 (ha)
特別工業地区	約 21
大規模集客施設制限地区	約 52

参考：下関市特別用途地区建築規制条例(平成 17 年 2 月 13 日条例第 276 号)

6) 特定用途制限地域

[下関北都市計画区域] (平成 26 年 3 月 14 日決定)

地区名	計画決定面積(ha)
低層専用住居地区	約 5
中高層専用住居地区	約 12
一般住居地区	約 67
近隣商業地区	約 6
沿道ふれあい地区	約 20
準工業地区	約 17
田園住宅地区	約 18,512

参考：下関北都市計画特定用途制限地域内における建築物の制限に関する条例(平成 26 年 6 月 26 日条例第 52 号)

7) 高度利用

[下関都市計画区域] (昭和 57 年 2 月 26 日当初決定 平成 5 年 4 月 23 日最終決定)

種類	面積 (ha)	容積率の最高限度	備 考
高度 利用 地区	約 0.6	60/10 以下	唐戸地区(カラトピア)
	約 0.3	60/10 以下	唐戸地区(カラトコア)
	約 0.5	70/10 以下	竹崎地区(12 街区)

8) 防火地域、準防火地域

[下関都市計画区域] (昭和 28 年 7 月 8 日当初決定 平成 20 年 12 月 25 日最終決定)

種 類	面 積 (ha)	備 考
防 火 地 域	約 60	商業地域で容積率が 600%の地域 (一部容積率 400%の地区を含む)
準 防 火 地 域	約 550	防火地域以外の商業及び近隣商業地域の全部 (一部他の用途地域を含む)

[下関北都市計画区域] (昭和 56 年 4 月 1 日当初決定 平成 26 年 3 月 14 日最終決定)

種 類	面 積 (ha)	備 考
準 防 火 地 域	約 71	商業及び近隣商業地域の全部

9) 風致地区

[下関都市計画区域] (昭和 13 年 5 月 7 日当初決定 令和元年 12 月 26 日最終決定)

番号	地 区 名	面 積 (ha)
1	壇之浦風致地区	約 70.10
2	紅紫山風致地区	約 11.81
3	日和山風致地区	約 16.57
4	小門風致地区	約 37.93
5	長府外浦海岸風致地区	約 25.95
6	綾羅木海岸風致地区	約 125.31
計 6ヶ所		約 287.60

10) 駐車場整備地区

[下関都市計画区域] (昭和 48 年 3 月 31 日当初決定 平成 17 年 1 月 18 日最終決定)

種 類	面積 (ha)	備 考
駐車場整備地区	約 149.9	主として J R 下関駅から唐戸を中心とする商業地域等

11) 臨港地区

[下関都市計画区域] (昭和 39 年 12 月 8 日当初決定 平成 24 年 3 月 30 日最終決定)

名 称	面積(ha)	備 考
下関臨港地区	約 120.9	商港区 67.6ha (南部町、岬之町、細江新町等の一部)
		工業港区 45.0ha (東大和町二丁目等の一部)
		保安港区 5.8ha (彦島弟子待町一丁目等の一部)
		修景厚生港区 2.0ha (あるかぼーとの一部)
		分区無指定 0.5ha
福浦臨港地区	約 8.3	工業港区 8.3ha (彦島福浦町一丁目の一部)
西山臨港地区	約 10.3	商港区 8.6ha (彦島迫町一丁目・七丁目の一部)
		工業港区 1.7ha (彦島迫町七丁目の一部)
長府臨港地区	約 16.5	商港区 16.5ha (長府扇町、長府才川一丁目の一部)
新港臨港地区	約 14.7	商港区 21.6ha (長州出島、新垢田北町の一部)
	約 44.8	工業港区 23.2ha (長州出島、新垢田北町の一部)
計	約 200.8	商港区 114.3ha、工業港区 78.2ha、保安港区 5.8ha、修景厚生港区 2.0ha、分区無指定 0.5ha

12) 促進区域

[下関都市計画区域] (平成 5 年 4 月 23 日決定)

名 称	位 置	面積(ha)	備 考
竹崎地区市街地再開発促進区域	竹崎町四丁目	約 0.5	細江地区 1 2 街区 第一種市街地再開発事業

13) 都市計画道路

[下関都市計画区域] (昭和 21 年 7 月 22 日当初決定 平成 29 年 8 月 22 日最終決定)

種 別	路 線 数	延 長 (m)	構成比 (%)
自動車専用道路	1	2,010	1.6
幹 線 街 路	54	123,050	97.6
特 殊 街 路	6	960	0.8
合 計	61	126,020	100.0

[下関北都市計画区域] (平成 5 年 12 月 14 日決定)

種 別	路 線 数	延 長 (m)	構成比 (%)
幹 線 街 路	2	2,120	100.0
合 計	2	2,120	100.0

14) 駅前広場

[下関都市計画区域]

駅名	鉄道名	面積(m ²)	位置	路線番号	決定年月日 (当初決定年月日)
		計画			
下関駅 (東口)	JR 山陽本線	10,600	竹崎町四丁目	3・3・4	平成22年12月10日 県告示第419号 (平成16年3月2日)
下関駅 (西口)	JR 山陰本線	1,700	竹崎町三丁目	3・3・5	平成22年12月10日 県告示第419号 (平成16年3月2日)
新下関駅	JR 山陽新幹線	7,500	秋根南町一丁目	3・2・3	平成16年3月2日 県告示第107号
合計		19,800			

15) 都市計画駐車場

[下関都市計画区域]

名称	位置	計画		備考 収容台数	決定年月日 (当初決定年月日)
		面積(ha)	構造		
長門町駐車場	長門町	0.20	地下2層	128	昭和45年12月18日 市告示第145号
赤間町駐車場	赤間町	0.43	地上5階6層	298	平成4年11月12日 市告示第225号 (昭和48年3月31日)
細江町駐車場	細江町 二丁目 三丁目	0.58	地上4階5層	500	平成6年2月28日 市告示第35号
合計		1.21		926	

16) 自動車ターミナル

[下関都市計画区域]

名称	位置	計画		決定年月日
		面積(ha)	ハース数	
福山通運下関 トラックターミナル	棕野町二丁目	3.8	24	昭和44年5月20日 建告示第2,077号

17) 都市計画通路

[下関都市計画区域]

名称	位置	区域		備考	決定年月日 (当初決定年月日)
		幅員(m)	延長(m)		
下関駅東西 連絡通路	竹崎町四丁目	5	約160	立体的範囲を定める	平成24年7月19日 市告示第1,256号 (平成22年12月10日)

18) 都市計画広場

[下関都市計画区域]

名 称	位 置	面 積 (ha)	備 考	決定年月日 (当初決定年月日)
下関駅南口交通広場	竹崎町四丁目	約 0.4	立体的範囲を定める	平成 24 年 7 月 19 日 市告示第 1,382 号 (平成 22 年 12 月 10 日)

19) 都市計画公園

[下関都市計画区域] (昭和 23 年 9 月 30 日当初決定 平成 25 年 12 月 4 日最終決定)

種 類	種 別	箇所数	面積(ha)
住 区 基 幹	街 区 公 園	125	約 25.18
	近 隣 公 園	9	約 34.09
	地 区 公 園	8	約 45.38
都 市 基 幹	総 合 公 園	2	約 58.40
	運 動 公 園	2	約 27.00
大 規 模	広 域 公 園	1	約 129.00
合 計		147	約 319.05

[下関北都市計画区域] (昭和 56 年 6 月 19 日当初決定 平成 24 年 3 月 30 日最終決定)

種 類	種 別	箇所数	面積(ha)
住 区 基 幹	地 区 公 園	1	約 8.80
合 計		1	約 8.80

20) 都市計画緑地

[下関都市計画区域]

番号	名 称	位 置	計画決定 面積(ha)	決定年月日
1	向 洋 町 緑 地	向洋町一丁目	約 0.30	昭和 58 年 10 月 13 日 市告示第 154 号
2	白 雲 台 緑 地	上田中町八丁目	約 0.37	平成 3 年 8 月 9 日 市告示第 192 号
	合 計		約 0.67	

21) 都市計画墓園

[下関都市計画区域]

番号	名称	位置	計画決定面積(ha)	決定年月日 (当初決定年月日)
1	棕野墓地	棕野町一丁目他	約 1.5	昭和 25 年 3 月 31 日 建告示第 923 号
2	下関中央墓園	大字井田	約 29.3	平成 4 年 12 月 15 日 県告示第 900 号 (昭和 48 年 8 月 3 日)
	合計		約 30.8	

22) 公共下水道

[下関都市計画区域] (昭和 34 年 3 月 12 日当初決定 平成 25 年 9 月 12 日最終決定)

処理区	都市計画決定面積(ha)
筋ヶ浜処理区	約 723
彦島処理区	約 793
山陰処理区	約 2,332
山陽処理区	約 1,455
合計	約 5,303

[下関北都市計画区域] (平成 5 年 12 月 10 日当初決定 平成 24 年 3 月 30 日最終決定)

処理区	都市計画決定面積(ha)
川棚小串処理区	約 418
合計	約 418

23) 汚物処理場

[下関都市計画区域]

名称	位置	計画	備考 (処理能力)	決定年月日	備考
		面積(ha)			
彦島汚物処理場	彦島福浦町一丁目	約 1.2	80k1/日	昭和 44 年 12 月 24 日 市告示第 157 号	昭和 56 年から下水処理施設に送水

24) ごみ焼却場

[下関都市計画区域]

名 称	位 置	計 画	備 考 (処理能力)	決定年月日
		面積(ha)		
下 関 市 奥山清掃工場	大字井田	約 19.7	・ごみ焼却場 300t/24h ・粗大ごみ破砕機 50t/5h	昭和 51 年 6 月 23 日 市告示第 72 号

25) ごみ処理場

[下関都市計画区域]

名 称	位 置	計 画	備 考 (処理能力)	決定年月日
		面積(ha)		
下関市環境センター (リサイクルプラザ)	古屋町 一丁目	約 3.1	113t/日	平成 13 年 3 月 21 日 市告示第 55 号

[下関北都市計画区域]

名 称	位 置	計 画	備 考 (処理能力)	決定年月日
		面積(ha)		(当初決定年月日)
豊 浦 豊 北 清掃センター	宇 賀	約 4.3	・ごみ固形燃料化施設 28t/日 ・リサイクルセンター 2t/日	平成 24 年 3 月 30 日 市告示第 432 号 (平成 10 年 4 月 1 日)

26) 市場

[下関都市計画区域]

番号	名 称	位 置	計 画	備 考 (処理能力) (t/日)	決定年月日 (当初決定年月日)
			面積 (h a)		
1	下関漁港地方卸売市場 大和町市場	大 和 町 一・二丁目 竹崎町三丁目	約 8.3	1,400	昭和 48 年 3 月 31 日 市告示第 51 号
2	下関市地方卸売市場 南風泊市場	彦 島 西 山 町 四・五丁目	約 1.7	42	令和 2 年 3 月 6 日 市告示第 123 号 (昭和 49 年 10 月 22 日)
3	下関市中央卸売市場	一 の 宮 住 吉 三 丁 目	約 6.0	257	昭和 53 年 12 月 12 日 市告示第 152 号 (昭和 49 年 10 月 22 日)
4	下関合同花き 地方卸売市場	椋 野 町 三 丁 目	約 0.4	—	昭和 53 年 12 月 12 日 市告示第 152 号
5	下関市地方卸売市場 唐戸市場	阿 弥 陀 寺 町 唐 戸 町	約 1.55	24	平成 10 年 10 月 16 日 市告示第 210 号
	合 計		約 17.95		

27) 火葬場

[下関都市計画区域]

名 称	位 置	計 画	備 考 (処理能力)	決定年月日
		面積(m ²)		
下関市大谷斎場	藤ヶ谷町	約 25,200	33 体/日	昭和 62 年 12 月 3 日 市告示第 190 号

[下関北都市計画区域]

名 称	位 置	計 画	備 考 (処理能力)	決定年月日
		面積(m ²)		(当初決定年月日)
豊浦町斎場	小串	約 10,000	火葬炉 2 基	平成 24 年 3 月 30 日 市告示第 433 号 (昭和 58 年 6 月 20 日)

28) 地区計画

[下関都市計画区域]

名 称	面 積 (h a)	主 たる 規 制 内 容	決定年月日 (当初決定年月日)
綾 羅 木 新 町 三 丁 目 地 区	約 5.0	建築物の用途・高さ・形態、敷地面積、壁面の位置、かき・さくの構造	平成 7 年 3 月 17 日 市告示第 36 号
長 府 新 乃 木 坂 地 区	約 4.0	建築物の用途・高さ・形態、容積率、建ぺい率、敷地面積、壁面の位置、意匠、かき・さくの構造	平成 7 年 3 月 17 日 市告示第 37 号
下 関 第 3 勝 谷 地 区	約 5.2	建築物の用途・形態、意匠	平成 10 年 1 月 27 日 市告示第 13 号
海 峡 あ い ら ん ど 2 1 地 区	約 9.2	建築物の用途・形態、敷地面積、壁面の位置、意匠	平成 12 年 7 月 17 日 市告示第 190 号 (平成 10 年 1 月 27 日)
彦 島 弟 子 待 町 三 丁 目 地 区	約 0.9	建築物の用途・形態、容積率、敷地面積、かき・さくの構造、意匠	平成 11 年 8 月 17 日 市告示第 214 号
フ オ レ ス ト タ ウ ン 熊 野 地 区	約 4.8	建築物の用途・高さ・形態、敷地面積、壁面の位置、かき・さくの構造、意匠	平成 11 年 8 月 17 日 市告示第 215 号
安 岡 エ コ タ ウ ン 地 区	約 1.2	建築物の用途・高さ・形態、容積率、建ぺい率、敷地面積、壁面の位置、かき・さくの構造、意匠、緑被率	平成 16 年 12 月 22 日 市告示第 832 号
新 下 関 西 地 区	約 30.6	建築物の用途、敷地面積、壁面の位置、高さ、形態、かき・さくの構造、意匠、緑被率、屋外広告物	平成 20 年 3 月 17 日 市告示第 260 号
新 椋 野 地 区	約 22.8	建築物の用途、敷地面積、壁面の位置、高さ、形態、かき・さくの構造、意匠、緑被率、屋外広告物	平成 20 年 12 月 25 日 市告示第 1,271 号
伊 倉 本 町 地 区	約 2.0	建築物の用途・高さ・形態、敷地面積、かき・さくの構造、意匠、緑被率	令和元年 9 月 9 日 市告示第 1271 号平 (平成 26 年 1 月 17 日)
安 岡 リ バ ー サ イ ド タ ウ ン 地 区	約 1.7	建築物の用途・高さ・形態、容積率、建ぺい率、敷地面積、壁面の位置、かき・さくの構造、意匠、緑被率	平成 29 年 3 月 23 日 市告示第 449 号
安 岡 町 七 丁 目 地 区	約 4.1	建築物の用途・高さ・形態、容積率、建ぺい率、敷地面積、壁面の位置、かき・さくの構造、意匠	令和 2 年 12 月 15 日 市告示第 991 号

[下関北都市計画区域]

名 称	面積 (h a)	主たる規制内容	決定年月日 (当初決定年月日)
内 日 地 区	約 1.1	建築物の用途、容積率、建ぺい率、敷地面積、壁面の位置、高さ、形態、かき・さくの構造、意匠、緑被率	平成 24 年 9 月 5 日 市告示第 1,415 号 (平成 21 年 12 月 1 日)

(2) 幹線道路の企画及び調整並びに整備促進に係る関係機関との連絡調整事務

国道沿線地区における活性化、生活の安定化、環境改善並びに交通渋滞の解消に必要な一般国道整備促進の他、山陰道・下関北九州道路及び補助幹線道路の整備促進のための陳情、調査を行う。

(3) 都市景観形成推進事業

下関市景観条例、関門景観条例、下関市屋外広告物条例の運用により、良好な景観の形成を推進する。

(4) 地籍調査業務

国土調査法第 2 条の規定に基づき、国土の開発及び保全並びに土地利用の高度化に資することを目的とし、各地区の土地について地籍（所有者・地番・地目・境界・面積）の調査測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成し、地籍の明確化を図る。

1) 進捗状況

年度	調査済面積	進捗率
平成 30 年度	498.26 k m ²	70.8 %
令和元年度	500.64 k m ²	71.1 %
令和 2 年度	503.13 k m ²	71.5 %
令和 3 年度	505.83 k m ²	71.9 %

※調査済面積には、国土調査法第 19 条第 5 項により指定された面積を含む。

(5) 国土法関連事務

国土利用計画法、地価公示法、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、土地の合理的な利用と適正な地価形成に寄与することを目的とし、地価公示及び地価調査価格の閲覧、土地取引の届出や申出、遊休地の調査等の事務処理の適切な運用を行う。

交通対策課

1. 交通対策課の概要

自転車等の駐車対策の総合的推進に関する事、市営の自動車駐車場の管理運営に関する事、市営の自転車駐車場の管理運営に関する事、交通円滑化対策の推進に関する事、駐車場法（昭和32年法律第106号）に関する事、総合的な交通体系に関する企画、立案及び調整に関する事、公共交通に係る調査及び対策に関する事、交通機関との連絡調整に関する事を所掌している。

2. 所管する主な計画・プラン

(1) 下関市総合交通戦略（下関市地域公共交通網形成計画）

人口減少や少子高齢化、モータリゼーションの進展等により公共交通の利用者数は減少傾向にあり、サービス水準の維持・確保が課題となっている。そのため、今後の人口減少・少子高齢化を見据え、生活に必要な各種サービスを維持し、効率的に提供していくために、各種機能を一定のエリアに集約化し、各地域をネットワーク化することで各種都市機能に応じた圏域人口を確保する「コンパクト+ネットワーク」の考え方にに基づき、まちづくりと連携を図りながら、持続可能な交通体系を定め、それを具現化していくため、「下関市総合交通戦略（下関市地域公共交通網形成計画）」を平成30年3月に策定した。

(2) 下関市地域公共交通再編実施計画

路線バスなどの公共交通ネットワークについて、利便性及び運行効率の向上による持続的な公共交通の維持・確保のため、令和2年8月に「下関市地域公共交通再編実施計画」を策定し、令和2年10月からの5年間を計画期間として、段階的に計画を進めている。

利便性及び運行効率性の向上による持続的な公共交通の確保のため、地域の移動ニーズや収益性等の、バス交通に関する課題を解決する具体的な再編方策を定め、幹線から団地等に入り込むことで不効率となっている路線の見直しや、長距離路線の分割など、採算性が悪い路線の運行効率化を図る計画となっている。

(3) 下関市駐車場整備計画

駐車場法に基づき、駐車場整備地区における現況及び将来の駐車需要と供給を勘案し、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保するために策定する、地区における駐車場の整備に関する計画で、最新では令和3年12月に計画を改訂した。

(4) サイクルタウン下関構想

「自転車にやさしいまちづくり」をキーワードに、自転車利用の促進や環境の創出を目指し、平成16年12月に策定した。

3. 所管する主な業務

(1) 交通円滑化推進業務

市民及び来訪者の快適な移動性と回遊性を確保する効果的な情報提供を実施するとともに、バス路線の再編実施計画の策定等、円滑な移動に資する持続可能な交通ネットワークの実現に向けて、総合的な交通体系の構築を図る。

(2) サイクルタウン下関構想推進業務

自転車が市民の足として安全かつ快適に利用できる環境の整備を目指す「サイクルタウン下関構想」を推進するため、「下関市自転車等の放置防止に関する条例」に基づき、自転車等の放置防止の啓発、自転車等放置禁止区域等の運用、自転車等駐車場の附置義務制度の運用を行い、総合的な自転車等駐車施策を展開するとともに、自転車の利用を促進する。

(3) 自転車駐車場管理業務

下関市自転車等駐車場条例により設置された自転車等駐車場のうち有料3ヵ所、無料14ヵ所の管理を行う。

(4) 自動車駐車場管理業務

車両交通の円滑な運行と市民が快適で安全な生活を確保するために設置された自動車駐車場3ヵ所の管理運営を行う。

(5) 公共交通機関整備推進業務

公共交通関係機関の利便性を高め、地域の活性化及び地域交流の活性化を図るため、交通事業者等への要望活動や利用促進への取組のほか、日常生活に不可欠な鉄道、バス路線の維持・確保や、住民が計画・運営に参加するコミュニティ交通に対して支援する。

4. 所管する施設

(1) 自動車駐車場

1) 沿革

都市計画駐車場として、昭和45年12月18日に当初決定され、平成6年2月28日に最終決定されている。

現在、下関市駐車場の設置等に関する条例により、市民の安全と道路交通の円滑化を図るため、長門町、赤間町、細江町の3自動車駐車場が設置されている。

平成18年4月1日に、財団法人下関市公営施設管理公社への管理委託から指定管理者制度による管理へ移行、また平成26年4月1日からは利用料金制を導入している。

2) 施設の概要

(R4. 10. 1 現在)

内訳		名称	長門町駐車場	細江町駐車場	赤間町駐車場
位置			長門町 10 番 1 号	細江町二丁目 8 番 25 号	赤間町 7 番 35 号
構造			地下2階2層 鉄筋コンクリート造 自走式	4階5層 鉄骨鉄筋コンクリート造 自走式	5階6層 鉄骨造連続傾床式 一部広場式自走式
規模	敷地面積		532.46 m ²	6,292.35 m ²	4,361.84 m ²
	建築延床面積		3,341.27 m ²	12,474.03 m ²	6,170.04 m ²
	収容台数		128 台	500 台・バス 10 台	300 台
都市計画決定			S45. 12. 18 下関市告示 第 145 号	H6. 2. 28 下関市告示 第 35 号	H4. 11. 12 下関市告示 第 225 号
着工			S46. 1. 5	H6. 3. 29	H5. 3. 26
竣工			S47. 7. 31	H7. 3. 31	H6. 2. 28
建設事業費			120,253 千円	6,634,913 千円	1,209,929 千円
開設			S47. 8. 5	H7. 4. 1 (当初 S49. 12. 1)	H6. 3. 1 (当初 S50. 7. 16)
営業時間			24 時間	24 時間	24 時間
料金	普通駐車	最初の1時間100円 以降20分までごとに100円 入場から12時間までごと 上限料金600円			
	定期駐車 (適用時間)	夜間 (16 時～9 時) 1 ヶ月 5,200 円	夜間 (16 時～9 時) 1 ヶ月 8,000 円	夜間 (16 時～9 時) 1 ヶ月 7,000 円	
		全日 (24 時間) 1 ヶ月 8,300 円	全日 (24 時間) 1 ヶ月 15,000 円 6 ヶ月 66,000 円	全日 (24 時間) 1 ヶ月 15,000 円 6 ヶ月 66,000 円	
			団体 (3 台以上) 全日 (24 時間) 1 ヶ月 1 台あたり 13,000 円	団体 (3 台以上) 全日 (24 時間) 1 ヶ月 1 台あたり 13,000 円	
回数駐車券	100 円券 11 枚 1,000 円 100 円券 100 枚 9,000 円 100 円券 500 枚 43,000 円				

指 定 管 理 者	第1期	平成18年度～平成20年度	公募	トラストパーク株式会社
	第2期	平成21年度～平成25年度	公募	トラストパーク株式会社
	第3期	平成26年度～平成28年度	公募	トラストパーク株式会社
	第4期	平成29年度～平成33年度	公募	トラストパーク株式会社
	第5期	令和4年度～令和6年度	公募	トラストパーク株式会社

※ バス専用駐車（細江駐車場）について

料金 1台につき2時間を超えない駐車1回ごとに 1,050円

1台につき2時間を超える駐車1回につき24時間までごとに 2,080円

3) 施設の現況

駐車場利用台数状況

(単位：台)

名 称		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
長門町	普通	27,019	24,173	21,986	14,706	13,832
	定期	21,504	19,489	20,532	20,265	21,400
	計	48,523	43,662	42,518	34,971	35,232
細江町	普通	48,070	48,977	47,048	32,527	34,845
	定期	61,468	65,578	59,173	49,365	52,299
	計	109,538	114,555	106,221	81,892	87,144
赤間町	普通	98,758	100,092	93,640	65,591	60,299
	定期	38,517	36,676	32,451	37,269	31,579
	計	137,275	136,768	126,091	102,860	91,878
合計	普通	173,847	173,242	162,674	112,824	108,976
	定期	121,489	121,743	112,156	106,899	105,278
	計	295,336	294,985	274,830	219,723	214,254

駐車場使用料収入状況

(単位：円)

名 称		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
長門町	普通	7,101,760	6,293,400	5,925,600	3,575,060	3,305,873
	定期	6,849,900	6,451,200	6,946,500	6,865,200	7,091,400
	計	13,951,660	12,744,600	12,872,100	10,440,260	10,397,273
細江町	普通	21,337,880	22,848,770	22,359,540	15,503,760	16,147,725
	定期	36,363,000	37,575,000	34,088,000	30,497,000	30,516,000
	計	57,700,880	60,423,770	56,447,540	46,000,760	46,663,725
赤間町	普通	36,708,240	37,746,990	35,567,000	24,267,900	20,248,132
	定期	19,597,000	18,280,000	18,188,000	19,059,000	16,752,000
	計	56,305,240	56,026,990	53,755,000	43,326,900	37,000,132
合計	普通	66,343,350	66,889,160	63,852,140	43,346,720	39,701,730
	定期	62,809,900	62,306,200	59,222,500	56,421,200	54,359,400
	計	127,957,780	129,195,360	123,074,640	99,767,920	94,061,130

(2) 自転車駐車場

1) 沿革

現在、下関市自転車等駐車場条例により、市内の鉄道駅周辺における自転車等の駐車秩序を確立することにより、街の美観を維持するとともに、自転車等利用者の駐車の手便を図るため、自転車駐車場が設置されている。

無料駐車場については、管理は直営で行っているが、業務の一部（日々の自転車の整理及び清掃業務等）を委託している。また、有料駐車場については、平成29年4月1日に管理委託から利用料金併用制の指定管理者制度による管理へ移行している。

2) 施設の概要

	名称	位置	敷地面積	供用台数	その他
有料 自転車 駐車場	plan☆do 下関駅 南サイクルポート (下関駅南 自転車駐車場)	竹崎町四丁目	276.00 m ²	264 台	個別ロック式
	plan☆do 下関駅 北サイクルポート (下関駅北 自転車駐車場)	竹崎町四丁目	712.00 m ²	436 台	ゲート式
	plan☆do 下関駅 バイクポート (下関駅原動機 付自転車等駐車 場)	竹崎町四丁目	753.00 m ²	156 台	ゲート式
	指定管理者 第1期 平成29年度～平成31年度 公募 株式会社プランドゥ 第2期 令和2年度～令和6年度 公募 株式会社プランドゥ				
無料 自転車 駐車場	綾羅木駅前 自転車駐車場	綾羅木本町二丁目	470.20 m ²	450 台	区画のみ
	長府駅南 自転車駐車場	長府松小田本町	1,064.80 m ²	690 台	自転車ラック有
	長府駅北 自転車駐車場	長府松小田本町	656.20 m ²	350 台	自転車ラック有
	安岡駅前 自転車駐車場	安岡駅前一丁目	388.00 m ²	370 台	区画のみ
	小月駅前 自転車駐車場	小月駅前一丁目	637.00 m ²	570 台	区画のみ
	幡生駅東 自転車駐車場	幡生本町	937.29 m ²	380 台	自転車ラック有

幡生駅西 自転車駐車場	幡生宮の下町	620.00 m ²	290 台	自転車ラック有
吉見駅前 自転車駐車場	吉見本町一丁目	297.78 m ²	280 台	自転車ラック有
新下関駅東 自転車駐車場	秋根南町一丁目	126.48 m ²	140 台	自転車ラック有
新下関駅西 自転車駐車場	秋根南町一丁目	254.53 m ²	170 台	自転車ラック有
新下関駅南 自転車駐車場	秋根南町一丁目	384.27 m ²	250 台	自転車ラック有
梶栗郷台地駅東 自転車駐車場	綾羅木新町三丁目	347.30 m ²	90 台	自転車ラック有
梶栗郷台地駅西 自転車駐車場	梶栗町四丁目	268.71 m ²	210 台	自転車ラック有
梅ヶ峠駅前 自転車駐車場	豊浦町大字厚母郷	33.29 m ²	20 台	自転車ラック有

3) 施設の現況

自転車駐車場利用台数状況

(単位:台)

名称	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
plan☆do 下関駅 南サイクルポート (下関駅南 自転車駐車場)	21,527	22,584	20,351	16,156	15,559
plan☆do 下関駅 北サイクルポート (下関駅北 自転車駐車場)	93,519	93,310	91,540	72,095	77,878
plan☆do 下関駅 バイクポート (下関駅原動機 付自転車等駐車 場)	20,309	20,377	21,546	19,507	20,600
綾羅木駅前 自転車駐車場	48,186	52,551	49,189	43,658	45,661
長府駅南 自転車駐車場	124,280	128,864	131,696	109,573	110,748

長府駅北 自転車駐車場	13,366	19,226	17,970	12,960	12,559
安岡駅前 自転車駐車場	42,078	39,686	38,792	27,521	27,200
小月駅前 自転車駐車場	108,487	114,081	109,222	88,299	97,327
幡生駅東 自転車駐車場	107,528	128,510	126,731	103,990	103,349
幡生駅西 自転車駐車場	40,639	34,901	38,920	36,644	32,203
吉見駅前 自転車駐車場	39,871	38,173	41,375	33,437	31,851
新下関駅東 自転車駐車場	64,955	49,515	46,193	39,902	42,989
新下関駅西 自転車駐車場	44,625	46,669	45,657	39,997	41,086
新下関駅南 自転車駐車場	23,306	19,017	21,052	22,329	25,422
梶栗郷台地駅東 自転車駐車場	1,707	2,158	2,681	1,781	975
梶栗郷台地駅西 自転車駐車場	17,201	16,128	15,397	12,328	11,732
梅ヶ峠駅前 自転車駐車場	2,345	2,584	2,535	2,056	2,533

市 街 地 開 発 課

1. 市街地開発課の概要

平成8年4月1日に市街地開発事業に関する事務を所掌する課として、都市整備部区画整理課、新都市拠点整備事務所及び唐戸地区整備室を統合し、都市整備部市街地開発課が設置された。課内には、計画係、区画整理係、再開発係の3係が置かれている。

2. 所管する主な業務

(1) 安岡地区複合施設整備事業

安岡公民館・安岡支所は、安岡地区のまちづくりの拠点として多くの市民に利用されているが、築後50年を超え老朽化が著しいことや避難所としての安全性の確保が課題となっていることから、園芸センター敷地に、コミュニティ施設、支所、図書館及び園芸センターが一体となった複合施設を整備する。

また、自然豊かな公共空間の周辺に、園芸センターの余剰地を活用して、民間主導で住環境を整備し、便利で豊かな生活ができるコンパクトで賑わいのあるまちづくりを官民連携して推進する。

【事業概要】

○都市構造再編集中支援事業 (国庫補助)

○事業手法

BTO方式(維持管理・運営期間 約15年間)

○事業期間

事業契約日 令和4年6月23日から令和22年3月31日まで

○供用開始予定

令和7年1月予定

○落札事業者

株式会社 モア・ザン・グリーン (SPC:特別目的会社)

代表企業 株式会社 安成工務店

○契約金額

金3,092,325,199円

(2) 土地区画整理指導業務

民間施行の土地区画整理事業について、計画から完成までの法的・技術的指導を行い、土地区画整理事業の施行認可及び組合設立認可等の業務を行う。

1) 土地区画整理事業の現状

事業完了地区	92地区	10,545,394㎡
施行中の地区	1地区	36,559㎡
合計	93地区	10,581,953㎡

(3) 日和山公園周辺地区市街地整備事業

日和山公園周辺地区は、老朽建築物等が密集しており、住環境の改善が必要な地区であることから、地区住民と協働してまちづくりの検討を進め、良好な住環境の形成を目指す。

地区面積	約24.5ha
地区内の主な公共施設	区画道路、日和山公園

(4) 入江町周辺地区土地区画整理事業検討業務

入江町周辺地区は、地形が斜面地であることや狭い道路が多いことなど、住環境の改善が必要な地区であることから、公共施設の整備等を進め、良好な住環境の形成を目指す。

地区面積	約27.0ha
地区内の主な公共施設	都市計画道路三百日本町線

(5) 市街地再開発指導業務

既成市街地を快適で安全な都市環境に再生させるため、民間主導による再開発を推進し、計画から完成に至るまでの法的、技術的指導を行う。

1) 再開発事業の現状

事業完了地区 3地区

ア. 事業名 唐戸地区第1種市街地再開発事業(カラトピア)

(都市計画事業)

施行者	唐戸地区市街地再開発組合
敷地面積	3,469㎡
総事業費	約33億円
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造、地下1階、地上13階建
延床面積	20,080㎡
建築面積	3,057㎡
容積率	491%/600%
建ぺい率	88%/100%

イ. 事業名 唐戸町6番地東地区第1種市街地再開発事業 (カラトコア)
(都市計画事業)

施行者 唐戸町6番地東地区市街地再開発組合

敷地面積 1, 585 m²

総事業費 約28億円

構造 鉄骨鉄筋コンクリート造、地下1階、地上14階建

延床面積 9, 516 m²

建築面積 1, 357 m²

容積率 550%/600%

建ぺい率 85%/100%

ウ. 事業名 細江地区第12街区第1種市街地再開発事業 (ヴェルタワ下関)
(非都市計画事業)

施行者 個人施行 (下関コアビル株式会社)

敷地面積 2, 453. 70 m²

総事業費 約30億円

構造 鉄筋コンクリート造、地上22階建

延床面積 14, 800 m²

建築面積 1, 810 m²

容積率 470%/700%

建ぺい率 74%/90%

2) 竹崎町四丁目地区優良建築物等整備事業

下関市立地適正化計画に定める都市機能誘導区域(下関駅周辺)に民間事業者が行う優良建築物等整備に対し補助金を交付し、まちなか居住の促進と駅周辺におけるにぎわいの創出を図る。

事業費: 約35. 3億円

整備内容: 延床面積 約13, 100 m²

主な用途: 分譲マンション、店舗、駐車場等

住宅戸数: 115戸

(6) 下関駅周辺施設管理業務

「下関駅にぎわいプロジェクト」により整備された諸施設の維持管理及び機能向上を行う。

1) 対象施設等

次項(3. 所管する施設)のとおり

3. 所管する施設

※公共施設の適正配置に関する方向性については、「公共施設の適正配置に関する方向性」

2018年12月を参照

(1) 下関駅前広場

1) 沿革

平成25年12月25日 下関市下関駅前広場の設置等に関する条例（平成25年条例第175号）により下関駅前広場（西口駅前広場）を設置

平成26年 7月 5日 条例の一部改正により南口交通広場を設置

平成27年 1月 1日 条例の一部改正により東口駅前広場（エキマチ広場）を設置

平成27年 9月 1日 条例の一部改正により東口駅前広場（交通案内所）を設置

2) 施設の概要

下関駅前における交通機関相互の乗継ぎの利便性の向上を図り、歩行者及び車両等の安全かつ円滑な通行を確保し、並びににぎわいと交流の場を創出することを目的として、下関駅前広場を設置する。

○下関駅西口駅前広場（タクシー発着場、タクシー待機場）

○下関駅南口交通広場

○下関駅東口駅前広場（エキマチ広場、交通案内所）

3) 施設の現況

適正な維持管理に努めるとともに、例規に定める使用許可業務を行っている。

(2) 下関駅連絡通路

1) 沿革

平成25年12月25日 下関市下関駅連絡通路の設置等に関する条例（平成25年条例第174号）により下関駅連絡通路を設置

2) 施設の概要

下関駅前における歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するとともに、にぎわいと交流の場を創出することを目的として、下関駅連絡通路を設置する。

○下関駅東西連絡通路

○下関駅東南広場連絡通路

3) 施設の現況

適正な維持管理に努めるとともに、例規に定める使用許可業務を行っている。

公園緑地課

1. 公園緑地課の概要

公園緑地課は、公園、緑地及び街路樹の管理運営、公園及び緑地の占用許可、公園台帳の調製、公園及び緑地の計画並びにその実施、公共空地の緑化、風致地区内における建築物の規制に関すること等を所掌し、計画係、管理係が置かれている。

また、本市のスポーツ振興の中心的拠点となる環境整備のため、平成31年に新総合体育館整備推進室を設置した。

2. 所管する主な計画・プラン

(1) 緑の基本計画

都市緑地法にもとづき策定する緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画で、緑豊かなまちづくりを市民・企業・行政・専門家の協働により、計画的に推進するための指針であり、平成27年3月に策定した。

3. 所管する主な業務

(1) 緑化推進業務

緑化祭を開催することなどを通じて、緑化の普及及び啓発を行う。

(2) 街路樹維持管理業務

県・市道の街路のうち51.5kmの上木約6,434本、下木26,790㎡(令和4年現在)の剪定、補植、薬剤散布等の管理を行っている。また街路樹環境対策推進業務として街路樹の保全と歩行者の安全を確保するために高齢木の植え替え、街路柵の整備等を行っている。

(3) 公園維持管理業務

452ヶ所(令和4年現在)の都市公園等において、清掃、塵芥処理、除草草刈り、剪定、薬剤散布、補植、伐採、施設の点検補修等の維持管理を行っている。

(4) 公園整備事業

乃木浜総合公園、帰属を受けた街区公園等の整備を行っている。

(5) その他の主な業務

これらの他に、本市のスポーツ振興の中心的拠点となる環境整備を目的とした新総合体育館整備事業、公園利用者の安全・安心の確保を目的とした公園安全安心緊急対策事業などの業務を行っている。

4. 所管する施設

(1) 公園

(R 4. 4. 1 現在)

種 類		種 別	箇 所 数	面 積 (h a)
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	369	42.05
		近隣公園	15	31.25
		地区公園	10	55.79
	都市基幹公園	総合公園	3	59.10
		運動公園	2	26.69
計			399	214.88
特殊公園	歴史公園	1	2.55	
	墓園	1	19.92	
大規模公園	広域公園	1	122.53	
広場公園			2	0.90
都市緑地			3	1.10
都市公園計			407	361.89
その他の整備公園			34	5.29
未整備公園			8	0.90
まちなか緑化			3	0.09
合計			452	368.17

(2) 街路樹

延長 51,500m、高木 6,434本、低木 26,790㎡

建築指導課

1. 建築指導課の概要

建築基準法に基づく建築行政業務、都市計画法に基づく開発行為の許認可業務、宅地造成等規制法に基づく許認可業務及び盛土規制法に基づく業務のうち宅地造成等工事規制区域に関する許認可業務等を行うため次の係を置いている。

(1) 審査係

建築物等の確認、検査、諸証明及び指定確認検査機関への指導に関する業務等を行う。

(2) 指導係

建築物等の特例許可、違反建築物の取締り、特定建築物の定期報告並びに建設リサイクル法に関する業務等を行う。

(3) 開発審査係

道路の位置の指定、開発行為及び宅地造成に関する許認可に関する業務等を行う。

2. 所管する主な計画

(1) 下関市耐震改修促進計画

本市における建築物の耐震改修を促進するため、平成19年度に本計画を策定している。本計画の推進により、本市の耐震改修を計画的に促進し、地震に強い安全安心なまちづくりに寄与することを目的としている。

3. 所管する主な業務

(1) 建築物等の確認・許認可、検査及び特定建築物の定期報告に関する業務

建築物の安全性を確保するため、建築物等の確認申請における審査や許認可、建物が完成した時の完了検査及び特定建築物の定期報告に関する業務等を行う。

(2) 下関市耐震改修促進計画に関する業務

本市の民間建築物の耐震化を促進するための業務を行う。

(3) 違反建築物の取締り業務

安全安心なまちづくりを確保するため、違反建築物の取締りを行う。

(4) 開発行為・宅地造成等に関する許認可業務

安全で良好な住環境の整備を確保するため、開発行為及び宅地造成等に関する許認可業務を行う。

(5) その他の主な業務

上記業務の他に下記の業務を行う。

- ・ 指定確認検査機関への指導に関する業務
- ・ 山口県福祉のまちづくり条例に関する業務
- ・ 建築物省エネ法に関する業務
- ・ 耐震改修促進法に基づく認定業務
- ・ 老朽危険家屋に対する指導業務
- ・ 長期優良住宅の認定業務
- ・ 低炭素建築物の認定業務
- ・ 住宅用家屋証明に関する業務

港 湾 局

1. 下関港の現況

下関市が管理する下関港は、1864（元治元年）年に馬関港として開港して以降、150年以上の間、国際貿易港として発展してきた。

本州の西端に位置し、高速自動車道・主要国道・鉄道等の交通網が集中している本港は、国内各地と大陸とを結ぶ西日本でも有数の港湾物流拠点としての役割を担っている。現在、この地理的優位性や良好な交通アクセスなどを活かして、東アジアとのゲートウェイとして、2009（平成21）年に供用を開始した沖合人工島「長州出島」をはじめとした様々な港湾機能の充実を図るとともに、世界有数の景観を誇る関門海峡沿いのウォーターフロント開発の促進等、新たな時代にふさわしい基礎インフラとして更なる発展を目指している。

(1) 下関港の管理

下関港の管理は、港湾法第33条に定める港湾管理者を下関市とし、港湾法第35条に定める執行機関として下関港管理委員会を設置することで行っている。

同委員会は、委員長及び委員6名をもって組織し、委員長に市長を充て、委員には市長の補助機関の職員2名、山口県知事の補助機関の職員3名及び学識経験者1名が任命され、港湾施設の建設改良計画の作成、公有水面の埋立免許等の業務を担っている。

また、港湾法第35条の2の規定により設けられた下関港地方港湾審議会は、港湾管理者及び下関港管理委員会の諮問に応じるため、1963（昭和38）年に設置され、学識経験者、港湾関係者、市議会議員等の委員で組織されている。

(2) 長期構想及び港湾計画

下関港においては、社会経済情勢や港湾の利用状況、求められるニーズが大きく変化していることから、2018（平成30）年11月に、目標年次を2040年代後半とした新たな「下関港長期構想」を策定した。その内容を踏まえ2030年代前半を目標に整備すべき内容を位置づけた「下関港港湾計画」を、2019（平成31）年3月に改訂した。

「下関港長期構想」では、下関港の将来像を「歴史を歩み 時代を切り拓くモノとヒトをつなぎ 世界に開かれたオンリーワンのみなと下関」とし、みなとが中心となって発展してきた下関において、今後も引き続き、東アジアと日本を結ぶ物流と人流の双方の交流拠点として、また、地域の雇用を支える産業基盤として、下関港が地域の経済社会の安定した発展に貢献することができるよう、その特長、優位性を活かしたみなとづくりを目指すこととしている。

「下関港長期構想」の基本方針は以下の4点である。

- ◆ 地域活力UP！ 使いやすいみなとづくり～高速物流の進化～
- ◆ 賑わい創出！ 人々が憩うみなとづくり
- ◆ 安心な暮らし！ 災害に強いみなとづくり
- ◆ 元気な港！ スマート運営のみなとづくり

(3) 港の概要

1) 本港地区

細江ふ頭、第1・2突堤によって形成されている本港地区には、税関をはじめとする関係官公庁、フェリー航路の発着施設である下関港国際ターミナルがある。

細江ふ頭では、韓国・釜山へのフェリー航路が週7便、中国・太倉へのRORO航路が週2便運航し、精密機器や生鮮品等、多種多様な貨物の輸出入が行われている。また、下関港国際ターミナルでは、フェリー航路を利用して韓国へ往来する人々で賑わい、海の玄関口としての役割を果たしている。

第1・2突堤では、大型タイヤ、水産品、産業機器を主とした輸出入が行われ、冷凍冷蔵倉庫等多様な貨物に対応できる施設が設けられている。

2) 岬之町地区

岬之町ふ頭は、1992（平成4）年度にコンテナターミナルとして供用を開始し、韓国・台湾等との間に定期航路が就航していた。

その後、施設の老朽化や新港地区の整備進展を受け、2015（平成27）年4月に定期航路が新港地区へ移転された。現在は、大型タイヤ、化学薬品、電気部品、生鮮野菜、切花及び樹脂類等の貨物の荷さばき地として利用されている。

3) 新港地区

関門海峡沿いの地区は、背後地の不足や激しい潮流等により制約があり、国際コンテナ貨物の増大や船舶の大型化への対応が難しいことから、関門海峡内に比べて制約が少なく、将来への発展の可能性が高い新港地区に沖合人工島「長州出島」の整備を進めている。

1995（平成7）年度より、全体計画約147haのうち第1期整備工事として、国際物流ターミナルを核とする運輸・物流ゾーンの整備に着手し、2009（平成21）年3月に、水深12m岸壁1バース、背後荷さばき地及び上屋等の施設の供用を開始した。

2014（平成26）年4月より中古自動車の輸出拠点としての利用を開始、2015（平成27）年4月からは定期航路が岬之町地区から移転、2021（令和3）年9月より新たにアフリカ向け中古自動車輸出の利用を開始した。

2018（平成30）年3月には国土交通省による岸壁延伸工事が完了し、世界最大級の大型クルーズ客船の利用も可能となっている。また、2019（平成31）年4月に国土交通省より「国際旅客船拠点形成港湾」の指定を受け、荷役の効率化の確保と、クルーズ旅客の利便性の確保の両立を図るため、官民連携による国際クルーズ拠点港の形成（令和5年4月運営開始）に向けて、国が岸壁を、下関市が埠頭用地の整備を進めている。

国際物流ターミナル背後には産業振興用地を造成し、2019（令和元）年より企業誘致を開始しており、物流ゾーン全13区画のうち7区画を、産業ゾーン全11区画のうち1区画を売却済みである。

さらに、南海トラフ地震・津波など今後の大規模災害に備えた「広域港湾災害対策用地」を確保するため、関門航路整備事業で発生する浚渫土砂を活用し、2013（平成25）年度から国土交通省が埋立事業に着手している。

4) 長府地区

下関市東部の臨海工業地帯の充実を図るため、1992（平成4）年に第1期工事として4.3haの用地を造成し、第2期工事として、2007（平成19）年9月から水深11m岸壁の供用を開始した。輸出では大型タイヤ、輸入では非鉄金属を主とした貨物が取り扱われている。2018（平成30）年から岸壁の機能を発揮させるため、航路の浚渫工事に着手した。

また、2025（令和7）年1月の運転開始に向け、国内最大級のバイオマス発電施設「長府バイオマス発電所」の建設が始まった。燃料となる木質ペレットは、長府地区岸壁を活用して、年間30万トンを入力する予定である。これに伴い、岸壁背後地の港湾関連用地の売却も進めている。

5) 東港地区

関門海峡に臨む世界有数の景観を有するウォーターフロントである。2001（平成13）年4月に市立水族館である「海響館」、2002（平成14）年4月にカモンワーク、2013（平成25）年9月には大観覧車を備えたアミューズメント施設「はい！からっと横丁」がオープンした。2017（平成29）年9月には国土交通省港湾局により「みなとオアシス」にも登録され、クルーズ客船の寄港地として利用されているほか、帆船などの一般公開等のイベントにも利用されている。2018（平成30）年より、365日、昼夜ともに市民や観光客が集うエリアにすることを目標に、官民連携協議会を設置し、同年10月には全体の開発コンセプトが策定された。このコンセプトに基づき同年11月にはホテル事業者の公募を開始し、2019（平成31）年3月に決定したところである。現在、2025（令和7）年秋のオープンに向けてホテルを建設中である。

6) 西山・荒田・福浦地区

西山ふ頭は水深12m岸壁1バース、水深5.5m・水深4.5m岸壁各1バース、木材用野積場(53,000㎡)があり、木材の輸入基地として機能していた。2018(平成30)年2月には、ふ頭用地背後に国内最大級のバイオマス発電所の建設が決定され、2022(令和4)年2月に運転が開始された。

荒田地区は、2011(平成23)年に40年にわたって利用されてきた彦島と北九州市小倉北区日明を結ぶフェリーが運航を休止して以降、当該地の売却を検討していたが、2019(平成31)年に売却を完了した。

福浦地区には、2004(平成16)年度に、プレジャーボートの海上係留施設や陸上保管施設等を備えたボートパークが完成している。

(4) 下関港の貨物輸送

下関港は、本州で東アジアに最も近いという地理的優位性、フェリー・RORO船を中心とした高速かつ定時性の高い航路、日本の港湾で最初に実施された年中無休の通関をはじめとする迅速な検査体制、港に隣接する高速道路やJRなどの良好な国内交通アクセスといった特長を有している。これらの特長を活かして、東アジアとの物流において航空輸送に匹敵するスピードのサービスの提供をしている。下関港を経由することにより、「海よりも速く 空よりも安く」をキャッチフレーズとした高速物流サービスの提供が可能となることから、生鮮品、電子部品や生産機械等のスピードを重視する貨物が多く取り扱われている。また、貨物への衝撃が少ないRORO荷役を行うことで、精密機器などの高価な貿易貨物が多く取り扱われている。

海上出入貨物量の推移

(単位： トン)

年次	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年 (速報値)
外国貿易	2,411,572	2,785,696	2,921,273	2,610,077	2,420,223	2,670,530
内国貿易	1,716,025	1,858,566	2,151,462	1,860,204	1,419,783	1,500,879
計	4,127,597	4,644,262	5,072,735	4,470,281	3,840,006	4,171,409

コンテナ個数の推移 (外国貿易のみ)

(単位： T E U)

年次	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年 (速報値)
輸出	26,984	26,258	26,274	22,949	24,390	24,197
輸入	26,609	26,824	25,954	22,945	24,822	23,933
計	53,593	53,082	52,228	45,895	49,212	48,130

(5) 下関港の旅客輸送

下関港の国際旅客航路は、下関港細江ふ頭「下関港国際ターミナル」を発着する国際定期フェリー航路で、現在、韓国・釜山へ週 7 便が就航し、旅客と貨物を輸送している。

旅客航路としては、唐戸と巖流島、対岸である北九州市の門司港の間に関門連絡船が 1 日 4 往復運行しており、両市民や観光客の重要な交通手段のひとつとなっている。

近年、クルーズ客船の寄港増に伴い、外国航路の旅客が増加している。また、2018 (平成 30) 年 3 月には、国による長州出島の岸壁延伸整備が完了し、世界最大級の客船の寄港が可能となった。

船舶乗降人員の推移

(単位： 人)

年次		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年 (速報値)
外国航路 ※	乗込	100,858	208,169	185,102	113,778	3,805	0
	上陸	98,431	208,555	179,112	114,443	3,958	0
	計	199,289	416,724	364,214	228,221	7,763	0
内国航路	乗込	274,102	284,663	319,915	363,502	136,435	132,542
	上陸	258,986	266,492	307,712	341,707	128,311	123,508
	計	533,088	551,155	627,627	705,209	264,746	256,050
合計	乗込	374,960	492,832	505,017	477,280	140,240	132,542
	上陸	357,417	475,047	486,824	456,150	132,269	123,508
	計	732,377	967,879	991,841	933,430	272,509	256,050

※外航クルーズ客船による推計値 (全ての旅客が上陸・乗込したものとして推計した値) を含む。

(令和 3 年は、乗込・上陸ともコロナウィルス感染症の水際対策により 0 人)

(港湾局)

(6) 主な施設

港湾の施設

●大型船けい船岸（公共）管理者（下関市）

2022（令和4）年現在

地区	ふ頭名	施設名	延長 (m)	水深 (m)	けい船能力	
					重量 トン数 (トン)	船席数
東港	あるかぼーと	あるかぼーと岸壁	335	-12.0	(総トン) 50,000 (旅客船)	1
岬之町	岬之町	23号岸壁	195	-5.5	2,000	2
	〃	24・25号岸壁	438	-10.0	15,000	2
	〃	26号岸壁	161	-7.5	5,000	1
本港	細江	18・19号岸壁	290	-7.5	5,000	2
	〃	20・21号岸壁	400	-10.0	15,000	2
	〃	22号岸壁	213	-5.5	2,000	2
	第1突堤	8号岸壁	210	-4.5	500	2
	〃	10号岸壁	296	-13.0	20,000	1
	〃	11号岸壁	120	-4.5	700	2
	〃	12・13号岸壁	330	-9.0	10,000	2
	第2突堤	15号岸壁	150	-9.0	10,000	1
	〃	16・17号岸壁	392	-10.0	15,000	2
彦島	西山ふ頭	西山3号岸壁	302	-12.0	30,000	1
	〃	西山4号岸壁	197	-5.5	2,000	1
長府	長府ふ頭	長府1号岸壁	270	-5.5	2,000	2
	〃	長府2号岸壁	160	-7.5	5,000	1
	〃	長府3号岸壁	225	-11.0	30,000	1
新港	新港	新港1号岸壁	410	-12.0	30,000	1
(小計)			5,094			29
彦島	福浦	福浦けい船トルフィン	14	-7.5	5,000	1
	西山	西山けい船くい	290	-10.0	15,000	1
(合計)			5,398			31

●小型けい船岸（公共）

所在地		管理者	延長 (m)	水深 (m)
物揚場	壇之浦町地区	下関市	95	-1.0
	東港地区	〃	120	-4.0
	唐戸地区	〃	74	-4.0
	岬之町地区	〃	114	-3.0
	細江地区	〃	341	-3.0
	第1突堤地区	〃	145	-3.0
	運河沿地区	〃	677	-1.8～-3.0
	彦島地区	〃	215	-2.0～-4.0
	長府地区	〃	277	-1.0～-3.0
	王司地区	〃	772	-1.0
	(小計)			2,830
浮さん橋	唐戸浮さん橋	下関市	30×4	-4.5
	巖流島浮さん橋	〃	30×2	-3.0
	竹崎浮さん橋	〃	17×2	-2.8
	(小計)			214
(合計)			3,044.0	

(物揚場は水深±0～-4.4mで船揚場を含まない)

●荷役機械

設置場所	管理者	荷役機械名	型式	能力	数量
				吊り上げ 荷重(t)	
新港	下関市	タイヤ式ジブクレーン2号機 (自走式)	移動	53.5	1
〃	〃	ガントリークレーン	レール	48.5	1
〃	〃	リーチスタッカー	移動	45.0	1

● 上屋

区分	名称	所在	棟数	面積 (㎡)	構造
一級上屋	岬之町第1号上屋	岬之町ふ頭-10m岸壁 (24岸)	1	2,946	鉄筋コンクリート
	岬之町第2号上屋	〃	1	1,456	普通鉄骨
	岬之町第3号上屋	〃 -5.5m岸壁 (23岸)	1	1,498	鉄骨H形鋼造
	細江第1号上屋	細江ふ頭-5.5m岸壁 (22岸)	1	1,357	鉄骨H形鋼造
	細江第2号上屋	〃	1	1,960	鉄筋コンクリート
	細江第3号A上屋	〃 -10m岸壁 (20岸)	1	1,960	〃
	細江第3号B上屋	〃	1	2,156	〃
	細江第4号上屋	〃 -7.5m岸壁 (19岸)	1	2,766	〃
	細江第5号上屋	〃 (18岸)	1	2,952	〃
	第1突堤第6号上屋	第1突堤南側-9m岸壁 (13岸)	1	1,657	鉄骨耐火被覆
	長府ふ頭第1号上屋	長府ふ頭-5.5m岸壁 (1岸)	1	2,829	普通鉄骨
	新港ふ頭第1号上屋	新港ふ頭-12m岸壁 (1岸)	1	6,211	鉄骨H形鋼造
	(小計)		12	29,748	
二級上屋	第1突堤第4号上屋	第1突堤南側-9m岸壁 (12岸)	1	1,659	鉄筋コンクリート
	第1突堤第7号上屋	〃 (13岸)	1	1,485	軽量鉄骨
	第1突堤第8号上屋	第1突堤北側-4.5m岸壁 (8岸)	1	1,911	鉄骨コンクリート
	第2突堤第1号上屋	第2突堤北側-9m岸壁 (15岸)	1	2,000	鉄筋コンクリート
	第2突堤第2号上屋	〃 -10m岸壁 (16岸)	1	3,678	〃
	第2突堤第3号上屋	〃 (17岸)	1	3,332	〃
	運河沿第1号上屋	運河沿物揚場	1	1,524	普通鉄骨
	(小計)		7	15,589	
(合計)			19	45,337	
くん蒸施設	A庫	細江ふ頭-7.5m岸壁 (18岸)	1	156	鉄筋コンクリート
	B庫			78	
	C庫	岬之町ふ頭-5.5m岸壁 (23岸)	1	108	〃
	D庫			57	
	E庫	新港ふ頭-12m岸壁 (1岸)	1	51	〃
	F庫			85	
	G庫			50	
旅客上屋	細江旅客上屋	細江ふ頭-7.5m岸壁 (18岸)	1	6,586	〃

2. 下関市営渡船

下関市営渡船は、保有船舶2隻により、六連島航路と蓋井島航路の2航路を運営している。これらの航路は、生活航路であり、本市離島と本土を結ぶ唯一の公共交通機関である。運賃収入のみでは航路を維持することが困難であるため、国及び県から離島航路整備法による補助を受け運営している。

(1) 六連島航路

六連島航路は、明治初期にはじまり、旧彦島町が運営していたものを1933（昭和8）年下関市との合併によって下関市が引継ぎ、下関市営渡船として、現在1日4往復、年間約25,000人（2021（令和3）年度実績）の乗客が利用している。

(2) 蓋井島航路

蓋井島航路は、1919（大正8）年蓋井島漁業協同組合により、蓋井島～吉母間の運航にはじまり、1967（昭和42）年に蓋井島～吉見間に変更された。1977（昭和52）年6月に蓋井島漁業協同組合から下関市が引継ぎ、現在1日3往復、年間約15,000人（2021（令和3）年度実績）の乗客が利用している。

3. 港湾局

(1) 港湾局の概要

港湾局内には経営課（経営係、計画係）、振興課、並びに施設課（管理係、建設係、維持保全係）が置かれている。また、経営課の課内室として、長州出島経営推進室及び下関港ウォーターフロント開発推進室の2室が、振興課の課内室として、クルーズ振興室が置かれている。さらに、経営課に属する出先機関として、下関市渡船事務所が、施設課に属する出先機関として、下関市港湾事務所がそれぞれ置かれている。

そのほか、港湾法第35条の規定に基づき、下関港管理委員会が設置されているが、この事務局が下関港管理委員会条例第8条第1項の規定に基づき、港湾局内に置かれている。

(2) 所管する主な業務

1) 経営課

- ・経営係 下関港管理委員会に関すること。予算管理、庶務、局内の連絡調整に関すること。
- ・計画係 港湾計画、海岸保全基本計画、公有水面の埋立てに関すること。
- ・下関市渡船事務所 六連島航路、蓋井島航路の運航に関すること。
- ・長州出島経営推進室 長州出島に係る港湾計画及び土地利用計画に関すること。
- ・下関港ウォーターフロント開発推進室 あるかぼーと周辺地域の開発推進に関すること。

2) 振興課

- ・港湾の振興、定期航路及び貨物の誘致、統計に関すること。
- ・長州出島の物流振興の推進及び産業振興用地への企業誘致に関すること。
- ・クルーズ振興室 クルーズ客船の誘致及び入港時の受入に関すること。

3) 施設課

- ・管理係 港湾施設、海岸保全施設の管理運営に関すること。
- ・建設係 港湾施設、海岸保全施設の建設及び改良工事に関すること。
- ・維持保全係 港湾施設、海岸保全施設の維持補修に関すること。
- ・下関市港湾事務所 入港届・出港届の受理、使用料・入港料の徴収に関すること。

(3) 局内重点プロジェクト（下関市総合計画）

1) 重点テーマ

- ア. 人々が憩うみなとづくり
- イ. 海上交通
- ウ. 使いやすいみなとづくり
- エ. 災害に強いみなとづくり
- オ. スマート運営のみなとづくり
- カ. 海岸環境の整備・保全

2) 重点事業

ア. 人々が憩うみなとづくり

… まちづくりと一体となったウォーターフロント開発、交流拠点間の人流動線の確立、クルーズ客船受入体制の充実、訪日外国人への利便性向上

イ. 海上交通

… 離島航路の安全運航（六連島航路、蓋井島航路）

ウ. 使いやすいみなとづくり

… 港湾エリアの一体化と物流機能の集約、国際物流ターミナル等の機能強化、未利用地及び未利用施設の利用転換の推進

エ. 災害に強いみなとづくり

… 大規模災害における施設整備の強化、緊急輸送経路の整備・検討、大規模災害時における危機管理体制の確立

オ. スマート運営のみなとづくり

… 戦略的維持管理の推進、CO2削減に向けた取り組み、効率的な管理・運営に向けた取り組み、地元企業の要請への対応、近隣港湾との連携強化

カ. 海岸環境の整備・保全

… 海岸保全施設整備等、海岸高潮対策

(4) 主な事業等の概要・実績

1) 航路誘致集貨対策業務

ア. 集貨対策及びコンテナ航路誘致業務

下関港の定期航路の利用や集貨の拡大を目指し、下関港を広く紹介・宣伝するために、国内では東京、海外では韓国及び中国で港湾セミナーを開催するとともに、近年は官民連携による物流展への出展を行うなど、集貨の拡大や新規航路の誘致に努めている。

イ. 客船誘致業務

クルーズ船社等を訪問し下関港への寄港増にむけたセールスを行うとともに、海や船に対する市民の理解を深めるために、クルーズ客船入港時の歓迎セレモニー等を行っている。

2) 改修事業

ア. 港湾施設整備事業

下関港の各種港湾施設の経年劣化への対応や利便性向上を図るために様々な整備を行っている。主に、本港地区においては、省エネや省メンテナンスを図るため、ふ頭用地や上屋のLED改修や亀裂・損傷の著しい岸壁の改修を行っている。

新港地区においては、企業の立地環境の向上を図るため、緑地整備を行うとともに令和5年度の供用開始に向けてふ頭用地やクルーズ旅客の受入環境の整備を行っている。

また、長府地区においては、大型船の寄港需要に対応するため、航路水深11mの確保を進めている。

イ. 国直轄事業（新港地区）

増大する国際貨物、船舶の大型化に対応するため、背後用地の制限及び関門航路における船舶航行上の制限の少ない沖合人工島「長州出島」に、国直轄事業として港湾施設の整備が進められている。

また、クルーズ客船の大型化が進み、今後もさらなるクルーズ市場の拡大が期待される中、大型クルーズ客船の受入れにおいて、国際クルーズ拠点の形成に伴う東アジアを周遊するクルーズ船の寄港増加に対応するため、係留施設や付帯施設の増強等、クルーズ客船受け入れ体制の拡充を図ることとしている。

ウ. 国直轄事業（西山地区）

西山ふ頭水深12m岸壁は、竣工後20年以上経過しており、老朽化に伴う埋立土砂の流出により、荷捌きエリアの陥没や空洞化が多数確認された。このため、安全で効率的な荷役作業を確保するために国直轄事業として岸壁の改良工事が行われ、2021（令和3）年に完了した。

エ. 国直轄事業（本港地区）

下関港港湾計画においては、耐震強化岸壁の位置付けがなされていなかったことから、大規模地震が発生した場合に、食料・日用品等の緊急物資の輸送や住民の避難等に供するため、平成31年3月に港湾計画を変更し、細江埠頭水深10m岸壁を耐震強化岸壁に位置付け、岸壁の耐震化及び老朽化対策を進めることとしている。

3) 海岸保全施設整備事業

ア. 海岸（高潮）事業

王喜～清末～王司にわたる堤防は完成後約50年を経過しており、老朽化が著しく、また、天端高が不足していることから台風による高潮被害が生じている。このため、同堤防の保全

機能を向上させるため堤防の改良を進めている。

イ. 国直轄事業（海岸）

壇之浦から長府に至る下関港海岸（総延長約12.7km）は、1999（平成11）年の台風18号を始め、高潮による浸水等の被害を受けてきた。地域の住民や企業の生命・財産などを守るため、2008（平成20）年度より、長府・壇之浦地区並びに山陽地区において、国直轄事業としての海岸整備事業が進められている。

4) 国際ターミナル改修事業

1988（昭和63）年に完成した下関港国際ターミナルは、築後相当な年数が経過し、建物・設備の老朽化が進行しているため、エレベーター及びエスカレーターのリニューアルやLED照明に改修するなど、施設の延命化を図るとともに、ターミナル利用者の快適性向上のため、環境設備の改善（トイレの洋式化、Wi-Fi整備）を行っている。

5) あるかぼーと開発について

ハイクオリティなウォーターフロント開発の実現に向け、多くの市民や観光客による賑わいが、休日や昼間だけでなく、平日や夜間も続くような開発コンセプトを策定し、民間事業者の誘致を進めている。

6) 長州出島について

ア. 産業振興用地

長州出島の産業振興用地は、保管施設やそれに付属する施設などが対象の物流ゾーン13区画、製造業が対象の産業ゾーン11区画を、2019（令和元）年度より分譲を開始した。2022（令和4）年9月末時点で物流ゾーン7区画、産業ゾーン1区画が売却済みとなっている。2020（令和2）年度からは民間の情報やネットワーク等を活用し、一層の企業誘致及び分譲の促進を図るため、成功報酬型土地売却仲介委託を行っている。

イ. 国際クルーズ拠点形成

主に中国を発着する大型のクルーズ客船の寄港が激増する中、長州出島では、世界最大級のクルーズ客船が接岸できる岸壁整備が2018（平成30）年度に完了した。しかしながら、当岸壁は荷役船が優先的に利用することになっており、クルーズ客船の予約を断らざるを得ないケースがあることから、クルーズ客船の受け入れをさらに充実させ、市経済の活性化に繋げるため、2019（平成31）年4月に国土交通省より「国際旅客船拠点形成港湾」の指定を受け、2023（令和5）年の国際クルーズ拠点の運用開始を目指して、国が岸壁を、下関市が埠頭用地の整備を進めている。

上下水道局

1. 上下水道局の概要

下関市水道事業等の設置等に関する条例により設置され、生活用水その他の浄水又は工業用水を市民又は工場に供給し、及び下水を排除処理するため、下関市水道事業、下関市工業用水道事業及び下関市公共下水道事業を所掌している。

企画総務課（総務係、企画調整係、職員係）、経営管理課（契約管財係、財務係、工事検査係）、お客さまサービス課（業務係、料金係）、給水課（管理係、給水装置係、維持係、調査係）、上水工務課（計画係、拡張係、配水係）、浄水課（庶務係、施設係、中央管理室）、水質管理センター（管理係、水質係）、北部事務所（庶務係、施設係、維持係、下水道係）、下水道整備課（計画係、業務係、普及係、工事第1係、工事第2係、工事第3係）、下水道施設課（管理係、水質係、施設維持係、管路維持係）が置かれている。

2. 事業の概要

(1) 上水道事業

本市上水道事業は、明治39年に全国で9番目の近代水道として誕生した。旧下関市においては内日貯水池と補助水源である綾羅木川からの取水に頼っていたが、昭和28年3月の木屋川ダム completionにより、1日108,000^mの原水を受水する権利を、また平成3年4月からは山口県と共同で建設した「湯の原ダム」が完成したことにより、新たに1日32,400^mの水利権を得るなど、計8回の拡張事業により事業を推進してきた。

旧4町においては昭和30年代を中心に簡易水道事業の創設、統合が進み、以降、水需要の増加に対応するための拡張事業を行い、施設能力の増強など面的、量的な整備を推進してきた。

平成17年2月13日の1市4町合併に伴い、それぞれの事業計画を精査して、下関市水道事業基本計画を平成18年度に策定し、事業を推進してきた。

近年、少子高齢化による人口減少の現実化や自然災害の多発等水道を取り巻く状況が大きく変化したため、本市水道のあるべき姿と進むべき方向性を示した「下関市水道事業ビジョン」を平成28年3月に、中長期的な経営の基本計画を示した「下関市水道事業経営戦略」を令和3年3月に策定し、事業を推進している。

事業概要の推移

各年度3月31日現在(単位:人世帯戸% m³)

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
行政区域内人口	265,026	262,255	259,346	256,400	252,413
給水区域内人口	263,159	260,419	257,536	254,621	250,661
給水区域内世帯	129,280	129,252	129,190	129,088	128,022
給水人口	256,652	254,020	251,235	248,424	244,567
給水戸数	127,063	126,959	126,815	126,773	126,399
普及率	96.8	96.9	96.9	96.9	96.9
配水量	32,306,661	31,899,063	32,020,123	31,551,134	31,084,253
有効水量	29,658,982	29,212,728	28,848,350	28,676,802	28,161,757
有効率	91.8	91.6	90.1	90.9	90.6
有収水量	28,553,995	28,124,524	27,800,706	27,695,544	27,207,106
有収率	88.4	88.2	86.8	87.8	87.5
1日平均配水量	88,511	87,395	87,487	86,441	85,162
1日最大配水量	98,366	96,555	94,328	115,513	94,253

(2) 工業用水道事業

本市は港湾都市として、また海陸交通の要衝にあつて、戦前戦後を通じて大和町には水産加工工場、製糖工場、彦島地区には重化学工場が立地し、とくに工業用水道の開設が急務であつた。

このような観点から(大和町・彦島地区を対象に)昭和44年1月に、給水能力20,000 m³/日で下関市工業用水道事業を開設し、昭和44年4月(1社)同10月(3社)、計4社に給水を開始した。(総事業費 293,000千円)

また、昭和45年11月には小月地区に企業の進出があり、新たに給水能力4,000 m³/日で小月地区工業用水道事業を開設し、1社に給水を開始した。(総事業費 55,000千円)

その後小月地区は、契約水量2,000 m³/日のまま伸びないため、昭和48年度から保留分2,000 m³/日のうち1,200 m³/日を下関市工業用水道へ移行することにより、工業用水の有効利用を図ってきた。

平成元年4月1日、事業の簡素化を図るため、小月地区工業用水道事業を下関市工業用水道事業に吸収統合し、あわせて給水能力を24,000 m³/日に増量変更を行った。料金については、平準化が困難なため、第1種料金(大和町・彦島地区)と第2種料金(小月地区)の二本立としている。

給水企業等と契約水量

令和4年3月31日現在(単位:m³)

給水区域	給水企業等	1日契約水量
大和町・彦島地区	林兼産業(株)	3,700
	下関三井化学(株)	5,310
	キャボットジャパン(株)	1,200
	彦島製錬(株)	4,500
	下関市環境部彦島工場	1,000
	下関バイオマスエナジー(同)	5,100
	オルネスクジャパン(株)	500
小月地区	(株)シマノ	1,500
市保有分		1,190
合 計		24,000

(3) 公共下水道事業

全市域71,610haのうち、全体計画面積6,447.5haについて筋ヶ浜処理区723ha、彦島処理区793ha、山陰処理区2,760ha、山陽処理区1,582ha、川棚小串処理区418haの5処理区と豊北地区93ha、豊田地区78.5haの2地区に分けて計画を策定しており、施設としては、終末処理場7ヵ所、ポンプ場24ヵ所を予定している。

筋ヶ浜処理区については、昭和33年に事業認可を受けて事業に着手し、昭和40年に供用を開始した。令和4年3月31日現在、計画排水面積723haに対し714.5haを整備し、ほぼ100%整備を終えている。

彦島処理区については、昭和47年に着手し、昭和55年に供用を開始した。令和4年3月31日現在、計画排水面積793haに対し790.3haを整備し、ほぼ100%の整備を終えている。

山陰処理区については、昭和59年に着手し、6年後の平成2年4月から一部供用を開始した。当処理区では、近年の宅地化に伴う武久川及び綾羅木川流域の水質汚濁防止と生活環境の改善のため管渠整備等の拡大に努めている。令和4年3月31日現在、計画排水面積2,760haに対し65.9%の1,818.1haを整備し、引き続き鋭意整備を進めている。

山陽処理区については、平成元年度に事業認可を受け、平成3年度から終末処理場の建設と幹線管渠の布設に着手し、平成4年度より面整備を進め、平成7年4月から一部供用を開始した。令和4年3月31日現在、計画排水面積1,582haに対し60.8%の962.1haを整備し、引き続き鋭意整備を進めている。

川棚小串処理区については、平成5年度に事業認可を受けて、事業に着手し、平成10年12月から供用を開始した。令和4年3月31日現在、計画排水面積418haに対し53.9%の225.3haを整備し、引き続き鋭意整備を進めている。

(上下水道局)

豊北地区については、北長門海岸国定公園内の油谷湾に注ぐ粟野川流域の水質保全と市街地中心部の生活環境の改善のため、平成5年度に特定環境保全公共下水道事業の認可を受けて事業に着手し、平成10年4月に一部供用を開始した。令和4年3月31日現在、計画排水面積93haに対し、100%の整備を終えている。

豊田地区については、人口の密集した西市、殿敷地区の生活環境改善と当地区の生活排水による木屋川流域の水質汚濁防止のため、平成4年度に特定環境保全公共下水道事業の認可を受けて事業に着手し、平成9年4月に供用を開始した。令和4年3月31日現在、計画排水面積78.5haに対し、100%の整備を終えている。

事業概要の推移

各年度3月31日現在(単位:人 戸 % m³)

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
処理区域内人口	202,525	201,688	201,347	199,996	199,407
処理区域内戸数	94,593	94,202	93,933	93,311	92,976
水洗化人口	196,551	195,810	195,451	194,320	193,428
水洗化戸数	91,483	91,140	90,892	90,359	89,882
水洗化率	97.1	97.1	97.1	97.2	97.0
普及率	76.4	76.9	77.6	78.0	79.0
処理水量	22,756,897	22,656,379	22,949,784	23,379,051	22,961,028
有収水量	20,584,196	20,499,824	20,425,504	20,332,376	20,235,941
有収率	90.5	90.5	89.0	87.0	88.1
1日平均処理水量	62,348	62,072	62,704	64,052	62,907
1日平均有収水量	56,395	56,164	55,807	55,705	55,440

3. 所管する主な計画・プラン

(1) 主な計画・プラン

- 1) 下関市水道事業ビジョン
- 2) 下関市新下水道ビジョン
- 3) 下関市水道事業経営戦略
- 4) 下関市工業用水道事業経営戦略
- 5) 下関市下水道事業経営戦略

(2) 年報、白書など

- 1) 事業年報(毎年発行)

4. 所管する主な業務

【企画総務課】

- ・危機管理業務
- ・総合計画策定業務
- ・広報広聴業務
- ・局の組織並びに職員の定数及び配置に関する業務

【経営管理課】

- ・請負工事の入札、契約等業務
- ・物品の購入・修繕業務
- ・不動産管理業務
- ・資金計画及び運用業務
- ・予算編成及び執行業務
- ・決算及び財務諸表に関する業務
- ・請負工事検査業務

【お客さまサービス課】

- ・水道料金の調定業務
- ・水道料金徴収業務
- ・計量業務
- ・水道メータ管理業務
- ・下水道使用料等賦課徴収業務

【給水課】

- ・給水装置工事審査業務
- ・給水装置修繕業務
- ・漏水防止業務
- ・水道管路情報システム運用及び管理業務
- ・配水管維持管理業務

【上水工務課】

- ・設計・施工監督業務
- ・工事請負業務
- ・配水計画実施調整業務
- ・その他工事関連業務

(上下水道局)

【浄水課】

- ・施設整備業務
- ・施設維持管理業務
- ・巡視点検業務
- ・水処理運用業務
- ・工業用水道事業

【水質管理センター】

- ・水質検査業務
- ・水質調査・管理業務

【北部事務所】

下関市役所総合支所設置条例(平成17年条例第13号)に定める各総合支所所管区域における次に掲げる業務

- ・上下水道施設等維持管理業務
- ・上下水道施設等工事設計・施工業務
- ・上下水道料金等収納業務
- ・水質管理業務

【下水道整備課】

- ・公共下水道及び都市下水路の計画策定業務
- ・設計・施工監督業務
- ・工事請負業務
- ・受益者負担金等賦課徴収業務
- ・排水設備の普及促進業務

【下水道施設課】

- ・公共下水道管渠維持管理業務
- ・施設維持管理業務
- ・都市下水路施設維持管理業務
- ・下水の水質管理業務

5. 主な施設の内容

令和4年3月31日現在

浄水場(13か所) ※予備施設含む

(1)長府浄水場

所在地 下関市長府豊浦町1番1号

設備名	数量	設備内容
着水井	2池	1号池 鉄筋コンクリート造 幅 7.5m×長 15.2m×深 3.2m …1池 2号池 鉄筋コンクリート造 幅 4.0m×長 8.0m×深 4.2m …1池
原水ポンプ	10台	第1原水ポンプ φ350×φ350×18m ³ /分×8.0m×37kW/台 …3台 φ450×φ450×26m ³ /分×9.5m×55kW/台 …1台 第2原水ポンプ φ350×φ350×17.4m ³ /分×11.0m×45kW/台 …2台(休止中) φ400×φ400×20.8m ³ /分×12.5m×75kW/台 …2台(うち1台予備) 第3原水ポンプ φ300×φ200×15.3m ³ /分×82.0m×300kW/台 …2台(うち1台予備)
沈殿池	5池	スラリー循環型高速凝集沈殿池(鉄筋コンクリート造) 処理能力 50,000m ³ /日/2池 容量 1,438 m ³ /池 …2池 処理能力 36,000m ³ /日/池 容量 3,000 m ³ /池 …1池 横流式沈殿池(鉄筋コンクリート造) 処理能力 50,000m ³ /日/2池 容量 1,496 m ³ /池 …2池
急速ろ過池	28池	流量制御形(鉄筋コンクリート造) …12池(うち1池予備) ろ過面積 52m ² /池 ろ過速度 140m/日 ろ過水量 80,000m ³ /日/11池 自然平衡形(自己逆流洗浄型・鉄筋コンクリート造) …16池 ろ過面積 15.6m ² /池 ろ過速度 120~140m/日 ろ過水量 30,000m ³ /日/16池
緩速ろ過池 (休止中)	4池	コンクリート造 …3池 ・鉄筋コンクリート造 …1池(うち1池予備) ろ過面積 1,335m ² /池 ろ過速度 5m/日 ろ過水量 20,000m ³ /日/3池
消毒設備	13台	一軸偏心ポンプ 55~1,888cc/分/台 …13台(2台休止中)
粉末活性炭注入設備	4台	計量機(容積式定量フィーダ) 5~200kg/時/台 …4台(うち2台予備)
薬品注入設備	4台	定量ポンプ ポリ塩化アルミニウム 2.89ℓ/分/台 …1台 2.23ℓ/分/台 …1台 1.30ℓ/分/台 …1台 2.89ℓ/分/台 …1台
洗浄排水貯留槽	6池	鉄筋コンクリート造 容量 100 m ³ /池 …6池

(上下水道局)

設備名	数量	設備内容
洗浄排水戻水設備	1 池	鉄筋コンクリート造 容量 100 m ³ /池 …1 池
	2 台	戻水ポンプ (水中ポンプ) φ 150×2.6m ³ /分×16m×11kW/台 …2 台 (うち 1 台予備)
浄水池	4 池	1 号 コンクリート造 容量 400 m ³ /池 …1 池
		2 号 鉄筋コンクリート造 容量 1,700 m ³ /池 …1 池
		3 号 鉄筋コンクリート造 容量 2,400 m ³ /池 …1 池
		4 号 鉄筋コンクリート造 容量 1,000 m ³ /池 …1 池
送水ポンプ	16 台	第 1 送水ポンプ (原水) 長府浄水場～工水系及び日和山浄水場 (ろ過池) φ 300×φ 250×8.4m ³ /分×120m×250kW/台 …3 台 (休止中) (浄水) 長府浄水場～長府配水場 (1・2・4 号配水池) φ 200×φ 150×3.84m ³ /分×80m×85kW/台 …2 台 φ 200×φ 150×4.8m ³ /分×80m×100kW/台 …1 台 φ 200×φ 150×6.0m ³ /分×72m×100kW/台 …1 台
		第 2 送水ポンプ 長府浄水場～日和山浄水場 (配水池) (1 台休止中) φ 300×φ 250×11.0m ³ /分×115m×330kW/台 …4 台 (うち 1 台予備)
		第 3 送水ポンプ 長府浄水場～長府配水場 (3 号配水池) (1 台休止中) φ 350×φ 250×12.5m ³ /分×90m×290kW/台 …5 台 (うち 1 台予備)
非常用発電設備	一式	ガスタービン 2,317 kW 定格出力 (40℃) …一式 発電機 3 相交流 3,300V 60Hz 2,500kVA (2,000kW) …一式 燃料タンク (灯油) 15kℓ/槽 …2 槽
洗浄水槽	1 池	鉄筋コンクリート造 容量 500 m ³ /池 …1 池
排水処理設備	2 台	無薬注短時間型加圧脱水機…2 台 ろ過面積 350m ² ×2 台 ろ板寸法 2.14m×2.15m×48 室×2 台
	4 池	排水・排泥池 鉄筋コンクリート造 幅 4.25m×長さ 41.1m×有効水深 4.0m×4 池 有効容量 : 2,795 m ³
	2 池	濃縮槽 鉄筋コンクリート造 幅 19.6m×長さ 19.6m×有効水深 5.0m×2 槽 有効容量 : 3,842 m ³
	2 池	上澄水槽 鉄筋コンクリート造 幅 9.3m×長さ 3.5m×有効水深 4.5m×2 槽 有効容量 : 293 m ³
	9 台	送泥ポンプ (排水槽→排水・排泥池) 2.8 m ³ /分×15m×13kW/台 …2 台 排水・排泥池汚泥引抜ポンプ 1.43 m ³ /分×25m×15kW/台 …2 台 濃縮槽汚泥引抜ポンプ 1.10 m ³ /分×24m×11kW/台 …2 台 上澄水返送ポンプ 3.64 m ³ /分×30m×37kW/台 …3 台
排出水回収設備 (緩速ろ過池)	1 池	鉄筋コンクリート造 容量 2.0m×1.5m×深 2.8m …1 池
	2 台	水中ポンプ φ 100×1.2 m ³ /分×13.6m×7.5kW/台 …2 台

(2) 日和山浄水場

所在地 下関市長崎中央町7番1号

設備名	数量	設備内容
着水井	1池	鉄筋コンクリート造 …1池 幅 3m×長 3m×深 5m
緩速ろ過池	3池	鉄筋コンクリート造 …3池 ろ過面積 1,443m ² /池 ろ過速度 5m/日 ろ過水量 7,600m ³ /日/2池
消毒設備	2台	液中ピストンポンプ (インターバル方式) 150cc/分/台 …2台
配水池	5池	1号 鉄筋コンクリート造 容量 8,000 m ³ /2池 …2池 HWL +60.5m LWL +56.9m
		2号 鉄筋コンクリート造 容量 10,000 m ³ /3池 …3池 HWL +65.5m LWL +61.0m
配水ポンプ	2台	φ65×φ65×0.28m ³ /分×27.5m×3.7kW/台 …2台 (うち1台予備)

(3) 高尾浄水場

所在地 下関市春日町8番1号

設備名	数量	設備内容
着水井	1池	円形煉瓦造 …1池 内径 3.55m×深 4.2m
緩速ろ過池	4池	コンクリート (1・2・3号方形)・煉瓦造 (4号円形) (2号池休止中) ろ過面積 1,057m ² /池 …3池 (方形) ろ過速度 5m/日 ろ過面積 1,109m ² /池 …1池 (円形) ろ過速度 5m/日 ろ過水量 8,000m ³ /日/3池
消毒設備	2台	液中ピストンポンプ (インターバル方式) 150cc/分/台 …2台
配水池	2池	煉瓦造 容量 8,400 m ³ /2池 …2池 HWL +45.5m LWL +41.8m
送水ポンプ	3台	高尾浄水場～日和山浄水場 (3号休止中) φ300×φ250×10.5m ³ /分×30m×75kW/台 …3台 (うち1台予備)

(4) 川棚浄水場

所在地 下関市豊浦町大字川棚字定力4149-1

設備名	数量	設備内容
着水井	1池	鉄筋コンクリート造…1池 幅 4.0m×長 4.5m×深 3.3m 容量 59.4 m ³ HWL +12.75m LWL +9.450m
混和池	1池	鉄筋コンクリート造…1池 幅 1.5m×長 1.5m×深 2.8m 容量 6.3 m ³ HWL +12.30m LWL +9.300m

(上下水道局)

設備名	数量	設備内容
薬品注入設備	8台	薬注ポンプ ポリ塩化アルミニウム 定量 400cc/分/台 …2台 苛性ソーダ 定量 400cc/分/台 …2台 ポリ塩化アルミニウム 定量 0.2ℓ/分/台 …2台 苛性ソーダ 定量 0.15ℓ/分/台 …2台
消毒設備	4台	前塩素設備 液中ピストンポンプ スピードコントロール方式 200cc/分/台…2台 後塩素設備 電磁駆動式薬液定量ポンプ 120cc/分/台 …2台
凝集池	1池	鉄筋コンクリート造 …1池 幅 4.5m×長 5.6m×深 3.5m×2池 容量 176.4 m ³ HWL +12.30m LWL +9.300m
酸化池	1池	鉄筋コンクリート造 …1池 幅 7.0m×長 23.0m×深 4.5m×2池 容量 1,449 m ³ HWL +12.30m LWL +9.300m
圧力式急速ろ過機 (マンガン接触)	5基	鋼板製 φ2,800 70 m ³ /h×2基 φ3,200 80 m ³ /h×2基 φ3,600 100 m ³ /h×1基
ろ過ポンプ	10台	φ125×2.24m ³ /分×13.5m×7.5kW/台 …8台 φ125×2.3m ³ /分×15m×7.5kW/台 …2台
浄水池	2池	鉄筋コンクリート造 …2池 幅 5.5m×長 12.5m×深 3.6m×1池 容量 206 m ³ 幅 11.0m×長 19.0m×深 3.9m×1池 容量 806 m ³
送水ポンプ	4台	北村送水ポンプ φ150×2.1m ³ /分×80m×55kW/台 …2台 湯町送水ポンプ φ150×2.1m ³ /分×120m×75kW/台 …2台

(5)市の瀬水源地

所在地 下関市豊北町大字栗野字丸山 2312-1

設備名	数量	設備内容
取水井	1井	鉄筋コンクリート造 D=3.5m H=13.0m 計画取水量 4,200 m ³ /日
送水ポンプ	4台	φ125×φ125×0.9 m ³ /分×150m×45kW/台 …4台

(6)小河内水源地

所在地 下関市豊北町大字栗野 2515-1

設備名	数量	設備内容
取水井	1井	鉄筋コンクリート造 D=4.0m H=13.7m 計画取水量 1,800 m ³ /日
取水ポンプ	2台	φ100×1.5 m ³ /分×19m×7.5kW/台 …2台(交互運転) 水中ポンプ

設備名	数量	設備内容
消毒設備	2台	電磁駆動式薬液定量ポンプ 48.5cc/分/台 …2台
紫外線照射設備	1台	10mJ/cm ² ×2,400 m ³ /日/台 …1台
浄水池	2池	鉄筋コンクリート造 2池 幅 4.0m×長 5.4m×深 3.0m×2池 容量 129.6 m ³ /2池
送水ポンプ	5台	角島系送水ポンプ φ 100×φ 100×0.69 m ³ /分×129m×30kW/台 …3台(交互運転) 栗野系送水ポンプ φ 80×φ 80×0.65 m ³ /分×85m×18.5kW/台 …2台(交互運転)

(7) 菊川浄水場

所在地 下関市菊川町大字田部字下霄 651

設備名	数量	設備内容
取水ポンプ	4台	第1水源 φ 50×0.34 m ³ /分×17m×2.2kW/台 …2台 第2水源 φ 125×1.67 m ³ /分×19.9m×15kW/台 …2台
緩速ろ過池	6池	鉄筋コンクリート造 6池(うち1池予備) ろ過面積 150 m ² /池 ろ過水量 2,775 m ³ /日/5池
送水ポンプ	2台	φ 125×2.02m ³ /分×80m×45kW/台 …1台 φ 125×0.98 m ³ /分×108m×45kW/台 …1台
消毒設備	2台	液中ピストンポンプ 90cc/分/台 …2台
浄水池	2池	鉄筋コンクリート造 2池 幅 3.5m×長 6.0m×深 3.5m×2池 容量 126 m ³ /2池

(8) 下大野浄水場

所在地 下関市菊川町大字下大野字三町 971(予備)

設備名	数量	設備内容
取水ポンプ	1台	第3水源 φ 50×0.30 m ³ /分×60m×5.5kW/台 …1台(予備)
緩速ろ過池	3池	鉄筋コンクリート造 3池(うち1池予備) ろ過面積 54 m ² /池 …3池 ろ過水量 430 m ³ /日/2池
浄水池	4池	鉄筋コンクリート造 2池 幅 6.0m×長 10.0m×深 2.5m×2池 容量 300 m ³ /2池(予備)
配水ポンプ	2台	φ 80×0.69 m ³ /分×60m×15kW/台 …2台(予備)

(9) 歌野浄水場

所在地 下関市菊川町大字上岡枝字堤ヶ原 1967

設備名	数量	設備内容
取水ポンプ	1台	φ 65×0.24 m ³ /分×60m×5.5kW/台 …1台
浄水池	2池	鉄筋コンクリート造 2池 幅 3.95m×長 4.5m×深 3.6m×2池 容量 106 m ³ /2池

(上下水道局)

設備名	数量	設備内容
圧力式急速ろ過機	2基	鋼板製 φ2,500 328 m ³ /日×2基
活性炭吸着塔	1基	φ1,200 383 m ³ /日×1基
送水ポンプ	2台	φ80×0.51 m ³ /分×85m×15kW/台 …2台
消毒設備	4台	前塩素設備 電磁駆動式薬液定量ポンプ 15cc/分/台 …2台 後塩素設備 電磁駆動式薬液定量ポンプ 6cc/分/台 …2台
薬品注入設備	6台	薬注ポンプ ポリ塩化アルミニウム 定量 60cc/分/台 …2台 硫酸 定量 30cc/分/台 …2台 苛性ソーダ 定量 60cc/分/台 …2台

(10) 轡井・道市浄水場

所在地 下関市菊川町大字縦ノ木中畑 166-7

設備名	数量	設備内容
取水ポンプ	1台	φ40×0.035m ³ /分×70m×1.1kW/台 …1台
浄水池	1池	鉄筋コンクリート造 1池 幅1.5m×長1.5m×深1.0m 容量2.25 m ³ /池
送水ポンプ	2台	φ40×0.035m ³ /分×65m×3.7kW/台 …2台
消毒設備	2台	電磁駆動式薬液定量ポンプ 30cc/分/台 …2台

(11) 檜原浄水場

所在地 下関市豊田町大字檜原字下玉司 7, 8, 9, 10-1, 11-1, 2

設備名	数量	設備内容
取水ポンプ	6台	第1水源 φ80×φ65×1.12 m ³ /分×16.0m×5.5kW/台 …2台 第2水源 φ100×1.4 m ³ /分×13.5m×5.5kW/台 …2台 第3水源 φ65×φ65×0.45 m ³ /分×14.0m×3.7kW/台 …2台
着水井	1池	鉄筋コンクリート造 1池 幅2.5m×長3.9m×深2.0m 容量19.5 m ³ /池
混和池	1池	鉄筋コンクリート造 1池 幅2.5m×長2.5m×深1.9m 容量11.9 m ³ /池
薬品注入ポンプ	6台	定量ポンプ ポリ塩化アルミニウム 0.65~130 ml/分/台 …2台 希硫酸 0.15~30 ml/分/台 …2台 苛性ソーダ 0.3~60 ml/分/台 …2台
活性炭注入設備	1台	粉末活性炭貯留ホッパ ステンレス製円筒密閉型 …1台 供給量 0.4~1.7kg/h 容量 1,000ℓ 活性炭スラリー注入ポンプ 一軸偏心ねじ式ポンプ …2台 (うち1台予備) インバータ制御 最大 340 ml/分

設備名	数量	設備内容
消毒設備	6台	前・中塩素設備 液中ピストンポンプ 0.06~12.5 ml/分/台 …2台 後塩素設備 液中ピストンポンプ 0.06~12.5 ml/分/台 …4台 (うち1台予備)
膜ろ過設備	4槽	槽浸漬型セラミック膜 (MF膜 0.1 μm) …4槽 モジュール数: 6列×16段×2ユニット/槽 処理能力 2,400 m ³ /日
膜ろ過水ポンプ	4台	φ65×φ50×0.6 m ³ /分×27.0m×5.5kW/台 …4台
除マンガンろ過機	2台	鋼製円筒縦型圧力式ろ過機 …2台 φ1,800mm、2,200mm 1,236 m ³ /日
浄水池	2池	鉄筋コンクリート造 …2池 幅3.2m×長10.7m×深2.40m(有効水深1.9m)×2池 容量130 m ³ /2池
送水ポンプ	6台	庭田系送水ポンプ φ80×0.74 m ³ /分×70m×15kW/台 …2台 高熊系送水ポンプ φ80×0.65 m ³ /分×50m×11kW/台 …2台 八道系送水ポンプ φ80×0.5 m ³ /分×82m×15kW/台 …2台

(12)大河内浄水場

所在地 下関市豊田町大字大河内字戸谷 120-1, 2, 3

設備名	数量	設備内容
取水ポンプ	2台	第一水源 φ50×0.07 m ³ /分×22.1m×3.7kW/台 …2台
浄水池	1池	鉄筋コンクリート造 1池 幅1.2m×長3.6m×深0.9m 容量3.9 m ³ /池
緩速ろ過池	2池	鉄筋コンクリート造 2池 (うち1池予備) ろ過面積 17.5 m ² /池 …2池 ろ過水量 100 m ³ /日/1池
送水ポンプ	2台	φ40×0.16 m ³ /分×104m×5.5kW/台 …2台
消毒設備	2台	液中ピストンポンプ 7.5cc/分/台 …2台

(13)三豊浄水場

所在地 下関市豊田町大字今出字南迫 1611

設備名	数量	設備内容
消毒設備	2台	液中ピストンポンプ 16cc/分/台 …2台
浄水池	1池	鉄筋コンクリート造 1池 幅1.5m×長2.6m×深1.2m 容量4.68 m ³ /池
緩速ろ過池	2池	鉄筋コンクリート造 2池 (うち1池予備) ろ過面積 22.2 m ² /池 …2池 ろ過水量 117 m ³ /日/1池
送水ポンプ	2台	φ40×0.13 m ³ /分×10m×0.4kW/台 …2台

配水場 (60か所、115池) ※休止中施設除く

配水場名	数量	設備内容	
棕野配水場	2池	鉄筋コンクリート造 HWL +96.05m	容量 1,000 m ³ /2池 LWL +91.05m
長府配水場	8池	1号 鉄筋コンクリート造 HWL +68.0m	容量 5,000 m ³ /2池 LWL +63.0m
		2号 鉄筋コンクリート造 HWL +68.0m	容量 3,000 m ³ /1池 LWL +63.0m
		3号 鉄筋コンクリート造 HWL +86.0m	容量 12,000 m ³ /3池 LWL +80.0m
長府配水場		4号 鉄筋コンクリート造 HWL +68.0m	容量 5,000 m ³ /2池 LWL +63.0m
四王司配水場	2池	鉄筋コンクリート造 HWL +115.0m	容量 600 m ³ /2池 LWL +110.0m
形山配水場	2池	鉄筋コンクリート造 HWL +83.0m	容量 300 m ³ /2池 LWL +80.0m
井田配水場	2池	鉄筋コンクリート造 HWL +107.4m	容量 240 m ³ /2池 LWL +105.0m
奥山配水場	2池	鉄筋コンクリート造 HWL +212.0m	容量 300 m ³ /2池 LWL +209.0m
内日第1配水場	2池	鉄筋コンクリート造 HWL +186.5m	容量 227 m ³ /2池 LWL +182.0m
内日第2配水場	2池	鉄筋コンクリート造 HWL +135.5m	容量 270 m ³ /2池 LWL +131.0m
勝谷配水場	2池	鉄筋コンクリート造 HWL +99.0m	容量 1,050 m ³ /2池 LWL +95.4m
田倉配水場	2池	鉄筋コンクリート造 HWL +91.1m	容量 200 m ³ /2池 LWL +88.1m
羽衣配水場	2池	鉄筋コンクリート造 HWL +77.6m	容量 120 m ³ /2池 LWL +74.6m
蒲生野配水場	1池	FRP製 HWL +103.45m	容量 15 m ³ /1池 LWL +101.95m
吉田第1配水場	2池	鉄筋コンクリート造 HWL +74.0m	容量 600 m ³ /2池 LWL +70.5m
吉田第2配水場	2池	鉄筋コンクリート造 HWL +107.0m	容量 180 m ³ /2池 LWL +104.0m
高畑配水場	2池	鉄筋コンクリート造 HWL +109.0m	容量 1,000 m ³ /2池 LWL +105.0m

配水場名	数量	設備内容	
妙寺配水場	1池	FRP製 HWL +73.26m	容量 50 m ³ /1池 LWL +68.5m
吉母配水場	1池	FRP製 HWL +77.4m	容量 20 m ³ /1池 LWL +70.5m
吉見配水場	2池	鉄筋コンクリート造 HWL +88.05m	容量 2,000 m ³ /2池 LWL +83.0m
尾袋配水場	2池	鉄筋コンクリート造 HWL +63.5m	容量 1,000 m ³ /2池 LWL +58.0m
清末小野配水場	2池	鉄筋コンクリート造 HWL +97.5m	容量 65 m ³ /2池 LWL +95.0m
清末配水場	2池	鉄筋コンクリート造 HWL +68.0m	容量 5,000 m ³ /2池 LWL +63.0m
熊野配水場	3池	鉄筋コンクリート造 HWL +66.0m	容量 11,000 m ³ /3池 LWL +61.0m
新棕野配水場	2池	鉄筋コンクリート造 HWL +96.05m	容量 2,000 m ³ /2池 LWL +91.05m
彦島配水場	2池	プレストレスト・コンクリート造 HWL +72.1m	容量 10,000 m ³ /2池 LWL +65.4m
六連島配水場	1池	鉄筋コンクリート造 HWL +66.55m	容量 30 m ³ /1池 LWL +64.55m
竹生配水場	2池	鉄筋コンクリート造 HWL +66.0m	容量 7,000 m ³ /2池 LWL +61.0m
蓋井島配水場	2池	鉄筋コンクリート造 HWL +42.9m	容量 15 m ³ /1池 LWL +40.70m
		ステンレス造 HWL +42.9m	容量 45 m ³ /1池 LWL +41.40m
湯玉北配水場	2池	鉄筋コンクリート造 HWL +68.57m	容量 480 m ³ /2池 LWL +64.07m
石堂配水場	1池	プレストレスト・コンクリート造 HWL +80.67m	容量 1,000 m ³ /1池 LWL +70.67m
北村配水場	2池	鉄筋コンクリート造 HWL +59.13m	容量 586 m ³ /2池 LWL +56.43m
湯町配水場	2池	鉄筋コンクリート造 HWL +88.36m	容量 1,300 m ³ /2池 LWL +84.36m
室津配水場	2池	鉄筋コンクリート造 HWL +33.97m	容量 123 m ³ /2池 LWL +32.47m
豊洋台配水場	1池	プレストレスト・コンクリート造 HWL +72.37m	容量 610 m ³ /1池 LWL +66.97m

(上下水道局)

配水場名	数量	設備内容	
一の瀬配水場	2池	プレストレスト・コンクリート造 HWL +106.61m	容量 1,000 m ³ /2池 LWL +101.61m
一の瀬第2配水場	2池	ステンレス造 HWL +106.66m	容量 1,000 m ³ /2池 LWL +101.66m
古崎配水場	1池	プレストレスト・コンクリート造 HWL +126.5m	容量 1,000 m ³ /1池 LWL +121.5m
神田口配水場	2池	鉄筋コンクリート造 HWL +105.0m	容量 204 m ³ /2池 LWL +102.0m
堀越配水場	2池	プレストレスト・コンクリート造 HWL +105.0m	容量 1,000 m ³ /2池 LWL +99.0m
阿川配水場	2池	鉄筋コンクリート造 HWL +51.5m	容量 200 m ³ /2池 LWL +48.35m
田耕配水場	2池	鉄筋コンクリート造 HWL +120.8m	容量 176.4 m ³ /2池 LWL +117.3m
向坊調整池	1池	プレストレスト・コンクリート造 HWL +123.1m	容量 780 m ³ /1池 LWL +118.1m
附野配水場	1池	プレストレスト・コンクリート造 HWL +80.45m	容量 623 m ³ /1池 LWL +74.0m
角島配水場	2池	鉄筋コンクリート造 HWL +70.0m	容量 241.9 m ³ /2池 LWL +66.5m
小河内配水場	2池	ステンレス造 HWL +63.72m	容量 816 m ³ /2池 LWL +58.62m
安崎配水場	2池	鉄筋コンクリート造 HWL +106.5m	容量 16.5 m ³ /2池 LWL +105.0m
菊川第一配水場	1池	プレストレスト・コンクリート造 HWL +74.0m	容量 760 m ³ /1池 LWL +69.0m
歌野配水場	2池	鉄筋コンクリート造 HWL +139.25m	容量 300 m ³ /2池 LWL +135.75m
貴飯配水場	2池	ステンレス造 HWL +192.5m	容量 40.5 m ³ /2池 LWL +191.0m
檜崎配水場	2池	鉄筋コンクリート造 HWL +88.8m	容量 170 m ³ /2池 LWL +86.35m
久野配水場	2池	鉄筋コンクリート造 HWL +177.1m	容量 74 m ³ /2池 LWL +174.6m
道市配水場	2池	鉄筋コンクリート造 HWL +222.5m	容量 80 m ³ /2池 LWL +219.5m
八道配水場	1池	プレストレスト・コンクリート造 HWL +115.26m	容量 300 m ³ /1池 LWL +107.36m

配水場名	数量	設備内容		
高熊配水場	2池	鉄筋コンクリート造 HWL +82.0m	容量 LWL +79.2m	300 m ³ /2池
庭田配水場	1池	プレストレスト・コンクリート造 HWL +182.75m	容量 LWL +179.75m	460 m ³ /1池
宇内配水場	2池	鉄筋コンクリート造 HWL +174.32m	容量 LWL +171.82m	46 m ³ /2池
小谷配水場	2池	鉄筋コンクリート造 HWL +144.95m	容量 LWL +142.45m	40 m ³ /2池
岩滑配水場	2池	鉄筋コンクリート造 HWL +191.92m	容量 LWL +189.42m	67 m ³ /2池
一の俣配水場	2池	鉄筋コンクリート造 HWL +146.97m	容量 LWL +144.47m	67 m ³ /2池
大河内配水場	2池	鉄筋コンクリート造 HWL +143.0m	容量 LWL +139.0m	88 m ³ /2池
三豊配水場	2池	鉄筋コンクリート造 HWL +194.0m	容量 LWL +191.0m	86 m ³ /2池

終末処理場(4か所)

(1) 筋ヶ浜終末処理場

所在地 下関市伊崎町二丁目21番1号
敷地面積 28,720m²
計画処理人口 26,700人
計画処理面積 723ha (市街化区域: 710ha 将来流入区域: 13ha)
計画処理水量 日最大19,790m³ (一般: 14,840m³ 工排: 4,950m³)
処理方式 標準活性汚泥法 (山陰処理区に統合予定)
放流先 響灘
処理開始 昭和40年11月1日
処理水質 流入: BOD 185mg/ℓ 放流: BOD 15mg/ℓ

設備名	数量	設備内容
最初沈殿池	2池	円形 1,540 m ³ /池…2池
反応タンク	7池	方形 1,660 m ³ /池…4池 方形(深層) 2,240 m ³ /池…3池
ブロワ	8台	100kW/台…4台 75kW/台…4台
最終沈殿池	4池	円形 1,540 m ³ /池…1池 円形 2,260 m ³ /池…1池 2階層方形 880 m ³ /池…2池
滅菌池	1池	方形 380 m ³ /池…1池
汚泥濃縮タンク	2槽	円形 250 m ³ /槽…2槽
機械濃縮	2槽	常圧浮上 25 kg・DS/m ² ・h…2槽
汚泥消化タンク	4槽	円形 1,530 m ³ /槽…2槽 円形 700 m ³ /槽…2槽
汚泥洗浄タンク	4槽	円形 200 m ³ /槽…2槽 方形 100 m ³ /槽…2槽
汚泥脱水機	3台	脱水機 250 kg/DS・h…3台
ガスホルダ	2基	1,000 m ³ /基…1基 600 m ³ /基…1基
自家発電設備	1基	625kVA…1基

(2) 彦島終末処理場

所在地 下関市彦島福浦一丁目28番31号
敷地面積 60,965m²
計画処理人口 22,000人
計画処理面積 793ha
計画処理水量 日最大14,190m³ (一般: 11,740m³ 工排: 2,450m³)
処理方式 ステップ流入式多段硝化脱窒法
放流先 響灘
処理開始 昭和55年4月1日
処理水質 流入: BOD 270mg/ℓ 放流: BOD 15mg/ℓ
T-N 50mg/ℓ T-N 14mg/ℓ
T-P 6.0mg/ℓ T-P 4.9mg/ℓ

設備名	数量	設備内容
沈砂池	2池	方形 14 m ³ /池…2池
予備反応タンク	2池	方形 280 m ³ /池…2池
最初沈殿池	5池	方形 440 m ³ /池…5池
反応タンク	5池	方形 1,680 m ³ /池…5池
ブロワ	2台	100 kW/台…2台
最終沈殿池	5池	方形 710 m ³ /池…5池
滅菌池	2池	方形 200 m ³ /池…2池
汚泥濃縮タンク	2槽	方形 420 m ³ /槽…2槽
汚泥消化タンク	2槽	円形 4,390 m ³ /槽…2槽
汚泥洗浄タンク	2槽	方形 360 m ³ /槽…2槽
汚泥脱水機	2台	スクリュープレス型 390 kg/h…1台 ペルトプレス型 175 kg/h…1台
ガスホルダ	1基	1,500 m ³ /基…1基
自家発電設備	1基	750kVA…1基

(3) 山陰終末処理場

所在地 下関市大字垢田字洞の上

敷地面積 132,860 m²

計画処理人口 88,000人

計画処理面積 2,760 ha (市街化区域: 2,312 ha 将来流入区域: 448 ha)

計画処理水量 日最大48,310 m³ (一般: 47,000 m³ 工排: 1,310 m³)

処理方式 ステップ流入式多段硝化脱窒法

放流先 響灘

処理開始 平成2年4月1日

処理水質 流入: BOD 230 mg/ℓ 放流: BOD 15 mg/ℓ

T-N 60 mg/ℓ T-N 14 mg/ℓ

T-P 6.0 mg/ℓ T-P 2.6 mg/ℓ

設備名	数量	設備内容
着水井	1池	方形 …1池
最初沈殿池	11池	方形 230 m ³ /池…1池 方形 460 m ³ /池…3池 方形 320 m ³ /池…4池 方形 340 m ³ /池…3池
反応タンク	11池	方形 890 m ³ /池…1池 方形 1,780 m ³ /池…3池 方形 2,060 m ³ /池…4池 方形 2,530 m ³ /池…3池
ブロワ	6台	22kW/台…3台 100kW/台…3台

(上下水道局)

設備名	数量	設備内容
最終沈殿池	11 池	方形 340 m ³ /池…1 池 方形 690 m ³ /池…3 池 方形 1,350 m ³ /池…4 池 方形 1,260 m ³ /池…3 池
滅菌池	1 池	方形 590 m ³ /池…1 池
汚泥濃縮タンク	2 槽	円形 150 m ³ /槽…2 槽
機械濃縮	2 槽	常圧浮上 25 kg・DS/m ² ・h…2 槽
汚泥消化タンク	3 槽	卵形 3,000 m ³ /槽…3 槽
汚泥洗浄タンク	2 槽	円形 250 m ³ /槽…2 槽
汚泥脱水機	3 台	加圧型脱水機…1 台 スクリュープレス脱水機…2 台
ガスホルダ	1 基	1,900 m ³ /基…1 基
自家発電設備	1 基	500kVA…1 基

(4) 山陽終末処理場

所在地 下関市乃木浜二丁目2192番地

敷地面積 80,067 m²

計画処理人口 41,900人

計画処理面積 1,582 ha (市街化区域: 1,431 ha 将来流入区域: 151 ha)

計画処理水量 日最大25,310 m³ (一般: 22,600 m³ 工排: 2,710 m³)

処理方式 ステップ流入式多段硝化脱窒法

放流先 周防灘

処理開始 平成7年4月1日

処理水質 流入: BOD 180 mg/ℓ 放流: BOD 15 mg/ℓ
T-N 60 mg/ℓ T-N 14 mg/ℓ
T-P 6.0 mg/ℓ T-P 2.6 mg/ℓ

設備名	数量	設備内容
沈砂池	1 池	方形 …1 池
最初沈殿池	2 池	方形 560 m ³ /池…2 池
反応タンク	5 池	方形 1,740 m ³ /池…4 池 方形 1,720 m ³ /池…1 池
ブロワ	3 台	132kW/台…1 台 75kW/台…2 台
最終沈殿池	5 池	方形 810 m ³ /池…4 池 方形 730 m ³ /池…1 池
汚泥濃縮タンク	2 槽	円形 100 m ³ /槽…2 槽
機械濃縮	1 台	機械式濃縮機…1 台
汚泥消化タンク	1 槽	卵形 2,500 m ³ /槽…1 槽

設備名	数量	設備内容
汚泥脱水機	2台	ベルトプレス型…1台 スクリーンプレス型…1台
ガスホルダ	1基	1,200 m ³ /基…1基
砂ろ過設備	4基	移床式連続式砂ろ過器 3,200 m ³ /基…4基
自家発電設備	1基	750KVA…1基

浄化センター(3か所)

(1) 豊浦中部浄化センター

所在地 下関市豊浦町大字川棚6743番地1

敷地面積 28,600 m²

計画処理人口 6,220人

計画処理面積 418 ha

計画処理水量 日最大5,130 m³ (一般:4,730 m³ 工排:400 m³)

処理方式 高度処理オキシデーションディッチ法

放流先 川棚川(2級河川)

処理開始 平成10年12月1日

処理水質 流入: BOD 290 mg/ℓ 放流: BOD 15 mg/ℓ
T-N 55 mg/ℓ T-N 14 mg/ℓ

設備名	数量	設備内容
流入ポンプ井	1池	
汚水分配槽	1基	
オキシデーションディッチ	2池	長円形 1,750 m ³ /池…2池
最終沈殿池	2池	円形 794 m ³ /池…2池
汚泥脱水機	2台	多重板型スクリーンプレス 固形物 28 kg・ds/時…2台
塩素接触タンク	1池	方形 79 m ³ /池…1池
自家発電設備	1基	200kVA…1基

(2) 豊北滝部浄化センター

所在地 下関市豊北町大字滝部1058番地1

敷地面積 3,400 m²

計画処理人口 1,000人

計画処理面積 93 ha

計画処理水量 日最大600 m³

処理方式 オキシデーションディッチ法

放流先 滑川(2級河川)

処理開始 平成10年4月1日

処理水質 流入: BOD 210 mg/ℓ 放流: BOD 15 mg/ℓ

(上下水道局)

設備名	数量	設備内容
汚水ピット	1 槽	方形 2.83 m ³ /槽…1 槽
オキシレーションディッチ	2 池	円形 500 m ³ /池…2 池
最終沈殿池	2 池	円形 358 m ³ /池…2 池
塩素接触水路	1 池	方形 11 m ³ /池…1 池
汚泥貯留槽	1 槽	方形 75 m ³ /槽…1 槽
自家発電設備	1 基	49kVA…1 基

(3) 豊田浄化センター

所在地 下関市豊田町大字矢田字矢田沖 4 9 9 番地

敷地面積 6, 5 1 2 m²

計画処理人口 1, 5 0 0 人

計画処理面積 7 8. 5 h a

計画処理水量 日最大 8 0 0 m³

処理方式 高度処理オキシレーションディッチ法

放流先 木屋川 (2 級河川)

処理開始 平成 9 年 4 月 1 日

処理水質 流入 : BOD 2 2 0 mg/ℓ 放流 : BOD 1 5 mg/ℓ

T-N 3 2 mg/ℓ T-N 1 4 mg/ℓ

T-P 5. 0 mg/ℓ T-P 2. 6 mg/ℓ

設備名	数量	設備内容
オキシレーションディッチ	2 池	長円形 770 m ³ /池…2 池
最終沈殿池	2 池	円形 380 m ³ /池…2 池
汚泥貯留槽	1 槽	方形 100 m ³ /槽…1 槽
汚泥脱水機	1 台	移動式脱水車 120 kg・ds/時…1 台
自家発電設備	1 基	62.5kVA…1 基

ポンプ場 (24 か所)

(1) 第三中継ポンプ場

所在地 下関市上新地町五丁目 1 番 1 3 号

運転開始	数量	設備内容
S40.11.1	6 台	250m/m×6.5 m ³ /分 …4 台
		300m/m×9.2 m ³ /分 …2 台

(2) 伊崎中継ポンプ場

所在地 下関市伊崎町一丁目 4 番 3 0 号

運転開始	数量	設備内容
S48.6.1	2 台	150m/m×2.3 m ³ /分 …2 台

(3) 筋ヶ浜中継ポンプ場

所在地 下関市筋ヶ浜町12番13号

運転開始	数量	設備内容
S50.8.7	2台	100m/m×0.8 m ³ /分 …2台

(4) 筋川中継ポンプ場

所在地 下関市筋川町23番32号

運転開始	数量	設備内容
S56.4.1	2台	100m/m×0.8 m ³ /分 …2台

(5) 小門中継ポンプ場

所在地 下関市伊崎町二丁目14番17号

運転開始	数量	設備内容
S57.9.1	2台	100m/m×1.1 m ³ /分 …2台

(6) 竹崎中継ポンプ場

所在地 下関市竹崎町四丁目5番26号

運転開始	数量	設備内容
H18.7.26	4台	300m/m×9.5 m ³ /分 …4台

(7) 江の浦中継ポンプ場

所在地 下関市彦島江の浦町一丁目1番1号

運転開始	数量	設備内容
S55.4.1	3台	150m/m×3.7 m ³ /分 …3台

(8) 本村中継ポンプ場

所在地 下関市彦島本村町三丁目1番1号

運転開始	数量	設備内容
S56.4.1	3台	150m/m×2.5 m ³ /分 …3台

(9) 福浦中継ポンプ場

所在地 下関市彦島福浦町一丁目8番9号

運転開始	数量	設備内容
S58.4.1	2台	300m/m×13.4 m ³ /分 …2台

(10) 本村第2中継ポンプ場

所在地 下関市彦島老町二丁目24番

運転開始	数量	設備内容
S61.4.1	2台	80m/m×0.3 m ³ /分 …2台

(上下水道局)

(1 1) 西山中継ポンプ場

所在地 下関市彦島迫町二丁目7番13号

運転開始	数量	設備内容
S61.4.1	3台	200m/m×3.2 m ³ /分 …3台

(1 2) 塩浜中継ポンプ場

所在地 下関市彦島塩浜町四丁目6番39号

運転開始	数量	設備内容
S62.4.1	2台	100m/m×0.7 m ³ /分 …2台

(1 3) 南風泊中継ポンプ場

所在地 下関市彦島西山町四丁目1番78号

運転開始	数量	設備内容
S62.4.1	3台	150m/m×3.1 m ³ /分 …3台

(1 4) 竹ノ子島中継ポンプ場

所在地 下関市彦島竹ノ子島町3番7号

運転開始	数量	設備内容
S62.4.1	2台	100m/m×0.9 m ³ /分 …2台

(1 5) 弟子待中継ポンプ場

所在地 下関市彦島弟子待町二丁目13番10号

運転開始	数量	設備内容
H6.4.1	2台	150m/m×2.0 m ³ /分 …2台

(1 6) 田の首中継ポンプ場

所在地 下関市彦島田の首町一丁目11番9号

運転開始	数量	設備内容
H6.4.1	2台	150m/m×2.1 m ³ /分 …2台

(1 7) 武久中継ポンプ場

所在地 下関市武久町二丁目24番16号

運転開始	数量	設備内容
H2.4.1	5台	200m/m×5.2 m ³ /分 …2台 250m/m×10.6 m ³ /分 …3台

(18) 新垢田中継ポンプ場

所在地 下関市新垢田北町1番6号

運転開始	数量	設備内容
H2.4.1	2台	100m/m×1.0 m ³ /分 …2台

(19) 宮の下中継ポンプ場

所在地 下関市幡生宮の下町27番16号

運転開始	数量	設備内容
H3.4.1	3台	150m/m×3.1 m ³ /分 …3台

(20) 綾羅木中継ポンプ場

所在地 下関市古屋町二丁目13番10号

運転開始	数量	設備内容
H7.4.1	4台	250m/m×6.6 m ³ /分 …2台 300m/m×9.5 m ³ /分 …1台 350m/m×13.3 m ³ /分 …1台

(21) 吉見中継ポンプ場

所在地 下関市吉見本町一丁目

運転開始	数量	設備内容
R2.4.1	2台	150m/m×1.4 m ³ /分 …2台

(22) 王喜中継ポンプ場

所在地 下関市木屋川南町四丁目909-1他

運転開始	数量	設備内容
H23.4.1	2台	100m/m×1.6 m ³ /分 …2台

(23) 小月排水ポンプ場 (雨水)

所在地 下関市大字清末

運転開始	数量	設備内容
S54.4.1	3台	1,500m/m×315 m ³ /分 …3台

(24) 小月啓作排水ポンプ場 (雨水)

所在地 下関市小月南町7番

運転開始	数量	設備内容
H30.7.2	2台	800m/m×78 m ³ /分 …2台

下 関 市 消 防 局

1. 沿 革

平成 21 年	中国・九州北部豪雨で被災した防府市に県内広域消防相互応援協定に基づき、2 日間にわたり 27 人を派遣し救助活動を実施した。
平成 22 年	携帯電話等からの 119 番通報の位置を早期に覚知するため、消防緊急通信指令施設に位置情報通知システム簡易型（携帯、IP 電話）を導入し運用を開始した。
平成 23 年	東日本大震災で被災した宮城県石巻市に緊急消防援助隊として、9 日間にわたり 22 人を派遣し救助活動を実施した。
平成 24 年	美祢市との消防通信指令業務の共同運用を目的とした下関市・美祢市消防通信指令事務協議会を設置した。
平成 25 年	10 月 10 日から新消防庁舎（岬之町 17 番 1 号）の運用を開始し、美祢市との消防指令業務の共同運用を開始した。
平成 26 年	広島市等で発生した土砂災害の被災地に緊急消防援助隊として、9 日間にわたり 90 人を派遣し救助活動を実施した。
平成 28 年	美祢市と共同で、消防・救急無線のデジタル化工事が完了した。 熊本地震の被災地に緊急消防援助隊として、6 日間にわたり 294 人を派遣し救助活動を実施した。
平成 29 年	九州北部豪雨で被災した福岡県朝倉市等に緊急消防援助隊として、20 日間にわたり 582 人を派遣し救助活動を実施した。
平成 30 年	平成 30 年 7 月豪雨で被災した広島市及び海田町に緊急消防援助隊として、13 日間にわたり 160 人を派遣し救助活動を実施した。
令和元年	水難救助の高度化を図るため、西消防署において潜水業務を開始した。 組織改編に伴い、中央消防署伊崎出張所を廃止及び勝山出張所を東消防署から北消防署の出張所へ所管替えをした。
令和 2 年	令和 2 年 7 月豪雨で被災した熊本県八代市等に緊急消防援助隊として、9 日間にわたり 173 人を派遣し救助活動を実施した。
令和 4 年	全国初となる特別救助隊へのネーミングライツを導入し、「ブリヂストンレスキュー」として運用を開始した。

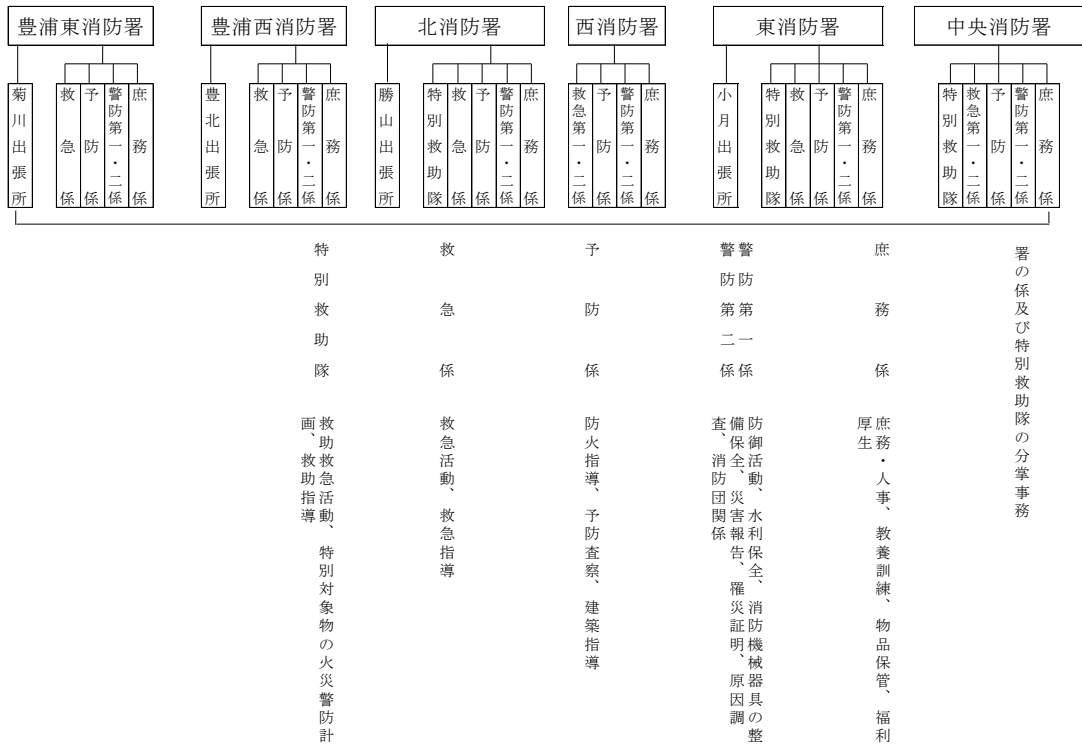
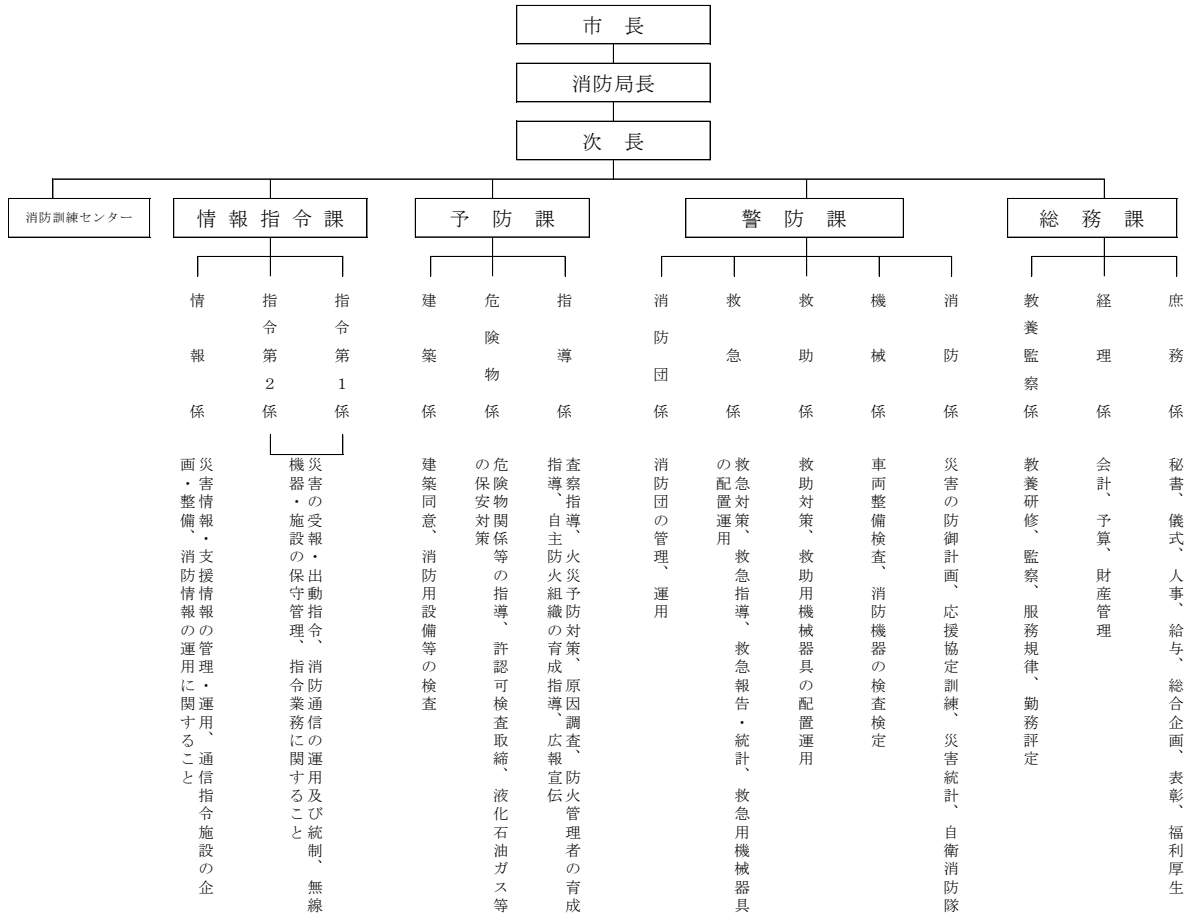
2. 消防局の概要

下関市消防局では、「安全で安心なまちづくり」をスローガンに、消防力の整備指針に基づき消防力の強化を図るとともに、消防職員並びに消防車両等を結集し、火災・救急・救助等各種災害による被害の軽減を図っている。

下関市内に1局、4課、6消防署、4消防出張所を置き、321名の消防吏員と各種災害に対応する消防自動車35台、救急自動車13台、指揮指令車8台をもって消防の任務達成に努めている。

(1) 下関市消防局組織図

令和4年4月1日現在



(2) 消防庁舎等の位置構造

令和4年4月1日現在

署 所	所在地	構造	建築(延)面積㎡	敷地面積㎡	建築年月日	電話番号	備 考
消 防 局	下関市岬之町17番1号	鉄筋コンクリート造3階建(一部4階)	5,823.56	8,999.44	H25年 9月30日	083-233-9111	
中央消防署						083-233-9115	
東 消 防 署	下関市長府八幡町 1番14号	鉄筋コンクリート造2階建	779.47	1,177.92	S44年 9月 4日	083-246-0001	
東 消 防 署 小 月 出 張 所	下関市小月茶屋二丁目3番5号	〃	493.76	677.68	S47年 3月30日	083-282-0483	
西 消 防 署	下関市彦島本村町六丁目1番2号	鉄筋コンクリート造3階建	839.96	611.65	S45年 3月31日	083-267-1311	
車 庫		鉄骨造一部2階	238.29	451.36	S60年10月29日		庁舎隣接地に新築
北 消 防 署	下関市綾羅木新町四丁目3番12号	鉄筋コンクリート造2階建	626.13	1,591.69	S63年 8月 9日	083-253-0119	
北消防署 勝山出張所 下関市消防訓練センター	下関市秋根西町一丁目5番10号	鉄筋コンクリート造5階建(一部6階)	3437.48	3,311.89	S56年12月 1日	083-256-1531	
豊浦西消防署	下関市豊浦町大字吉永1875番地	鉄筋コンクリート造平家建	276.02	1,920.83	S48年 3月31日	083-772-1733	昭和58年7月 玄関4.29㎡増築
豊浦西消防署 豊北出張所	下関市豊北町大字滝部3140番地の1	〃	260.15	632.86	〃	083-782-0251	
豊浦東消防署	下関市豊田町大字殿敷1886番地の3	〃	313.38	1,583.36	〃	083-766-1315	
豊浦東消防署 菊川出張所	下関市菊川町大字上岡枝772番地の2	鉄筋コンクリート造2階建	361.96 (プロパン庫11.20)	1,393.26	H27年 7月30日	083-287-0094	
待 機 住 宅	下関市長府豊城町8番33号	鉄筋コンクリート造3階建	715.50	987.60	S49年 6月28日		家族用12戸
〃	下関市豊浦町大字吉永1875番地	鉄筋コンクリート造2階建	365.34	庁舎敷	S48年 3月31日		家族用8戸
〃	下関市豊北町大字滝部3192番地の1	鉄筋コンクリート造2階建2棟	365.34	869.64	〃		〃
〃	下関市豊田町大字殿敷1886番地の3	鉄筋コンクリート造2階建	365.34	庁舎敷	〃		〃
〃	下関市菊川町大字上岡枝772番地の2	鉄筋コンクリート造2階建	182.67	〃	〃		家族用4戸
待 機 寮	下関市丸山町三丁目14番3号	鉄筋コンクリート造3階建	354.73 (ポンプ室5.50)	1,138.40	S57年 3月31日		独 身 用
総 合 防 災 資 材 倉 庫	下関市東大和町二丁目18番	鉄筋コンクリート造平家建	195.00	598.00	S55年 3月27日		
霊鷲山消防 無線基地局	下関市大字楠乃字霊鷲555第2地内	鉄筋コンクリート造2階建	95.80 (油断・ボンベ庫10.00)	211.88	H15年 3月20日		
角 島 消 防 無線基地局	下関市豊北町大字角島1768番地の1	軽量鉄骨造平家建	12.00	132.03	H28年 2月19日		
豊 北 消 防 無線基地局	下関市豊北町大字滝部1244番地の9	〃	12.00	140.05	H28年 2月19日		
豊 洋 消 防 無線基地局	下関市豊浦町大字黒井744番地の3	〃	9.94	132.11	H28年 2月19日		
華 山 消 防 無線基地局	下関市豊田町大字江良135番地の27	鉄筋コンクリート造平家建	40.45	295.95	H28年 2月19日		

(3) 消防力の整備指針と現勢

令和4年4月1日現在

消防力の種類		区分	消防力の整備指針	現有消防力	過、不足(△)	
常備消防	施設	消防署所の数	11	10	△ 1	
		消防自動車等	消防ポンプ自動車	19 台	18 台	△ 1 台
			はしご自動車	4 台	3 台	△ 1 台
			化学消防車	2 台	2 台	—
			消防艇	1 隻	—	△ 1 隻
			救助工作車	3 台	3 台	—
	特殊車	10 台	9 台	△ 1 台		
		小計	39 台・隻	35 台	△ 4 台・隻	
		救急自動車	14 台	13 台	△ 1 台	
		指揮車	8 台	8 台	—	
	広報車等	—	15 台	—		
	小計	—	36 台	△ 1 台		
	合計	—	71 台	△ 5 台・隻		
人員	消防職員	整備台数に対する人員 (消防隊・救急隊・救助隊・指揮隊)	376 人	272 人	△ 104 人	
		通信員	16 人	16 人	—	
		予防要員	18 人	18 人	—	
		庶務の処理等の人員	15 人	15 人	—	
		合計	425 人	321 人	△ 104 人	
非常備消防	施設・人員	消防団	1	1	—	
		消防分団	—	31	—	
		消防ポンプ車等	193 口	170 口	△ 23 口	
		団員	1,977 人 (条例定数)	1,749 人	△ 228 人	

(4) 公共施設の適正配置に関する方向性

公共施設の適正配置に関する方向性については、「公共施設の適正配置に関する方向性」2018年12月を参照。

3. 火災予防

- (1) 学校、病院、工場、旅館、百貨店等多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物 9, 5 6 5 棟並びに危険物の製造所等 7 3 2 施設に対し、計画的に立入検査を実施するほか、一般家庭の防火診断を実施し、火災危険箇所の排除に努めている。また防火対象物の関係者、防火管理者、危険物取扱者や自治会等を対象に防火講習会、消火訓練等各種防火行事を行い、自主防火意識の普及高揚に努めている。
- (2) 婦人防火クラブ（20クラブ、832人）、少年消防クラブ（15クラブ、194人）、幼年消防クラブ（34クラブ、1,142人）等の自主防火組織の育成指導を図り、これらの組織を通じ、地域の自主防火活動を促進し、火災の発生防止と火災による被害の軽減を図っている。
- (3) 建築物の新築、増築などに対し、防火の専門的立場から消防用設備等の設置指導を行うほか、危険物施設の事故防止と火災予防指導も積極的に行っている。
- (4) 下関市消防防災学習館「火消鯨」を活用し、広く市民に防火防災意識の普及を行っている。

4. 警備体制

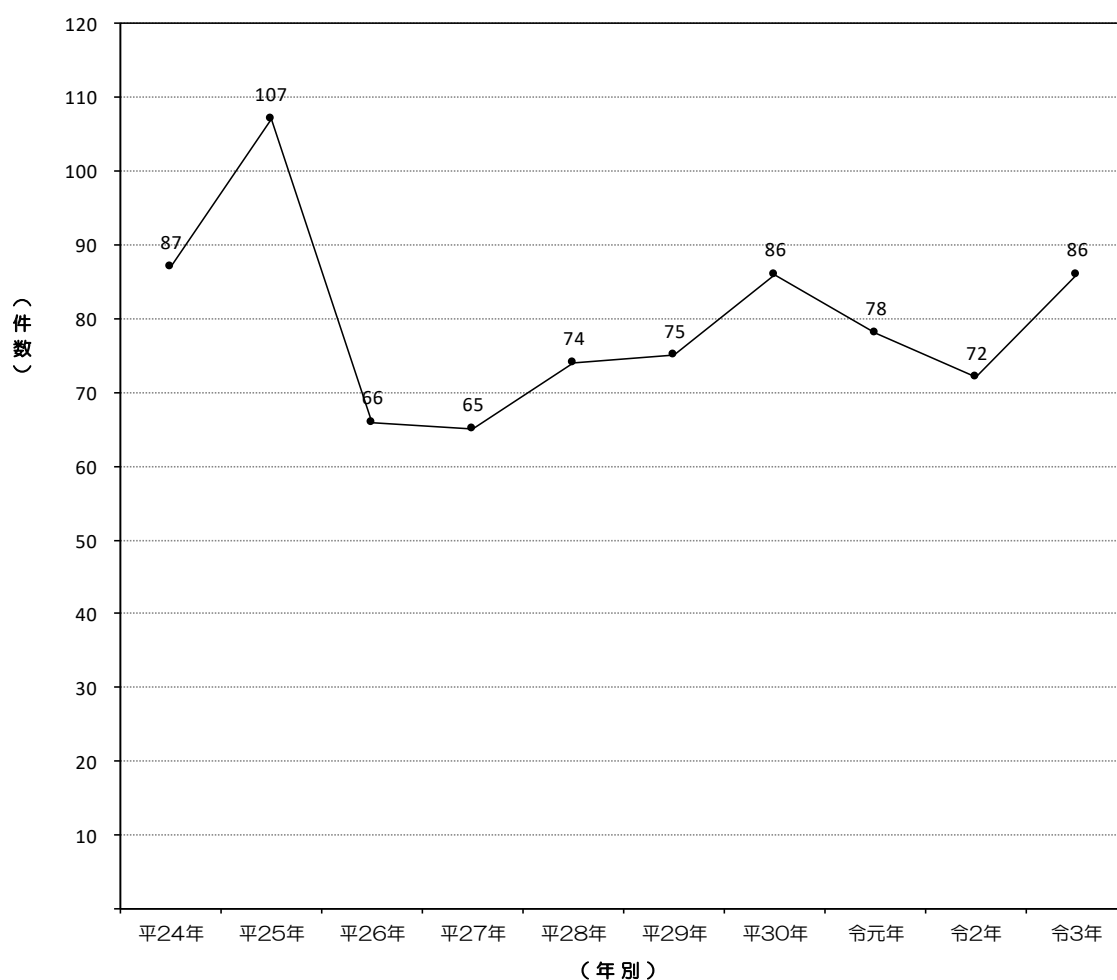
- (1) 木造家屋が密集する地域及び地形的に消防活動が困難な地域並びに中高層建物及び危険物施設等いったん火災が発生した場合、その被害拡大が予測されるものにあつては、個々に区分し火点を想定した防ぎよ計画を立て、その計画に基づき訓練、演習を実施している。また、昭和49年に特別救助隊を設置するとともに、昭和61年に消防の国際化に対応するため国際消防救助隊に隊員を登録した。
- (2) 風水害による災害に対しては、計画的に水防資器材を備蓄するとともに、関係機関と連携して防災措置を講じている。
- (3) 高度な人命救助、消火に対応するため、特殊消防車両として、40m級及び30m級のはしご付消防自動車、救助工作車、化学消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付水槽車、水難救助車を保有し、各消防署に配置している。
- (4) 消防水利については、年次計画及び開発行為により防火水槽・消火栓を計画的に配置し、水利の確保・充実に努めている。
- (5) 救急業務については圏域内の6消防署4消防出張所に高規格救急自動車を配置し、救急患者に対する迅速な応急措置と救命に努めている。救急業務は市民に安全で安心な暮らしを提供するために必要不可欠な業務となっており、消防の果たす役割のうち大きなウェイトを占めている。
- (6) 社会情勢の複雑化に伴い、多様化する火災・救急需要に対応するため、消防緊急通信指令施設を導入し、119番通報体制及び医療機関との連絡体制など一体とした緊急情報システム化を図り対処している。
- (7) 地震等大規模災害については、広域的な応援体制の確立を図るため、平成7年に緊急消防援助隊が発足し、現在では指揮隊2隊、消火小隊4隊、救助小隊3隊、救急小隊4隊、後方支援小隊3隊、特殊災害小隊4隊、特殊装備小隊1隊を登録し、必要な資機材等の計画的な整備に取り組んでいる。
- (8) 水難事故現場に最先着する消防隊による一刻も早い潜水活動により、要救助者の救命率の向上を図るため、令和元年7月1日から潜水業務を開始した。

1) 火災概況

ア. 過去10年の火災発生状況

過去10年の火災発生状況は、下表のとおりで、近年では100件から60件前後で推移している。

	平24年	平25年	平26年	平27年	平28年	平29年	平30年	令元年	令2年	令3年
【合計】	87	107	66	65	74	75	86	78	72	86
中 央 署	22	19	19	12	21	19	17	18	14	15
東 署	22	34	18	27	26	21	29	20	17	16
西 署	7	5	6	4	8	5	9	7	7	5
北 署	14	16	11	14	7	6	10	13	17	13
豊浦西署	14	20	5	5	4	13	12	11	14	18
豊浦東署	8	13	7	3	8	11	9	9	3	19



イ. 過去5年間の火災詳細

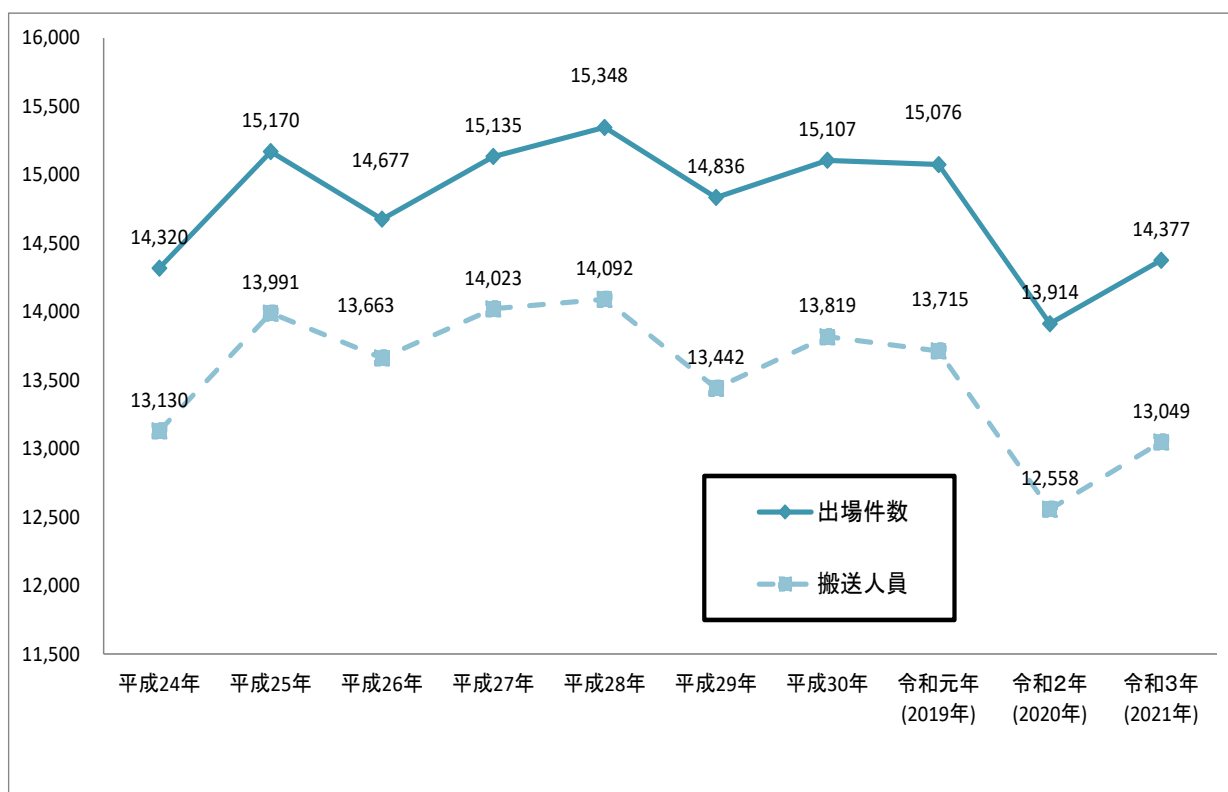
区 分	単位	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
出 火 件 数	件	75	86	78	72	86
建物火災	〃	37	45	38	36	40
林野火災	〃	5	2			5
車両火災	〃	2	8	4	9	6
船舶火災	〃	2	2	1	2	
航空機火災	〃					
その他の火災	〃	29	29	35	25	35
建物焼損棟数	棟	53	64	59	58	70
全 焼	〃	17	16	13	22	20
半 焼	〃	1	3	5	2	3
部 分 焼	〃	15	19	13	21	20
ほ や	〃	20	26	28	13	27
建物焼損面積	m ²	2,030	1,948	1,519	2,981	3,155
林野焼損面積	a	6	6			6
死 傷 者 数	人	12	20	12	11	19
死 者	〃	2	3	2	3	3
傷 者	〃	10	17	10	8	16
罹 災 世 帯 数	世帯	30	40	32	32	45
全 損	〃	9	14	17	14	11
半 損	〃	2	1	2		2
小 損	〃	19	25	13	18	32
人 員	人	77	89	71	60	90
損 害 見 積 額	千円	60,426	110,949	64,328	132,312	132,914
建 物	〃	57,498	99,552	63,027	131,178	120,508
林 野	〃					
車 両	〃	106	10,320	703	917	12,390
船 舶	〃	2,717	879	579	185	
航 空 機	〃					
そ の 他	〃	105	198	19	32	16
火災1件当り損害額	〃	806	1,290	825	1,838	1,546
住民1人当り損害額	円	227	421	247	514	523
1世帯当り損害額	〃	464	852	494	1,018	1,029
人 口	人	266,429	263,573	260,897	257,553	253,996
世 帯 数	世帯	130,299	130,245	130,329	129,927	129,226
出 火 率	件	2.8	3.3	3.0	2.8	3.4

2) 救急概況

過去10年間の救急出場件数は下表のとおりで、近年では15,000件から14,000件前後で推移している。

区分 \ 年別	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)
救急出場件数	14,320	15,170	14,677	15,135	15,348	14,836	15,107	15,076	13,914	14,377
搬送件数	12,982	13,841	13,500	13,890	13,953	13,310	13,703	13,621	12,476	12,967
搬送人員	13,130	13,991	13,663	14,023	14,092	13,442	13,819	13,715	12,558	13,049
1日平均出場件数	39.1	41.6	40.2	41.4	41.9	40.6	41.3	41.3	38.0	39.4
1日平均搬送人員	35.9	38.3	37.4	38.4	38.5	36.8	37.8	37.6	34.3	35.8

(注) 出場件数とは、救急車が出動した回数をいう。



3) 119番通報受信状況

火災・救急・救助は局番なしの119番であり、令和3年には19,806件の119番通報があった。また、携帯電話・IP電話の普及に伴い、携帯電話からの119番通報は9,637件、IP電話は5,270件となっている。

119番通報のうち、火災224件・救急13,768件・救助69件、ガス漏れや漏油事故などの警戒が165件となっている。

(単位：件)

緊急通報受信状況

	令和3年						令和2年				
	119番通報						119番通報				
	固定電話			携帯電話	計①	前年比	固定電話			携帯電話	計①
	NTT等 ※	IP電話	公衆電話				NTT等 ※	IP電話	公衆電話		
火災	39	35		150	224	8	37	40		139	216
救急	3,082	4,395	3	6,288	13,768	427	3,266	4,334	8	5,733	13,341
救助	17	5		47	69	-19	18	11		59	88
警戒	49	17		99	165	11	46	16		92	154
その他の災害	9	4		12	25	10	5	1		9	15
医療機関問合せ	87	88		479	654	-205	92	146		621	859
いたずら(偽報)	31	18	8	304	361	134	54	26	2	145	227
間違い(誤報)	197	62	3	458	720	42	160	55		463	678
通報訓練・通話試験	1,005	149		57	1,211	-13	1,026	154		44	1,224
その他	363	495	5	1,633	2,496	603	405	306	4	1,178	1,893
管轄外への通報(転送)	1	2		110	113	28	2	6		77	85
小計	4,880	5,270	19	9,637			5,111	5,095	14	8,560	
合計	10,169			9,637	19,806	1,026	10,220			8,560	18,780

※ FAX119、ヘルプネット含む

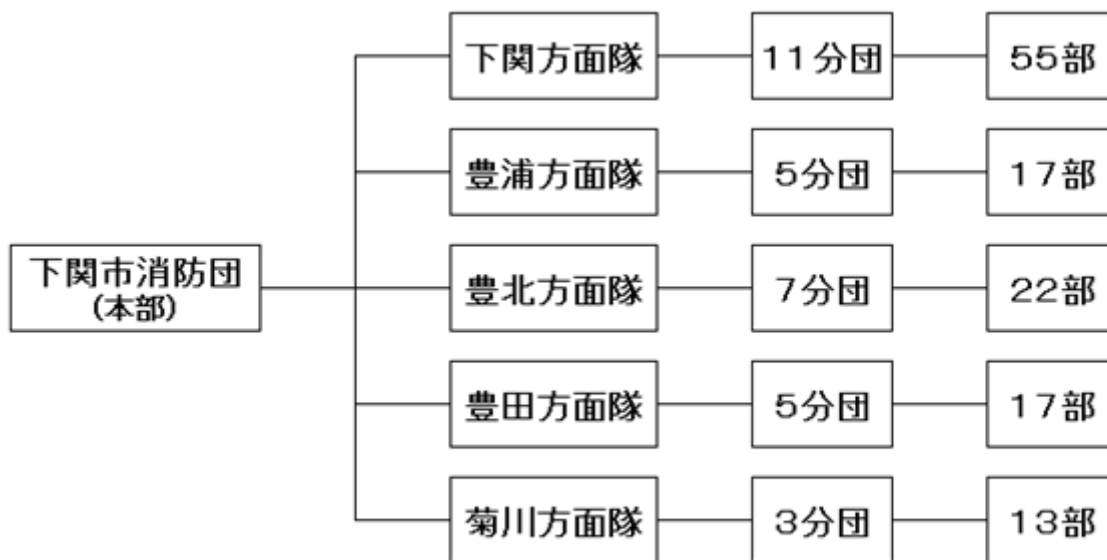
下 関 市 消 防 団

1. 沿 革

平成17年	下関市及び豊浦郡4町（豊浦町・豊北町・豊田町・菊川町）合併。5消防団が統合される。1団5支部66分団81部。条例定数1,977人となる。
平成19年	下関市消防団の組織を再編し、1団5方面隊、31分団、129部、条例定数1,977人とし、現在に至る。 地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図るため、下関市消防団協力事業所表示制度を開始した。
平成23年	下関市（モセキ）消防団PRキャンペーンを実施。
平成24年	下関市（モセキ）消防団PRキャンペーンを実施。
平成28年	幅広い層の消防団加入促進を図るため、総務省消防庁が実施する「女性や若者をはじめとした消防団加入促進事業」により消防団入団促進CM放送事業を実施。
平成29年	大学生等の消防団活動への参加を促進するため、下関市大学生等消防団活動認証制度を開始した。
令和 2年	条例を改正し、定年を60歳から65歳へ延長した。 下関市消防団内日分団第2部及び第3部を統合した。
令和 3年	下関市消防団彦島分団第8部に大東タンクターミナル株式会社からの寄贈により自走式搬送車1台を配備した。 総務省消防庁が実施する「企業・大学等との連携による女性・若者等の消防団加入促進支援事業」で消防団をPRする映像等を制作し、SNS等を活用し配信した。
令和 4年	条例を改正し、費用弁償を出動報酬に改めた。

2. 消防団の概要

下関市消防団は非常勤消防団員で、1団・5方面隊・31分団・124部・定員1,977人(実員1,749人 令和4年4月1日現在)で組織され、消防ポンプ自動車24台、小型動力ポンプ積載車99台、自走式搬送車1台、小型動力ポンプ122台が配備されている。



(1) 消防団人員機械一覽表

(R4.4.1)

方面隊	分 団	条 例 数	実 員										部数	機庫数	機 械				
			計	女性	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	女性			消防車	普通積載車	軽積載車	小型動力ポンプ	特殊車
5	31	1,977	1,749	(68)	1	11	36	31	187	166	1,317	(68)	124	121	24	34	65	122	1
下関市消防団本部							兼(1)		兼(1)										
方面隊	分 団	条 例 数	実 員										部数	機庫数	機 械				
			計	女性	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	女性			消防車	普通積載車	軽積載車	小型動力ポンプ	特殊車
計	11		623	(41)	1	3	12	11	80	82	434	(41)	55	53	16	5	31	53	1
下関市消防団長			1		1														
下関方面隊	本 部		5			3	1			1		(0)							3
	山陽	吉田分団	46	(0)			1	1	6	6	32	(0)	4	4	1		3	4	
	王喜分団	44	(4)			1	1	6	5	31	(4)	4	3	1		2	3		
	小月分団	26	(3)			1	1	3	3	18	(3)	1	1	1			1		
	清末分団	22	(2)			1	1	4	4	12	(2)	2	2	1		1	2		
	王司分団	31	(2)			1	1	5	4	20	(2)	3	3	1		2	2		
	彦島分団	79	(8)			1	1	9	12	56	(8)	7	6	3		3	6	1	
	勝山分団	77	(10)			1	1	8	8	59	(10)	5	6	1		5	6		
	山陰	内日分団	38	(2)			1	1	5	6	25	(2)	3	3	1		2	3	
	川中分団	73	(3)			1	1	11	10	50	(3)	9	9	1	1	6	8		
	安岡分団	68	(2)			1	1	8	9	49	(2)	6	6	3	2	1	3		
吉見分団	113	(5)			1	1	14	15	82	(5)	11	10	2	2	6	12			
方面隊	分 団	条 例 数	実 員										部数	機庫数	機 械				
			計	女性	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	女性			消防車	普通積載車	軽積載車	小型動力ポンプ	特殊車
計	5		351	(5)		2	6	5	27	23	288	(5)	17	17	2	5	11	19	
豊浦方面隊	本 部		3	(1)		2	1	0	0	0	0	(1)							
	宇賀分団	68	(1)			1	1	7	5	54	(1)	5	5			5	5		
	小串分団	39	(0)			1	1	3	3	31		1	1	1		1	1		
	川棚分団	134	(3)			1	1	8	8	116	(3)	6	6	1	2	3	6		
	黒井分団	72	(0)			1	1	6	5	59		4	3		2	2	5		
	室津分団	35	(0)			1	1	3	2	28		1	2		1		2		
方面隊	分 団	条 例 数	実 員										部数	機庫数	機 械				
			計	女性	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	女性			消防車	普通積載車	軽積載車	小型動力ポンプ	特殊車
計	7		332	(3)		2	8	7	35	26	254	(3)	22	20	3	17	3	21	
豊北方面隊	本 部		3	(0)		2	1	0	0	0	0								
	神玉分団	51	(0)			1	1	5	4	40		3	3	1	2		3		
	角島分団	45	(0)			1	1	4	4	35		3	3		3	1	4		
	神田分団	37	(1)			1	1	5	3	27	(1)	3	3		2	1	3		
	阿川分団	63	(0)			1	1	5	3	53		3	3		3		3		
	粟野分団	41	(0)			1	1	5	4	30		3	3	1	2		2		
	滝部分団	56	(0)			1	1	5	4	45		3	2	1	2		2		
	田耕分団	36	(2)			1	1	6	4	24	(2)	4	3		3	1	4		
方面隊	分 団	条 例 数	実 員										部数	機庫数	機 械				
			計	女性	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	女性			消防車	普通積載車	軽積載車	小型動力ポンプ	特殊車
計	5		244	(11)		2	6	5	26	20	185	(11)	17	18	1	7	9	18	
豊田方面隊	本 部		3	(0)		2	1												
	殿居分団	46	(6)			1	1	4	4	36	(6)	3	4		2	1	4		
	豊田中分団	70	(2)			1	1	6	4	58	(2)	4	4		2	2	4		
	西市分団	65	(0)			1	1	7	5	51		5	5		2	3	5		
	豊田下分団	50	(3)			1	1	6	4	38	(3)	4	4		1	3	4		
	豊田中央分団	10	(0)			1	1	3	3	2		1	1	1			1		
方面隊	分 団	条 例 数	実 員										部数	機庫数	機 械				
			計	女性	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	女性			消防車	普通積載車	軽積載車	小型動力ポンプ	特殊車
計	3		199	(8)		2	4	3	19	15	156	(8)	13	13	2		11	11	
菊川方面隊	本 部		3	(0)		2	1												
	豊東分団	82	(0)			1	1	7	6	67		5	5	1		4	4		
	岡枝分団	65	(8)			1	1	6	5	52	(8)	4	4	1		3	3		
	檜崎分団	49	(0)			1	1	6	4	37		4	4			4	4		

(消防局)

(2) 消防団員の報酬額

ア 年額報酬

(R4. 4. 1)

(単位：円)

階 級	団 長	副団長	分団長	副分団長	部 長	班 長	団 員
金 額	82,500	69,000	50,500	45,500	37,000	37,000	36,500

イ 出動報酬

水火災又は地震等の災害に出動した時	
1 日 (3 時間を超える)	8,000 円
1 時間超え 3 時間以下	5,000 円
1 時間以下	3,000 円
警戒、訓練等のその他の消防業務に従事した時	
1 日 (2 時間を超える)	3,500 円
1 時間超え 2 時間以下	2,000 円
1 時間以下	1,000 円

総合支所編

菊川総合支所	377
地域政策課	
市民生活課	
建設農林課	
下関北部建設事務所	
豊田総合支所	386
地域政策課	
市民生活課	
建設農林課	
下関北部建設事務所	
豊浦総合支所	397
地域政策課	
市民生活課	
建設農林水産課	
下関北部建設事務所	
豊北総合支所	405
地域政策課	
市民生活課	
建設農林水産課	
下関北部建設事務所	

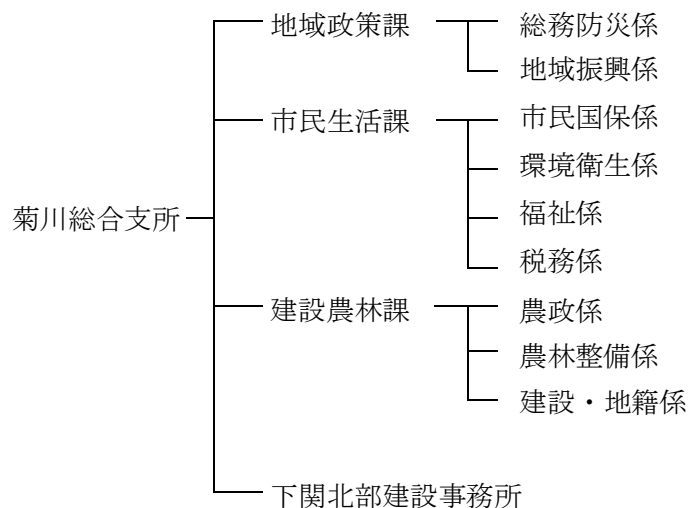
菊川総合支所

1. 菊川区域の概要及び特色

市内最高峰の華山など、多くのなだらかな山に囲まれた盆地状の形態をなしており、ほ場整備がされた田園を縫うように、木屋川、田部川、歌野川などの清流があり、「小日本 きくがわ」と呼ばれ、風物詩漂う日本の原風景をみることができる。このような自然環境の良さは、地域の皆が等しく実感しているところである。

地理的条件では、小月インターまで7分、新下関駅まで30分で、都市近郊にある。また、町内の周辺部から中心部までが近く、求心性にも恵まれている。生活環境面では、上下水道の整備も進んでおり、自然環境の良さともあいまって住みやすい町である。

2. 菊川総合支所の概要



3. 特色ある事業

(1) 観光宣伝業務【地域政策課】

菊川地区の観光振興を目的とし、桜観賞、ホテル観賞、夏まつり花火大会を開催し交流人口の拡大を図っている。また、公の施設としての活用を廃止した旧菊川自然活用村については、自然を楽しむことができる公園としての利用を継続するため、令和4年3月に屋外トイレを設置するとともに、周辺環境の維持管理を実施している。

今後も道の駅きくがわを観光拠点とした観光情報の発信と、各種イベント開催による交流人口拡大を図る。

4. 所管する施設

(1) 市営宿舎サングリーン菊川【地域政策課】

1) 沿革

宿泊施設誘致のため、昭和55年9月に雇用促進事業団が建設。平成15年3月に旧菊川町が建物を購入した。老朽化や利用者ニーズの変化に伴い利用者が減少したため、平成21年に耐震補強の実施と併せてバリアフリー化等のリニューアルを実施。平成18年4月から指定管理者制度を導入している。

2) 施設の概要

所在地	下関市菊川町大字下岡枝字西所光511番地6
建築面積	806.70 m ² (延床面積2,020.91 m ² ・敷地1,485.46 m ²) 鉄筋コンクリート造陸屋根3階建
建設事業費	417,000千円
施設使用料	宿泊 4,610～8,130円 研修室等 2,200～4,400円 入浴料 620円(入湯税別) 小学生 半額
業務内容	宿泊、食事提供他
指定管理者	一般財団法人 下関市公営施設管理公社(公募、R5.3.31まで)
公共施設の 適正配置に 関する方向性	当該施設は、宿泊施設であり、一般的に民間と競合する公的施設であることから、中期(2023～2028年度)までに譲渡する方向で検討する。

3) 施設の現況(令和3年度利用者数)

宿泊	宴会	会議研修	その他の食事	一般入浴	計
4,322人	980人	1,477人	867人	18,022人	25,648人

4) 将来計画

利用者が徐々に減少しているため、独創性ある取り組みが喫緊の課題となっている。修学旅行の誘致や特産品をふんだんに使った郷土料理の紹介、特色のあるメニュー開発等。

(2) 菊川温泉プール【地域政策課】

1) 沿革

勤労者の福祉を増進する施設として、昭和53年4月に雇用促進事業団が建設。平成15年3月に旧菊川町が購入した。平成19年8月30日に、天井の筋かいが腐食により落下したため休館。その後、検討を重ねた結果、幅広く市民に利用いただく体育施設として建て替えることに決定。平成21年度に旧施設を解体、平成22年度に本体工事に着手、平成24年6月から新施設の供用を開始した。

2) 施設の概要

所在地	下関市菊川町大字下岡枝547番地1
敷地面積	7,347.53 m ²
建築面積	1,236.16 m ² (延床面積1,124.05 m ²)
設備内容	25m×6コース、幼児コース(水深60cm)、入水スロープ併設
指定管理者	一般財団法人 下関市公営施設管理公社(公募、R5.3.31まで)
公共施設の 適正配置に 関する方向性	当該施設は、築10年のため、対象となる期間は存続の方向とする。

3) 施設の現況

年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
利用延人数	58,277人	51,419人	40,990人	35,862人	35,293人

(3) 菊川総合交流ターミナル【地域政策課】

1) 沿革

農林水産物の展示販売とこれら産物を活用した郷土料理の提供、観光、イベント情報、案内等情報の受発信を通じて都市と農村の交流を促進し、特産品の振興及び雇用の場の確保を図り、もって地域産業の振興に資するため、道の駅として県下7番目の認定を受け平成9年4月にオープンした。

2) 施設の概要

所在地	下関市菊川町大字上岡枝766番地1
敷地面積	2,541.41 m ² (借地)
建築面積	731.70 m ² (延床面積767.00 m ²)
建設事業費	259,000千円
施設使用料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農産物調理実習室・試食室 月額234,600円に売上高の4.0%を加算した額 ・ 農産物展示販売室 月額128,300円に売上高の2.4%を加算した額 ・ 調理実習・実演室 月額51,300円に売上高の3.4%を加算した額 ・ 特産品販売施設(6区画) 日額2,700円 ・ 屋外広場 日額5,230円/10m²当たり ・ 研修室 220円/1時間当たり
業務内容	・ 農林水産物等の展示販売並びにこれら産物等を活用した特産品の開発、加工及び販売

(菊川総合支所)

	<ul style="list-style-type: none">・地域食材を活用した郷土料理の研究及び提供・都市と農村の交流、情報の受発信及び各種イベントの企画構成
指定管理者	菊川町まちづくり株式会社（公募、R8.3.31まで）
公共施設の 適正配置に 関する方向性	当該施設は、築25年と老朽化のすすむ施設であるが、対象となる期間は存続の方向とする。

3) 施設の現況

年 度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
利用者数	216,780人	211,252人	212,253人	167,451人	171,901人

4) 将来計画

施設が狭小であるため、売り場通路の確保が難しく、車椅子の利用者等に不便をおかけしている。また、空きテナントとなっている調理実習・実演室について有効活用を図る必要がある。

(4) 菊川自然活用村【地域政策課】

1) 沿 革

農業者の研修及び相互交流を深め、都市生活者等が自然に親しみながら農業を理解し、相互の親睦を図るため、昭和61年4月に開設。平成28年3月31日に公の施設としての活用を廃止しているが、令和3年5月からは、旧自然環境活用センターを民間に貸付開始。令和4年3月には、施設全体に供給する配水設備のポンプを交換するとともに、旧自然環境活用センター横に屋外トイレを整備した。

2) 施設の概要

所 在 地	下関市菊川町大字上岡枝字歌野
敷地面積	39,913.57 m ²
建設事業費	284,500 千円

3) 将来計画

華山を背にした水源涵養の地、里山景観が豊かに残され自然に包まれた立地条件を特徴にした当該施設の適正な維持管理に引き続き努めるとともに、菊川歌野地区の自然観賞やその中で憩う観光客の癒しのスポットとして周辺環境の維持管理を行い、さらなる認知度を高め交流人口の拡大を図る。また、登録有形文化財「歌野清流庵」との連携を図っていく。

(5) 菊川体育館 (愛称：菊川ベルちゃん体育館) 【地域政策課】

1) 沿革

菊川地域周辺には、市立菊川中学校の屋内体育館と兼用の体育館しかなく、学校行事や部活動利用等により市民の利用について時間的制約を受けていたことから、地域スポーツの振興や地域住民の交流、健康づくり、体力づくりなどの環境整備を図るため、菊川地域のスポーツ中核施設として新たな体育館を建設した。平成29年度に竣工し、平成30年4月1日に供用を開始した。

2) 施設の概要

所在地	下関市菊川町大字下岡枝1477番地1
設置	平成30年4月1日
敷地面積	6,138.62 m ²
延床面積	1,890.09 m ²
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 2階建
建設事業費	543,976千円
設備内容	1階 アリーナ (バレーボール2面、バスケットボール2面、バドミントン6面)、プレイルーム、本部室、更衣室、シャワールーム 2階 観覧席156席
指定管理者	一般社団法人菊川スポーツクラブ (公募、R5.3.31まで)
公共施設の 適正配置に 関する方向性	当該施設は、築4年のため、対象となる期間は存続の方向とする。

3) 施設の現況

年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
利用延人数	—	35,705人	31,769人	24,542人	23,076人

(6) 菊川運動公園 【地域政策課】

1) 沿革

市民の健康の増進と体育の振興を図るため設置。

2) 施設の概要

所在地	下関市菊川町大字下岡枝56番地1
設置	平成3年9月1日
敷地面積	33,178.54 m ²
設備内容	野球場1, ソフトボール2, サッカー1 (併用) テニスコート2 (夜間照明設備あり)

(菊川総合支所)

指定管理者	一般社団法人菊川スポーツクラブ (公募、R5.3.31 まで)
公共施設の 適正配置に 関する方向性	当該施設は、築 31 年で、対象となる期間は存続の方向とする。

3) 施設の現況

年 度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度
利用延人数	29,765 人	24,657 人	28,368 人	22,124 人	26,189 人

(7) きくがわ温泉華陽【市民生活課】

1) 沿 革

住民の健康福祉を目的に、昭和 48 年に地域福祉施設「温泉華陽」として開設、ふるさと創生事業により新たな泉源を掘削、「きくがわ温泉華陽」としてリニューアルし、現在に至る。平成 18 年 4 月から指定管理者制度を導入している。

2) 施設の概要

所 在 地	下関市菊川町大字下岡枝字西所光 508 番地 1
建 築 面 積	538.49 m ²
建設事業費	157,957 千円
施設使用料	1 回大人 400 円、小学生及び幼児 200 円 休憩入浴 610 円
業 務 内 容	公衆浴場 泉質：ナトリウム炭酸水素塩・塩化物温泉
指定管理者	一般財団法人下関市公営施設管理公社 (非公募、R5.3.31 まで)
公共施設の 適正配置に 関する方向性	民間活力の導入を目的に、2028 年度までに譲渡する方向で検討する。

3) 施設の現況

年 度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度
利用者数	70,113 人	63,217 人	62,965 人	41,615 人	46,058 人

(8) 菊川老人憩の家【市民生活課】

1) 沿革

教養の向上、レクリエーション等、高齢者の健全な憩の場を確保し、高齢者の心身の健康増進を図ることを目的に、昭和51年1月に開設。平成18年4月から指定管理者制度を導入している。

2) 施設の概要

所在地	下関市菊川町大字下岡枝字西所光508番地1
建築面積	208.47㎡
建設事業費	21,280千円
施設使用料	無料
業務内容	高齢者の研修、教養の向上のための各種教室など
指定管理者	一般財団法人下関市公営施設管理公社（非公募、R5.3.31まで）
公共施設の 適正配置に 関する方向性	効率的な施設管理と活性化を図るため、2028年度までに比較的規模の大きい集会施設への機能の集約化と現施設の解体・譲渡を検討する。

3) 施設の現況

年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
利用者数	2,992人	2,492人	2,316人	2,156人	2,006人

(9) 菊川農村婦人の家【建設農林課】

1) 沿革

農村婦人の福祉及び資質向上と農村地域社会における婦人の役割を醸成するための共同施設として、昭和55年4月に設置。平成18年4月から指定管理者制度を導入している。

2) 施設の概況

所在地	下関市菊川町大字上岡枝759番地2
建築面積	306.14㎡
建設事業費	41,343千円
施設使用料	農村婦人の生活改善を目的とした事業を行う場合の参加料を徴しない場合は無料 その他は150円～1,310円
業務内容	農村婦人の活動、技術の習得及び情報交換
指定管理者	菊川農村婦人の家 農産加工技術員 (公募、R8.3.31まで)
公共施設の 適正配置に 関する方向性	他類似施設との集約化を中期から後期(2023～2034年度)に検討する。

3) 施設の現況

令和3年度利用者数

全館	農産加工 実習室	和室	健康管理室	図書室	計
128人	1,128人	355人	0人	15人	1,626人

(10) 菊川堆肥センター【建設農林課】

1) 沿革

家畜排せつ物を原料とし環境に配慮した低コスト良質有機堆肥の製造・供給拠点として平成17年2月に整備した。平成17年2月から指定管理者制度を導入している。

2) 施設の概況

所在地	下関市菊川町大字久野10556番地17
建築面積	3,340㎡
建設事業費	216,500千円
施設使用料	家畜糞尿 1トン当たり 2,600円を超えない範囲
業務内容	家畜排せつ物等の有機性資源を原料とした堆肥の製造

指定管理者	山口県酪農農業協同組合（公募、R7.3.31まで）
公共施設の 適正配置に 関する方向性	民間活力の導入等を目的として、中期から後期（2023～2034年度）に譲渡する方向で検討する。

3) 施設の現況（令和3年度）

利用農家 1戸 年間搬入量 237トン

(11) 農業集落排水施設【建設農林課】

1) 沿革

平成3年度から、菊川町内の生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水を処理する施設として整備を開始し、平成20年度までに町内の5処理区（大野、菊川中央、上田部、檜崎、吉賀）を整備した。

2) 施設の概要

所在地	下関市菊川町内5処理区（大野、菊川中央、上田部、檜崎、吉賀）
処理面積	363ha（全体）
建設事業費	7,153,000千円（全体）
施設使用料	排水施設使用料（受益者のみ）
業務内容	し尿及び生活雑排水の処理
指定管理者	直営
公共施設の 適正配置に 関する方向性	インフラ施設として継続する。

3) 施設の現況

施設接続済戸数 2,424戸（令和4年3月末現在）。

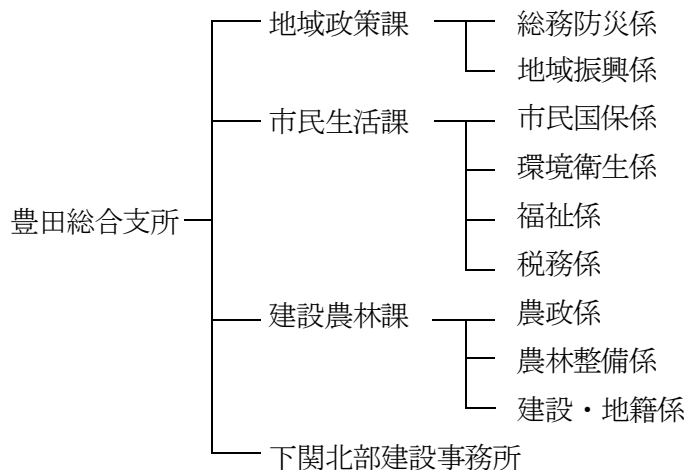
豊田総合支所

1. 豊田区域の概要及び特色

豊田区域は下関市の北東部に位置し、ほぼ正方形をした地形で周囲を600m程度の山々に囲まれた盆地となっており、区域の中心部を南北に山陽、山陰の分水嶺が走っている。区域の総面積は163.47km²のうち約80%を森林面積が占める中山間地帯である。産業は農林業を主体とした第1次産業が基幹産業となっているが、高齢化が進み過疎地域の指定を受けている。

この区域は豊田県立自然公園(豊田湖、華山、狗留孫山、石柱溪)、温泉、国指定天然記念物「木屋川ゲンジボタル発生地」、国指定名勝天然記念物「石柱溪」、梨狩り、冬のワカサギ釣りなど数多くの観光資源に恵まれている。また、豊田湖畔公園をはじめ豊田農業公園「みのりの丘」や道の駅「蛸街道西ノ市」が整備され、農業体験や地域農林産物の販売等を通じ都市と農村との交流拠点となっている。

2. 豊田総合支所の組織図



3. 特色ある事業

(1) 人口定住促進事業【地域政策課】

豊田区域は高齢化が進み過疎地域の指定を受けていることから、将来にわたり定住する意思のある人に対し、奨励措置を講じることにより管内の人口定住を促進し地域の活性化を図ることを目的として定住奨励金や第3子以降の子の出産に対し出産祝金制度などを実施している。

(2) 観光振興等関連事業【豊田総合支所】

豊田地域最大のイベントである「ホテル祭り」は、企画から運営まで多くの住民が参加することで地域の活力が醸成されている。また、時期を同じくして運航される全国初の「ホテル舟」は、ホテルを通じた自然の豊かさを実感でき、観光客の増加に繋がっている。その他にも豊田のふるさとまつり、ホテルの里湯遊ウォークなどを開催することで、交流人口の増加を図り、併せて活気ある地域づくりを行っている。

4. 所管する施設**(1) 豊田湖畔公園【地域政策課】****1) 沿革**

森と湖にまつまれた自然豊かな豊田県立自然公園の中に滞在型レクリエーション活動の場を確保し、住民や観光客の利用により、住民福祉の増進と観光の振興を図ることを目的として開設。平成18年4月から指定管理者制度を導入している。

2) 施設の概要

所在地	下関市豊田町大字地吉348番地
設置	平成7年4月
面積	敷地面積 約20ha 建築面積 789㎡
建設事業費	1,524,407,000円
指定管理者	一般財団法人 豊田湖畔公園管理財団 (公募、R8.3.31まで)
業務の内容	キャンプ場・宿泊等の公園施設等の管理運営
主な設備	湖畔公園キャンプ場、湖畔公園宿泊棟(ケビン)、生産物直売・食材供給施設、バーベキュー施設、イベント広場、野外ステージ、釣り桟橋、木製アスレチック遊具、その他付帯施設
公共施設の適正配置に関する方向性	存続

3) 施設の現況

年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
利用延人数	17,878人	18,350人	20,334人	18,101人	26,001人

(2) 道の駅「蛸街道西ノ市」【地域政策課】**1) 沿革**

山口県内では17番目の道の駅として平成16年12月に開設。

当施設は地域の歴史、自然、文化等を後世に伝え、新しい地域個性の形成を目指すとともに市民と来訪者との交流を通じて住民生活に潤いを提供し、もって市民の福祉の向上、地域経済

(豊田総合支所)

の活性化を図ることを目的として設置、開設当初より指定管理者制度を導入している。

2) 施設の概要

所在地	下関市豊田町大字中村876番地4
設置	平成16年12月
面積	敷地面積 13,099.85 m ² 建築面積 2,266.44 m ²
構造	木造瓦葺平屋建
建設事業費	1,024,000,000円
指定管理者	株式会社 豊田ふるさとセンター (公募、R6.3.31まで)
業務の内容	観光情報の提供、特産品等の販売、施設使用に関する業務
主な設備	観光総合案内所、野菜市、産品等販売施設、食堂、休憩所、会議室、温浴施設、情報コーナー、その他付帯施設
公共施設の 適正配置に 関する方向性	存続

3) 施設の現況

年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
利用延人数	732,986人	706,816人	675,057人	508,539人	601,321人

(3) 下関市豊田農村勤労者福祉センター【地域政策課】

1) 沿革

農村地域における勤労者の体力の向上と教養の振興を図り、就業の円滑と雇用の安定に資するため設置。

2) 施設の概要

所在地	下関市豊田町大字浮石2528番地1
設置	昭和55年4月
面積	敷地面積 3,602.3 m ² 建築面積 1,117 m ²
構造	鉄筋コンクリート一部鉄骨造平屋建
建設事業費	114,500,000円
主な設備	体育館 (バレーボール2面、バドミントン3面、卓球3台)、研修室 (調理台7台)、和室2部屋、会議室1部屋
公共施設の 適正配置に 関する方向性	存続

3) 施設の現況

年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
利用延人数	3,744人	2,663人	3,183人	1,490人	2,039人

(4) 豊田武道館【地域政策課】

1) 沿革

市民の健康の増進と体育の振興を図るため設置。

2) 施設の概要

所在地	下関市豊田町大字矢田208番地3
設置	昭和62年4月
面積	敷地面積 2,924 m ² 建築面積 786.14 m ²
構造	鉄筋コンクリート一部鉄骨造平屋建
建設事業費	111,416,000円
主な設備	柔道場、剣道場、更衣室、事務室、控室、倉庫
公共施設の 適正配置に 関する方向性	中期(2023~2028年度)以降、集約化

3) 施設の現況

年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
利用延人数	3,923人	3,687人	3,096人	2,493人	2,048人

(5) 豊田テニスコート【地域政策課】

1) 沿革

市民の健康の増進と体育の振興を図るため、豊田武道館に併設。

2) 施設の概要

所在地	下関市豊田町大字矢田208番地3
設置	昭和62年4月
面積	敷地面積 1,868 m ²
構造	砂入人工芝
建設事業費	19,968,000円
主な設備	テニスコート2面、照明設備、倉庫

3) 施設の現況

年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
利用延人数	6,741人	6,228人	6,128人	5,029人	5,211人

(6) 豊田中村運動公園【地域政策課】

1) 沿革

市民の健康の増進と体育の振興を図るため、多目的広場として設置。

(豊田総合支所)

2) 施設の概要

所在地	下関市豊田町大字中村810番地2
設置	平成18年10月
面積	敷地面積 5,741 m ² 建築面積 3.35 m ²
建設事業費	4,095,000円
主な設備	多目的広場(グラウンドゴルフ、防災訓練等)、トイレ
公共施設の 適正配置に 関する方向性	存続

3) 施設の現況

年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
利用延人数	5,176人	4,370人	6,478人	3,066人	4,020人

(7) 日野温泉いこいの家【市民生活課】

1) 沿革

市民の福祉と保健の向上及び増進を図ることを目的として設置。

2) 施設の概要

所在地	下関市豊田町大字日野14番地2
設置	平成11年12月
面積	延床面積 99.71 m ² 建築面積 115.74 m ²
構造	木造平屋建
建設事業費	43,446,000円
主な設備	入浴施設、休養施設
公共施設の 適正配置に 関する方向性	土地・源泉を含め、中期(2023~2028年度)に民間に譲渡する方向

3) 施設の現況

年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
利用延人数	3,586人	2,615人	2,590人	1,415人	1,561人

(8) 下関市豊田地域資源循環活用施設【建設農林課】

1) 沿革

畜産農家から排出される家畜の糞尿を堆肥化し、農用地に還元することにより、環境の保全及び土づくりによる地力の増進を図り、もって農業の振興に供する施設として設置。

当該施設は、平成18年4月から指定管理者制度を導入している。

2) 施設の概要

所在地	下関市豊田町大字浮石11052番地1
設置	平成10年7月
面積	敷地面積 10,868 m ² 建築面積 1,980 m ²
構造	鉄骨造平屋建
建設事業費	190,000,000円
指定管理者	有限会社豊田あぐりサービス (公募、R8.3.31まで)
業務の内容	畜産農家からの家畜糞尿の受入及び堆肥化
主な設備	家畜糞尿(堆肥)堆積場、堆肥選別機、堆肥袋詰機
公共施設の 適正配置に 関する方向性	中期(2023~2028年度)以降、譲渡

3) 施設の現況

利用状況

(単位: t)

年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
家畜糞尿	423	557	370	433	533

(9) 下関市豊田田園空間博物館施設【建設農林課】

1) 沿革

地域住民の参画のもと、農村の持つ多面的機能を再評価し、伝統的な農業施設、美しい農村景観等の保全及び復元を行うとともに、都市との共生を進め地域の活性化を図ることを目的として設置。

当該施設は、平成18年4月から指定管理者制度を導入している。

2) 施設の概要

所在地	下関市豊田町大字八道(田園空間博物館総合案内所) 下関市豊田町大字杵路子(旧殿居小学校維新分校)
設置	平成15年4月
面積	敷地面積 409.88 m ² (田園空間博物館総合案内所) 2,355.52 m ² (旧殿居小学校維新分校) 建築面積 135.80 m ² (田園空間博物館総合案内所) 330.08 m ² (旧殿居小学校維新分校)
構造	木造平屋建
建設事業費	30,000,000円(田園空間博物館総合案内所) 94,773,000円(旧殿居小学校維新分校)

(豊田総合支所)

指定管理者	有限会社豊田めぐりサービス (公募、R8.3.31 まで)
業務の内容	施設の維持管理、使用に関する受付・許可、企画運営
主な設備	田園空間博物館総合案内所 (休憩・学習・イベント情報室) 旧殿居小学校維新分校 (加工体験室、和室、研修室)
公共施設の 適正配置に 関する方向性	存続

3) 施設の現況

年 度	H 2 9 年 度	H 3 0 年 度	R 1 年 度	R 2 年 度	R 3 年 度
利用延人数	7,082 人	6,459 人	6,208 人	3,461 人	4,261 人

(10) 下関市豊田農業公園【建設農林課】

1) 沿 革

地域住民の参画のもと地域資源の高付加価値化・地域ブランド化を基軸とした事業を展開するとともに、地域農業を支える新規就農者等の人材育成及び確保により農業及び農村の活性化を図るため、生産、研修、体験、交流等の拠点として設置。

当該施設は、平成18年4月から指定管理者制度を導入している。

2) 施設の概要

所 在 地	下関市豊田町大字浮石及び八道 (浮石原地区)
設 置	平成13年9月
面 積	敷地面積 14.8h a 建築面積 7,425.62 m ²
構 造	木造平屋建 (総合営農指導拠点施設、精米製粉施設、産地形成等促進施設、 農機具格納施設) 木造2階建 (滞在型宿泊施設) 鉄骨造平屋建 (農畜産物集出荷貯蔵施設、多目的利用施設、加工体験施設) 鉄骨造 (ハウス施設)
建設事業費	1,270,514,000円
指定管理者	有限会社豊田めぐりサービス (公募、R8.3.31 まで)
業務の内容	施設の維持管理、使用に関する受付・許可、企画運営
主な設備	総合営農指導拠点施設、農畜産物集出荷貯蔵施設、精米製粉施設、 産地形成等促進施設、果樹施設、ハウス施設、多目的利用施設、 加工体験施設、滞在型宿泊施設、農園施設、農機具格納施設、 その他附帯施設
公共施設の 適正配置に 関する方向性	中期 (2023 年度～2028 年度) 以降、譲渡

3) 施設の現況

年 度	H 2 9年度	H 3 0年度	R 1年度	R 2年度	R 3年度
来場者数	64,321人	69,513人	79,227人	68,078人	84,386人

(11) 下関市殿居地区農村集落多目的共同利用施設【建設農林課】

1) 沿 革

地域住民による営農に関する情報交換、地域特産物の開発、農業生産の合理化等地域の拠点施設として、地域農業・農村の活性化を推進することを目的として設置。

当該施設は、平成18年4月から指定管理者制度を導入している。

2) 施設の概要

所在地	下関市豊田町大字殿居1094番地1
設置	平成10年1月
面積	敷地面積 514.8 m ² 建築面積 283.6 m ²
構造	鉄骨造平屋建
建設事業費	78,100,000円
指定管理者	殿居区（非公募、R8.3.31まで）
業務の内容	施設の維持管理、使用に関する受付・許可、企画運営
主な設備	農事研修室、調理実習室、多目的ホール
公共施設の 適正配置に 関する方向性	中期（2023年度～2028年度）に、近隣の類似施設（殿居公民館）と機能を集約し、引き続き活用する。

3) 施設の現況

年 度	H 2 9年度	H 3 0年度	R 1年度	R 2年度	R 3年度
利用延人数	2,345人	2,178人	2,159人	1,358人	1,589人

(12) 下関市豊田籾乾燥調製施設【建設農林課】

1) 沿 革

水田農業の生産性及び品質の向上、農業生産の省力化等近代的な基幹作業受託体制を整備し、高付加価値な自然乾燥米を生産するために設置。

当該施設は、平成18年4月から指定管理者制度を導入している。

2) 施設の概要

所在地	下関市豊田町大字八道11092番地4
-----	--------------------

(豊田総合支所)

設 置	平成9年9月
面 積	敷地面積 3,940.55 m ² 建築面積 428.88 m ²
構 造	鉄骨造平屋建
建設事業費	218,685,000円
指定管理者	有限会社豊田あぐりサービス (公募、R8.3.31まで)
業務の内容	施設の維持管理、施設利用に係る申込 (粳の乾燥調製依頼) 受付及び業務の実施
主な設備	荷受・計量設備、乾燥設備、粳摺調製施設
公共施設の 適正配置に 関する方向性	中期 (2023~2028年度) 以降、譲渡

3) 施設の現況

利用状況

(単位: kg)

年 度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
粳の乾燥調製	179,330	204,085	171,315	123,228	147,589

(13) 下関市豊田肉用牛繁殖肥育センター【建設農林課】

1) 沿革

肉用牛の繁殖及び肥育技術の実証展示と畜産農家等の技術研修の場の提供を行うことにより、下関市の畜産振興を図ることを目的として設置。

当該施設は、平成18年4月から指定管理者制度を導入している。

2) 施設の概要

所 在 地	下関市豊田町大字浮石10897番地
設 置	平成15年4月
面 積	敷地面積 12,234 m ² 建築面積 594 m ²
構 造	鉄骨造平屋建
建設事業費	55,674,000円
指定管理者	有限会社豊田あぐりサービス (公募、R8.3.31まで)
業務の内容	施設の維持管理、使用に関する受付・許可、自主事業の企画運営
主な設備	牧柵、給水設備、管理室
公共施設の 適正配置に 関する方向性	中期 (2023~2028年度) 以降、譲渡

3) 施設の現況

利用状況

(単位:頭・日)

年 度	H 2 9年度	H 3 0年度	R 1年度	R 2年度	R 3年度
肉 用 牛 の 一 時 預 託 (利用延日数)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

(14) 下関市林業総合センター【建設農林課】

1) 沿 革

林業従事者の福祉を増進し、林業技術と知識の向上に資するとともに林業所得の増大を図ることを目的として設置し、平成18年4月から指定管理者制度を導入している。

2) 施設の概要

所 在 地	下関市豊田町大字中村853番地1
設 置	平成11年7月
面 積	敷地面積 3,989.09 m ² 建築面積 383.12 m ²
構 造	木造瓦平屋建
建設事業費	97,125,000円
指定管理者	山口県西部森林組合(非公募、R8.3.31まで)
業務の内容	施設等の維持管理、使用許可、運営企画
主な設備	多目的ホール、相談室、研修室
公共施設の 適正配置に 関する方向性	中期(2023~2028年度)以降、譲渡

3) 施設の現況

年 度	H 2 9年度	H 3 0年度	R 1年度	R 2年度	R 3年度
利用延人数	1,475人	1,425人	1,196人	500人	257人

(15) 農業集落排水施設【建設農林課】

1) 沿 革

豊田町大河内地区の生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農村集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水を処理する施設として、平成6年度から平成9年度の間を整備し、平成9年10月に供用開始している。

(豊田総合支所)

2) 施設の概要

所在地	下関市豊田町大河内地内 1 処理区
設置	平成9年10月 (供用開始)
面積	敷地面積 919 m ² 建築面積 65.13 m ²
構造	鉄筋コンクリート一部鉄骨造平屋建
建設事業費	4, 770, 000, 000円
業務の内容	し尿及び生活雑排水の処理
主な設備	処理面積 12ha 計画人口 350人
公共施設の 適正配置に 関する方向性	存続

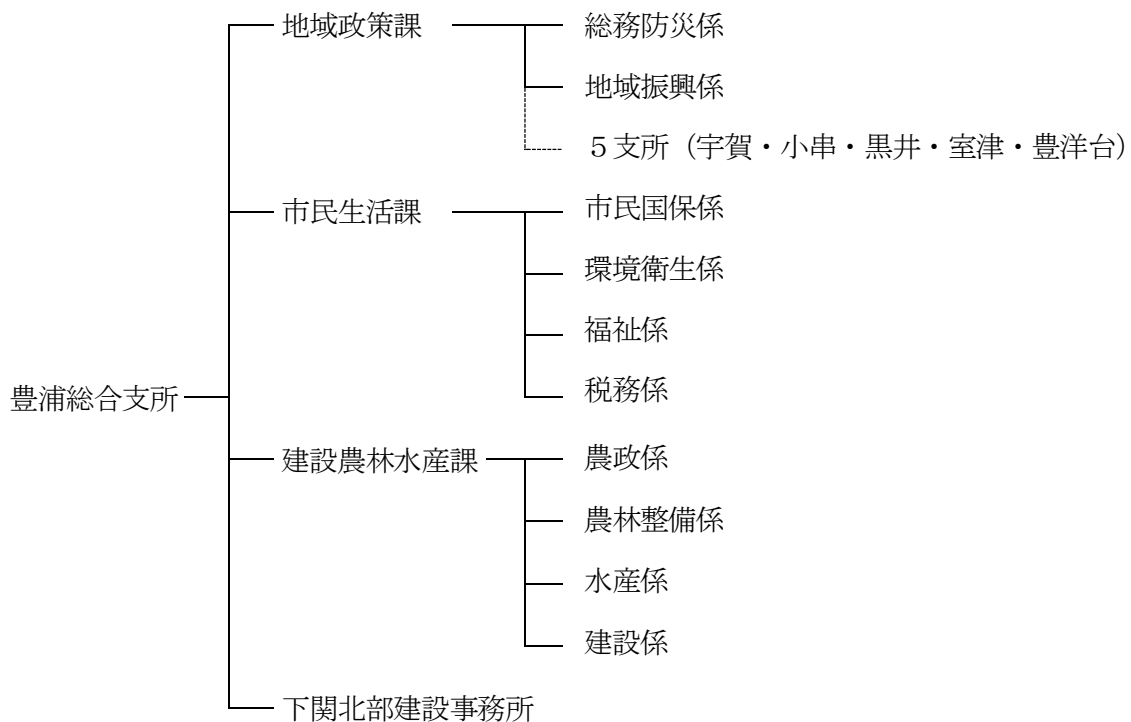
豊浦総合支所

1. 豊浦区域の概要及び特色

豊浦地域は下関市の中西部に位置し、響灘に面し、東西7km、南北17km、総面積75.83km²、人口15,914人(令和4年9月末)の地域である。北東部にある狗留孫山(616m)、南東部の鬼ヶ城山(620m)を結んだ山稜線が他地域との境界線になっている。地域の西部は、西南端の室津御崎から北端の二見夫婦岩まで、24kmの美しい海岸線が続いている。

市の総合計画では、交流促進ゾーン、環境共生ゾーンに位置づけられている。

2. 豊浦総合支所の組織図



3. 特色のある事業

(1) 住民参加型防災救急訓練業務【地域政策課】

住民一人ひとりの防災意識や地域コミュニティにおける防災力を向上させる取組として、これまでの防災関係機関(行政、消防、警察)の行動に主眼を置いていた訓練内容を見直し、平成29年度からは、住民(自治会・まちづくり協議会等)参加・体験型の訓練を実施している。訓練の内容としては、大規模な地震が発生した想定で、自宅から避難所までの徒歩等による避難、非常時の持ち出し品の持参・確認、避難所の運営・情報発信などの訓練を行っている。

(2) 観光交流事業【地域政策課/建設農林水産課】

豊浦町の観光拠点であり、約800年の歴史を誇る“川棚温泉”を中心としながら、毎年5月の「川棚温泉まつり」、8月の「豊浦夏まつり&花火大会」、10月の「豊浦コスモスまつり」の開催・運営を支援し、観光客の増加及び交流人口の拡大を図っている。また、市民と来訪者の交流促進を図り、地域の特性を活用した交流拠点として設置された“下関市川棚温泉交流センター”では、多彩な交流イベントや観光情報発信を行っている。

さらに、「穏やかで優しい、豊かな風土を活かした、『癒やしの小旅行』を可能にするまちづくり」を目指す「豊浦地域〔川棚温泉エリア〕再生計画策定プロジェクト」に取り組んでいる。

(3) 地域スポーツの振興及び郷土愛醸成事業【地域政策課】

毎年2月に“リフレッシュパーク豊浦”をスタート・ゴールとする「豊浦リフレッシュマラソン」の開催・運営を支援し、地域スポーツの振興を図るとともに、参加者と地域住民との交流促進を図っている。また、数々の力士を輩出してきた「相撲のまち、とようら」として「豊浦子ども相撲大会」を開催し、国技である相撲の振興を図っている。

なお、豊浦町出身力士の顕彰をたたえとともに、「相撲のまち、とようら」を広く発信し、郷土愛の醸成と地域のつながりを推進することを目的として、平成29年8月から、豊浦総合支所庁舎内に「郷土力士コーナー」を設置している。

(4) 豊浦総合支援学校障害児放課後対策事業【市民生活課】

山口県立豊浦総合支援学校において、当該学校に通学する児童及び生徒の授業終了後の保護・育成等を行うことにより、当該児童及び生徒並びにその家族の福祉の増進を図る事業を行っている。

4. 所管する施設

(1) 下関市川棚温泉交流センター【地域政策課】

1) 沿革

平成22年1月、地域主導のまちづくりを実施することを目的とした「まちづくり交付金事業」により、豊浦地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした交流の場を提供する観光交流施設として設置。

多彩な交流イベントを開催することができる「大交流室」、会議や展示、カフェ等を利用できる「小交流室」、野外イベント等に利用できる「まちなか広場」などを整備している。また、

ひとびとの暮らしや文化について学ぶことのできる「下関市烏山民俗資料館」を併設しており、観光と文化が複合した施設となっている。

2) 施設の概要

所在地	下関市豊浦町大字川棚字湯町5180番地		
敷地面積	4,498㎡(まちなか広場を含む)		
延床面積	1,242.85㎡		
建築工事費	468,344,100円		
指定管理者	川棚温泉まちづくり株式会社(公募、R6.3.31まで)		
業務の内容	施設使用に関する受付、観光情報提供、自主企画事業の企画運営等		
施設使用料 (1時間あたり)	区分	施設使用料	冷暖房設備使用料 冷房 暖房
	大交流室	830円	210円 310円
	小交流室	310円	100円 150円
公共施設の適正配置に関する方向性	存続		

3) 施設の現況

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
入館者数	41,720人	44,401人	33,163人	14,206人	14,466人

(2) 体育施設(豊浦管内)【地域政策課】

1) 沿革

市民の健康の増進とスポーツの振興を図ることを目的として設置。

2) 施設の概要

夢ヶ丘公園	所在地	下関市豊浦町大字小串
	設置	昭和60年4月
	面積	敷地: 62,000㎡ 野球場: 15,500㎡、テニスコート: 2,888㎡ 多目的グラウンド: 9,800㎡ プール: 2,200㎡
	設備内容	管理棟、駐車場102台、 野球場: 本塁～中堅119m、両翼96m(夜間照明設備6基) テニスコート: 砂入り人工芝4面(夜間照明設備12基) プール: 25m×13m、幼児用、滑り台

	公共施設の適正配置に関する方向性	プール管理棟、野球場管理棟：存続 テニスコート（更衣室）、管理事務所：前期（2015～2022年度）は存続、中期～後期（2023～2034年度）に集約化する方向で検討している。
下関市豊浦夢が丘スポーツセンター	所在地	下関市豊浦町大字小串10140番地
	設置	平成16年4月
	面積	延床：4,006.52㎡ 敷地：21,706.72㎡
	設備内容	バレーボール2面、バスケットボール2面 バドミントン6面、インディアカ6面 武道場：12m×15m（柔道、剣道） ステージ：17m×10m 2階観覧席：固定式496席、車椅子用8席 駐車場：66台
	公共施設の適正配置に関する方向性	存続
下関市豊浦体育センター	所在地	下関市豊浦町大字小串210番地2
	設置	昭和54年4月
	面積	延床：1,437.66㎡ 敷地：1,974.00㎡
	設備内容	バレーボール2面、バスケットボール1面、卓球3面 バドミントン6面、インディアカ6面、フットサル1面 駐車場：5台
	公共施設の適正配置に関する方向性	前期（2015～2022年度）は存続、中期～後期（2023～2034年度）に集約化する方向で検討している。

3) 施設の現況

利用者数		H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
夢ヶ丘公園	野球場	9,792人	10,344人	7,835人	6,086人	7,954人
	テニスコート	9,399人	9,755人	7,972人	4,400人	6,881人
	プール	4,253人	3,807人	2,624人	0人	0人
下関市豊浦夢が丘スポーツセンター		22,250人	22,148人	23,152人	18,518人	16,889人
下関市豊浦体育センター		11,854人	12,083人	12,039人	9,195人	8,801人

(3) 下関市豊浦コミュニティ情報プラザ【地域政策課】

1) 沿革

交通結節点としての利便性を高めるとともに、その優位性を生かし、市民への情報発信及び地域住民のコミュニティ活動の振興を図ることを目的として設置。

2) 施設の概要

所在地	下関市豊浦町大字川棚字田嶋前7112番地4
設置	平成14年3月
敷地面積	2,877.69㎡
建物面積	床面積:310.48㎡ 建築面積:366.86㎡
構造	鉄筋コンクリート造・一部鉄骨造(立体トラス構造)平屋建
附帯設備	ふれあい広場:214.00㎡、タクシープール:373.02㎡ 駐車場:25台、駐輪場:179台
公共施設の適正配置に関する方向性	存続

(4) 下関市豊浦多世代交流センター【市民生活課】

1) 沿革

地域の要望により、多世代間の交流及び高齢者の生きがいと健康づくりの増進を図る目的で平成7年4月に設置された。当初は、地元自治会に運営を委託していたが、平成14年度からは旧豊浦町が運営を行っている。

2) 施設の概要

所在地	下関市豊浦町豊洋台一丁目447番地290
設置	平成7年4月
面積	敷地面積965.00㎡、建物面積449.79㎡
構造	鉄骨造 平屋建
建設事業費	74,335,100円
業務内容	施設使用に関する受付、施設の維持
主な設備	交流室、研修室、娯楽室、調理実習室、事務室
公共施設の適正配置に関する方向性	中期～後期(2023～2034年度)に集約化する方向で検討している。

3) 施設の現況

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
開館日数	308 日	308 日	309 日	250 日	243 日
利用団体	672 団体	667 団体	623 団体	302 団体	263 団体
利用人数	10,224 人	8,873 人	10,783 人	3,240 人	4,049 人

(5) 下関市豊浦自然活用総合管理センター（とんがりぼうし豊浦）【建設農林水産課】

1) 沿革

平成2年4月に開館し、豊かな自然環境の活用を図り、地域の特性を活かした快適で活力あるまちづくり、人づくりを総合的に推進するために設置。平成18年度から指定管理者制度を導入している。

2) 施設の概要

所在地	下関市豊浦町大字川棚5262番地1
設置	平成2年4月
建物面積	鉄骨平屋建 574.25㎡
建設事業費	100,000千円
指定管理者	一般社団法人 豊浦産業振興事業団（公募、R8.3.31まで）
業務内容	運営・維持管理・利用促進
公共施設の適正配置に関する方向性	前期（2015～2022年度）に、利用団体等に機能及び建物を譲渡して活用していく方向、又は他の公共施設等に機能を集約する方向で検討している。

使用料

区分	午前9時 ～正午	正午 ～午後5時	午後5時 ～午後10時	冷暖房設備 (1時間あたり)	
				冷房	暖房
研修ホール	2,610円	3,130円	4,180円	210円	310円
会議室	620円	1,030円	1,460円	100円	150円

*市外居住者の場合は加算あり

3) 施設の現況

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
使用者人数	6,955 人	6,777 人	7,226 人	3,332 人	3,444 人
延べ使用団体数	234 団体	231 団体	225 団体	160 団体	143 団体

(6) リフレッシュパーク豊浦【建設農林水産課】

1) 沿革

「活力ある個性豊かな地域づくり」を目指し、ふるさと創生交付金を使い創設。平成7年10月開園、平成8年9月から有料化。平成18年度から指定管理者制度を導入している。

2) 施設の概要

所在地	下関市豊浦町大字川棚2035番地9
面積	135,361㎡
施設	ビジターセンター、バラ園、イングリッシュガーデン、日本庭園、大花壇、ハーブ園、遊具広場、芝生広場、イベント広場、便所、駐車場、コスモス・菜の花園
指定管理者	川棚温泉まちづくり株式会社（公募、R8.3.31まで）
業務内容	運営・維持管理・利用促進
公共施設の適正配置に関する方向性	存続

3) 施設の現況

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
利用者数	83,753人	79,883人	89,515人	67,432人	69,905人
入園料金	6,700,010円	5,803,800円	10,036,290円	8,858,640円	9,784,970円

(7) 農業集落排水施設【建設農林水産課】

1) 沿革

豊浦町白滝地区の農業用水の水質保全と生活環境の整備を行い、農業生産の増大、農業施設の機能維持及び生活環境の改善を図るため、農村集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水を処理する施設として、平成9年度から平成11年度の間に整備し、平成12年3月に供用開始している。

2) 施設の概要

所在地	下関市豊浦町白滝地区 1処理区
処理面積	5.0ha
計画人口	230人 52戸
建設事業費	176,400千円
供用開始	平成12年3月
事業内容	し尿及び生活雑排水の処理、搬出汚泥（堆肥）の循環利用
公共施設の適正配置に関する方向性	存続

(豊浦総合支所)

5. 所管する主な業務【下関北部建設事務所】

(1) 公共土木施設等の調査、設計及び施工監督業務

4 総合支所管内の道路、橋りょう、河川、交通安全施設等の新設、改良及び補修工事の設計並びに施工監督、公共土木施設等の災害復旧業務を行う。

【設計件数】

地区 年度	菊川		豊田		豊浦		豊北		年度合計	
	件数	うち 災害復旧	件数	うち 災害復旧	件数	うち 災害復旧	件数	うち 災害復旧	件数	うち 災害復旧
平成30年度	12	(0)	28	(0)	26	(3)	36	(14)	102	(17)
令和元年度	20	(0)	24	(3)	50	(15)	47	(21)	141	(39)
令和2年度	30	(5)	15	(0)	38	(15)	35	(18)	118	(38)
令和3年度	17	(0)	27	(2)	33	(5)	42	(7)	119	(14)

(2) 工事及び災害復旧業務に伴う契約事務

総合支所長に対する事務委任規則（平成22年規則第23号）において事務委任された工事契約及び災害査定用調査設計委託業務に係る契約事務を行う。

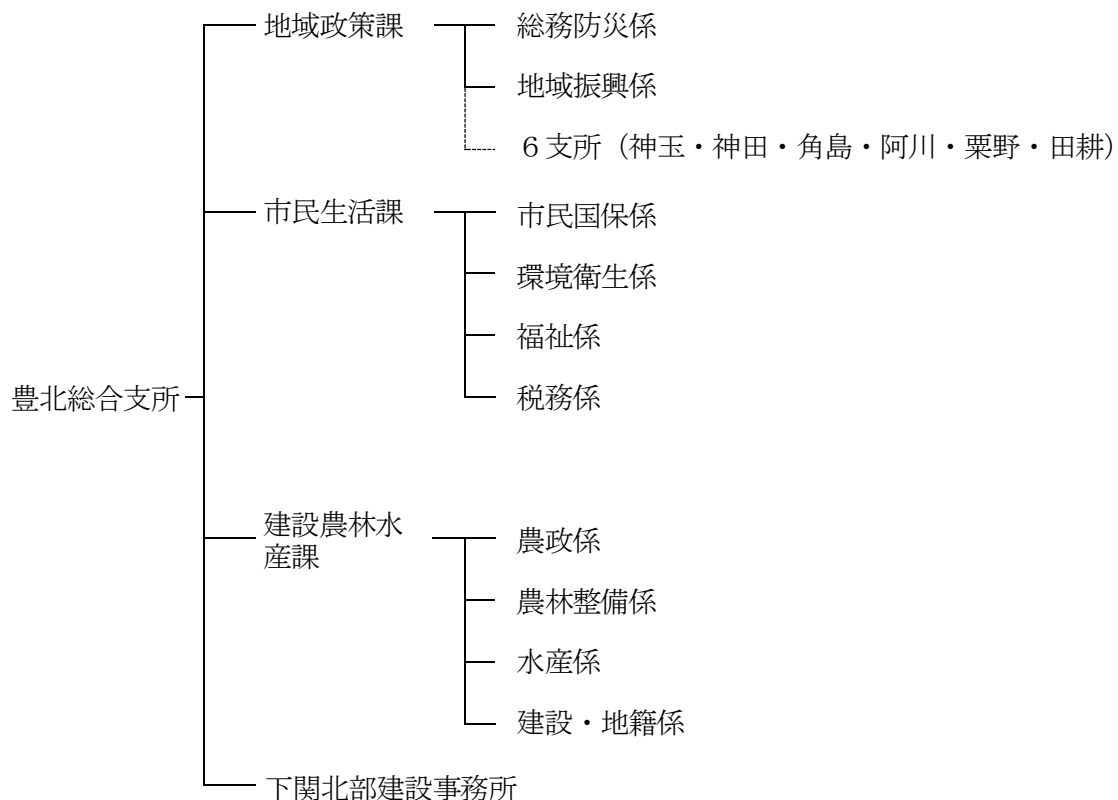
豊北総合支所

1. 豊北区域の概要及び特色

豊北区域は下関市の北端に位置し、東西15km、南北17kmのひし形の本土部分と、海上約2km沖に浮かぶ角島から構成されている。北は日本海、西は響灘に面し、東は標高667.6mの白滝山、南は標高616.3mの狗留孫山を区域境としている。農林・漁業を主産業とし、そのほとんどが北長門海岸国定公園に指定されている海岸線の青い海や白い砂浜、清流粟野川、緑の山々など豊かな自然に恵まれた地域である。

また、全国的にも貴重な国指定史跡「土井ヶ浜遺跡」や重要文化財の「角島灯台」、その角島に架かる角島大橋などがよく知られている。

2. 豊北総合支所の概要



3. 特色ある事業

(1) 人口定住促進事業【地域政策課】

豊北区域の人口定住に資するため、市外からの定住希望者が定住先を決めるまでの一定期間、安価な家賃の住まいを提供する人口定住促進住宅「豊北ハイツ」の運営や定住奨励金、出産祝い金制度などを実施している。

(豊北総合支所)

(2) 地域づくり事業【地域政策課】

7年に一度開催される、山口県指定無形民俗文化財「浜出（殿）祭」（次回は、令和7年4月開催予定）を始め、「豊北夏まつり」や「豊北町観光協会」などへの補助等を通じ、元気のある地域づくりとともに交流人口や観光客の増加を図っている。

(3) 地域スポーツの振興【地域政策課】

平成元年開始の「つのしま夕やけマラソン」や豊北町内地区対抗による「豊北地区球技大会」など、豊北町民のスポーツに対する意識向上、健康増進を推進している。

(4) 豊北町ごみゼロ運動【市民生活課】

豊北町民の環境問題に対する意識向上を図る目的で、平成8年に開始。以降毎年12月第1日曜日に実施している。

(5) 水産物ブランド化推進事業【建設農林水産課】

豊北区域で水揚げされるケンサキイカの需要及び販路の拡大を図り、「下関北浦特牛イカ」としてブランド化を推進するため、のぼり、パンフレットの作成等を行う協議会への支援を行っている。

4. 所管する施設

※公共施設の適正配置に関する方向性については、「公共施設の適正配置に関する方向性」2018年12月を参照。

(1) 下関市豊北地区集客施設（道の駅「北浦街道 豊北」）【地域政策課】

1) 沿革

道路利用者に対し、良好な休憩の場及び道路情報を提供するとともに、地域の観光・交流イベント情報の発信、地域物産品の販売等を通じて交流人口の拡大を図り、地域の活性化と産業の振興に資することを目的とする。

2) 施設の概要

所在地	下関市豊北町大字神田上314番1
設置	平成24年3月24日
面積	建物：1,486.86㎡ 敷地：12,456㎡ (山口県所管用地：2,960㎡は別途管理)
構造	鉄筋コンクリート造（一部屋根部分：木造立体トラス構造） 平屋建
指定管理者	株式会社道の駅豊北（公募、R9.3.31まで）

3) 施設の現況

(単位：日／人／円 人数：レジ通過者)

	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
開設日数	341	341	340	317	341
利用者数	610,951	615,545	597,374	428,191	455,074
売上額	916,630,469	958,702,981	937,838,397	705,714,698	760,112,432

(2) 角島灯台公園【地域政策課】

1) 沿革

明治9年に日本海側初の洋式灯台として建設された角島灯台は、その歴史的価値とともに、美しく堅牢な御影石造の建造物として、重要文化財とされている。

その隣接地に当該公園を設置し、航路標識として、また文化遺産としての角島灯台に対する市民の理解と愛着を深めるとともに、観光レクリエーション客の増大と交流を図り、活力ある地域社会の形成に資することを目的とする。

2) 施設の概要

所在地	下関市豊北町大字角島2343番地2
設置	平成5年度展望ギャラリー建設、灯台記念館整備等公園整備 平成12年度観光交流施設建設
面積	建物：283㎡ 敷地：5,585㎡
構造	鉄筋コンクリート造 2階建外
指定管理者	株式会社ギャラリー館（公募、R8.3.31まで）

3) 施設の現況

	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
灯台公園利用延人数	399,609 人	317,013 人	292,842 人	115,875 人	91,497 人
灯台参観者延人数	101,904 人	98,349 人	92,171 人	45,756 人	40,678 人

(3) 角島サイクルポート【地域政策課】

1) 沿革

市民が自然環境を体験し、学習できる場を提供することにより市民の余暇の活用に寄与するとともに、体験型観光を促進し、角島における交流人口増加を図ることを目的とする。

平成22年度に施設の管理運営委託を見直し、平成23年度から指定管理者制度を適用している。

(豊北総合支所)

2) 施設の概要

所在地	下関市豊北町大字角島853番1
設置	平成21年4月24日
面積	建物：108.86㎡ 敷地：7,243㎡
構造	木造 平屋建
指定管理者	豊北町むらおこし物産振興協同組合（公募、R8.3.31まで）

3) 施設の現況

(実人数：交流広場、学習加工体験室利用を含む。)

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
開設日数	245日	246日	219日	191日	185日
利用者数	1,465人	1,540人	1,228人	913人	347人

(4) 体育施設（豊北管内）【地域政策課】

1) 沿革

市民の健康の増進と体育の振興を図ることを目的とする。

2) 施設の概要

豊北総合運動公園	所在地	下関市豊北町大字滝部2914番地
	設置	平成4年4月
	面積	敷地：102,183.00㎡ 野球場：16,500㎡、テニスコート：4,700㎡ 多目的グラウンド：16,050㎡
	設備内容	管理棟、駐車場230台、芝・ふれあい広場等 野球場：本塁～中堅122m、両翼98m（夜間照明設備6基） テニスコート：全天候型4面、練習コート1面 （夜間照明設備13基） 多目的グラウンド：ソフトボール2面、少年サッカー2面 （夜間照明設備10基）
豊北体育センター	所在地	下関市豊北町大字滝部3158番地1
	設置	昭和58年3月
	面積	建物：1,415.73㎡ 敷地：3,411㎡
	設備内容	バレーボール2面、バスケットボール2面、卓球8面 バトミントン6面

グラウンド 神田市民	所在地	下関市豊北町大字神田2410番地
	設置	平成元年2月
	面積	敷地：11,527㎡
	設備内容	ソフトボール（夜間照明設備あり）
グラウンド 田耕市民	所在地	下関市豊北町大字田耕4332番地
	設置	昭和60年
	面積	敷地：6,800㎡
	設備内容	野球1面、ソフトボール2面（夜間照明設備あり）

3) 施設の現況

			H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
豊北総合運動公園	テニスコート	利用日数	305日	288日	285日	261日	209日
		利用者数	6,358人	4,321人	3,462人	3,627人	3,238人
	多目的グラウンド	利用日数	233日	210日	230日	206日	215日
		利用者数	7,300人	6,505人	9,026人	4,779人	6,433人
	野球場	利用日数	71日	74日	102日	73日	65日
		利用者数	5,103人	4,198人	4,701人	3,586人	4,763人
	芝グラウンド	利用日数	86日	71日	74日	22日	35日
		利用者数	5,061人	3,222人	5,074人	1,159人	2,151人
	管理棟	利用日数	25日	26日	28日	12日	7日
		利用者数	1,105人	1,464人	2,232人	276人	760人
計	利用者数	24,927人	19,710人	24,495人	13,427人	17,345人	
豊北体育センター	利用日数	264日	267日	235日	216日	241日	
	利用者数	6,712人	5,921人	5,076人	4,415人	4,336人	
神田市民グラウンド	利用日数	112日	99日	91日	50日	63日	
	利用者数	2,954人	3,444人	2,318人	1,271人	1,347人	
田耕市民グラウンド	利用日数	90日	85日	82日	67日	94日	
	利用者数	2,727人	3,842人	3,097人	1,873人	2,010人	

(5) デイサービスセンター【市民生活課】

1) 沿革

廃園となった保育所を転用して、高齢者の福祉の増進を目的に設置。

デイサービスセンターとしての役割のほか、利用者の心身の機能維持及び利用者家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることも目的に事業を行っており、豊北地域における在宅高齢者福祉施策推進の拠点施設の1つである。

2) 施設の概要

名 称	下関市和久生きがいデイサービスセンター	下関市デイサービスセンター「ほのぼの」
所 在 地	豊北町大字神田上141番地3	豊北町大字神田4611番地2
土地面積	667.97 m ²	2,943.49 m ²
建物面積	297.70 m ²	406.00 m ²
供用開始	平成13年4月	平成11年2月
指定管理者	社会福祉法人下関市社会福祉協議会（非公募、R8.3.31まで）	
業務内容	身体状況やニーズを把握した上で、送迎、食事、入浴、日常動作訓練、レクリエーション等の各種サービスを提供する。	

3) 施設の現況

		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
下関市和久生きがい デイサービスセンター	開設日数	244日	244日	235日	241日	242日
	利用者数	3,071人	3,001人	3,106人	2,841人	2,948人
下関市デイサービス センター「ほのぼの」	開設日数	291日	256日	255日	255日	257日
	利用者数	1,246人	1,549人	1,577人	2,175人	2,050人

(6) 下関市角島地域資源活用総合交流促進センター（しおかぜの里角島）

【建設農林水産課】

1) 沿革

都市農村交流の促進及び農林水産業振興を図るため、地域資源を活用した交流拠点として設置。

2) 施設の概要

所 在 地	下関市豊北町大字角島853番地4
設置年月日	平成13年8月24日
面 積	延床：526 m ² 敷地：4,898 m ²
事業費	173,295千円
指定管理者	豊北町むらおこし物産振興協同組合（公募、R7.3.31まで）

3) 施設の現況

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
利用者数	164,479人	144,027人	132,684人	66,632人	51,999人

(7) 角島尾山地区農業集落排水施設【建設農林水産課】

1) 設置目的

農業集落の生活環境の向上及び公共用水域の保全を図るため、排水施設を設置。

2) 施設の概要

所在地	下関市豊北町大字角島2443番地34
敷地面積	1,227㎡
建設事業費	740,756千円
供用開始	平成21年9月1日 一部供用開始 平成22年4月1日 全面供用開始
対象人口	835人
対象戸数	195戸

3) 施設の現況

施設接続済戸数 144戸 (令和4年3月末現在)

参 考 編

主な市出資法人の状況

一般財団法人 下関市公営施設管理公社	4 1 3
公益財団法人 下関市文化振興財団	4 1 4
一般財団法人 下関海洋少年団育成会	4 1 4
公益財団法人 下関市水道サービス公社	4 1 5
一般社団法人 豊浦産業振興事業団	4 1 5
有限会社 豊田あぐりサービス	4 1 6
一般財団法人 豊田湖畔公園管理財団	4 1 7
株式会社 豊田ふるさとセンター	4 1 7
菊川町まちづくり株式会社	4 1 8
公益財団法人 下関海洋科学アカデミー	4 1 8
公立大学法人 下関市立大学	4 1 9
地方独立行政法人 下関市立市民病院	4 2 2

一部事務組合及び広域連合の状況

山口県市町総合事務組合	4 2 4
山口県後期高齢者医療広域連合	4 2 5

主な市出資法人の状況

1. 一般財団法人 下関市公営施設管理公社

(1) 設立の目的等

下関市等と密接な連携を保ち、下関市等の施設の管理運営について、指定管理者の指定、業務の委託を受け、又は施設を借り受け、効率的に施設の設置目的等を達成することにより、市民等の福利厚生の上及び地域社会の健全な発展に寄与すること、その他市民の利便性の向上を図ることを目的とする。

所在地	下関市唐戸町4番1号 カラトピア4階
設立年月日	昭和44年4月26日
基本財産	11,000千円
市出捐金(市出資割合)	11,000千円(100%)

(2) 役員及び職員(令和4年5月31日現在)

- 1) 役員 常勤：理事長1人(本市退職者1人)
非常勤：理事4人、監事2人、計6人(うち本市職員の充て職3人)
- 2) 職員 職員41人、嘱託職員10人

(3) 主な事業

- 1) 指定管理事業 ※ () 内は施設所管課及び指定管理終了年月日
 - ア. 勤労青少年ホーム(産業振興部産業立地・就業支援課、R8. 3. 31まで)
 - イ. 勤労者総合福祉センター(産業振興部産業立地・就業支援課、R8. 3. 31まで)
 - ウ. 長府庭園(観光スポーツ文化部観光施設課、R8. 3. 31まで)
 - エ. ふれあい健康ランド(観光スポーツ文化部観光施設課、R8. 3. 31まで)
 - オ. 長府毛利邸(観光スポーツ文化部観光施設課、R8. 3. 31まで)
 - カ. 本庁管内体育施設(観光スポーツ文化部スポーツ振興課、R8. 3. 31まで)
(市体育館、下関陸上競技場、下関庭球場、弓道場、アーチェリー場、相撲場、市武道館、彦島体育館、彦島庭球場、彦島地区公園多目的広場、彦島武道館、彦島田の首運動場、長府体育館、市民プール、市民プール附属運動場、長府扇町第1運動場、小月武道館、垢田体育館、垢田運動場、川中武道館、吉見体育館)
 - キ. 満珠荘(福祉部長寿支援課、R9. 3. 31まで)
 - ク. サングリーン菊川・菊川温泉プール・きくがわ温泉華陽・菊川老人憩の家
(菊川総合支所地域政策課及び市民生活課、R5. 3. 31まで)
- 2) 業務受託事業 ※ () 内は施設所管課
 - ア. 唐戸市場駐車場(農林水産振興部市場流通課)
 - イ. 火の山地区観光施設(火の山パークウェイ・火の山立体駐車場)
(観光スポーツ文化部観光施設課)
 - ウ. 火の山ロープウェイ(観光スポーツ文化部観光施設課)
 - エ. 市立美術館(教育部美術館)
 - オ. 粗大ごみ等受付センター(環境部クリーン推進課)

(主な市出資法人の状況)

2. 公益財団法人 下関市文化振興財団

(1) 設立の目的等

下関市から指定管理者の指定を受けて行う文化施設の管理運営及び文化事業を行うことにより、下関市民の文化活動の振興を図ることを目的とする。

所在地	下関市竹崎町四丁目5番1号
設立年月日	昭和52年4月14日
基本財産	10,000千円
市出資金(市出資割合)	10,000千円(100%)

(2) 役員及び職員(令和4年12月1日現在)

- 1) 役員 常勤: 理事長1人、常務理事1人、計2人(うち本市退職者1人)
非常勤: 理事4人、監事2人、計6人(うち本市職員の充て職2人)
- 2) 職員 職員21人、嘱託職員21人

(3) 主な事業

- 1) 文化振興に関する文化事業の企画・実施
- 2) 市民の文化活動の支援・促進
- 3) 指定管理事業 ※ () 内は施設所管課及び指定管理終了年月日
 - ア. 市民会館(観光スポーツ文化部文化振興課、R8.3.31まで)
 - イ. 近代先人顕彰館(観光スポーツ文化部文化振興課、R9.3.31まで)
 - ウ. 生涯学習プラザ(教育部生涯学習課、R7.3.31まで)

3. 一般財団法人 下関海洋少年団育成会

(1) 設立の目的等

下関海洋少年団の活動の支援と育成を図るため、その経済基盤の充実に必要な資金の助成事業を行い、地域社会に貢献することを目的とする。

所在地	下関市竹崎町四丁目6番8号
設立年月日	昭和54年5月21日
基本財産	30,000千円
市出資金(市出資割合)	20,000千円(66.7%)

(2) 役員及び職員(令和4年6月30日現在)

- 1) 役員 非常勤: 理事長1人、理事2人、常務理事1人、監事1人、計5人
(うち本市職員の充て職1人)
- 2) 職員 職員0人

(3) 主な事業

- 1) 下関海洋少年団運動の支援、育成に関する事業
- 2) 下関海洋少年団活動の普及啓蒙に関する事業

4. 公益財団法人 下関市水道サービス公社

(1) 設立の目的等

水道が市民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであり、かつ、水が貴重な資源であることにかんがみ、水道に関する市民サービスの向上、広報啓発及び施設の適正かつ合理的な維持管理に資する事業を行い、もって公衆衛生の向上と市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

所在地	下関市春日町8番1号
設立年月日	平成2年2月1日
基本財産	50,000千円
市出資金(市出資割合)	50,000千円(100%)

(2) 役員及び職員(令和4年4月1日現在)

- 1) 役員 常勤：理事長1人、専務理事1人、計2人(いずれも本市退職者)
非常勤：理事4人、監事2人、計6人(うち本市職員の充て職2人)
- 2) 職員 職員16人(うち本市退職者15人)

(3) 主な事業

1) 公益目的事業

- ア. 水道水の水質の安定に寄与する事業
 - (ア) 小規模貯水槽水道の管理指導業務
 - (イ) 配水管末水質調査業務
- イ. 水道の安定供給の促進及び水道に関する知識の普及・啓発に寄与する事業
 - (ア) 宅地内給水装置診断業務
 - (イ) 水道技術講習等業務
 - (ウ) 水道施設見学、体験業務

2) その他の事業

- ア. 市民サービス事業
 - (ア) 水道相談業務
- イ. 施設等維持管理事業
 - (ア) 災害備蓄用水管理業務
 - (イ) 水道施設維持管理業務
 - (ウ) 水道メータ管理業務

5. 一般社団法人 豊浦産業振興事業団

(1) 設立の目的等

地域の優れた自然環境の利用方法の研究、特産品の普及及び地域の特性を活かした都市と農村の交流事業を推進するとともに、地域産業の振興を図り、地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(主な市出資法人の状況)

所在地	下関市豊浦町大字川棚5262番地1
設立年月日	平成2年12月12日
基本財産	4,850千円
市出資金(市出資割合)	3,000千円(61.9%)

(2) 役員及び職員(令和4年3月31日現在)

- 1) 役員 非常勤：理事長1人、副理事長1人、理事7人、監事2人、計11人
(うち本市退職者2人、本市職員の充て職2人)
- 2) 職員 常勤職員1人、非常勤職員2人

(3) 主な事業

- 1) 指定管理事業 ※ () 内は施設所管課及び指定管理終了年月日
ア. 豊浦自然活用総合管理センター(豊浦総合支所建設農林水産課、R8.3.31まで)
- 2) 都市農村交流事業
ア. 加工・体験教室の開催
イ. 市民農園の斡旋
ウ. 地元特産品の斡旋販売
エ. 収穫体験(イチゴ狩り)の斡旋
オ. 農産物販売市の開催(土曜日・日曜日)

6. 有限会社 豊田めぐりサービス

(1) 設立の目的等

基幹農作業の受委託をはじめ、豊田農業公園施設及び同公園施設内に設置された公の施設の管理運営等の事業を行うことを目的とする。

所在地	下関市豊田町大字八道601番地3
設立年月日	平成5年10月20日
資本金	15,300千円
市出資金(市出資割合)	8,500千円(55.6%)

(2) 役員及び職員(令和4年3月31日現在)

- 1) 役員 常勤：代表取締役1人、取締役1人、計2人
非常勤：取締役2人、監査役1人、計3人
- 2) 職員 職員5人、臨時職員27人

(3) 主な事業

- 1) 基幹農作業の受委託
- 2) 指定管理事業 ※ () 内は施設所管課及び指定管理終了年月日
ア. 下関市豊田農業公園施設(豊田総合支所建設農林課、R8.3.31まで)
イ. 下関市豊田地域資源循環活用施設(豊田総合支所建設農林課、R8.3.31まで)
ウ. 下関市豊田田園空間博物館施設(豊田総合支所建設農林課、R8.3.31まで)
エ. 下関市豊田籾乾燥調製施設(豊田総合支所建設農林課、R8.3.31まで)
オ. 下関市豊田肉用牛繁殖肥育センター(豊田総合支所建設農林課、R8.3.31まで)

7. 一般財団法人 豊田湖畔公園管理財団

(1) 設立の目的等

豊田ふるさと自然公園国民休養地及びそれに附属する施設を適切に管理運営することにより、豊かな自然の中における健全な観光レクリエーション活動を促進し、以って国民の福祉の増進及び文化の向上並びに地域経済の振興に寄与することを目的とする。

所在地	下関市豊田町大字地吉字岡の台348番地
設立年月日	平成7年5月15日
基本財産	41,100千円
市出捐金(市出資割合)	50,000千円(97.8%)

(2) 役員及び職員(令和4年3月31日現在)

1) 役員 非常勤：理事長1人、理事9人、監事2人、計12人
(うち本市職員の充て職1人)

常勤：理事1人、計1人

2) 職員 職員 3人(うち常勤理事1人)、臨時職員 17人

(3) 主な事業

1) 指定管理事業 ※ () 内は施設所管課及び指定管理終了年月日

ア. 下関市豊田湖畔公園施設(豊田総合支所地域政策課、R8.3.31まで)

8. 株式会社 豊田ふるさとセンター

(1) 設立の目的等

農産物等の販売及び道の駅「蛸街道西ノ市」の管理運営等の事業を行うことを目的とする。

所在地	下関市豊田町大字中村876番地4
設立年月日	平成8年11月1日
資本金	65,800千円
市出資金(市出資割合)	55,000千円(83.6%)

(2) 役員及び職員(令和4年3月31日現在)

1) 役員 非常勤：代表取締役1人、取締役4人、監査役2人、計7人
(うち本市退職者1人、本市職員2人(うち充て職1人))

2) 職員 職員20人、臨時職員19人

(3) 主な事業

1) 指定管理事業 ※ () 内は施設所管課及び指定管理終了年月日

ア. 道の駅「蛸街道西ノ市」(豊田総合支所地域政策課、R6.3.31まで)

2) 道の駅「蛸街道西ノ市」付随施設の管理運営

(主な市出資法人の状況)

9. 菊川町まちづくり株式会社

(1) 設立の目的等

農林水産物等の販売及び道の駅「きくがわ」(菊川総合交流ターミナル)の管理運営等の事業を行うことを目的とする。

所在地	下関市菊川町大字上岡枝766番地1
設立年月日	平成9年3月18日
資本金	17,500千円
市出資金(市出資割合)	10,000千円(57.1%)

(2) 役員及び職員(令和4年3月31日現在)

- 1) 役員 非常勤: 代表取締役1人、専務取締役1人、取締役1人、監査役2人、計5人
(うち本市職員の充て職2人)
- 2) 職員 職員1人、契約社員2人、臨時社員11人

(3) 主な事業

- 1) 指定管理事業 ※ () 内は施設所管課及び指定管理終了年月日
ア. 菊川総合交流ターミナル(菊川総合支所地域政策課、R8.3.31まで)

10. 公益財団法人 下関海洋科学アカデミー

(1) 設立の目的等

下関市立しものせき水族館を主体として、下関市あるかぼーとを中心としたウォーターフロント地区の観光・レクリエーション事業の振興を図り、併せて水生生物の保護、保全、愛護思想の普及開発に努め、もって地域の活性化と住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

所在地	下関市あるかぼーと6番1号
設立年月日	平成11年10月1日
基本財産	149,000千円
市出捐金(市出資割合)	100,000千円(67.1%)

(2) 役員及び職員(令和4年12月1日現在)

- 1) 役員 常勤: 専務理事1人、常務理事1人、計2人
非常勤: 理事長1人、理事9人、監事2人、計12人(うち本市職員の充て職4人)
- 2) 職員 職員50人、臨時職員26人

(3) 主な事業

- 1) 指定管理事業 ※ () 内は施設所管課及び指定管理終了年月日
ア. 下関市立しものせき水族館「海響館」(観光スポーツ文化部観光施設課、R8.3.31まで)
- 2) 水生生物及び社会教育に関する調査研究
- 3) 水生生物の保護及び保全に関する調査研究及び普及啓発
- 4) 水生生物の収集、飼育及び展示
- 5) 広報宣伝、観光客誘致、その他観光・レクリエーション事業の振興に関する事業

11. 公立大学法人 下関市立大学

(1) 設立の目的等

総合的な知識と専門的な学術を教授研究するとともに、地域に根ざし、世界を目指す教育と研究を通じ有為な人材を育成することにより、地域社会及び国際社会の発展に寄与するため、大学を設置し、及び管理することを目的とする。

所在地	下関市大学町二丁目1番1号
設立年月日	平成19年4月1日
資本金	5,872,170千円
市出資金(市出資割合)	5,872,170千円(100%)
市出資年月日	平成19年4月1日、平成24年4月1日

(2) 教育研究の理念

- 1) 教育と研究の一体性に基づく新たな知の創造
- 2) 東アジアを中心に広く世界に目を向けた教育と研究
- 3) 地域社会の知的センターとして地域に根ざした教育と研究

(3) 役員及び職員(令和4年5月1日現在)

- 1) 役員 常 勤：理事長1人、副理事長(学長)1人、理事2人、計4人(うち本市退職者1人)
非常勤：理事2人、監事2人
- 2) 教職員数 教員 56人(学長を除く)、職員数 45人

(4) 施設の概要

- 1) 校 地 58,062㎡

2) 主要建物

(令和4年5月1日現在)

建物種別	構 造	延面積(㎡)	建築年次
本館Ⅰ棟・Ⅱ棟	鉄筋コンクリート造5階建	6,080.11	平成23年
体 育 館 (うち武道場部分)	鉄筋コンクリート造平屋建 (一部鉄骨造)	3,521.95 (237.03)	平成19年 (平成25年増築)
学術センター (うち図書館部分)	鉄筋コンクリート造3階建	4,183.67 (2,914.88)	平成 2年
集 密 書 庫	軽 量 鉄 骨 造 平 屋 建	339.81	平成24年
A 講 義 棟	鉄筋コンクリート造3階建	4,257.72	昭和58年
B 講 義 棟	鉄筋コンクリート造3階建	3,615.67	平成 3年
厚 生 会 館	鉄筋コンクリート造3階建	2,208.50	平成 4年
学 友 会 館	鉄筋コンクリート造4階建 (一部鉄骨造)	2,323.17	平成12年
その他(弓道場、クラブ室等)	プレハブほか	526.36	
計		27,056.96	

(主な市出資法人の状況)

(5) 科学研究費助成事業の申請・採択状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
申請数	28人 (29件)	28人 (29件)	27人 (28件)	40人 (41件)
採択数	5人 (5件)	3人 (3件)	3人 (3件)	4人 (4件)
採択率	17.9% (17.2%)	10.7% (10.3%)	11.1% (10.7%)	10.0% (9.8%)

※年度は採択年度で、新規採択分のみ掲載

(6) 学部等の構成

経済学部	経済学科(入学定員195人) 国際商学科(入学定員195人) 公共マネジメント学科(入学定員60人)
大学院経済学研究科	経済・経営専攻(入学定員10人)
専攻科	特別支援教育特別専攻科(入学定員10人)
附属施設等	都市みらい創造戦略機構、リカレント教育センター、 図書館(蔵書数:271,990冊)、国際交流センター、 相談支援センター

(7) 学生の状況(令和4年5月1日現在)

総学生数 2,075人(学部2,044人、大学院27人、専攻科4人)

(8) 令和3年度の就職状況(9月卒業生を含む)

	計	うち進学者		うち就職希望者		うち就職者	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合
経済学部	497人	17人	3.4%	473人	95.2%	465人	98.3%
経済学科	209人	9人	4.3%	196人	93.8%	192人	98.0%
国際商学科	225人	7人	3.1%	216人	96.0%	214人	99.1%
公共マネジメント学科	63人	1人	1.6%	61人	96.8%	59人	96.7%
大学院経済学研究科	3人	0人	0%	2人	66.7%	2人	100.0%
経済・経営専攻	3人	0人	0%	2人	66.7%	2人	100.0%

(9) 就職決定率推移

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
99.0%	99.1%	98.3%	98.3%

(10) 4年間で卒業した学生の推移 (編入学生除く)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
人数	464人	490人	434人	451人
割合	82.7%	87.7%	88.4%	87.9%

(主な市出資法人の状況)

12. 地方独立行政法人 下関市立市民病院

(1) 設立の目的等

地域の医療機関及び下関市と連携し、地域医療はもとより、市民のニーズに応じた救急医療及び高度医療等を提供することにより、市民の健康の維持及び増進に寄与することを目的とする。

所在地	下関市向洋町一丁目13番1号
設立年月日	平成24年4月1日
資本金	711,529,840円
市出資金(市出資割合)	711,529,840円(100%)
市出資年月日	平成24年4月1日

(2) 役員及び職員(令和4年4月1日現在)

1) 役員 常勤: 理事長1人、副理事長1人、理事3人、計5人(うち本市退職者1人)

非常勤: 理事2人、監事2人、計4人

2) 職員

医師	65人
看護師	291人
医療技術員	101人
事務職	55人
計	512人

(3) 施設概要

敷地面積	27,742.68㎡
建物概要	・本館 鉄筋コンクリート7階建 延べ床面積 26,351.41㎡ ・新館 鉄筋コンクリート地下1階付4階建 延べ床面積 3,598.56㎡
診療科目	・内科系 内科、血液内科、腎臓内科、糖尿病内分泌代謝内科、リウマチ膠原病内科、アレルギー科、緩和ケア内科、ペインクリニック内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、神経内科、精神科、小児科 ・外科系 外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、消化器外科、小児外科、整形外科、リハビリテーション科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線診断科、放射線治療科、麻酔科、乳腺外科、救急科、病理診断科 ・歯科系 歯科、歯科口腔外科
病床数	総病床数: 382床 (ア) 一般病床 376床 (休床6床) (イ) 感染症病床 6床

(4) 診療実績

項目		令和2年度	令和3年度	比較増減(△)
入院	延べ患者数	86,862人	90,762人	3,900人 (4.5%)
	うち新入院患者数	6,083人	6,385人	302人 (5.0%)
	1日平均患者数	238.0人	248.7人	10.7人 (4.5%)
	診療収入	5,854,706,492円	6,025,868,929円	171,162,437円 (2.9%)
	診療単価	67,402円	66,392円	△1,010円 (△1.5%)
外来	延べ患者数	112,999人	113,170人	171人 (0.2%)
	1日平均患者数	465.0人	467.6人	2.6人 (0.6%)
	診療収入	2,404,080,603円	2,468,113,866円	64,033,263円 (2.7%)
	診療単価	21,275円	21,809円	534円 (2.5%)
その他医業収益		164,455,210円	177,298,082円	12,842,872円 (7.8%)
平均在院日数		11.5日	11.5日	±0日
救急車搬送受入件数		2,111件	2,350件	239件 (11.3%)
健診件数(人間ドック含む)		3,451件	3,852件	401件 (11.6%)
病床稼働率		64.3%	67.2%	2.9%

(一部事務組合及び広域連合の状況)

1. 山口県市町総合事務組合

(1) 設立の目的

山口県内の地方公共団体をもって組織され、①災害基金事務、②職員退職手当事務、③消防団員補償事務、④公務災害補償事務、⑤公平委員会事務、⑥交通災害共済事務、⑦自治会館管理事務、⑧行政不服審査会事務を共同処理することを目的とする。

(※本市が加入している事務は、上記のうち①の災害対策のために行う積立金に関する事務、⑦の山口県自治会館の設置及び管理運営に関する事務及び⑧の行政不服審査会事務)

(2) 設立年月日

平成18年10月1日

(3) 構成団体 (令和4年4月1日現在)

山口県内の全市町、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周陽環境整備組合、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合、光地区消防組合、柳井地域広域水道企業団、岩国地区消防組合、宇部・山陽小野田消防組合、山口県後期高齢者医療広域連合、山口県市町総合事務組合

(4) 組 織 (令和4年4月1日現在)

- | | |
|---------|---|
| 1) 執行機関 | 管理者1人、副管理者1人、会計管理者1人、監査委員3人 |
| ア. 事務局 | 事務局長ほか職員6人 |
| 2) 議 会 | 定数10人 (現員数10人)
(市町の長のうちから8人、市町の議会の議長のうちから2人) |

(5) 所管する施設

- | | |
|-----------|------------------------------|
| 1) 施設の名称 | 山口県自治会館 |
| 2) 竣工年月日 | 昭和52年11月2日 |
| 3) 施設の所在地 | 山口市大手町9-11 |
| 4) 構 造 | 鉄筋コンクリート造、地上6階 |
| 5) 延床面積 | 3,681.56㎡ (組合所有部分 1,535.08㎡) |

2. 山口県後期高齢者医療広域連合

(1) 設立の目的

平成20年4月から開始された、後期高齢者医療制度を運営することを目的とする。

(2) 設立年月日

平成19年2月1日

(3) 構成団体 (令和4年4月1日現在)

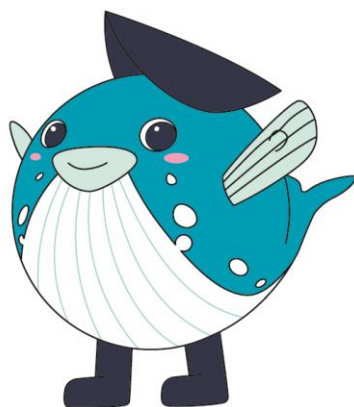
山口県内の全市町

(4) 組織 (令和4年4月1日現在)

- | | |
|---------|---|
| 1) 執行機関 | 広域連合長1人、副広域連合長1人、会計管理者1人、
監査委員2人、選挙管理委員会委員4人 |
| ア. 事務局 | 事務局長ほか職員25人 |
| 2) 議会 | 定数12人 (現員数12人)
(市長のうちから4人、町長のうちから2人、市議会議員のうちから
4人、町議会議員のうちから2人) |

(5) 業務の概要

高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、対象者の資格認定、保険料の決定、賦課、医療を受けたときの給付など後期高齢者医療制度の運営主体としての業務を行っている。



下関市メインキャラクター「せきまる」

令和5年2月
発行 下関市議会事務局